

令和 4 年 度
包 括 外 部 監 査 結 果 報 告 書

商工行政に関する事務の執行について

令和 5 年 1 月

久留米市包括外部監査人

黒 岩 延 峰

～ 包括外部監査 目次 ～

第1章	包括外部監査の概要	1
1.	包括外部監査の種類	1
2.	選定した特定の事件	1
3.	特定の事件を選定した理由	1
4.	包括外部監査の対象期間	1
5.	包括外部監査の方法	2
6.	包括外部監査の実施期間	2
7.	包括外部監査人を補助した者	2
8.	利害関係	3
第2章	久留米市の現況及び商工行政の概要	4
1.	久留米市の人口及び世帯数の推移	4
2.	久留米市の人口動態	4
3.	久留米市の税収推移	5
4.	久留米市商工費の状況	5
5.	他の中核市との商工費比較	6
6.	商工行政の概要	8
(1)	令和3年度の主な事業概要	8
(2)	商工業の現況	10
(3)	産業別就業人口	11
(4)	商工観光労働部令和3年度基本方針	12
(5)	商工観光労働部令和3年度重点事業	12
(6)	商工観光労働部の内部組織及び分掌事務	15
第3章	監査結果総括	17
1.	監査結果の共通の意見	17
(1)	補助金制度の効果測定方法、指標、制度の終期	17
(2)	補助財産の処分制限	17
(3)	例外時の意思決定の体制整備	17
(4)	規定間ないし規定と宣誓・同意書等とのリーガルチェック	18
(5)	久留米市世界のつばき館と久留米つばき園	18
(6)	コロナ禍の休業時の臨時雇用者、経費等	18
(7)	公益財団法人久留米観光コンベンション国際交流協会	19
2.	監査結果総括表	20

第4章 商工業振興費	41
1. 中心部商業活性化事業	41
2. 商工指導機関助成事業	56
3. 地域商業支援事業	76
4. 中心市街地活性化事業	91
5. 事業者連携買い物支援事業	112
6. まちなか賑わい創造事業	119
7. 中小企業共同事業促進助成	131
8. 創業支援事業	141
(1) 久留米市創業支援事業補助金	142
(2) 知的財産普及活用推進事業費補助金	144
(3) 中小企業新規開業資金預託金	146
9. 新産業団地整備事業	147
10. 新産業・新技術支援事業	151
11. バイオ産業振興事業	160
12. 企業立地促進資金利子等補給金	168
13. 産業振興奨励金	171
14. 企業誘致推進事業	175
15. 地域企業育成事業	182
(1) 久留米市中小企業 DX 促進補助金	182
(2) 久留米市オンライン商談開催委託	187
(3) 商工相談窓口体制強化委託	190
(4) 中小企業経営改善支援事業費補助金	192
(5) 久留米市販路開拓促進事業費補助金	197
(6) 中小企業止水板等設置事業費補助金	200
16. 地場産業総合振興事業	203
17. 産業団地整備事業特別会計繰出金	209
18. 商工業振興費	211
19. 浸水被災事業者支援事業	215
第5章 観光・国際課	219
1. 山辺道文化館費	221
2. 草野歴史資料館費	224
3. 世界のつばき館等活用事業	227
4. 田主丸ふるさと会館費	230
5. 広域観光事業	233

6. 伝統的町並み保存事業	235
7. 観光施設整備管理事業	237
8. 観光案内サイン整備管理事業	239
9. 九州オルレ推進事業	241
10. 四季のイベント振興事業	243
11. 観光プロモーション推進事業	246
12. インバウンド推進事業	248
13. 地域資源観光活用事業	250
14. MICE 誘致推進事業	252
15. 観光コンベンション振興事業	255
16. 公益財団法人久留米観光コンベンション国際交流協会	257

第6章 コロナ対策費	265
1. コロナ関連事業についての総合意見	266
2. 中小企業事業継続緊急支援金	268
3. 感染症拡大防止対策強化補助金	272
4. 中小企業金融対策事業	274
5. 中小企業融資利子・保証料補給金	277
6. 休業要請協力支援金	280
7. 事業継続給付金・新規創業者事業継続給付金	281
8. 新しい生活様式対応事業者応援金	282
9. 大規模観光関連施設支援金	284
10. 宿泊施設テレワーク等環境整備補助金	286

第1章 包括外部監査の概要

1. 包括外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく監査

2. 選定した特定の事件

商工行政に関する事務の執行について

3. 特定の事件を選定した理由

久留米市の発展の背景には、江戸時代末期に「東洋のエジソン」といわれ、芝浦製作所の創業者である「からくり儀右衛門」こと田中久重や久留米緋を創始し1000人を超える弟子とともに加寿利産業を興した井上伝などを輩出した「ものづくりのまち」があり、明治以降も、株式会社ブリヂストンをはじめとするゴム産業や多くの中小企業が久留米市の商工業の発展に貢献してきた。近年では東南アジアの玄関口として、また、美しさに適した湧水の産地として、株式会社資生堂の市内工業団地への誘致が実現し、「ものづくりのまち」がさらに発展することが期待されている。

久留米市新総合計画第4次基本計画 前期事業計画（令和2年度～令和4年度）においても、「活力あふれる中核都市久留米 知恵と技術を創造するまち」を目標に掲げ、地域経済をけん引する魅力的な成長産業の創出、地域産業の活性化及び集積、新たな雇用の創出などを目指している。

一方、近年はコロナ禍で商工業者にも甚大な影響があり、事業者へ各種補助金、支援金の支出を行い、事業の継続性を支援している状況である。

このような状況において、商工行政に関する事務の執行について遵法性をはじめ有効性や効率性の観点から適切な運営が行われているか等を検討する意義は大きいと判断し、特定の事件として選定した。

4. 包括外部監査の対象期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの令和3年度を対象とし、必要に応じて過年度及び現年度について及ぶこととした。

5. 包括外部監査の方法

(1) 主な監査要点

- ① 商工行政に係る事務の執行の合规性
商工行政に係る事務及び市の規程等が、関係法令等に準拠しているか。
- ② 商工行政に係る事務の経済性・効率性・有効性
商工行政に係る事務が、経済性、効率性及び有効性の観点から、合理的かつ適切に行われているか。

(2) 実施した主な監査手続

- ① 事業内容の概要を把握するため、担当者へヒアリングした。
- ② 事業に関する関係法令や条例等を把握し、これらに準拠した処理が行われているか検討した。
- ③ 各事業の予算額、決算額の推移をとり、著しい増加・減少があれば、その原因を調査し合理性を確認した。
- ④ 補助金や交付金、委託料等の算定が適切に行われているか検討した。
- ⑤ 委託や指定管理に関し契約内容が適切か確かめるとともに、委託料や指定管理料が適切に算定されているか確認した。
- ⑥ 支出についてサンプリングより関連法令や条例等に従って適切に処理されているか確認した。
- ⑦ 成果指標が適切に設定され、実績と比較されているか。また、目標と実績の差異の原因分析が行われ PDCA サイクルをとおして次期の計画に反映されているか検討した。
- ⑧ 成果指標と実績との比較をとおして事業が有効であり、必要なものであるか検討した。
- ⑨ 施設を有する事業においては固定資産の管理、物品の管理が適切に行われているか確認した。

6. 包括外部監査の実施期間

令和4年6月10日から令和5年1月31日

7. 包括外部監査人を補助した者

松尾 英二 (公認会計士)
黒岩 延時 (公認会計士)
江上 英介 (公認会計士)
川野 武志 (公認会計士)
猿渡 慎也 (公認会計士)

津村 哲生 (弁護士)

神原 奈津子 (弁護士)

8. 利害関係

地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

第2章 久留米市の現況及び商工行政の概要

1. 久留米市の人口及び世帯数の推移

久留米市の人口及び世帯数の推移は以下のとおりである。令和3年4月1日現在で、世帯数138,003世帯、人口は304,079人という状況である。

住民基本台帳人口及び世帯数の推移(4月1日現在)
※住民基本台帳法の改正により、平成24年7月9日以降は、外国人住民を含んだ数値に変更になりました。

年次	総人口			
	世帯数	人口	男	女
平成24年	122,568	302,333	143,355	158,978
平成25年	125,305	304,831	144,242	160,589
平成26年	127,031	305,214	144,345	160,869
平成27年	128,613	305,549	144,638	160,911
平成28年	130,262	305,993	144,925	161,068
平成29年	132,122	306,211	145,136	161,075
平成30年	133,555	305,581	144,881	160,700
平成31年	134,537	304,703	144,440	160,263
令和2年	136,444	304,705	144,562	160,143
令和3年	138,003	304,079	144,409	159,670
令和4年	138,566	302,122	143,457	158,665

2. 久留米市の人口動態

久留米市の人口動態は以下のとおりである。令和3年度は出生死亡からなる自然動態で1,025人の減少、転入・転出からなる社会動態で367人減、その他222人減、計1,614人減の状況である。

年 月	(単位：人)											
	自 然 動 態			社 会 動 態			そ の 他			人 口		
	出 生	死 亡	増減数	転 入	転 出	増減数	職権記載	職権消除	増減数	増	減	増減数
平成24年	2,911	2,967	△ 56	11,363	11,414	△ 51	2,752	132	2,620	17,026	14,513	2,513
25	2,953	2,986	△ 33	12,195	11,761	434	282	404	△ 122	15,430	15,151	279
26	2,911	3,011	△ 100	12,048	11,313	735	310	428	△ 118	15,269	14,752	517
27	2,971	3,097	△ 126	12,708	11,968	740	341	428	△ 87	16,020	15,493	527
28	2,806	3,184	△ 378	12,326	11,778	548	234	304	△ 70	15,366	15,266	100
29	2,791	3,138	△ 347	12,533	12,355	178	270	440	△ 170	15,594	15,933	△ 339
30	2,808	3,288	△ 480	13,024	12,694	330	253	452	△ 199	16,085	16,434	△ 349
令和元年	2,632	3,270	△ 638	13,105	13,022	83	266	512	△ 246	16,003	16,804	△ 801
2	2,510	3,245	△ 735	12,077	11,694	383	120	413	△ 293	14,707	15,352	△ 645
3	2,371	3,396	△ 1,025	11,577	11,944	△ 367	91	313	△ 222	14,039	15,653	△ 1,614

資料：総務部総務課

※この表は、住民基本台帳に基づく異動状況である。
※社会動態は、市外異動のみで市内間転居を含まない。
※その他は、実態調査・帰化・国籍離脱等により職権記載または職権削除された数である。
※平成24年7月9日の住民基本台帳法の一部改正に伴い、外国人登録法が廃止された。
外国人住民は新たに住民基本台帳の適用対象となったため、平成24年以降の数値には外国人住民を含んでいる。

3. 久留米市の税収推移

久留米市の税収推移は以下のとおりである。令和3年度の久留米市の税収は412億円で、その内訳は、個人市民税153億円、法人市民税27億円、固定資産税163億円、市たばこ税21億円、事業所税11億円、都市計画税25億円などであった。商工行政により企業を誘致し増加する法人市民税、事業所税は合計で38億円程度、企業を誘致した結果労働人口が増加して増加する個人市民税は153億円であった。

久留米市：税収の推移

単位：百万円

	H29	H30	R1	R2	R3
個人市民税	14,888	15,156	15,433	15,729	15,398
法人市民税	3,506	4,760	3,395	2,705	2,749
固定資産税	16,261	16,125	16,458	16,498	16,389
軽自動車税	759	793	822	866	893
市たばこ税	2,080	2,056	2,080	2,002	2,101
入湯税	2	2	2	1	1
事業所税	1,148	1,180	1,166	1,161	1,162
都市計画税	2,501	2,492	2,536	2,538	2,538
合計	41,149	42,567	41,896	41,504	41,234

4. 久留米市商工費の状況

久留米市の商工費の推移は以下のとおりである。新型コロナウイルス感染症拡大前の令和2年度の当初は一般会計予算1,342億円に対し、商工費予算は45億円であり、その割合は3.40%の状況であった。

新型コロナウイルス関連予算を反映した令和2年度の補正後予算では、一般会計が1827億円に上昇したのに対し商工費予算も94億円に上昇し、その割合も5.17%に上昇している。

【久留米市】

一般会計歳出予算の推移(コロナ前 R2年度当初予算、コロナ後R2年度補正予算、R3年度当初予算、補正予算)

(単位：百万円)

	R2		比較	R3		比較
	当初予算(あ)	補正後予算(い)		当初予算(う)	補正後予算(え)	
7款商工費 [A]	4,565	9,449	4,884	9,176	9,614	5,049
一般会計予算 [B]	134,270	182,732	48,462	142,780	163,413	29,143
商工費割合 [A/B]	3.40%	5.17%	1.77%	6.43%	5.88%	2.48%

コロナ前← →コロナ反映予算

5. 他の中核市との商工費比較

久留米市の商工費は新型コロナウイルス感染症拡大前の令和2年度の当初予算は45億円で一般会計予算（1,342億円）に占める割合は3.40%の状況であったが、新型コロナウイルス感染症拡大後の令和3年度補正後予算では96億円に増加し、一般会計（1,634億円）に占める割合は5.88%に上昇している。

新型コロナウイルス感染症拡大前の令和2年度当初予算で久留米市から入手した他の中核市（各地方から人口30万人前後かつ都道府県庁所在地以外の7都市を抽出）で比較すると、商工費の一般会計に占める予算が少ないのは、川越市（0.67%）、明石市（0.89%）、豊橋市（2.27%）で久留米市と同等であるのが郡山市（3.54%）、旭川市（3.86%）であり、下関市（4.22%）、佐世保市（6.21%）となっている。

新型コロナウイルス感染症拡大後の令和3年度補正後予算では、川越市（1.32%）、明石市（0.89%）、豊橋市（2.55%）はあまり変動がないのに対し、郡山市（4.50%）、旭川市（13.18%）、下関市（4.83%）、佐世保市（9.03%）の各市は新型コロナウイルス感染症拡大前よりも上昇もしくは急激な上昇がみられる。

特に、旭川市の商工費の増加は令和2年度当初予算と令和3年度補正後予算を比較すると商工費が209億円増加しており、同様の比較で久留米市が50億円の伸びに対し極端に増加している。佐世保市の伸びも55億円と大きく、郡山市18億円、下関市10億円、川越市9.5億円、豊橋市7.9億円、明石市1.8億円という状況である。

【久留米市】

一般会計歳出予算の推移

(コロナ前 R2年度当初予算、コロナ後R2年度補正予算、R3年度当初予算、補正予算)

コロナ前←→コロナ反映予算

(単位：百万円)

	R2		比較	R3		比較
	当初予算(あ)	補正後予算(い)	(い)-(あ)	当初予算(う)	補正後予算(え)	(え)-(あ)
7款商工費 [A]	4,565	9,449	4,884	9,176	9,614	5,049
一般会計予算 [B]	134,270	182,732	48,462	142,780	163,413	29,143
商工費割合 [A/B]	3.40%	5.17%	1.77%	6.43%	5.88%	2.48%

【他中核市との対比】

※各地方から人口30万人前後かつ都道府県庁所在地以外の7都市を抽出

(単位：百万円)

		R2		比較	R3		比較
		当初予算(あ)	補正後予算(い)	(い)-(あ)	当初予算(う)	補正後予算(え)	(え)-(あ)
北海道地方 ①旭川市	旭川市 7款商工費 [C]	5,991	10,751	4,760	7,815	26,892	20,901
	旭川市 一般会計予算 [D]	155,230	208,440	53,210	160,130	203,977	48,747
	旭川市 商工費割合 [C/D]	3.86%	5.16%	1.30%	4.88%	13.18%	9.32%
東北地方 ②郡山市	郡山市 7款商工費 [C]	5,056	6,043	987	5,720	6,868	1,812
	郡山市 一般会計予算 [D]	142,680	188,600	45,920	120,990	152,623	9,943
	郡山市 商工費割合 [C/D]	3.54%	3.20%	-0.34%	4.73%	4.50%	0.96%
関東地方 ③川崎市	川崎市 7款商工費 [C]	778	2,151	1,373	840	1,729	951
	川崎市 一般会計予算 [D]	115,850	160,452	44,602	112,070	130,658	14,808
	川崎市 商工費割合 [C/D]	0.67%	1.34%	0.67%	0.75%	1.32%	0.65%
中部地方 ④豊橋市	豊橋市 7款商工費 [C]	3,010	7,704	4,694	3,790	3,807	797
	豊橋市 一般会計予算 [D]	132,530	179,702	47,172	134,103	149,025	16,495
	豊橋市 商工費割合 [C/D]	2.27%	4.29%	2.02%	2.83%	2.55%	0.28%
関西地方 ⑤明石市	明石市 7款商工費 [C]	1,016	1,649	633	1,314	1,205	189
	明石市 一般会計予算 [D]	113,782	149,837	36,055	119,512	134,726	20,944
	明石市 商工費割合 [C/D]	0.89%	1.10%	0.21%	1.10%	0.89%	0%
中国四国地方 ⑥下関市	下関市 7款商工費 [C]	4,848	7,085	2,237	4,836	5,912	1,064
	下関市 一般会計予算 [D]	114,780	150,195	33,415	110,800	122,396	7,616
	下関市 商工費割合 [C/D]	4.22%	4.72%	0.49%	4.36%	4.83%	0.61%
九州地方 ⑦佐世保市	佐世保市 7款商工費 [C]	7,500	13,050	5,550	6,423	13,034	5,534
	佐世保市 一般会計予算 [D]	120,847	161,666	40,819	117,728	144,360	23,513
	佐世保市 商工費割合 [C/D]	6.21%	8.07%	1.87%	5.46%	9.03%	2.82%

6. 商工行政の概要

(1) 令和3年度の主な事業概要

① 国際性豊かなまちづくり

- 国際交流推進事業 1,807千円
- 国際交流組織強化事業 28,430千円
- 姉妹都市交流の推進 4,200千円

② 多様な人材が活躍する労働環境の整備

- (職) 久留米地区職業訓練協会助成 28,104千円
- 特定求職者雇用対策事業 12,377千円
- 雇用・就労促進事業 11,348千円
- 技能・技術奨励者及び雇用優良事業所表彰事業 1,076千円
- 若年者雇用安定促進事業 4,024千円
- 女性労働者の活躍促進事業 1,302千円
- ワーク・ライフ・バランス促進事業 3,027千円
- 労働相談の充実 6,701千円
- (公社) 久留米広域勤労者福祉サービスセンター助成 7,588千円
- 勤労者等貸付金事業 31,380千円
- 勤労者福祉推進団体の指導育成 2,147千円
- 中高年齢労働者福祉センター費 89,757千円
- 同和対策事業 983千円

③ 高齢者の社会参加・参画の推進と生きがいづくり

- (公社) 久留米市シルバー人材センター助成 33,357千円

④ 新たな価値を生む新産業・新技術の創出・育成

- バイオ産業振興事業 132,106千円
- 創業支援事業 128,545千円
- 新産業・新技術支援事業 45,945千円

⑤ 多様な地域産業の振興

- 中小企業金融対策事業 7,330,072千円
- 中小企業融資利子・保証料補給金 85,458千円
- 中小企業共同事業促進助成 6,175千円
- 商工指導機関助成 65,765千円
- 地域企業育成事業 15,443千円
- 地場産業総合振興事業 26,648千円

⑥ 地域経済を支える産業の集積

- 産業振興奨励金 203,610千円
- 企業立地促進資金利子等補給金 853千円

○ 企業誘致推進事業	7,977千円
○ 新産業団地整備事業	94,708千円
○ 産業団地整備事業	77,000千円
⑦ にぎわいと憩いを創出する場と機能の整備	
○ 地域商業支援事業	2,000千円
○ 中心部商業活性化事業	7,141千円
○ 中心市街地活性化事業	18,058千円

⑧ 久留米ならではの魅力ある観光の振興

○ 山辺道文化館費	9,438千円
○ 田主丸ふるさと会館費	15,125千円
○ 伝統的町並み保存事業	4,725千円
○ 観光施設整備管理事業	31,682千円
○ 観光案内サイン整備管理事業	13,867千円
○ 四季のイベント振興事業	89,970千円
○ 観光プロモーション推進事業	26,069千円
○ インバウンド推進事業	3,804千円
○ 地域資源観光活用事業	13,367千円
○ 世界のつばき館等活用事業	20,481千円
○ 九州オルレ推進事業	1,620千円
○ 観光コンベンション振興事業	134,854千円
○ M I C E誘致推進事業	26,071千円
○ 草野歴史資料館費	10,461千円
○ 広域観光事業	1,125千円

(2) 商工業の現況

① 工 業

令和元年工業統計調査における本市工業の現況は、事業所数361事業所、従業者数12,199人、製造品出荷額等3,301億円、粗付加価値額1,156億円となっている。

○製造業におけるゴム産業の地位

ゴム産業は12社、従業者数2,417人となっている。

また、ゴム産業の工業全体に占める割合は、事業所数で3.32%、従業者数で19.81%となっている。

② 商 業

平成28年の経済センサス活動調査における本市商業の現況は、次のとおりとなっている。

○ 商 店 数	2,201店
○ 従 業 者 数	15,820人
○ 年間商品販売額	3,172億円
○ 売 場 面 積	328,191㎡

(3) 産業別就業人口

(単位：人)

産 業 別	H27年国調	産 業 別	H22年国調
	就業者人口 (構成比)		就業者人口 (構成比)
総 数	141,546 (100%)	総 数	140,299 (100%)
第 1 次 産 業	7,769 (5.5)	第 1 次 産 業	7,999 (5.7)
農 業	7,723 (5.5)	農 業	7,963 (5.7)
林 業	24 (0.0)	林 業	21 (0.0)
漁 業	22 (0.0)	漁 業	15 (0.0)
第 2 次 産 業	27,388 (19.3)	第 2 次 産 業	26,392 (18.8)
鉱業, 採石業, 砂利採取業	14 (0.0)	鉱業, 採石業, 砂利採取業	8 (0.0)
建 設 業	9,454 (6.7)	建 設 業	9,507 (6.8)
製 造 業	17,920 (12.7)	製 造 業	16,877 (12.0)
第 3 次 産 業	98,781 (69.8)	第 3 次 産 業	99,026 (70.6)
電気・ガス・熱供給・水道業	587 (0.4)	電気・ガス・熱供給・水道業	581 (0.4)
情 報 通 信 業	1,580 (1.1)	情 報 通 信 業	1,557 (1.1)
運 輸 業, 郵 便 業	7,249 (5.1)	運 輸 業, 郵 便 業	7,553 (5.4)
卸 売 業, 小 売 業	22,410 (15.8)	卸 売 業, 小 売 業	25,079 (17.9)
金 融 業, 保 険 業	3,458 (2.4)	金 融 業, 保 険 業	3,636 (2.6)
不動産業, 物品賃貸業	2,353 (1.7)	不動産業, 物品賃貸業	2,233 (1.6)
学術研究, 専門・技術サービス業	3,611 (2.5)	学術研究, 専門・技術サービス業	3,415 (2.4)
宿泊業, 飲食サービス業	7,851 (5.5)	宿泊業, 飲食サービス業	8,561 (6.1)
生活関連サービス業, 娯楽業	5,170 (3.7)	生活関連サービス業, 娯楽業	5,526 (3.9)
教育, 学習支援業	6,652 (4.7)	教育, 学習支援業	6,629 (4.7)
医 療, 福 祉	22,418 (15.8)	医 療, 福 祉	19,409 (13.8)
複合サービス事業	1,225 (0.9)	複合サービス事業	939 (0.7)
サービス業 (他に分類されないもの)	8,162 (5.8)	サービス業 (他に分類されないもの)	7,518 (5.4)
公務 (他に分類されるものを除く)	6,055 (4.3)	公務 (他に分類されるものを除く)	6,390 (4.6)
分 類 不 能 の 産 業	7,608 (5.4)	分 類 不 能 の 産 業	6,882 (4.9)

※ 構成比は、四捨五入したため、総数とその内訳の合計とは一致しない場合がある。

(4) 商工観光労働部令和3年度基本方針

商工観光労働部においては、「久留米市新総合計画第4次基本計画」及び「第2期久留米市地方創生総合戦略」に基づき、質・量ともに魅力ある雇用の維持・創出による「地域経済を支えるまちづくり」に取り組んでいきます。

特に、コロナ禍においても事業を継続しつつ「新たな日常」への対応に取り組む市内企業等への支援を行うとともに、安定した雇用を維持・創出する取組を推進していきます。

具体的には、

- 『市内企業等の事業継続と成長の支援』
- 『地域経済を支える企業の誘致と産業の集積』
- 『新たな観光・MICEの推進』
- 『地元就職の促進と「新しい働き方」への対応』
- 『競輪事業の安定的な運営』

などをポイントとして施策を展開していきます。

(5) 商工観光労働部令和3年度重点事業

① 市内企業等の事業継続と成長の支援

(ア) コロナ禍での事業継続支援

中小企業は、人口減少や高齢化の進行による「人手不足」「需要の低迷」に加え、新型コロナウイルス感染症や自然災害の影響によって、売上高・取引が急激に減少し、非常に厳しい経営環境に置かれています。

こうした事業者の事業継続のため、市独自の有利な融資制度による「資金繰り支援」をはじめ、商工団体と連携した相談支援などの「経営の下支え」に取り組むとともに、感染症の状況に応じた切れ目のない支援を継続していきます。

(イ) デジタル化などによる成長支援

新型コロナウイルス感染症の影響により、デジタル化による社会活動の変化が進むなど、ビジネスを取り巻く環境は大きく変化しています。

こうした変化の中、市内の事業者が競争力を失うことなく持続的な成長を遂げていくために、デジタル技術を活用した販路拡大や生産性向上の取り組みを支援し、事業者のDX（デジタルトランスフォーメーション）を推進します。

(ウ) 地域商業の維持と「新たな日常」への対応

ウィズコロナ時代において、「新しい生活様式」に対応する事業者への支援を行うことにより、新たな形態での店舗出店や既存店舗の定着を図り、まちの持続的発展につなげていきます。また、プレミアム商品券の発行や買い物支援による地域商業の活性化、久

留米シティプラザや商店街等と連動したまちなかの賑わいづくりを推進します。

② 地域経済を支える企業の誘致と産業の集積

(ア) 企業誘致の推進

地域経済を支える産業の集積や雇用創出を図るため、企業立地セミナーの開催や展示会への出展等により、企業誘致活動を積極的に展開します。

特に、コロナ禍における地方への新たなオフィス拠点設置の動きと、中心市街地に生み出される大規模かつ良質なオフィス整備のタイミングを捉え、コールセンター等のオフィス系企業の誘致を推進します。

(イ) 産業団地整備の着実な進捗

平成30年度から販売している久留米・うきは工業団地の企業進出も順調に進み、分譲可能な区画が残りわずかとなっており、継続した企業誘致活動を展開するためには、その受け皿となる新たな産業団地の整備が必要不可欠です。

このため、次期産業団地の最有力候補地として選定された「藤光東部地区」において、各種調整・調査等を行いながら現況の把握を進めていきます。

(ウ) バイオ産業拠点化の推進

福岡県と連携・協力して推進する「福岡バイオバレープロジェクト」は着実に成果を積み重ね、バイオ関連企業が本市に集積しています。また、産学官連携事業では、企業と学術研究機関との共同研究が進み、新たな技術や製品、新たなバイオベンチャー企業も誕生しています。

本年度も地方創生推進交付金など競争的資金の確保に努めながら、令和3年4月に完成した「福岡バイオイノベーションセンター」を活用し、地域企業やベンチャー企業支援を進めるとともに、継続的な事業展開を図っていきます。

また、国が示すバイオ戦略2020において推奨されている「地域バイオコミュニティ」の認定取得を目指し、さらなるバイオ産業の拠点化を図ります。

(エ) 新産業・新技術の創出と育成支援

学術研究機関や産業支援機関の機能充実と連携強化を図り、企業がこれらの機関を活用しやすい仕組みづくりに取り組みます。

また、産学官連携により、企画から販路開拓まで切れ目ない支援を行い、技術の高度化や新製品・新技術の開発を促進させ、地場企業の「稼ぐ力」を引き出す取組を進めます。

③ 新たな観光・M I C E の推進

(ア) マイクロツーリズム等に対応した国内旅行の誘客推進

新型コロナウイルス感染症の影響により、観光需要が大幅に減少し、観光関連産業に深刻な影響が生じています。観光需要の回復に向け、まずは日本人による国内旅行が主流になると考えられるため、マイクロツーリズム等に対応した施策を展開し、久留米市内への誘客を推進していきます。

あわせて、地域や各団体と連携し、各エリアの魅力ある地域資源の掘り起こしや磨き上げを推進します。

(イ) 新たな観光ビジネス等の普及に向けた環境整備支援

ウィズコロナ時代においては、感染拡大防止策の徹底を大前提に、感染状況を踏まえた新たな観光ビジネス等の普及・定着が求められています。こういった社会変化を捉え、「新たな日常」に沿ったM I C E の開催や、宿泊施設の環境整備等を支援していきます。

また、世界的な新型コロナウイルスの感染状況を注視しながら、国際交流の新たな取組や、インバウンドの回復を見据えた受入体制整備を進めます。

④ 地元就職の促進と「新しい働き方」への対応

(ア) 地元企業の魅力や雇用に関する情報の発信

有効求人倍率はコロナ禍において低下し、今後この状況が続けば、従業員解雇や非正規社員の契約更新打ち切り等、労働環境がさらに悪化していくことが懸念されます。

今後も引き続き、国や県と連携し、雇用の維持・継続に向けた支援に努めるとともに、感染状況に応じた会社説明会の開催など、地元企業の情報発信と求職者とのマッチングを推進し、地元就職の促進や雇用の確保を図ります。

(イ) DXの啓発・推進やIT人材の育成

コロナ禍を契機にデジタル社会への変革が急速に進んでいることから、本年度は、地場企業の経営者や労働者に対し、こういった社会変革への対応力を強化する取組を推進します。これまで取り組んできたワーク・ライフ・バランスの推進等の働き方改革についても、外出自粛要請に伴うテレワークなど、コロナ禍において認識が高まってきており、雇用の継続や安定を図るため、引き続き取組を進めます。

⑤ 競輪事業の安定的な運営

(ア) 一般会計への繰出しによる市政への貢献

記念競輪（中野カップ）に向けた情報発信強化やファンサービスについて、コロナ禍における開催のあり方を関係団体等との協議を重ねながら、安全かつ効率的な実施ができるよう努めます。

また、競輪ファンが多い関東圏での宣伝広告の強化、ライブ映像の配信、SNSやWEB等によるファンサービスの充実、民間ポータルとの更なる連携強化により、全国からの電話・インターネット投票での車券売上増を図り、2億円の一般会計繰出しを目指します。

(イ) さらなる収益確保と施設改善への取組

令和3年度は、ガールズに特化した商品開発、地場産品等を活用した販促活動、産官学連携による選手強化の取り組みを進めます。また、下半期からミッドナイト競輪の本場開催を実施することにより、さらなる収益の確保を図ります。

そして、老朽化・陳腐化が著しく、安全性・利便性・快適性等に大きな課題がある競輪場施設の再整備については、現況調査や整備条件を整理した基本計画の策定に取り組めます。

(6) 商工観光労働部の内部組織及び分掌事務

商工観光労働部の内部組織及び分掌事務（7款）

課等	分掌事務
総務	(1) 商工観光労働行政の総合企画及び調整に関する事。 (2) 部に属する予算及び事業に関する事務の総括に関する事。 (3) 部に属する情報の公開に関する事。 (4) 部に属する個人情報の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止に関する事。 (5) 部に属する公益通報者保護に関する事（外部の労働者からの通報に限る。）。 (6) 部に属する処分に対する審査請求に関する事。
商工政策課	(1) 中小企業の振興及び調査に関する事。 (2) 中小企業に係る団体の育成に関する事。 (3) 地場産業の育成振興に関する事。 (4) 海外ビジネス展開の支援に関する事。 (5) 一番街多目的ギャラリーに関する事。 (6) 中小小売商業振興法（昭和48年法律第101号）に基づく高度化事業計画の認定並びに取消し及び報告の徴収等に関する事。
新産業創出支援課	(1) バイオ産業及び重点産業分野の振興に関する事。 (2) 産業技術の研究開発及び創業の支援に関する事。
企業誘致推進課	(1) 企業誘致に関する事。

	(2) 企業誘致関係組織の運営に関すること。 (3) 企業誘致に関する庁内外の調整に関すること。 (4) 産業団地の整備に関すること。 (5) 工業立地法（昭和34年法律第24号）に基づく地域準則の策定、届出の処理、 是正勧告、変更命令等に関すること。
観光・国際課	(1) 観光事業の振興及び観光諸団体の育成指導に関すること。 (2) 観光宣伝及び観光客の誘致に関すること。 (3) 観光資源の開発及び観光施設の整備に関すること。 (4) 観光案内所に関すること。 (5) 草野歴史資料館に関すること。 (6) 山辺道文化館に関すること。 (7) 世界のつばき館に関すること（他課が所掌するものを除く。）。 (8) 国際交流及び地域国際化の推進に関すること。 (9) 総合支所産業振興課が分掌する課の主管に属する施設の管理運営に係る事務の指 導及び調整に関すること。

第3章 監査結果総括

包括外部監査の方法に従い監査を実施した結果、久留米市全体に関わる事項、商工行政等に関わる事項及び特に重要と思われる事項を以下に記載して、監査結果総括とする。

1. 監査結果の共通の意見

（意見1）補助金制度の効果測定方法、指標、制度の終期

補助事業の効果測定のための目標指標・目標値が設定されていなかったり、曖昧だったりする補助事業が多かった。また、補助事業は目標とする効果を一定期間に成し遂げることを予定して開始することで、知恵を絞ることを期待できる。また、補助事業開始後一定期間を経過した後、当該制度の必要性、時代変化への対応、予算の状況などを検討する機会を設けるために、各補助制度の有効期間を一定期間にすることが望まれる。一定期間経過後において、必要性、有効性が確認されれば当該補助制度を継続すればよいと考える。

（関連事項：事業の効果測定、成果指標、制度の終期、制度の在り方など）

（意見2）補助財産の処分制限

従来の補助事業もさることながら昨今のコロナ禍における補助事業では転売可能なパソコン、タブレット、関連機器の補助も多く行われている。補助後の当該物品については補助事業への活用が義務付けられているが、一方で転売等も可能なので、補助対象財産の処分を制限する規定を設け、補助金で購入した物品の在庫確認を義務付けるなどの対応を行う必要性は高い。

（意見3）例外時の意思決定の体制整備

補助金の交付決定額が変更になった場合、原則事後精算に関わらず事前に概算払いする場合など実務上例外的な取り扱いをする場合が生じる。法的論理では意思決定機関が意思決定した事項以外の意思決定において権限移譲がなければ本来の意思決定機関の意思決定や許可を得なければならない。一方で、実務的には緊急的であったり軽微な事象であったりする場合もあり原則論では実務は行えない状況も理解できる。

そのような例外時の対応を定めることで、責任の所在を明確にし、実務上も速やかな意思決定をできるような体制を構築することが必要と考える。例外時の対応をどうするのかという視点が欠け、現場の性善説に依存している実務対応となっている様に感じられた。

（関連事項：補助金額変更時の承認申請手続、概算払いの理由の文書化）

（意見 4）規定間ないし規定と宣誓・同意書等のリーガルチェック

規定間または、規定、要綱を具体化する宣誓・同意書などの文書でもとの規定を引用する場合に漏れが生じたり異なる意味になっていたりする場合があった。規定原文を市民にわかり易くする過程で意味が異なったものになったり、漏れが生じたりしていることは理解できるが、一方で法的根拠となることから厳密に文書化する必要性も高い。

久留米市の職員の中には弁護士資格を保有する職員もあり、規定や公的文書のリーガルチェックを行うことはできないだろうか。マンパワー的に不足であれば、民間の弁護士に業務を委託することも一案である。

（意見 5）久留米市世界のつばき館と久留米つばき園

久留米市世界のつばき館（商工観光労働部観光・国際課/久留米市草野町矢作 490 番地 2）、久留米つばき園（農政部農業の魅力促進課/久留米市草野町草野 546-1）の両施設は距離にして 500 メートルくらい、徒歩 10 分、車で 2, 3 分に位置する。管理は、久留米市世界のつばき館は指定管理で公益財団法人久留米観光コンベンション国際交流協会、久留米つばき園は久留米市農政部が行っている。市民目線では、同じような施設が近くにあり、2 つある必要性は何だろう、管理は 1 箇所です率的にやっているのだろうと思うのであるが、実際は担当部や管理は異なるのであるから、市としては異なる理由を説明する必要がある。さらに、両施設の管理については部を異にしているが、運営については、互いにシナジー効果が出るよう効果的になされるべきである。

また、このように 2 つ以上の部署にまたがり同じような目的を持つ施設について把握を行い、久留米市全体で有効で効率的な運営をするにはどのようにしたら良いのか整理が必要と考える。

（意見 6）コロナ禍の休業時の臨時雇用者、経費等

ここ数年のコロナ禍において、観光・国際課が所管する水の祭典・久留米まつり、筑後川花火大会、酒蔵びらきなどの各種イベントは中止され、これらに係る直接的な経費は支出されていない。一方、山辺道文化館費、草野歴史資料館費、世界のつばき館活用事業の経費については、施設自体は休館を余儀なくされたにもかかわらず、その経費は変わらない、もしくは微減の状況である。経費には臨時雇賃金や清掃消毒等業務費用なども含まれ、一般的には休館中は減少するものと考ええる。この点、観光・国際課からは、休館中に通常時ではできない文書の整理等を行うために臨時職員に出勤してもらい、賃金を支払ったとの回答であったが、全国的に不要不急な外出自粛が叫ばれ、リモートワークなどヘシフトする中、この対応が適切であったか検討する必要がある。

また、久留米市は全庁的に臨時の新型コロナウイルス対応の体制を構築することで、新型コロナウイルス対応の保健所等の機能をバックアップしたことは評価できるが、外郭団体の人員を活用する余地は無かったか検討する必要は高い。

今後の災害対応等の臨時的事象に備えるため検討する必要性がある。

(意見 7) 公益財団法人久留米観光コンベンション国際交流協会

令和 3 年度の観光コンベンション振興事業全体の補助金予算額 134,854 千円のうち人件費の補助金予算額 96,666 千円は約 72%を占めている。公益財団法人久留米観光コンベンション国際交流協会の給与体系は公務員試験を受けて採用された久留米市職員の給与規程を参考にしており、等級表や給料表は同じものが使われている。手当についても基本的なものは同じ扱いになっている。

実際の運用面においては昇級に制限を設けるなど差をつけているとのことであるが、本来、公益法人はあくまで民間の組織であり、職員は公務員ではない。民間企業としての独自の給与規程を設けることを検討していただきたい。

当該協会の委託費は新型コロナウイルスが流行する前の年度は約 4 千万円程度が計上されており重要である。業者選定方法について明確な定めは無く、金額の重要なものについて相見積もりや、指名競争入札やプロポーザルによる選定方法が採用されていた。ケースごとに、その都度選定方法を検討すると恣意的な判断が入る余地があるので、選定方法について内容、金額に応じた明確な選定基準を設けることが望ましい。

久留米市の副市長が当該協会の理事長を務めるなど、久留米市にとって重要な組織であることは間違いなく、補助事業の委託先が公益財団法人久留米観光コンベンション国際交流協会になっているものも多い状況で、なぜこのような組織が必要か、当該協会と久留米市はどのような関係なのかが分かりにくい。存在意義は何なのか、どのような組織でどのような関係にあるのかを説明する必要性は高い。

2. 監査結果総括表

各種機能・概要、監査結果は本文に記載しているため、以下要約を記載する。

総 括		
区 分	指摘事項	意見
総括		<u>1.補助金制度の効果測定方法、指標、制度の終期</u> 補助事業の効果測定のための目標指標・目標値が設定されていなかったり、曖昧だったりする補助事業が多く、補助事業開始後一定期間を経過した後、当該制度の必要性、時代変化への対応、予算の状況などを検討する機会として補助制度の有効期間を一定期間にすることが望まれる。
総括		<u>2.補助財産の処分制限</u> 補助事業では転売可能なPC、タブレット、関連機器の補助も多く行われている。これらは、転売等も可能な物品であるので、財産の処分を具体的に制限する規定を設け、補助金で購入した物品の在庫確認の義務付けなどを考える必要性は高いと考える。
総括		<u>3.例外時の意思決定の体制整備</u> 補助金の交付決定額が変更になった場合、原則事後精算に関わらず事前に概算払いする場合など実務上例外的な取り扱いをする場合が生じる。法的論理では意思決定機関が意思決定した事項以外の意思決定において権限移譲がなければ本来の意思決定機関の意思決定や許可を得なければならない。一方で、実務的には緊急的であったり軽微な事象であったりする場合もあり原則論では実務は行えない状況も理解できる。 そのような例外時の対応を定めるこ

		とで、責任の所在を明確にし、実務上も速やかな意思決定をできるような体制を構築することが必要と考える。例外時の対応をどうするのかという視点が欠け、現場の性善説に依存している実務対応となっている様に感じられた。
総括		<u>4.規定間ないし規定と宣誓・同意書等のリーガルチェック</u> 規定間または、規定、要綱を具体化する宣誓・同意書などの文書でもとの規定を引用する場合に漏れが生じたり異なる意味になっていたりする場合があった。 規定や公的文書のリーガルチェックを行うことはできないだろうか。
総括		<u>5.久留米市世界のつばき館と久留米つばき園</u> 久留米市世界のつばき館（商工観光労働部観光・国際課/久留米市草野町矢作 490 番地 2）、久留米つばき園（農政部農業の魅力促進課/久留米市草野町草野 546-1)の両施設は距離にして 500 メートルくらい、徒歩 10 分、車で 2, 3 分に位置する。管理は、久留米市世界のつばき館は指定管理で公益財団法人久留米観光コンベンション国際交流協会、久留米つばき園は久留米市農政部が行っている。市民目線では、同じような施設が近くにあり、2 つある必要性は何だろう、管理は 1 箇所で効率的にやっているのだろうと思うのであるが、実際は担当部や管理は異なるのであるから、市としては異なる理由を説明する必要がある。さらに、両施設の管理については部を異にしているが、運営については、互いにシナジー効果

		が出るよう効果的になされるべきである。 また、このように 2 つ以上の部署にまたがり同じような目的を持つ施設について把握を行い、久留米市全体で有効で効率的な運営をするにはどのようにしたら良いのか整理が必要と考える。
総括		<u>6. コロナ禍の休業時の臨時雇用者、経費等</u> コロナ禍期間中に閉館するなど、業務を停止しているにもかかわらず、臨時雇賃金や清掃消毒等業務費用などの経費が従前と変わらず発生している施設が数件あった。全国的に不要不急な外出自粛が叫ばれ、リモートワークなどヘシフトする中、この対応が適切であったか検討する必要がある。 また、久留米市は全庁的に臨時の新型コロナウイルス対応の体制を構築することで新型コロナウイルス対応の保健所等の機能をバックアップしたことは評価できるが、外郭団体の人員を活用する余地は無かったのだろうか。 今後の災害対応等の臨時的事象に備えるため検討する必要性があると考え

総括		<u>7.公益財団法人久留米観光コンベンション国際交流協会</u> 令和3年度の観光コンベンション振興事業全体の補助金予算額 134,854 千円のうち人件費の補助金予算額 96,666 千円は約 72%を占めている。公益財団法人久留米観光コンベンション国際交流協会の給与体系は公務員試験を受けて採用された久留米市職員の給与規程を参考にしており、等級表や給料表は同じものが使われている。手当についても基本的なものは同じ扱いになっている。 実際の運用面においては昇級に制限を設けるなど差をつけているとのことであるが、本来、公益法人はあくまで民間の組織であり、職員は公務員ではない。民間企業としての独自の給与規程を設けることを検討していただきたい。 当該協会の委託費は新型コロナウイルスが流行する前の年度は約4千万円程度が計上されており重要である。業者選定方法について明確な定めは無く、金額の重要なものについて相見積もりや、指名競争入札やプロポーザルによる選定方法が採用されていた。ケースごとに、その都度選定方法を検討すると恣意的な判断が入る余地があるので、選定方法について内容、金額に応じた明確な選定基準を設けることが望ましい。 久留米市の副市長が当該協会の理事長を務めるなど、久留米市にとって重要な組織であることは間違いなく、補助事業の委託先が公益財団法人久留米
-----------	--	--

		観光コンベンション国際交流協会になっているものも多い状況で、なぜこのような組織が必要か、当該協会と久留米市はどのような関係なのかが分かりにくい。存在意義は何なのか、どのような組織でどのような関係にあるのかを説明する必要性は高い。
各論		
区分	指摘事項	意見
4 章 商工業振興費		
中心部商業活性化事業	<u>1.補助金額変更時の承認申請手続</u> 補助金の交付決定額と交付確定額に変更があり（減額）、経費配分の変更もなされていたが、久留米市補助金等交付規則第 12 条第 1 項第 4 号に規定する変更の承認申請の手続を経ておらず、変更の承認を受けないまま補助金が交付されていた。	
商工指導機関助成事業		<u>8.定量的な評価指標の設定</u> 小規模事業指導費補助、小規模事業対策推進事業費等補助および中小企業育成振興事業費補助にかかる評価指標を設けていないことは、事後的に当該事業の必要性および効果を定量的に把握することができず、当該事業の見直しを検討するための判断材料が不足するほか、当該事業の必要性に係る説明責任の観点からも改善する必要がある。
商工指導機関助成事業		<u>9.補助金終期</u> 久留米市小規模事業指導費補助金・小規模事業対策推進事業費等補助金交付要綱等において、当該事業の終期を定めている条項は見受けられない。現状、当該事業については需要があり、補助の実績があるが当該事業の必要性および効果を検討する仕組みが整備され

		ていない。 終期を設け、機械的に制度目的が達成されていないか、必要性等は薄れていないか、補助の効果は十分か、他の方法は無いかなどの観点から検討する機会を設ける必要がある。
商工指導機関助成事業		<u>10.補助対象経費の合理性の確認</u> 中小企業育成振興事業費補助において、補助対象経費が無駄な支出でないか否か、有効に使われているか否か等の観点から、各経費の明細内容を確認できる資料を入手し、補助対象経費の合理性を確認することが望ましい。
地域商業支援事業		<u>11. 定量的評価指標の設定</u> 地域商業等活性化出店促進事業および商品券発行事業にかかる評価指標を設けていない。 そのため、事後的に当該事業の必要性および効果を定量的に把握することができず、当該事業の見直しを検討するための判断材料が不足するほか、当該事業の必要性に係る説明責任の観点からも改善する必要がある。
地域商業支援事業		<u>12. 補助金終期</u> 久留米市地域商業等活性化出店促進事業費補助金交付要綱および久留米市商品券発行事業費補助金交付要綱において、当該事業の終期を定めている条項は見受けられない。 終期を設け、機械的に制度目的が達成されていないか、必要性等は薄れていないか、補助の効果は十分か、他の方法は無いかなどの観点から検討する機会を設ける必要がある。
地域商業支援事業		<u>13. 商品券発行の電子化</u> 商品券発行事業は紙による商品券が主流であるが、現金化を防止する観点、電子発行であれば1円単位で利用できるため利用者側の利便性が高まる等という視点を踏まえて、電子での商品券

		発行方法へ市側から発行者側へ促進することが望ましい。
中心市街地活性化事業		<u>14. 概算払いの理由の文書化</u> 久留米市中心市街地活性化協議会事業費補助金事業において、補助金交付決定にかかる起案文書中には、「久留米市補助金等交付規則第 18 条第 2 項に基づき、本事業を円滑に実施するため」と記載があるのみで、概算払いの具体的な事情や、当該事情が「補助金等の額の確定前に交付することが適当と認める時」に当たるかどうかの判断過程が記載されていない。 概算払いが規則の要件を満たすと判断した過程は文書上明確に記載することが望ましい。
事業者連携買い物支援事業		<u>15. 定量的な評価指標の設定</u> 事業者連携買い物支援事業にかかる評価指標を設けていないことは、事後的に当該事業の必要性および効果を定量的に把握することができず、当該事業の見直しを検討するための判断材料が不足するほか、当該事業の必要性に係る説明責任の観点からも改善する必要がある。
事業者連携買い物支援事業		<u>16. 補助金終期</u> 終期を設け、機械的に制度目的が達成されていないか、必要性等は薄れていないか、補助の効果は十分か、他の方法は無いかなどの観点から検討する機会を設ける必要がある。
まちなか賑わい創造事業	<u>2. 委託事業における経費負担支援の基準の明確化</u> まちなか賑わいづくり支援事業は、商店街団体等が実施する、中心市街地の賑わいづくりを目的としたイベント・事業等	<u>17. 18. 概算払いの理由の文書化</u> くるめ光の祭典事業および久留米市まちなか地域物産店事業において、補助金交付決定にかかる起案文書中には、「久留米市補助金等交付規則第 18 条第 2 項に基づき、本事業を円滑に実

	の支援を行う事業であり、久留米市は、この事業を株式会社ハイマート久留米に委託している。久留米市と株式会社ハイマート久留米との委託契約書及び仕様書によると、委託業務には「経費負担支援」も含まれているが、負担する経費に関しては、仕様書中に、「印刷費、通信費、謝金や感染防止にかかる備品購入費など」が例示されているほかは、「対象事業や対象経費は、市所管課と事前協議のうえ決定」と記載されるのみで、対象事業・対象経費の基準が不明確である。 委託業務である経費負担支援については、契約書ないし仕様書中に、対象事業や対象経費の基準をあらかじめ定めておくべきである。	施するため」と記載があるのみで、概算払いの具体的な事情や、当該事情が「補助金等の額の確定前に交付することが適当と認める時」に当たるかどうかの判断過程が記載されていない。 概算払いが規則の要件を満たすと判断した過程は文書上明確に記載することが望ましい。
中小企業共同事業促進助成		<u>19. 事業の効果測定の方法</u> 本事業については、補助事業の効果測定のための目標指標・目標値は設定されていない。補助金は、公益上の必要がある場合に交付が認められるものであるから、市として当該事業の必要性についての説明責任を果たす上でも、本事業の効果を客観的に把握することが重要である。
新産業・新技術支援事業		<u>20. 補助金終期</u> 終期を設け、機械的に制度目的が達成されていないか、必要性等は薄れていないか、補助の効果は十分か、他の方法は無いかなどの観点から検討する機会を設ける必要がある。

バイオ産業振興事業		<u>21. 成果指標の見直し</u> 本事業は、市内バイオ関連企業数を KPI として効果測定を行っているが、第 2 期久留米地方創生総合戦略が掲げる目標値 43 社（令和 6 年度）と比べると、市内バイオ関連企業数は、令和 2 年度には既に目標値に達している（令和 3 年度は 55 社）。 本事業は今後も継続する事業であり引き続き効果検証は必要であるから、既に達成した上記目標指標を見直し、新たなアウトカム指標の設定も併せて検討することが望ましい。
企業立地促進資金利子等補給金		<u>22. 当該制度の在り方の検討</u> 長期間継続する低金利の状況、久留米市内の産業団地在庫が減少した状況において当該制度が新規での活用事例がないことを考えると、本制度設置時の目的は達成され、その役割は終えたものとも考えられるが、制度は残しつつ予算措置は行わない、制度そのものを廃止するなど当該制度の在り方を検討しなおす時期であると考え。

産業振興奨励金	<u>3.財産の処分制限</u> 補助事業者は、一定期間、補助事業により取得等を行った財産について、市長の許可なしに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。 上記に反し、財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供したときは、補助金の全部もしくはその一部について返還する必要がある旨、定める必要性は高いと考える。	
企業誘致推進事業		<u>23. 補助金終期</u> 終期を設け、機械的に制度目的が達成されていないか、必要性等は薄れていないか、補助の効果は十分か、他の方法は無いかなどの観点から検討する機会を設ける必要がある。
企業誘致推進事業		<u>24. 久留米地域ものづくり産業振興会補助金交付要綱の内容について</u> 久留米地域ものづくり産業振興会補助金交付要綱には、補助割合の条文が見受けられない。また、同要綱には補助金返還に関する取り決めなどの基本的事項が記載されておらず、庁内の内規で定められている。 実務の内容と要綱の内容を照合して要綱の内容を見直す必要がある。
地域企業育成事業—久留米市中小企業DX促進補助金		<u>25. 補助金の利用状況の調査</u> 当補助金の補助対象経費の中には、PCやiPad等、汎用性の高い機器の購入費も含まれていることから、事業者、当補助金で導入したシステム・機

		器等を当補助金の趣旨に添って適切に利用させる体制が必要である。 久留米市においては、実績報告書だけでは利用状況の確認が困難な事例に関しては、補助金確定後も、機器等の利用状況の調査を行う必要がある。 また、補助金確定の段階で、財産取得手続・経理処理等の正当性だけでなく、機器等の適切な利用状況も確認することは重要であるので、実績報告の際に、導入した新たなシステムを実際に事業に利用していることがわかる報告書（利用の写真等）の提出も要件とすることが望ましい。
地域企業育成事業—久留米市オンライン商談開催委託		<u>26. 定量的な評価指標の設定</u> 本事業の必要性を説明するためには、効果を定量的に測定することも重要であり、市内の参加受注数企業・オンラインによる商談総数はそのための指標といえるため、それらの数値目標の設定も検討することが望ましい。
地域企業育成事業—商工相談窓口体制強化委託		<u>27. 事業の効果の定性的な評価</u> 本事業の効果を測定するためには、相談対応時間（相談件数）だけではなく、相談者に対するアンケート調査を実施してもらい、回答を業務完了報告書と共に入手することで、相談実施の効果（手続の負担減の程度等）も把握することが望ましい。
地域企業育成事業—中小企業止水板等設置事業費補助金		<u>28. 定量的な評価指標の設定</u> 本事業自体の直接の効果は、災害発生時に確認することになるが、定量的な数値目標が設定されて実績と比較されることにより、本事業の効果を客観的に把握することができるのであるから、数値目標の設定は必要である。 したがって、止水板等（その他浸水防

		止工事)設置率等の数値目標の設定を検討することが望ましい。
地場産業総合振興事業		<u>29. 久留米絣振興事業費補助事業の定量的な評価指標の設定</u> 市では、地場産業総合振興事業全体の効果測定のための目標値として、地場産物産館での購買者数を設定しているが、久留米絣振興事業にかかる補助金の直接的な効果を客観的に把握する上では不十分と言わざるを得ないため、例えば久留米絣イベントにおける来場者数や、地場産物産館の購買者数の中から当該イベントがきっかけとなった者の人数等をもとに、当事業自体の数値目標の設定を検討することが望ましい。
商工業振興費		<u>30. 商工労働ニュースの発行</u> 部内の検討で自主的に既存の業務を見直していることは非常に望ましいことではあるが、社会情勢の変化により事業の必要性・公益性が過度に薄れていないか、当初の目的は達成されたかなどの視点で機械的に検討を行うため、制度開始当初より終期を設けるなどの工夫が必要と考える。
5 章 観光・国際課		
山辺道文化館費	<u>4. 備品管理について</u> 備品の管理について、令和2年に実査を行った際、現地担当者は存在しない備品が34個あることを久留米市に報告したが、市より送付の備品処分票には、そのうち6個のみが廃棄対象となっていたため、現場の備品台帳から当該6個のみを除却した。そのため残りの28個は、実際には存在しな	

	いにも関わらず備品台帳に記載されたままになっていた。 市によると、市の備品管理システムでは 34 個の備品のうち 28 個は既に削除されていたため、残りの 6 個のみをシステムから削除し、その旨を備品処分票に記載したとの事であった。市のシステム上は、実査した内容と一致していたが、経緯が正確に市と現場の間で共有されていなかった。 実際の備品管理は、現場担当者が作成した備品台帳を使って行うのであり、市の管理システムと現場の台帳を一致させ、適切に備品管理を行う必要があると考える。	
草野歴史資料館費	<u>5. 備品の管理について</u> 電話機（備品管理番号 92585）については、処分済みであるが備品台帳に記載されたままになっていたので、速やかに除却処理を行い、備品台帳と現物備品とを一致させる必要がある。	<u>31. 入館者数について</u> 令和 3 年度の入場者で、1 日 10 名以上の日はごく少数で、入館者をいかに獲得するかが課題である。 草野町の歴史を伝承するという機能を果たす重要な建物や歴史資料であるから、新型コロナウイルス対策を十分にした上で、小中学校の社会科見学、歴史観光ツアーを企画する等、入館者を増やす施策を積極的に行う必要があると考える。
世界のつばき館等活用事業		<u>32. 入館者数の減少について</u> 世界のつばき館の指定管理料は 20,395 千円であり、一括して指定管理を依頼している草野歴史資料館や山辺道文化館の指定管理料の 2 倍以上の金額となっている。これは、つばきの樹木管理や清掃消毒等業務に費用がかかることが要因になっていると考えられ

		る。それだけの費用をかけて運営するのであれば、新型コロナウイルスの対策を講じた上で、入館者数を増加させる施策を、より積極的に講じる必要性があると考ええる。 また、指定管理者である公益財団法人久留米観光コンベンション国際交流協会は、館内花展示及び集客イベント企画業務として NPO 法人元気の里耳納の恵みに対して 998 千円支出しているが、その集客イベントの効果測定も実施する必要があると考ええる。
世界のつばき館 等活用事業		<u>33.久留米市世界のつばき館と久留米つばき園</u> 久留米市世界のつばき館（商工観光労働部観光・国際課/久留米市草野町矢作 490 番地 2）、久留米つばき園（農政部農業の魅力促進課/久留米市草野町草野 546-1）の両施設は距離にして 500 メートルくらい、徒歩 10 分、車で 2, 3 分である。管理は、久留米市世界のつばき館は指定管理で公益財団法人久留米観光コンベンション国際交流協会、久留米つばき園は久留米市農政部が行っている。市民目線では、同じような施設が近くにあってその必要性は何だろう、当然管理は 1 箇所で効率的にやっているのだろうと思うのであるが、実際は担当部や管理は異なるのであるから、市としては異なる理由を説明する必要性がある。
田主丸ふるさと 会館費		<u>34. カフェ及び物販施設の営業について</u> 令和 3 年度は、ワークショップが開催されずカフェと物販施設の営業のみがなされる状態であった。令和 3 年度

		の収支は△3,784千円の赤字であり、指定管理者である公益財団法人久留米観光コンベンション国際交流協会から委託を受けた久留米DMOへの委託費4,274千円は、結果としてそれを補填するための支出となってしまった。 今後のイベント等の開催日数なども考慮しながら、収支バランスを改善する必要があると考える。
伝統的町並み保存事業		<u>35. 保存地区内の修理・修景補助上限等</u> 保存地区内の建物等の修理・修景にかかる費用の全額が補助されるわけではなく、その内容により補助率は4/10～6/10、かつ限度額は500千円～2,600千円（設計補助を除く）という上限が定められているため、建物等の所有者に経済的な負担がかかり、町並みを保存する目的で積極的に修理・修景を行うことに及び腰になっている面もある。 久留米市が、当該地区の伝統的町並みを保存していく意図を持ち続けるのであれば、保存地区であることの建物所有者に対する周知を徹底するとともに、補助率や限度額の上限、条例違反に対する対応、さらには条例の改正など、制度の在り方を再検討する必要がある。
観光施設整備管理事業		<u>36. コロナ禍における施設維持費の削減</u> 令和3年度においては、からくり太鼓時計のオーバーホールを実施で16,720千円、修繕・保守点検委託料合計1,778千円の支出があった。また高山彦九郎史蹟の庭園とトイレの管理費用として3,716千円計上されている。コロナ禍で利用が減少している状況を

		踏まえ、低コストで効果的な維持管理方法の検討が求められる。
観光案内サイン 整備管理事業		<u>37. 観光案内サインの整備・補修</u> 他県や外国からも観光客を呼び込むことを考えると、分かりやすい観光案内サインは非常に重要なものである。本年度のように一般財源だけでなく補助金も活用しながら整備を進め、汚損や文字が消えかかっているもの、施設表記が古いままになっているもの等は補修を行っていく必要があると考える。
地域資源観光活用事業		<u>38. WEB 版観光案内マップ利用の伸び悩み</u> 令和3年度において、WEB 版観光案内マップのPRを実施したが、アクセス数は、令和元年度2,200件/月、令和2年度2,221件/月、令和3年度2,256件/月と伸び悩んでいる状態である。WEB 版観光案内マップの存在を広くPRし、利用促進を図る事を検討していく必要性があると考ええる。
観光コンベンション国際交流協会		<u>39. 人件費について</u> 公益財団法人久留米観光コンベンション国際交流協会の給与規程は久留米市職員の給与規程に準じたものとなっており、等級表や給料表は同じものを用いている。手当についても差は無いものになっている。実際の運用面においては昇級に制限を設けるなど差をつけているとのことであるが、このような久留米市の給与規程に準ずる規定となった原因は、それぞれの外郭団体設立当初における人事評価制度構築についての困難さによるものであったであろうことは容易に理解できる。しかし

		ながら、いかなる団体にあっても、その特性は事業目的や組織の規模によって異なることになり、したがって、人事制度や給与規程についても事業目的や組織の規模によって異なっていてしかるべきである。今一度、現在の給与規程について公益財団法人としての事業目的や規模に沿った給与規程となっているかどうかについてご検討いただきたい。
観光コンベンション国際交流協会		<u>40. 業者選定の基準について</u> 委託費は新型コロナウイルスが流行する前の年度は約4千万円程度が計上されており重要である。業者選定方法について明確な定めは無く、金額の重要なものについて相見積もりをとっている。内容によっては指名競争入札やプロポーザルによる選定方法が採用されており適切であった。ケースごとに、その都度選定方法を検討すると恣意的な判断が入る余地があるので選定方法について内容、金額に応じた明確な選定基準を設けることが望ましい。
観光コンベンション国際交流協会		<u>41. 収支相償について</u> 公益法人の「公益性」を担保するために公益目的事業に係る収入の額が、その事業に必要な適正な費用を償う額を超えてはならない（認定法第5条第6号）とされている。法人全体では赤字が継続することは存続ができないので収益事業会計や法人会計で黒字にする必要があり、当該法人においても指定管理施設運営事業などの収益事業で1千万円から2千万円の利益を確保しており、また公益目的事業の費用の中には資金流出を伴わない減価償却費が

		含まれているので単年度の資金がマイナスになることはない。 収支相償の目的は公益事業で得た収益はすべて公益事業のために使ってくださいという趣旨であるが、費用として使い切るためにコスト削減の意識が薄れる懸念もあると考える。公益法人は監督官庁の監督を受けており定期的に立ち入り検査を受けているがこのようなコスト削減の観点からの検査ではない。当該法人の支出状況について検証を行ったが、無駄な支出や冗費に当たるようなものは無かった。補助金を交付している観光・国際課としてはこのような観点からの定期的な検査を行うことが望ましい。
6 章 コロナ対策費		
コロナ関連事業についての総合意見		<u>42. 久留米市の実施状況及びその結果の公表</u> 久留米市の公表した効果測定については、単に支給件数や支給金額を載せたものに過ぎない。事業の評価・公表の方法には、各自治体ならではの工夫があつてしかるべきではあるが、久留米市の事業の評価・公表方法は不十分であり、効果測定や公表の方法を工夫する必要があつたものとする。
中小企業事業継続緊急支援金		<u>43. 暴力団排除要件の明確性</u> 久留米市事業継続緊急支援金交付要綱については、緊急事態宣言等の影響緩和に係る一時金支援金等給付規定と比較して、「密接な関係」という表現を用いている。市によれば、「久留米市の事務事業から暴力団を排除するための基本指針」において、「密接な関係」を定義しているとのことであつたが、要

		綱において当該指針を引用しておらず、要綱と指針の関連性が明らかでなく、第三者からその関連性を確認することも困難である。要綱外の指針で用語の意味を定義づけるのであれば、外部からその定義付けを知り得る状況においておくべきである。 また、申請者が理解できるように、申請時に提出する宣誓・同意書に、明確に「密接な関係」等の具体的内容について記載するのが相当である。
中小企業事業継続緊急支援金		<u>44. 支援金の返還等を求められる不正受給等</u> 申請時に提出する宣誓・同意書では、不正受給等があった場合に、支援金の返還等を遅滞なく行う義務があることに同意する旨の記載がある。 不正受給という言葉は、その概念が明確ではなく、申請者に宣誓・同意書という形で法的義務を負わせるのであれば、その意味を明示する必要があったものと考えられる。 また、宣誓・同意書に不正受給「等」と記載されており、市は「等」に「無資格受給」を含める意図はなかったとしているが、市が支給要件を事前に確認したとしても、「無資格受給」の可能性は存在するし、「等」と対象者に不正受給以外の者がいるかのような記載をするべきではなかった。 加えて、無資格受給についても返還義務を負わせる旨の規定を備えるべきであるし、それを明確に規定する必要があった。
感染症拡大防止対策強化補助金		<u>45. 予算の十分性</u> 当初の申請期間が令和3年11月末

		までだったにもかかわらず、予算額の都合上、令和3年9月末に受付を終了している。これは当初予算の策定における検討が十分であったとはいえない。
中小企業融資利子・保証料補給金		<u>46. 申請書確認手続の不備</u> 利子補給金について、利子額の銀行照会回答文書と、「利子補給金交付申請書兼誓約同意書（第1号様式）」、「役員等調書及び照会承諾書（第2号様式）」等の申請書類と突合し、令和2年7月と8月の利子補給手続きの妥当性についてチェックをしたところ、管理番号の二重附番による不整合が4か所あった。照会後に修正がなされており実際の支払いが二重であったというわけではないが、より内部管理の徹底が望まれる。
休業要請協力支援金		<u>47.客観的な資料の必要性</u> 時短営業（17時から20時まで）や休業等の状況が客観的に確認できないケースがあった。 時短要請解除後に受付を開始したため、店頭の貼紙、チラシ、DMなどがなく、休業期間の確認を事業者本人の売上台帳や本人自筆の宣言書などの資料で判断しているケースも見受けられ、エステサロンで2週間以上の時短営業が要求されているにも関わらず、ホームページにより2週間以内であったことが判明した事例があった。客観的に休業等が確認できる資料を必要とすべきだったと思われる。
宿泊施設テレワーク等環境整備補助金		<u>48.地方税徴収猶予制度利用者を滞納なしと扱うことについて</u> 地方税徴収猶予制度利用者を滞納な

		しと扱うことについて、交付要綱に、現在は明記されていないが、明記することで、申請者に対して、知る機会を与えるものとする。
--	--	---

第4章 商工業振興費

1. 中心部商業活性化事業

1. 概要

(1) 主な事業の概要

i) 人にやさしい商店街づくり事業（令和4年度より「久留米市中心市街地商店街にぎわい創出戦略モデル事業」に名称変更）	
目的	補助事業者が実施する、空き店舗の活用促進事業、地域連携システム構築事業、商店街活性化の戦略的事業（以上、「戦略モデル事業」）に要する経費に対して補助金を交付することにより、中心市街地商店街の活性化に寄与する。
関連諸法令、 条例、規則等	・久留米市補助金等交付規則 ・久留米市中心市街地商店街にぎわい創出戦略モデル事業費補助金交付要綱
事業の形態	補助金
事業開始年度	平成18年度
補助対象者	①商店街振興組合 ②事業協同組合 ③商工会議所 ④まちづくり会社・・・地方公共団体を除く者であって、地方公共団体、商店街振興組合、事業協同組合又は商工会議所が出資し、一つの事業者からの出資が2分の1以下であり、定款等により代表者、財産管理方法、まちづくりに関連する事業を目的としていること等について確認できるもの ⑤特定非営利活動法人 以上①～⑤のいずれかであって、戦略モデル事業を行う者（要綱第3条、第2条第6項）
補助対象事業	戦略モデル事業－中心市街地商店街における活性化の成功事例となる可能性のある次の事業（要綱第4条、第2条第7項） ①空き店舗の活用促進事業 空き店舗への店舗誘致、施設活用、社会実験等 ②地域連携システム構築事業 地権者、商業者、地元住民等が協力して行うまちづくりの取り組み等 ③商店街活性化の戦略的事業 上記①、②に掲げる以外の中心市街地商店街のにぎわい創出を目的としたイベントの開催等

補助対象経費	補助事業者が戦略モデル事業を実施するために必要な経費であって、補助対象経費（下表）に掲げるもののうち、市長が必要かつ適当と認めるもの（要綱第4条）		
	目	節	経費支出基準
	謝金	委員等謝金	当該事業を実施するため、補助事業者が有識者等外部の者を委員等とした場合の委員会等の謝礼として委員等に支払われる経費。ただし、補助事業者、行政、商工会等商工団体等の関係者、地元商店街関係者を委員等とした場合にその者に支払われる経費は対象としない。
	旅費	委員等旅費	補助事業者の委嘱した委員等に委員会等の出席のために旅費として支払われる経費。
		職員旅費	補助事業者の職員に当該事業を遂行するための旅費として支払われる経費。
	事業費	会議費	委員会・セミナー等を開催する場合の開催経費。 ただし、弁当等食事とみなされるものについては対象としない。
		会場借料	委員会等を開催する場合の会場費として支払われる経費。
		専門人材活用 支援費	タウンマネージャー等、専門人材活用に要する経費。 ただし、活動経費は対象としない。
		店舗等賃借料	事業を実施する空き店舗及び土地の賃借料として支払われる経費。ただし、敷金や保証金等の初期費用は対象としない。
		内装・設備・ 施工工事費	本事業を実施するために借り上げた空き店舗等の内装・設備・施工工事に要する経費。ただし、当該経費は当該事業の遂行に当たって必要最小限のものとする。
		無体財産購入費	意匠権、商標権等の無体財産の購入に要する経費。
		プロバイダー契約料 使用料	インターネット接続業者（プロバイダー）との契約及び接続サービスに要する経費。
		回線使用料	電話、FAX等の回線使用料。電話加入権等は対象外。
		通信運搬費	郵便代、運送料として支払われる経費。
		広報費	本事業を効果的に実施するために必要不可欠な広告宣伝の経費。
イベント費		本事業を効果的に実施するためのイベントの開催の	

			ための経費。ただし、飲食や景品等にかかる経費は対象としない。
		借 料 ・ 損 料	機器・器具等のリース又はレンタルに要する経費。
		備 品 費	什器等の備品の購入に要する経費。ただし、当該経費については原則としてリース又はレンタルで対応することとし、リース又はレンタルよりも購入する方が費用対効果等の観点から特に効果的であって、補助事業終了後も適切に管理できる場合に限り、当該経費を対象とすることができる。
		消 耗 品 費	消耗品費。景品・記念品・食材等は対象としない。
		委 託 費	事業の運営、事業の分析・評価等、補助事業者で実施することが困難なため、専門的知見等を有する者に対して、委託するために支払われる経費。なお、事業の全部を委託する場合は本事業の対象としない。
		通 訳 料	通訳に要する費用。
		翻 訳 料	文書等の翻訳に要する経費。
		交 通 費	補助事業者の職員等が使用する当該事業の実施に必要な公共交通機関の利用のための経費。
		雑 役 務 費	本事業の運営に必要な補助的業務を行う者に対するアルバイト代として支払われる経費。
		原 稿 料	本事業の報告書等の原稿の作成に要する経費。
		印 刷 製 本 費	本事業の報告書等の印刷等に要する経費。
補助率、 上限額	対象経費の2分の1以内（要綱第5条）で、予算の範囲内。		

ii) 中心市街地商店街等活性化パートナー出店促進事業	
目的	活性化パートナー（※1）に対して出店に要する費用の一部を補助することにより、中心市街地における空き店舗を解消するとともに、中心市街地の活性化に意欲を持つ人材の投入を図り、もって中心市街地の活性化と多様なサービスが受けられる利便性の高い街づくりの促進に寄与する。 （※1）活性化パートナー：商店街振興組合等や交付対象事業区域等において自ら業務を行おうとするものであり、かつ既に営業を行う商業者等と連携して、自ら意欲をもって中心市街地活性化のため

	の事業等を実施しようとする者であると市長が認める者(要綱第2条第3号)
関連諸法令、 条例、規則等	・久留米市補助金交付規則 ・久留米市中心市街地商店街等活性化パートナー出店促進事業費補助金交付要綱
事業の形態	補助金
事業開始年度	平成16年度
補助対象事業	市長による事業計画認定を受けた空き店舗での出店事業
補助対象経費	1. 店舗の改装等に要する建築工事費及び設備工事費(用地取得費、造成費及び建築手続費、設計費、備品費その他これらに類する費用を除く。) 2. 補助金の交付対象となる経費の上限は、1平米あたり7,500円。 (要綱第9条)
補助率	100分の50(ただし、バリアフリー工事で市が認める場合は100分の60)(要綱第10条第1項)
上限額	活性化重点区域(※2):100万(2階または地下1階部分のみの出店の場合は50万) 活性化区域(※3):50万 ただし、夜間の営業を主とする飲食業の出店にかかる改装費に対する限度額は上記の2分の1。 (要綱第10条第2項) (※2) 活性化重点区域・・・中心市街地の区域内において、商店街振興組合等が立地する区域 (※3) 活性化区域・・・国道209号線、市道原古賀東町D1号線及び市道六ツ門東町D101号線で区画された区域(活性化重点区域を除く。)並びに市道六ツ門東町D102号線に接する土地

(2) 事業費の予算と決算の推移等

ア 過去5年間の補助金の予算額(補正後)及び決算額

(単位:千円、%)

	平成29年	平成30年	令和1年	令和2年	令和3年
予算額	25,700	21,591	18,015	9,629	7,141
決算額	17,223	10,169	12,126	2,534	2,569
執行率	67.0	47.1	67.3	26.3	36.0

(出所:商工観光労働部総務提供資料より作成)

イ 令和３年度決算額の主な内訳

節	金額（千円）	内容
需用費	23	消耗品費
同上	1	食料費
負担金・補助金及び交付金	2,545	人にやさしい商店街づくり事業費補助金
同上	0 (※)	中心市街地商店街等活性化パートナー出店促進事業費補助金

（出所：商工観光労働部商工政策課提供資料より作成）

※令和３年度の中心市街地商店街等活性化パートナー出店促進事業費補助金について

令和３年度は、１件申請があったが、審査途中で申請者が出店先を変更したことにより補助対象外となったことを受けて、申請者が申請を辞退した。

よって、令和３年度の補助実績は０件であった。

（３）補助事業例

＜補助事業例１＞

（い）事業報告書の概要

実施事業	人にやさしい商店街づくり事業（まちゼミ活性化支援事業）
実施事業期間	R3. 5. 10～R4. 2. 28
事業内容	<u>まちゼミ事業</u> <u>概要</u> 中心市街地の商店街店主が、自店のこだわり・専門知識をお客様に伝える中で、店主とお客様の関係を構築するものであり、ゼミを通して自店の魅力の再認識を図るものである。 <u>取組内容</u> 【久留米まちゼミ勉強会】 開催日時：令和３年６月２９日 １９：１５～２０：４５ 講師：株式会社まちづくり岡崎 代表 松井洋一郎氏 参加者：２５名（会場１６名、オンライン９名） オンラインまちゼミを実施するにあたって、各地の事例紹介や注意点、オンライン形式の流れなどを確認。

	【第 16 回まちゼミ&第 8 回まちゼミ Kids】 実施期間：令和 3 年 8 月 1 日～20 日 実施方法：オンライン 参加店数：11 店舗（目標 40 店舗） 開催講座数：21 講座（目標 60 講座） 参加者数：37 名（目標 450 人） 参加者満足度（大満足・満足）：100%（目標 95%） 【第 17 回まちゼミ】 実施期間：令和 3 年 11 月 20 日～12 月 20 日 実施方法：対面・オンライン併用 参加店数：17 店舗（目標 30 店舗） 開催講座数：39 講座（目標 45 講座） 参加者数：182 名（目標 338 名） 参加者満足度（大満足・満足）：94%（目標 95%）
	100 縁商店街事業 概要 開催期間中、100 円の商品を店頭に並べ、商店街全体を 100 円ショップに見立てる販促事業。まちゼミや商店街独自の企画（マルシェ、バル等）と共同での事業展開を図る。 取組内容 【100 縁商店街＋夏のまち歩き（一番街商店街パン de アーケード、六ツ門あけぼの商店街むつもん雑貨市）】 実施期間：令和 3 年 7 月 17 日～18 日 参加店数：28 店舗（目標平均 50 店舗） 商品数：33 品（目標平均 65 品） 来場者数：述べ約 1,000 人（目標平均 600 人） 【100 縁商店街＋秋のまち歩き（一番街商店街パン de アーケード、六ツ門あけぼの商店街むつもん雑貨市）】 実施期間：令和 3 年 11 月 13 日～14 日 参加店数：35 店舗（目標平均 50 店舗） 商品数：45 品（目標平均 65 品） 来場者数：述べ約 1,200 人（目標平均 600 人）

	【100 縁商店街＋冬のまち歩き（一番街商店街パン de アーケード、六ツ門あけぼの商店街むつもん雑貨市）】 実施期間：令和 3 年 12 月 18 日～19 日 参加店数：30 店舗（目標平均 50 店舗） 商品数：37 品（目標平均 65 品） 来場者数：述べ約 1,200 人（目標平均 600 人）
	ビーコン事業 概要 ビーコンを活用し、中心市街地における来街者の調査及び分析を行い、結果を商店主に提供することで、新たな付加価値を提供することができる。ウィズコロナ・アフターコロナを見据えた中心市街地活性化のあり方や、新たなビジネスモデルを模索することを目的に取り組むもの。 取組内容 ①ビーコン設置等に関するサポート ②ビーコン管理画面の運用 ③ビーコンで取得する情報の分析 ④分析報告書の作成

（出所：商工観光労働部商工政策課提供資料より作成）

（ii）事業収支決算書

【収入の部】

費目	金額	計算基礎（明細）
久留米市補助金	1,445,384 円	補助率 1/2
福岡県補助金	963,589 円	補助率 1/3
補助事業者負担金	481,796 円	
合計	2,890,769 円	

【支出の部】

費目	金額	計算基礎（明細）
会場借料	10,930 円	会場使用料、オンライン会議 Web サポート料
通信運搬費	14,644 円	
広報費	2,449,495 円	チラシ・ポスター作成

消耗品費	200 円	
委託費	415, 500 円	商店街ネットワークサポート、 来場者調査分析
合計	2, 890, 769 円	

(出所：商工観光労働部商工政策課提供資料より作成)

(iii) 補助金支出表

(単位：円)

補助対象経費の区分		補助事業に 要する経費	補助対象と なる経費	補助金 申請額
目	節			
謝 金	委 員 等 謝 金			
旅 費				
	委 員 等 旅 費			
	職 員 旅 費			
事業費				
	会 議 費			
	会 場 借 料	10, 930	10, 930	5, 465
	専門人材活用支援費			
	店 舗 等 賃 借 料			
	内装・設備・施工工事費			
	無 体 財 産 購 入 費			
	プロバイダー契約料・使用料			
	回 線 使 用 料			
	通 信 運 搬 費	14, 644	14, 644	7, 322
	広 報 費	2, 449, 495	2, 449, 495	1, 224, 747
	イ ベ ン ト 費			
	借 料 ・ 損 料			
	備 品 費			
	消 耗 品 費	200	200	100
	委 託 費	415, 500	415, 500	207, 750
	通 訳 料			
	翻 訳 料			
	交 通 費			
	雑 役 務 費			
	原 稿 料			

	印 刷 製 本 費			
合 計		2,890,769	2,890,769	1,445,384

(出所：商工観光労働部商工政策課提供資料より作成)

<補助事業例2>

(i) 事業報告書の概要

実施事業	人にやさしい商店街づくり事業（繁盛店創出事業）
実施事業期間	R3.6.1～R4.3.8
事業内容	概要 専門家（中小企業診断士）・福岡県・久留米市・久留米商工会議所で本事業の参加店舗を巡回し、個店の現状把握、課題発見、解決に向けたプランを共有し、個店の課題解決と中心市街地活性化に繋がるよう取り組むもの。 取組内容 ①臨店支援（5回） 令和3年6月～令和4年1月 ②WEB支援 令和3年7月8日（木）9:30～12:30 ③参加店勉強会 令和3年11月12日（金）19:00～21:00 参加者：14名（中小企業診断士、タウンマネージャー、福岡県2名、久留米市2名、商工会議所3名、商店街4名） ④令和3年度成果報告会 令和4年1月14日（金）19:00～21:00 参加者：14名（中小企業診断士、タウンマネージャー、福岡県2名、久留米市2名、商工会議所3名、商店街4名）

(出所：商工観光労働部商工政策課提供資料より作成)

(ii) 事業収支決算書

【収入の部】

費目	金額	計算基礎 (明細)
久留米市補助金	507,000 円	補助率 1/2
福岡県補助金	338,000 円	補助率 1/3
補助事業者負担金	170,620 円	
合計	1,015,620 円	

【支出の部】

費目	金額	計算基礎 (明細)
会場借料	2,820 円	会場使用料、オンライン会議 Web サポート料
専門人材活用支援費	849,600 円	講師謝金 731,500 円 講師旅費 81,000 円 宿泊費 37,000 円
通信運搬費	1,200 円	
広報費	162,000 円	情報冊子制作
合計	1,015,620 円	

(出所：商工観光労働部商工政策課提供資料)

(iii) 補助金支出表

(単位：円)

補助対象経費の区分		補助事業に 要する経費	補助対象と なる経費	補助金 申請額
目	節			
謝 金	委 員 等 謝 金			
旅 費				
	委 員 等 旅 費			
	職 員 旅 費			
事業費				
	会 議 費			
	会 場 借 料	2,820	2,820	600
	専門人材活用支援費	849,600	849,600	424,800
	店 舗 等 賃 借 料			
	内装・設備・施工工事費			

	無 体 財 産 購 入 費			
	プロバイダー契約料・使用料			
	回 線 使 用 料			
	通 信 運 搬 費	1,200	1,200	600
	広 報 費	162,000	162,000	81,000
	イ ベ ン ト 費			
	借 料 ・ 損 料			
	備 品 費			
	消 耗 品 費			
	委 託 費			
	通 訳 料			
	翻 訳 料			
	交 通 費			
	雑 役 務 費			
	原 稿 料			
	印 刷 製 本 費			
合 計		1,015,620	1,015,620	507,000

(出所：商工観光労働部商工政策課提供資料より作成)

＜補助事業例 3＞

(i) 事業報告書

事業実績報告書

1 事業名	令和3年度久留米市中心市街地商店街にぎわい創出戦略モデル事業「人にやさしい商店街づくり事業」
2 事業対象期間	令和3年9月1日～令和4年2月28日
3 会場（実施場所）	久留米商工会議所会議室、ハイマート久留米会議室他
4 参加者数	作業部会 15人（延べ人数） 意見交換会 23人（延べ人数）
5 事業の実施概要・効果等	中心市街地商店街の店舗情報、駐車場、AED、トイレ、個店の魅力、街の魅力など、来街者が知りたい情報を収集し、可能な限り対応したマップを企画・作成（20,000部）した。 市内の公共施設や店舗などに配置し、情報発信に取り組んだ。 ○改善の主な内容 ・久留米ほとめき通り商店街加盟商店街組合員の店舗情報を追加 ・久留米市中心市街地駐車場登録駐車場にマークと駐車場番号の掲載 ・県新型コロナウイルス感染防止対策認証店等の情報を追加 ・災害時の市の避難所情報の追加 ・主な商店街をクローズアップ ○利用者の声 ・商店街の案内がしやすい（商店街店主） ・商店街の店舗案内がしやすくなった（観光案内所）
6 補助要望額	592,452円
7 添付書類	収支決算書等
8 その他	

（出所：商工観光労働部商工政策課提供資料）

(ii) 事業収支決算書

【収入の部】

費目	金額	計算基礎 (明細)
県補助金	394,567 円	補助率 1/3
市補助金	592,452 円	補助率 1/2
自己負担分	316,366 円	
合 計	1,303,385 円	

【支出の部】

費目	金額	計算基礎 (明細)
通信運搬費	19,600 円	(補助対象・税抜) 17,825 円
消耗品費	30,865 円	28,060 円
委託費	783,000 円	711,819 円 地図デザイン、店舗情報調査等委託
雑役務費	1,320 円	1,200 円 振込手数料
印刷製本費	468,600 円	426,000 円 地図 @16.5 円 (税抜) × 20,000 部 ポスターB2 判 @3,600 円 (税抜) × 10 部 ポスターB1 判 @6,000 円 (税抜) × 10 部
合 計	1,303,385 円	1,184,904 円

(出所：商工観光労働部商工政策課提供資料)

(4) 事業の効果測定の方法（目標指標）・目標値

ア 第2期久留米中心市街地活性化基本計画に定める目標指標

本事業は、第2期久留米中心市街地活性化基本計画で掲げられた基本目標のうち、「来街者の増加と活発な市民活動による賑わいのある街づくり」、及び「心地よく多様なサービスを受けることができる街づくり」を達成するための政策事業である。

同基本計画では、目標達成までの進捗を把握するため、①歩行者通行量（※1）、②空き店舗率（※2）、③交流施設の利用者数（※3）を目標指標とし、各目標指標についての目標値を次のとおり設定している。

	現況数値 (基準年 H24)	数値目標 (基準年 H30)
歩行者通行料 (平日休日平均)	35,680 人	50,000 人
空き店舗率	19.9%	14.0%
交流施設の利用者数 (施設の年間利用者)	660,095 人	1,000,000 人

(出所：第2期久留米市中心市街地活性化基本計画（久留米市 HP）より作成)

※1) ①歩行者通行量調査

毎年11月の平日と休日に、中心市街地における主要10地点（六ツ門アーケード入口、あけぼのアーケード、一番街アーケード、西鉄駅前商店街、リベール前、六ツ門交差点、明治通り西、明治通り中央、明治通り東、岩田屋玄関）の歩行者通行量を調査し、その合計額を基準年の数値として出している。

※2) ②空き店舗調査

西鉄久留米駅周辺・六ツ門地区に位置する中心商店街は2核1モールで構成され、約800mの間に多くの商業店舗が集積している。年6回、毎年度奇数月の末に、このモール内の10商店街の店舗を対象として空き店舗調査を実施している。

※3) ③交流施設の利用者数

基本計画策定当初（平成24年度）は、市民会館、六角堂広場、六ツ門プラザ、六ツ門図書館、市民活動サポートセンターみんくる、児童センター、一番街多目的ギャラリー、一番街プラザ、子育て交流施設くるるんの利用者数を算出しているが、このうち市民会館、六角堂広場、六ツ門プラザは、平成28年に開業した久留米シティプラザに、機能が全て移転することとなっていたた

め、同3施設に代わり久留米シティプラザと、他6施設の利用者数の合計として上記数値目標が設定された。

イ 平成30年度以降の目標指標・目標値

平成30年度以降も、歩行者通行量と空き店舗率については引き続き上記数値目標が活用されている。

他方で、交流施設の利用者数については、基本計画当初に設定していた交流施設（一番街プラザ）の閉館があり条件が異なることから、上記数値は参考指標としている。現在は、対象施設を久留米シティプラザ、六ツ門図書館、市民活動サポートセンターみんくる、児童センター、一番街多目的ギャラリー、子育て交流センターくるるんの6つに設定して、利用者数の確認は継続して行っている。

（5）事業の効果測定の結果

（単位：人、％）

	平成29年	平成30年	令和1年	令和2年	令和3年
歩行者通行量	31,621	34,302	35,004	36,296	36,998
空き店舗率	17.9	16.6	13.4	13.7	14.0
施設利用者数	953,500	943,258	826,525	182,580	224,909

（出所：第2期久留米市中心市街地活性化基本計画（久留米市HP）、商工観光労働部商工政策課提供資料より作成）

- ・歩行者通行量：令和3年度は、11/5、11/7に実施。
- ・空き店舗率：令和3年度は、5/31、7/30、9/30、11/30、1/31、3/23に実施。

2. 実施した監査手続

- ① 事業内容の概要を把握するために担当者にヒアリングを実施し、関連資料を閲覧・取得した。
- ② 事業に関する関係法令や条例等を把握し、これらに準拠した処理が行われているか確認した。
- ③ 補助金の算定及び交付時期が適切か検討した。
- ④ 補助事業の実績報告が適切か検討した。
- ⑤ 成果指標が適切に設定され、実績と比較されているか。また、目標と実績の差異の原因分析が行われPDCAサイクルをとおして次期の計画に反映されているか検討した。
- ⑥ 成果指標と実績との比較をとおして事業が有効であり、必要なものであるか検討した。

3. 結果

(指摘1) 補助金額変更時の承認申請手続について

補助事業例3は、補助金の交付決定額と交付確定額に変更があり(減額)、経費配分の変更もなされていたが、変更の承認申請の手続を経ておらず、変更の承認を受けないまま補助金が交付されていた。

久留米市補助金等交付規則第12条第1項第4号によれば、補助事業者が、「交付を受けようとする補助金等の額を変更しようとする場合(補助金等の額を減額しようとする場合で市長が特に認める場合を除く。)」には、市長の承認を受けなければならない。

そして、上記補助事業は、補助金の減額だけではなく、経費配分の変更により、委託費が3割以上増額し、それ以外の経費が1乃至4割程度減額されているため、軽微な変更とはいえない。(なお、要綱上は、経費配分の変更の場合、補助対象経費の目相互間において、いずれか低い額の20パーセント以内の経費の配分の変更であるときは、軽微な変更として承認は不要とされているが(要綱第8条第1項第2号)、本事業はこれにも該当しない。)

したがって、本補助事業において、補助事業者が変更の承認を受けていないにもかかわらず補助金の交付を行ったことは、同規則に準拠していないと言わざるを得ず、変更承認手続を経るべきであった。

2. 商工指導機関助成事業

1. 概要

●事業の内容
<目的> 市内中小企業の育成及び商工業の振興に取り組むため、商工指導機関が実施する経営改善事業や中小企業育成振興事業に対し助成を行う。 <概要> 【小規模事業指導費補助、小規模事業対策推進事業費等補助】 久留米市の商工会及び商工会議所が、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(平成5年法律第51号)第4条第1項に基づいて行う小規模事業者の経営の改善発展を支援する事業、商工会が行う設備の導入・修繕及び備品の購入に対し、久留米市が久留米市産業の振興発展を図ることを目的として予算の範囲内で久留米市小規模事業指導費補助金及び小規模事業対策推進事業費等補助金を交付している。 【中小企業育成振興事業費補助】 久留米市の福岡県中小企業団体中央会久留米支部(以下、「中央会久留米支部」という。)が行う市内中小企業育成振興事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付し、久留米市産業

の振興発展を図ることを目的としている。

<関連諸法令、条例、規則>

久留米市補助金等交付規則（昭和 50 年久留米市規則第 5 号）

久留米市小規模事業指導費補助金・小規模事業対策推進事業費等補助金交付要綱（平成 13 年 4 月 1 日から施行）

久留米市中小企業育成振興事業費補助金交付要綱（平成 13 年 4 月 1 日から施行）

●事業の形態

【小規模事業指導費補助、小規模事業対策推進事業費等補助】

（交付対象経費）

福岡県小規模事業指導費補助金・小規模事業対策推進事業費補助金交付要綱（平成 7 年 8 月 21 日付 7 経営第 230 号）第 4 条に規定する経費、商工会館設備等導入費のうち、予算の範囲内で市長が必要かつ適当と認めたものとされている。

補助事業の 区分	補助対象経費		
	経費区分	経費区分の明細	内容
(1) 補助対象 職員の設置費	俸給		商工会指導員、経営指導員、専門経営指導員、経営指導員研修生、補助員又は記帳専任職員（以下「補助対象職員」という。）の俸給
	扶養手当		補助対象職員（経営指導員研修生を除く。）の扶養手当
	調整手当		補助対象職員の調整手当
	通勤手当		補助対象職員の通勤手当
	特勤勤務 手当		補助対象職員（経営指導員研修生を除く。）の特勤勤務手当
	期末手当		補助対象職員の期末手当
	住居手当		補助対象職員の住居手当
	超過勤務 手当		補助対象職員（経営指導員研修生を除く。）の超過勤務手当
	福利厚生 費	社会保険料	補助対象職員に係る健康保険料、厚生年金保険料、雇用保険料、労災保険料及び介護保険料の事業主負担分
		退職金積立金等	補助対象職員に係る退職金積立金及び退職年金積立金の事業主支払分

(2) 指導事業費	旅費	指導旅費	経営改善普及事業又は商工会指導業務の実施に要する補助対象職員、記帳指導職員、記帳指導員及び嘱託専門指導員の旅費
		研修会出席旅費	商工会議所、県連合会及び全国連合会が行う研修会並びに知事の指示又は承認を受けた研修会、研究会等への出席に要する補助対象職員、記帳指導職員又は記帳指導員の旅費
		経営指導員等交流研修事業参加旅費	商工会等が行う経営指導員等交流研修事業への参加に要する経営指導員又は専門経営指導員の旅費
		商工会役職員研修会出席旅費	県連合会が行う役員研修会、事務局長研修会、補助員研修会、記帳専任職員研修会及びパソコン研修会への出席に要する役員、及び職員の旅費
		商工会議所補助員研修会出席旅費	商工会議所が行う商工会議所補助員研修会への出席に要する補助員の旅費
		特定商工会議所中小企業相談所直面問題会議出席旅費	日商が行う特定商工会議所中小企業相談所直面問題会議への出席に要する中小企業相談所長、経営指導員又は専門経営指導員の旅費
		広域指導センター所長会議出席旅費	全国連合会が主催する広域指導センター所長会議への出席に要する広域指導センター所長（代理出席する専門経営指導員を含む。）の旅費
	事務費	指導事務費、調査研究費	経営改善普及事業及び商工会指導事業の実施に必要な指導事務及び調査研究に要する会議費、備品費、雑務費、謝金、講師旅費、印刷製本費、通信運搬費、回線使用料、消耗品費、燃料費、道路通行料、集計費、修繕費、保守料、借損料、補助対象車両に係る法定保険料及び車検料、参考資料の購入費（補助対象職

			員の資質向上を図るため、知事の指示又は承認を受けた研修会への受講に要する受講料を含む。)並びに経営指導員、専門経営指導員及び補助員の自己啓発の促進を図るための特別調査研究費(人件費)
		指導用車両購入費	県連合会が実施する商工会指導事業及び経営改善普及事業の実施に必要な指導用車両の購入に要する経費
		広報用車両購入費	県連合会が実施する商工会指導事業及び経営改善普及事業の実施に必要な広報用車両の購入に要する経費
	指導事業費	講習会等開催費	経営改善普及事業の実施に必要な講習会、講演会、個別指導等の開催及び経営改善普及事業の一環として実施する記帳継続指導に要する謝金、旅費、借損料(移動講習会の場合の車両を含む。)資料費、消耗品費、会議費、印刷製本費、雑役務費及び通信運搬費
		金融指導事務費	金融指導事業に要する旅費、会議費、借損料、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費、雑役務費、備品費及び参考資料の購入費
		記帳指導員等謝金等	記帳指導員の謝金及び記帳指導職員の指導手当
	特別研究指導費		経営改善普及事業及び商工会指導事業の推進のため、商工会指導員、経営指導員又は専門経営指導員であつて、主席又は主任の特別研究指導に必要な研究指導手当、参考資料購入費及び旅費
	支部活動推進費	支部借館料、指導用車両購入費	県連合会の支部(所)として広域指導センターを又は商工会議所がその支所(所)を設置するために必要な借館料

			県連合会の支部（所）として広域指導センターを設置し、経営改善普及事業の実施に必要な指導用車両の購入費
(3) 資質向上 対策事業費 (第4条第2 項第3号及び 第3項第4号 に掲げるもの。)	県連合会 役員セミナー出席 旅費		全国連合会が行う県連合会役員セミナーへの出席に要する役員の旅費
	商工会指 導員等交流研修事 業参加旅費		県連合会が行う商工会指導員等交流研修事業への参加に要する商工会指導員、専門経営指導員又は経営指導員の旅費
	研修事業 費	大学校研修等参加 費	知事が指定する機構が行う研修等 (中小企業大学校専門研修参加費の 対象となる研修を除く)への出席に 要する補助対象職員の旅費及び受講 料
		役職員研修会開催 費	商工会議所及び県連合会が行う役職 員研修会等の開催に要する謝金、旅 費、資料作成費、借損料(移動研修 会の場合の車両を含む。)、通信運 搬費、委託費及び消耗品費
		経営指導員等技術 研修会費	商工会議所及び県連合会が実施する 経営指導員等技術研修会に要する経 費であって、謝金、旅費、借損料、 資料費、印刷製本費、通信運搬費及 び消耗品費並びに商工会議所及び県 連合会が行う経営指導員等技術研修 会への経営指導員等の出席旅費
		コンピュータ要員 (プログラマー) 養成研修事業出席 旅費	全国連合会が実施するコンピュータ 要員(プログラマー)養成研修会へ の出席に要する県連合会職員の旅費

	資質向上 対策推進 事業費		商工会議所及び県連合会が実施する 資質向上対策推進事業に要する経費 であって、謝金、旅費、印刷製本 費、会議費、借損料、雑役務費、通 信運搬費、統一資格認定試験実施 費、原稿料及び消耗品費
	人事異動 赴任旅費		県連合会が人事異動を行う場合の当 該人事異動者に対する赴任旅費
	人事異動 単身赴任 手当		県連合会が人事異動を行う場合の当 該人事異動者に対する単身赴任手当
(3-2) 資質 向上対策事業 費（第4条第 2項第3号の 2及び第3項 第5号に掲げ るもの。）	新採用職 員研修開 催費		商工会議所が行う商工会等及び県連 合会の新採用職員研修会等の開催に 要する謝金、旅費（受講対象となる 補助対象職員及び一般職員の旅費は 除く）、資料作成費、借損料（移動 研修会の場合の車両を含む。）、通 信運搬費、委託費及び消耗品費
	事務局長 等管理職 員研修開 催費		商工会議所が行う商工会等及び県連 合会の事務局長等管理職員研修会等 の開催に要する謝金、旅費（受講対 象となるなど事務局長等管理職員の 旅費は除く）、資料作成費、借損料 （移動研修会の場合の車両を含 む。）、通信運搬費、委託費及び消 耗品費
	中小企業 大学校専 門研修等 参加費		知事が指定する機構が行う専門研修 及び国の小規模事業者支援人材等育 成事業による小規模事業者支援研修 の出席に要する補助対象職員の旅費 及び受講料
(4) 経営指導 推進費	広域連携 推進費		県連合会が実施する、広域連携拠点 と商工会の経営指導員との連携強化 のための連絡会議開催に要する経費 であって、謝金、旅費、借損料、資 料作成費、通信運搬費及び消耗品費

	専門相談指導費		商工会議所が実施する専門指導に要する講師謝金、講師旅費及び借損料
	嘱託専門指導員謝金		商工会議所及び県連合会が行う経営改善普及事業の円滑な実施を図るために必要な嘱託専門指導員の謝金
	経営・技術強化支援事業費		商工会等及び県連合会が実施する経営・技術強化支援事業に要する費用であって謝金、旅費、原稿料、印刷製本費、広報費、会議費、借損料、試験・検査分析費、消耗品費及び通信運搬費
	指導用軽車両購入費		商工会等が実施する経営改善普及事業の実施に必要な指導用軽車両の購入費
(5) 小規模事業施策普及費	小規模事業施策普及費	パンフレット、ポスター作成費	経営改善普及事業の一環として実施する小規模事業者に対する啓発及び広報用パンフレット、ポスター等の作成に要する印刷製本費等及びホームページ作成費（施策情報の掲載・更新に係る経費に限る。）
		県連合会ニュース	県連合会が行う県連ニュースの作成等に要する印刷製本費等及びホームページの作成費（施策情報の掲載・更新に係る経費に限る。）
	大都市対策特別普及振興事業費		商工会議所が大都市における経営改善普及事業の一層の啓発普及を図るために行う特別普及振興事業に要する経費であって、ラジオ及びテレビCMの制作費、放送費及び新聞雑誌等への広告費並びに謝金、旅費、ポスター作成費、チラシ作成費、ステッカー作成費、借損料、会議費、資料費、印刷製本費、雑役務費、消耗品費及び通信運搬費

	電子計算機賃借料		商工会議所及び県連合会が実施する小規模事業者に対する施策普及並びに記帳機械化システム等及び地域小規模事業情報化推進事業の推進に係る電子計算機（オンライン関係機器を含む。）を設置することに必要な賃借料及び保守料
	施策普及データオペレータ設置費		県連合会が実施する小規模事業者に対する施策普及並びに記帳機械化システム等及び地域小規模事業情報化推進事業の推進に要する経費であって、オペレータ設置（人件費）に要する経費
(6) 指導施設建設費	指導施設建設費等		商工会等及び県連合会の指導施設の建設、取得又は修繕に要する経費
(7) 指導環境推進費	事務局長設置費		商工会等が実施する経営改善普及事業の推進のための指導環境整備に必要な一般管理費のうち、人件費（事務局長及び商工会同士又は商工会議所同士の合併に伴う事務局長、事務局次長又は支所長の設置に係るものに限る。）、備品費（車両購入費を含む。）、消耗品費、印刷製本費及び参考資料の購入費並びに経営改善普及事業の推進に必要な事業に係る講習会等の謝金、旅費、借損料、雑役務費、備品費、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費及び参考資料の購入費（他の経費区分に係るものと分割支出することとなる者を除く。）
	専務理事設置費		県連合会が実施する商工会指導事業等の推進のための、指導環境整備に必要な一般管理費のうち、人件費（専務理事に係る者に限る）

(8) 若手後継者等人材育成事業			商工会等及び県連合会が行う若手後継者等人材育成事業に要する経費であって、当該事業内容から知事が必要であると認めた経費（ただし、商工会等及び県連合会役職員の人件費並びに不動産購入費は除く。）
(9) 提案公募型地域活性化等事業			商工会等が行う地域活性化等事業に要する経費であって、当該事業内容から知事が必要であると認めた経費（ただし、商工会等及び県連合会役職員の人件費並びに不動産購入費は除く。）
(10) 広域連携等対策事業	商工会等合併環境整備事業		商工会等が行う合併環境整備事業に要する経費であって、謝金、旅費、会議費、雑役務費、借損料、印刷製本費、資料費、通信運搬費、委託費、消耗品費、備品費、会館改装費、備品等運搬費、ネットワーク構築費、増改築費及び合併案内費
	広域連携地域活性化等推進事業		商工会等及び県連合会が行う広域連携地域活性化等推進事業に要する経費であって、当該事業内容から知事が必要であると認めた経費（ただし、商工会等及び県連合会役職員の人件費並びに不動産購入費は除く。）
(11) 事業継続力強化支援事業	事業継続力強化支援事業費		商工会等が事業者の防災・減災意識の向上や事前対策の促進のために実施する講習会等の開催に要する経費であって、謝金、旅費、借損料、広報費、資料費、消耗品費、備品費、印刷製本費、雑役務費、通信運搬費のほか知事が必要と認めるもの

	体制強化費		事業継続力強化支援計画を実行する商工会等であって、事業継続力強化支援事業の推進のため、小規模事業者の指導に必要な手当
(12) 地域中小企業支援協議会推進事業			商工会等及び県連合会が構成員となる地域中小企業支援協議会が行う物産展、商談会、講習会等の開催に要する経費であって、謝金、旅費、借損料、広報費、資料費、消耗品費、備品費、印刷製本費、雑役務費、通信運搬費及び委託費
(13) 経営安定特別相談事業	特別相談事業費		商工会議所及び県連合会が実施する経営安定特別相談事業に要する経費であって、謝金、旅費、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費、資料購入費、借損料、パーソナルコンピュータ賃借料、会議費、雑役務費、備品費（相談中小企業者の秘密の保持に必要な書庫・書架であって、総額10万円以内に限る。）、燃料費、保守料及び委託費
	講習会等出席及び緊急対策等事業費		商工会議所及び県連合会が実施する緊急対策事業、しにせ倒産対策事業に要する経費であって、謝金、旅費、資料購入費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借損料、会議費、雑役務費及び委託費並びに全国連合会又は日商が実施する講習会、事例研究会、商工調停士会への出席に要する旅費
(14) 小規模企業（商工）振興委員費			商工会等が実施する経営改善普及事業の実施に必要な小規模企業（商工）振興委員に係る委員謝金、交通費及び会議費
(15) 商工会長費用弁償			経営改善普及事業の実施に必要な商工会長の活動に要する旅費

(16) 記帳機械化等オンライン化推進事業			記帳機械化事業に必要なオンライン事業に係る回線使用料
(17) 小企業者等事業費	小企業者等対策事業費		県連合会が行うブロック会議に要する謝金、旅費、借損料、資料費、消耗品費、会議費、印刷製本費、雑役務費及び通信運搬費
	小企業者等事業事務費	指導事務費	商工会議所及び県連合会の小企業者等担当経営指導員が実施する小企業者等指導及び調査研究事業に要する旅費、備品費、謝金、借損料、資料費、消耗品費、通信運搬費、燃料費及び会議費
		経営指導推進連絡会議参加旅費	県が開催する小企業者等経営指導推進連絡会議に出席する小企業者等担当経営指導員及び小企業者等担当副任経営指導員の旅費
	小企業者等連携指導事務費		小企業者等担当経営指導員と小企業者等副任担当経営指導員が設置されていない商工会等との連携等に要する旅費、備品費、謝金、借損料、資料費、消耗品費、通信運搬費、燃料費及び会議費

(出所：商工観光労働部 商工政策課提供資料より作成)

経営改善普及事業に係る市補助金の金額は、下表のとおりである。また、商工会館設備等導入に係る補助金の金額は、商工会館設備の導入・修繕及び備品購入費の3分の1以内とされている。

補助金交付対象	補助基準額
久留米商工会議所	当該前々年度の県の補助対象経費に 0.2 を乗じた額（平成 22 年度は 0.2 を 0.12 とし、平成 23 年度以降については、0.12 が 0.2 に至るまで毎年度 0.02 を加えて算出した額） ただし、市補助金の額は、当該年度の県の補助対象経費の合計額から、県が交付する補助金額の合計額を控除した額を超えないものとする。
久留米南部商工会 久留米東部商工会 田主丸町商工会	当該前々年度の県の補助対象経費に 0.2 を乗じた額（平成 22 年度から平成 26 年度については 0.2 を 0.25 とし、平成 27 年度以降については、0.25 が 0.2 に至るまで毎年度 0.01 を減じて算出した額） 田主丸町商工会については、当該補助を受ける年度当初において商工会合併に取り組んでいない、又は年度当初においては商工会合併に取り組んでいたものの当該年度において合併しなかった場合、上記の算出した額のうち職員設置費補助額を除く額に 0.9 を乗じて得た額に職員設置費補助額を加えた額 ただし、市補助金の額は、当該年度の県の補助対象経費の合計額から、県が交付する補助金額の合計額を控除した額を超えないものとする。

（出所：商工観光労働部商工政策課提供資料より作成）

【中小企業育成振興事業費補助】

（交付対象経費）

事業費、一般管理費及び会議費のうち予算の範囲内で市長が必要かつ適当と認めたものとする。

（補助金の額）

補助対象経費の 2 分の 1 以内とし、180 万円を上限とする。

●実施期間

【小規模事業指導費補助、小規模事業対策推進事業費等補助】

平成 13 年 4 月 1 日から施行している。

【中小企業育成振興事業費補助】

平成 13 年 4 月 1 日から施行している。

●課が考えている課題

人口減少や高齢化の進行等による慢性的な人手不足や後継者不足、頻発する自然災害など、事業者は、多様化する経営課題に直面していることから、商工団体が担う役割が増加しており、これまで以上に経営指導の量・質の確保が重要となる。

2. 事業費の予算と決算の推移

(1) 予算現額と決算額（財源）の推移

(単位：千円)

年度	予算現額	決算額	財源
令和元年度	66,601	66,523	一般 66,523
令和2年度	64,271	63,924	一般 63,924
令和3年度	65,765	65,765	一般 65,765

下図は令和3年度における各商工会の予算内訳である。

令和3年度商工会等補助予算

R1年度県補助金支払明細書抜粋

	久留米商工会議所	久留米南部商工会	久留米東部商工会	田主丸町商工会
会員数(名)	4,163	1,149	506	398
R2予算額(千円)	26,146	19,298	11,345	5,682
R3予算額(千円)	25,328	20,304	12,371	5,962
増減(R3-R2)	▲ 818	1,006	1,026	280
目的	市内中小企業の育成及び商工業の振興に取り組むため、商工指導機関が実施する経営改善事業に対し助成する。			
経営改善普及指導職員設置費(千円)	99,898	87,165	46,689	25,673
経営改善普及事業費(千円)	26,374	13,166	14,143	4,124
県指定事業費(千円)	371	1,188	1,025	472

(出所：商工観光労働部商工政策課提供資料より作成)

(2) 令和3年度決算額の主な内訳

上表の令和3年度決算額 65,765 千円の内訳は下表のとおりである。

節	金額 (千円)	内容
18 負担金・補助及び交付金	65,765	商工会議所 25,328、南部商工会 20,304、東部商工会 12,371、田主丸町商工会 5,962、中央会 1,800

上表の決算額と(1)各商工会の予算額は一致している。また、中央会への補助は上限 1,800 千円で交付されている。

なお、予算の流用、予備費充用は見受けられない。

3. 支出が適切に処理されているかについて

上表2（2）における 65,765 千円の金額について、必要な書類等を閲覧した結果、補助金の算定は久留米市小規模事業指導費補助金・小規模事業対策推進事業費等補助金交付要綱等に則り事務処理されて交付している。

4. 成果指標と実績評価及び PDCA サイクルへの反映について

【小規模事業指導費補助、小規模事業対策推進事業費等補助】

個別具体的な成果指標は見受けられない。

なお、各商工会の事業実績報告書にて下図のとおり経営指導員の指導件数等が報告されている。

別紙2 事業実績報告書

久留米商工会議所

(1) 商工会・商工会議所及び商工会連合会の行う経営改善普及事業の実績

		対象企業数 (企業)	経営革新 (回)	経営一般 (回)	情報化 (回)	金融 (回)	税務 (回)	労働 (回)	取引 (回)	環境対策 (回)	その他 (回)	計 (回)	
経営指導員の指導件数	巡回指導	製造業	103	1	111	1	2	0	11	8	0	118	252
		建設業	68	0	55	0	6	5	3	2	0	84	155
		小売業	265	10	396	15	54	24	11	14	0	405	929
		卸売業	76	5	83	1	10	5	7	6	0	94	211
		サービス業	223	4	198	4	28	14	12	13	0	252	625
		その他	7	0	1	0	0	0	0	0	0	7	8
		計	742	20	844	21	100	48	44	43	0	960	2,080
	窓口指導	製造業	256	21	280	3	23	3	54	16	2	127	529
		建設業	419	8	276	0	59	19	211	2	2	161	738
		小売業	902	74	1272	13	136	51	73	25	0	621	2,265
		卸売業	224	19	210	4	25	7	89	15	0	155	524
		サービス業	910	42	1059	15	129	58	140	40	0	556	2,039
		その他	30	0	26	0	1	2	7	0	0	11	47
		計	2,741	164	3,123	35	373	140	574	98	4	1,631	6,142
	創業指導	巡回指導	5	0	3	0	3	1	0	0	0	1	8
		窓口指導	152	0	66	0	161	14	1	2	0	225	469
		計	157	0	69	0	164	15	1	2	0	226	477
講習会等の開催件数	対象企業数		経営革新	経営一般	情報化	金融	税務	労働	取引	環境対策	その他	計	
	集団指導	回数	0	4	1	0	0	0	0	0	10	15	
		人数	495	0	60	14	0	0	0	0	0	564	638
	個別指導	回数	0	66	0	0	149	0	0	0	0	215	
		人数	649	0	52	0	597	0	0	0	0	649	

		幹旋件数	貸付件数	幹旋総額 (千円)	貸付総額 (千円)	
金融のあつせん	国金	一般・特別	24	24	262,700	229,700
		マル経資金	2	2	5,000	5,000
		生活衛生貸付	0	0	0	0
		新創業融資	4	1	13,200	7,350
		計	30	27	280,900	242,050
	その他	県制度融資	16	10	101,860	63,950
		市町村制度融資	16	12	102,110	60,800
		商工貯蓄共済	0	0	0	0
		その他金融機関	0	0	0	0
		計	32	22	203,970	124,750
	合 計		62	49	484,870	366,800

事務の代行	社会保険等	事業所数	従業員数				
		0	0				
	各種共済加入者数	小規模共済	倒産防止共済	中退金共済	商工貯蓄共済	その他	
		1,054	278	20	0	0	

(出所：商工観光労働部商工政策課提供資料)

記帳 帳 簿 統 導		配分単位	員数	雇用 延日数	指導 延回数	対象 事業者数	うち 機械化数
	記帳専任職員		2		678	104	0
	指導手当	0	0		0	0	0
	謝金	6	4	504	1,299	146	0

法律認定企業等	中小企業新事業活動 促進法(経営革新)	
	指導回数	認定企業数
	184	16

商工会議所青年部・ 女性部の指導		延回数	延人数								
		0	0								
商工会議所 青年部・女性部 活動推進費		講習会等		研修会		交流会		地域振興		その他	
		回数	人数	回数	人数	回数	人数	件数	人数	件数	人数
	青年部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	女性部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(注) 1 対象企業数は、巡回指導及び窓口指導を受けた企業数を記載するものである。

従って、数度にわたって指導を受ける企業がある場合においても1企業とカウントすること。

2 巡回指導及び窓口指導の回数は、1企業が数度の指導を受けているような実態がある場合、すべての指導回数をカウントし、各欄に回数を記載すること。

創業欄には、創業を予定している者に対する指導回数を記載のこと。

経営一般欄については、他の項目に該当しない経営に対する指導回数を記載すること。

経営革新欄、情報化欄については、経営一般欄を除く他の項目と重複してカウントして差し支えないものとする。

3 複数日にわたる講習会については、1日につき1回とカウントし、人数は延人数を記載すること。

4 各種共済加入者数については、その保有者数を記入のこと。

5 法律認定企業等欄については、法律認定を目標とした企業に対する指導回数を記載すること。また、その指導の結果の認定企業数を記載すること。

6 別添1から17までを添付すること。

(出所：商工観光労働部商工政策課提供資料)

【中小企業育成振興事業費補助】

個別具体的な成果指標は見受けられない。

なお、中央会久留米支部より事業報告書および収支決算書を入手しており、活動内容等が報告されている。下図は令和３年度における収支決算書である。

収 支 決 算 書

自 令和 ３年 ４月 １日

至 令和 ４年 ３月 ３１日

(単位：円)

収		入	
科 目	予 算 額	決 算 額	増 減
I. 会 費 収 入	438,000	438,300	300
II. 特別会費収入	162,000	0	△162,000
III. 組織強化事業費繰越金戻入	0	600,000	600,000
IV. 事業負担金収入	900,000	259,354	△640,646
V. 中央会交付金収入	600,000	623,335	23,335
VI. 久留米市補助金	1,800,000	1,800,000	0
VII. 雑 収 入	20,000	27	△19,973
合 計	3,920,000	3,721,016	△198,984

(出所：商工観光労働部商工政策課提供資料)

支		出	
科 目	予 算 額	① 決 算 額	増 減
I. 事 業 費	[2,650,000]	① [2,490,856]	[△159,144]
1. 組織強化対策事業費	1,080,000	1,067,416	△12,584
・ 地場産業対策費	(50,000)	(50,000)	(0)
・ 業種別振興対策費	(500,000)	(450,000)	(△50,000)
・ 青年部組織強化対策費	(30,000)	(0)	(△30,000)
・ 組織強化対策費	(500,000)	(567,416)	(67,416)
2. 人材養成事業費	200,000	222,258	22,258
3. 組合活性化対策事業費	400,000	457,232	57,232
4. 情報化対策事業費	100,000	133,300	33,300
5. 教育情報事業費	300,000	537,750	237,750
6. 商店街活性化対策事業費	50,000	0	△50,000
7. 地域産業連携支援事業費	30,000	0	△30,000
8. 労働対策事業費	80,000	71,200	△8,800
9. 金融対策事業費	10,000	1,700	△8,300
10. 大会参加費	400,000	0	△400,000
II. 一般管理費	[840,000]	② [1,009,434]	[169,434]
1. 事務委託費	480,000	480,000	0
2. 印刷費	150,000	150,000	0
3. 通信費	50,000	152,370	102,370
4. 事務用品費	30,000	93,102	63,102
5. 消耗品費	10,000	84,130	74,130
6. 旅費交通費	10,000	340	△9,660
7. 交際費	50,000	0	△50,000
8. 雑費	60,000	49,492	△10,508
III. 会 議 費	[430,000]	③ [111,840]	[△318,160]
1. 総会費	180,000	0	△180,000
2. 理事会・役員会費	250,000	111,840	△138,160
IV. 雑 損 失	[0]	[269,282]	[269,282]
V. 予 備 費		[0]	[0]
VI. 当期損失		[△160,396]	[△160,396]
合 計	3,920,000	3,721,016	△198,984

$$\begin{aligned}
 & \text{補助対象経費} \quad (\text{①} + \text{②} + \text{③}) \times \frac{1}{2} \\
 & = 3,612,130 \times \frac{1}{2} = 1,806,065 > 1,800,000
 \end{aligned}$$

交付決定額

(出所：商工観光労働部商工政策課提供資料)

上図より、事業費、一般管理費および会議費を用いて補助金交付額を算定している。

5. 事業の必要性について

商工会議所や商工会は、商工会議所法、商工会法により規定された組織であり、商工業の総合的な改善発達を図るための組織である。

人口減少や高齢化の進行等による慢性的な人手不足や後継者不足、頻発する自然災害、新型コロナウイルス感染症の影響など、事業者は、多様化する経営課題に直面している。

このことから、商工会議所・商工会が担う役割が増加しており、これまで以上に経営指導の量・質の確保が重要となることから、本事業による支援は必要不可欠である。

6. 実施した監査手続

- ① 事業内容の概要を把握するために担当者にヒアリングを実施した。
- ② 事業に関する関係法令や条例等を把握し、これらに準拠した処理が行われているか検討した。
- ③ 各事業の予算額、決算額の推移をとり、著しい増加・減少があれば、その原因を調査し合理性を確認した。
- ④ 補助金や交付金、委託料等の算定が適切に行われているか検討した。
- ⑤ 委託や指定管理に関し契約内容が適切か確かめるとともに、委託料や指定管理料が適切に算定されているか確認した。
- ⑥ 支出についてサンプリングより関連法令や条例等に従って適切に処理されているか確認した。
- ⑦ 成果指標が適切に設定され、実績と比較されているか。また、目標と実績の差異の原因分析が行われ PDCA サイクルをとおして次期の計画に反映されているか検討した。
- ⑧ 成果指標と実績との比較をとおして事業が有効であり、必要なものであるか検討した。
- ⑨ 施設を有する事業においては固定資産の管理、物品の管理が適切に行われているか確認した。

7. 監査の結果及び意見

当該事業にかかる結果および意見は下記のとおりである。

(結果)

上記 6. 監査手続のうち該当する手続を実施した結果、補助金の交付にかかる事務処理は久留米市小規模事業指導費補助金・小規模事業対策推進事業費等補助金交付要綱等に準拠して実施しており、特段問題となる事項は見受けられない。

【小規模事業指導費補助、小規模事業対策推進事業費等補助】および

【中小企業育成振興事業費補助】

(意見 8) 定量的な評価指標の設定

現状

達成指標を設けていない。

意見

小規模事業指導費補助、小規模事業対策推進事業費等補助および中小企業育成振興事業費補助にかかる評価指標を設けていないことは、事後的に当該事業の必要性および効果を定量的に把握することができず、当該事業の見直しを検討するための判断材料が不足するほか、当該事業の必要性に係る説明責任の観点からも改善する必要がある。

補助事業運営側より提供される事業実績は書面にて入手しているが、事業実績のほか当該事業の利用者側の声といった定性的な情報も入手することで、当該事業の継続要否等を判断できると考えられる。

(意見 9) 補助金終期

現状

終期を設けていない。

意見

久留米市小規模事業指導費補助金・小規模事業対策推進事業費等補助金交付要綱等において、当該事業の終期を定めている条項は見受けられない。現状、当該事業については需要があり、補助の実績があるが上述したとおり当該事業の必要性および効果を検討する仕組みが整備されていない。

終期を設け、以下のような観点から検討する機会を設ける必要がある。

- ① すでに制度開始時の目的が達成されていないか。
- ② 社会情勢の変化により事業の必要性および公益性が過度に薄れていないか。
- ③ 今後も補助による効果が十分に期待できるか。
- ④ その他の団体や市民との間で公平性は保たれているか。
- ⑤ 補助金でなく、より効果の高い支出方法への変更が必要でないか。

【中小企業育成振興事業費補助】

(意見 10) 補助対象経費の合理性の確認

現状

経費の合理性までは確認していない。

意見

現在、中央会久留米支部より入手している収支決算書の補助対象経費（事業費、一般

管理費および会議費）を用いて補助金を算定していることは要綱に則り問題ない。

しかし、補助対象経費が無駄な支出でないか否か、有効に使われているか否か等の観点から、各経費の明細内容を確認できる資料（例．細節の金額など）までは入手していない。

補助金を交付するうえで、補助対象経費の合理性を確認することが望ましい。市側においても、合理性を確認できる資料を入手することが適切に補助金を交付しているという証拠となる。

3. 地域商業支援事業

1. 概要

●事業の内容
<目的> 市内周辺地域における商業活動を支援することで、地域商業の活性化を図り、地域経済の循環を促進する。 <概要> （主な事業） 【地域商業等活性化出店促進事業費補助】 買い物支援に資する業種の新規出店者に対し、出店経費を補助し、地域生活拠点の機能確保・地域商業の維持・活性化につなげる。 【商品券発行事業】 消費者の購買意欲喚起および地域経済の活性化を図るため、商工団体が発行する商品券のプレミアム部分を福岡県と連携して補助する。 <関連諸法令、条例、規則> 久留米市補助金等交付規則（昭和 50 年久留米市規則第 5 号） 久留米市地域商業等活性化出店促進事業費補助金交付要綱（平成 17 年 2 月 7 日施行） 久留米市商品券発行事業費補助金交付要綱（令和 2 年 4 月 1 日施行）
●事業の形態
【地域商業等活性化出店促進事業費補助】 （対象業種） 食料品や日用品等を販売するもので、日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改訂）小分類「569 その他の各種商品小売業」に該当するもの なお、いずれの業種においても、管理、補助的経済活動を行う事業所（事務所など）は補助の対象にならない。

(補助の対象者)

- ・補助対象区域に出店し、自らその業務を行う者
- ・補助対象区域内で営業を行っている事業者からの事業承継により自ら事業を行おうとする者で、次の 1 から 2 までの要件を全て満たす者
 1. 福岡県事業承継・引継ぎ支援センターの事業承継診断を受けていること
 2. 1 の事業承継診断の結果をもとに福岡県事業承継・引継ぎ支援センターの指導を得て作成した事業承継計画に基づき実施される店舗の改装等であること

(補助の条件)

- ・管轄の商工会議所等に参加する等、商工会議所等が行う地域の賑わいづくりに積極的に協力し、地域商業の活性化、まちづくり活動等を積極的に行う意欲があると市長が認めること。
- ・市税を完納していること。
- ・申請者が補助金の交付を申請する直前まで営業していた店舗が、出店しようとする交付対象事業区域内に所在しないこと（当該店舗が閉店から 1 年以上経過している場合又は申請者が補助金の交付を申請する直前まで営業を行っていた店舗で継続して 1 年以上の事業活動を営む場合を除く。）。
- ・中小企業基本法第 2 条に定める中小企業者又は個人であること。
- ・補助金の交付を受け営業しようとする店舗が、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条に規定する営業ではないこと。
- ・補助金の交付を受け営業しようとする店舗が、営業開始から 1 年以上継続して営業を行うことができ、かつ不特定多数の人を集客できる見込みがあると市長が認めること。
- ・補助金の交付を受け営業しようとする店舗が、店休日を除き週 5 日以上実営業を行おうとすること。
- ・補助金の交付を受け営業しようとする店舗が、久留米市地域商業等活性化出店促進事業費補助金交付要綱第 6 条の認定を受けた事業計画に沿った営業を行うことができると市長が認めること。
- ・店舗の出店にかかる建築工事及び設備工事の施工を久留米市に事業所を持つ業者に依頼すること。
- ・前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めること。

(補助対象経費)

空き店舗や空き家に入居する際の店舗改装又は店舗新設に要する経費（建築工事費及び設備工事費）とし、かつ施工床面積 1 平方メートル当たり 75,000 円を上限とする。
設備工事費は建物に付属する設備で、かつ設置工事が伴うものに限る。
設計費や家具、備品などの購入費は補助の対象にならない。

(補助率)

補助対象経費の 50%以内 (千円未満切捨て)

(補助限度額)

100 万円

(相談から補助までの流れ)

①久留米市への事前相談・出店予定地を管轄する商工団体に事業計画の相談

久留米市へ事前相談の後、商工会議所等へ事業計画の相談が必要となる。

次の手続きに進むにあたり、商工会議所等からの推薦書の発行が必要となる。

②事業計画認定申請

新規店舗の事業計画、資金計画等の審査に必要な書類を提出する。具体的な内容確認のため、別途資料の提出を求める場合がある。

③審査会

②で提出した書類に基づき、面接形式で外部専門家を交えた審査会を行う。地域の賑わいづくりに対する意欲や新規店舗の特徴について説明を求める。

④事業計画認定の決定

審査会を受けて、本事業の趣旨に照らし適当と認める事業を認定する。認定審査に通常 1 週間～10 日間要する。

⑤補助金交付申請

補助事業で実施する工事の適性を判断するために必要な書類を提出する。施工図面や工事の見積書を添付して工事内容を詳細に示す必要があるため、提出書類の内容について必ず提出前に相談が必要となる。なお、施工業者に同席を求める場合がある。

⑥審査

⑤で提出された書類に基づき、工事の内容について、補助対象となるかどうかを審査する。審査に通常 2 ～ 3 週間要する。不明な点を質問、追加書類を要求する場合がある。

⑦交付決定

工事の内容が適正と認められれば補助金の交付が決定される。なお、交付決定よりも前に、⑧の工事の契約締結や⑨工事着工した場合、補助金の交付は受けられない。

⑧工事契約

交付決定後に契約を締結する。

⑨工事

交付決定後に工事着手する。⑪の報告に必要なため、工事箇所は工事前後の撮影が必要となる。

⑩支払い

工事代金は先に申請者から施工業者に支払いが必要となる。

⑪実績報告

⑤の申請内容どおりに工事が行われているか確認するため、報告書を提出することが必要である。報告書には、最終の施工図面、工事の見積書、工事前後の写真等を添付し、工事完了後、速やかに提出することが必要である。

⑫現地確認

⑪の報告と工事内容に違いがないか、申請者、施工業者立会いのもと現地確認する。なお、現地調査までを申請年度に完了させることが出来なければ、補助金の交付は受けられない。

⑬補助金額の確定

⑤の交付申請、⑪の実績報告、⑫の現地確認を踏まえて、交付する金額を確定する。

⑭補助金の請求

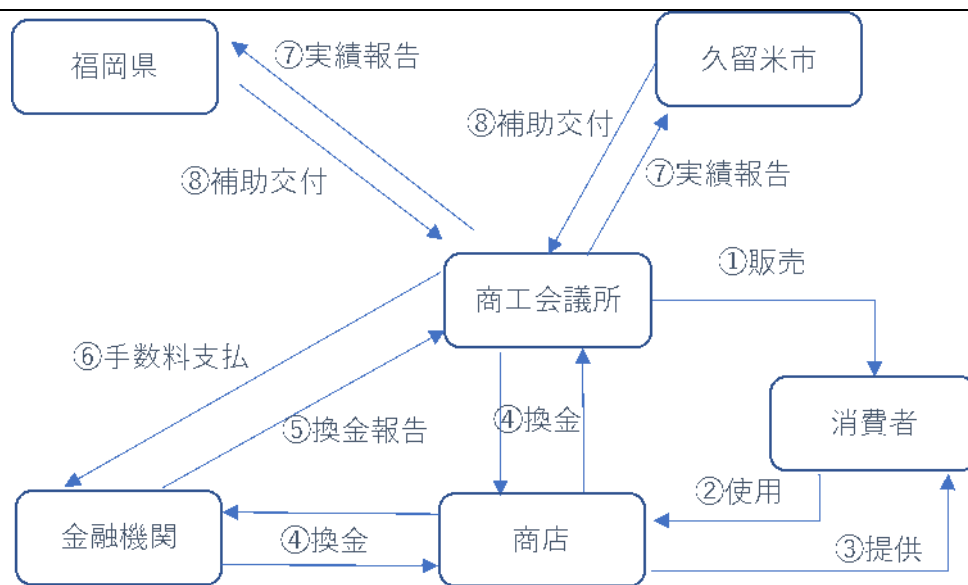
⑬で確定した金額を市に請求することが必要である。

⑮経営状況の報告

営業開始月から1年の間、管轄の商工会議所等に毎月経営状況報告書の提出することが必要である。

【商品券発行事業】

商品券発行事業の取引の流れは下図のとおりである。



(出所：商工観光労働部商工政策課へのヒアリングを基に作成)

(補助金の交付対象者)

久留米市の商工会及び商工会議所

(交付対象経費)

商品券の発行事業に必要な経費のうち、福岡県新型コロナ対策地域商品券発行支援事業費補助金交付要綱（令和3年2月22日施行。以下、県要綱という。）別表1（下表参照）の経費の区分プレミアムを除く経費（以下、事務経費という。）と販売総額の100分の10に相当する額とされている。なお、販売総額とは、商品券を発売する対価として受領する金額の総額のことをいう。

別表 1 (第 4 条関係)

経費の区分	経費支出基準	補助率
委員等謝金	当該事業を実施するため、補助事業者が有識者等外部の者を委員とした場合の委員会の謝礼として支払われる経費。 ただし、補助事業者、行政、商工会等商工団体等の関係者、地元商店街関係者は対象としない。	10分の10
会議費	委員会等を開催する場合の開催経費。 ただし、弁当等食事とみなされるものについては対象としない。	
会場借料	委員会等を開催する場合の会場費として支払われる経費。	
交通費	委員等又は補助事業者の職員が当該事業を遂行するための公共交通機関の利用のための経費	
資料作成費	委員会等の資料等を作成するために支払われる経費(コピー等を含む)	
通信運搬費	郵便代、運搬料として支払われる経費。	
印刷製本費	商品券の印刷や本事業の報告書を印刷するために支払われる経費	
手数料	商品券の換金手数料、振込手数料、送金手数料等	
無体財産購入費	意匠権、商標権等の無体財産の購入に要する経費	
広報費	のぼり旗、ポスター、チラシ等の本事業を効果的に実施するために必要不可欠な広告宣伝の経費	
イベント費	本事業を効果的に実施するためのイベントの開催、販促活動のための経費 ただし、補助事業者、行政、商工会等商工団体等の関係者、地元商店街関係者及びイベント関係者の飲食に係る経費、景品としての金券(商品券、旅行券、図書券等)に係る経費は対象としない。	
借料・損料	機器・器具等のリース又はレンタルに要する経費	
備品費	備品(1件5万円以上の物品)の購入に要する経費 ただし、当該経費については原則としてリース又はレンタルで対応することとし、リース又はレンタルよりも購入の方が費用対効果等の観点から特に効果的であって、事業終了後も適切に管理できる場合に限り、購入に要する経費を対象とすることができる。	
消耗品費	事務用品等消耗品の購入に要する経費。 アクリル板、スクリーン、消毒液等新型コロナウイルス感染症感染防止に係る経費。	
委託費	他の事業者に行わせるために必要な経費 (換金事務、イベント企画・運営、調査等の委託)	
雑役務費	本事業の運営に必要な補助的業務を行う者に対するアルバイト代として支払われる経費	
システム導入・利用料	キャッシュレス商品券発行事業において、専用アプリ等の導入・利用に要する経費、商品券の利用状況の分析及び加盟店舗への講習等に要する経費	
プレミアム	商品券の販売済総額の100分の10に相当する額。ただし、プレミアム率を20%未満に設定する場合、商品券の販売済総額の100分の3に相当する額。	

※1 補助対象となる経費は、本事業に必要な以上の経費であって、本事業の実施のために使用したことが明確に区別できる経費とする。

※2 光熱水費は対象としない。

(出所：商工観光労働部商工政策課提供資料より転記)

(交付される補助金額) 下記の合計額が交付される。

- ・商品券発行事業の事務経費の総額から県が事務経費に対して交付する補助金額を減じた額、又は発行冊数に対応した久留米市商品券発行事業費補助金交付要綱別表 1 (下表参照) に定める限度額のいずれか低い額
- ・販売総額の 100 分の 10 に相当する額、又は商品券利用後に参加店舗が実際に換金した額の総額の 120 分の 10 に相当する額のいずれか低い額 (1, 000 円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てた額)

(久留米市商品券発行事業費補助金交付要綱別表 1)

商品券発行冊数 (冊) (注)	限度額 (円)
55, 000 以上 60, 000 未満	313, 000
60, 000 以上 65, 000 未満	622, 000
65, 000 以上 70, 000 未満	927, 000
70, 000 以上 75, 000 未満	1, 229, 000
75, 000 以上 80, 000 未満	1, 528, 000
80, 000 以上 85, 000 未満	1, 823, 000
85, 000 以上 90, 000 未満	2, 114, 000
90, 000 以上 95, 000 未満	2, 402, 000
95, 000 以上 100, 000 未満	2, 687, 000
100, 000 以上	2, 968, 000

(注) 販売総額を 10, 000 円で除した数を発行冊数とする。

(出所: 商工観光労働部商工政策課提供資料より転記)

令和 3 年度における商品券発行事業計画は下図のとおりである。

令和3年度 商品券発行事業計画

(単位:千円)						
項目	久留米商工会議所	久留米南部商工会	久留米東部商工会	田主丸町商工会		備考
販売形態	紙	紙	紙	紙	電子	紙と電子の選択制 ※電子のみ不可
販売額	1,000,000	300,000	150,000	90,000	10,000	1,550,000
付加プレミアム率	20%(県10%、市10%・・・R2年度3月補正に計上後、R3年度予算に繰越)					—
発行額	1,200,000	360,000	180,000	108,000	12,000	1,860,000
市補助額	102,968	30,000	15,000	9,000	1,000	157,968
県補助額	106,697	33,539	17,307	10,827	7,800	176,170
事前申し込み期間	令和3年6月1日(火)から6月21日(月)まで				10/1(金)～10/7(木)	—
利用可能期間	6ヶ月 令和3年7月16日(金)から令和4年1月15日(土)まで (五輪夏の四連休、年末年始、ボーナス時期、1月の3連休を含める。)				令和3年10月8日～ 令和4年1月31日 4ヶ月	五輪夏の四連休 7/22(木)～7/25(日)
申し込み方法	①チラシ掲載のハガキ を郵送(切手必要) ②インターネットによる 申し込み	①チラシ掲載のハガキを郵送(切手必要)			専用アプリによる申込	①ハガキの場合、 「当日消印有効」
	・広報くま[6月1日号]にチラシを折込。折込範囲は、各商工団体の利用可能地域のみ ・準備出来次第、各商工団体の窓口、市役所、総合支所、市民センターの窓口等にチラシを設置 ※令和3年度より広報くまが月1回発行となるため、記事掲載を止め、折込のみとする。				専用アプリによる申込	
購入限度額	10万円/1人					
登録可能店舗	・中小零細企業(中心市街地のみ大規模小売店舗及び本社を市外に置くチェーン店も可能とする。) ・非会員の登録料については6,000円とする。					
引き換え開始日	令和3年7月16日(利用開始日)を前提に柔軟に対応				10月8日(金) 正午から	
引き換え期限	7月18日(日)まで	7月20日(火)まで	7月20日(火)まで	7月19日(月)まで	10月12日(火)まで	

(出所：商工観光労働部商工政策課提供資料より転記)

下図は久留米商工会議所における令和3年度プレミアム商品券事業収支決算書である。

令和3年度プレミアム商品券事業収支決算書

名 称 久留米商工会議所
代表者 会頭 本 村 康 人

〔収入の部〕

単位：円

費 目	決 算 額	計 算 基 礎 (明細)
商 品 券 販 売 額	1,000,000,000	@10,000×9万セット、@5,000×2万セット
久 留 米 市 補 助 金	✓ 102,670,000	1,196,431,500×10/120 (千円未満切捨て) = 99,702,000 2,968,000 (事務経費)
福 岡 県 交 付 金	✓ 106,399,625	1,196,431,500×100/120×10% = 99,702,625 6,197,000 (事務経費分交付金) 500,000 (プロモーション事業補助金)
取 扱 手 数 料 収 入	✓ 11,964,315	換金額の1%
会 議 所 負 担 金	0	
雑 収 入	190,622	登録料、のぼり旗追加購入代金、普通預金利息他
前 年 度 繰 越 金	1,543,375	
合 計	✓ 1,222,767,937	

〔支出の部〕

単位：円

換金額
銀行への支払い

費 目	決 算 額	計 算 基 礎 (明細)
商 品 券 換 金 支 払	1,196,431,500	
換 金 手 数 料	✓ 7,874,566	銀行換金894,837,000×0.8%×1.1 (銀行換金率74.8%)
商 品 券 印 刷 費	✓ 8,233,830	
商 品 券	7,986,000	千円券12枚1セットで9万セット、500円券12枚1セットで2万セット
封 筒	176,330	商品券販売用封筒印刷15,000枚、返信用封筒印刷2,000枚
登 録 証	✓ 71,500	@65×1,000×1.1
広 告 宣 伝 費	✓ 2,064,709	
の ぼ り 旗 ・ ポ ー ル	✓ 445,500	のぼり旗@235×800枚×1.1、ポール@310×700本×1.1 206,500 338,700
折 込 み チ ラ シ	1,025,209	チラシ16,7万部印刷、プロモーション事業ポスター印刷、 新聞4紙折込料、広報くるめ折込料他
取 扱 店 一 覧	✓ 594,000	@54×10,000枚×1.1
警 備 費	1,027,180	臨時販売所警備及び現金輸送
通 信 費	707,989	取扱店案内、アンケート・領収証発送費他
販 売 委 託 費	1,202,641	販売委託料
雑 給	352,703	事務アルバイト代等
雑 費	3,110,352	紙幣計算機レンタル、損害保険、予約システム料、感染防止対策費他
雑 損	10,000	
租 税 課 金	700,000	消費税
繰 越 金	1,052,467	次年度プレミアム商品券事業へ繰越
合 計	✓ 1,222,767,937	

(出所：商工観光労働部商工政策課提供資料より転記)

下図は久留米商工会議所における令和3年度事業成果報告書である。

事業成果報告書

I) 事業の実施内容

1. 目的

地域限定のプレミアム商品券を発行し、地域内の消費需要を喚起し、個人消費の拡大によって「地域商業」と「中心市街地」活性化を図り、中小零細企業及び中心市街地の振興発展に資することを目的に事業を実施した。

2. 商品券の概要

- 名称：The プレミアム商品券
- 1セットの販売価格：10,000円・5,000円
- 1セットの構成：1,000円券12枚・500円券12枚
- プレミアム率：20% ✓
- 発行数：1,000円券12枚セット 9万冊
500円券12枚セット 2万冊
- 発行額：12億円（10億円＋20%のプレミアム） ✓
- 有効期間：令和3年7月16日(金)～令和4年1月15日(土) [6ヵ月間] ✓

3. 商品券取扱店

○対象となる事業所

久留米市内において主に小売業、飲食業、生活関連サービス業、運輸業など消費者に対して商品またはサービスを提供する事業所のうち、次のいずれかに該当する事業所

- ・久留米市内に本店または本社を有する事業所 ✓
- ・久留米市の中心市街地に店舗等を有する事業所 ✓

○取扱店数：813件（内非会員は25件）

前年度対比で4件増となった。地域の内訳は、中心市街地が318件（39.1%）、中心市街地以外が495件（60.9%）であった。

また、業種別では「飲食業」205件（25.2%）、「その他の小売」176件（21.6%）、「食料品小売業」105件（12.9%）、「建設業」90件（11.1%）、「サービス業」75件（9.2%）と登録件数の多い上位5業種で651件、全体の約80.1%を占めた。 ✓

4. 商品券の販売

○販売方法・期間・場所

（1）予約販売（抽選）

インターネットまたは専用ハガキにて申込を受け、抽選を行い当選者には「The プレミアム商品券購入引換券」を発送し、引換え（1次販売）を行った。

予約期間：令和3年 6月 1日 ～ 令和3年 6月 21日

引換期間：令和3年 7月 16日 ～ 令和3年 7月 18日

※久留米商工会議所のみ令和3年7月15日～令和3年7月18日

※販売会場：久留米商工会議所、久留米BJ garden、くるめりあ六ツ門

※未引換が発生したため第1次抽選に漏れた方を対象に第2次(7/30～8/1)、

第3次(8/19～8/21)、第4次(9/2～9/4)、第5次(9/10～9/13)、

第6次(9/22～9/25)をそれぞれ抽選にて予約販売を実施。 ✓

5. 商品券の換金

- 換金場所：①久留米商工会議所
②筑邦銀行・筑後信用金庫の市内本支店
- 換金期間：令和3年7月21日～令和4年2月4日
- 換金実績：1,196,431,500円(99.7%)

6. 広報活動

- ・久留米商工会議所ニュースへ広報記事掲載、ホームページからの最新情報発信
- ・西日本、読売、朝日、毎日4紙朝刊並びに広報くもへ商品券申込チラシ折込
- ・期間中商品券取扱店等にて「のぼり旗」「ポスター」を掲示
- ・ドリームスFM、くーみんテレビ「商工会議所だより」にて広報
- ・新聞各社にて記事掲載

II] 事業結果と分析

昨年度に引き続きプレミアム率が20%となった今年度は、事前申込者数20,127人(前年18,937人)から1,651,350,000円(前年1,527,400,000円)の事前申込が寄せられた。コロナ禍において消費者はさまざまな場面で自粛を余儀なくされている中、申込者数・申込金額とも昨年度を超える結果となり、商品券事業への関心や期待の高さがうかがえた。

事前申込制によるインターネット申込は50.9%(前年43.9%)。専用ハガキによる申込みは49.1%(前年56.1%)と、インターネット申込の割合が前年より7.0%増加し、ハガキによる申込を初めて上回った。購入者年代内訳は、60代以上41.4%、40～50代34.1%、40歳未満24.5%と高齢者が多かったが、高齢者のインターネット利用率の向上が見て取れた。居住地域別に見ると、久留米市内が約90%、市外及び県外が10%という結果となった。

また、使用期間終了時に全取扱店813件に取扱店アンケートを取ったところ、「商品券使用期間中の売上は使用期間前と比べて増加した」と回答した店舗は202件(24.8%)、「商品券使用期間中、取扱店になったことで新規顧客が増加した」と回答した店舗は238件(29.3%)となった。コロナ禍において売上全体が減少している中でも本事業は消費喚起の一助となったことがうかがえる。

III] まとめ

「地域経済の活性化」と「中心市街地の活性化」を図ることを目的に実施している本事業は、今回の実施で13回目。今年度もプレミアム率が20%ということで、発行予定額の1.65倍の事前申込みがあり、商品券事業への関心や期待の高さがうかがえた。

登録店数も昨年度とほぼ同数の813店から申込があり、コロナ禍において売上の減少などの課題に直面している中、本事業による消費喚起は登録店からも大いに期待が寄せられていることが感じられた。

消費を喚起させ、一定の経済効果と共に事業目的を達することが出来たものと思われる。

(出所：商工観光労働部商工政策課提供資料より転記)

●実施期間

【地域商業等活性化出店促進事業費補助】

令和2年4月1日から交付している。

【商品券発行事業】

平成21年度より交付している。

●課が考えている課題

・大型チェーン店の進出やネットショッピングの拡大によって、地域商業における中小・零細店舗の経営環境は一層厳しい状況にある。

・久留米市内には商品券発行主体が4団体あり、各々の事情や要望があるなかで、事業を

さらにより良いものとするため、継続した協議を行う必要がある。

- ・商品券の電子化は、国の動きや新型コロナウイルス感染防止対策として需要が高まっており、商工団体としても導入が必要であることは認識しているものの、費用や準備にかかる時間等、導入に向けた課題が多い。

2. 事業費の予算と決算の推移

(1) 予算現額と決算額（財源）の推移

(単位：千円)

年度	予算現額	決算額	財源
令和元年度	117,212	101,096	一般財源 101,096
令和2年度	165,112	160,151	一般財源 127,565 特定財源 32,586
令和3年度	159,502	157,403	特定財源 157,403

上表のうち、商品券発行事業にかかる予算額、決算額は下図のとおりである。

(単位：千円、店)

		令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算額		115,112	158,112	157,968
決算額		100,696	157,468	157,403
繰越残高	会議所	1,348	1,533	1,052
余剰金(※)	南部	187	0	29
	東部	1,038	26	282
	田主丸	225	0	0
取扱店舗数	会議所	681	809	813
	南部	330	340	342
	東部	184	176	170
	田主丸	142	150	156

(出所：商工観光労働部商工政策課提供資料より転記)

・会議所：久留米商工会議所、南部：久留米南部商工会、東部：久留米東部商工会、田主丸：田主丸町商工会の略称である。

・補助金について、交付決定額の95%を概算払いとして各商工団体へ支払っている。実績報告にて精算している。

・繰越残高については、翌年度への繰越額を表している。購入額よりも換金額が下回った場合、余剰が生じる。なお、返金は不要である。

・令和元年度は、会議所が完売しなかったため予算額と決算額に差が生じている。

・令和2年度よりプレミアム率20%（内10%を市が支援）での発行が続いているため、予算額が増加している。

※余剰金について

・発行額に対し満額の換金がなく、余剰が生じる。南部(平成30年以降)、東部、田主丸は一般会計へ繰り入れし、繰越処理をしていない。南部は平成29年度まで繰越処理を行っていたが、平成30年度に見直した。余剰金に関しては、県への返還義務はない。

(2) 令和3年度決算額の主な内訳

上表の令和3年度決算額 157,403 千円の内訳は下表のとおりである。

節	金額(千円)	内容
18 節 負担金・補助及び交付金	157,403	商工団体へプレミアム分等の補助

3. 支出が適切に処理されているかについて

上表2(2)における157,403千円の金額について、必要な書類等を閲覧した結果、補助金の算定は久留米市商品券発行事業費補助金交付要綱に則り事務処理されて交付している。また、予算の流用、予備費充用は見受けられない。

4. 成果指標と実績評価及びPDCAサイクルへの反映について

【地域商業等活性化出店促進事業費補助】

個別具体的な成果指標は見受けられない。

【商品券発行事業】

個別具体的な成果指標は見受けられない。

なお、久留米商工会議所等では商品券を完売することを目標としている。

5. 事業の必要性について

地域商業の経営環境は、大型チェーン店の進出、コロナの長期化、インターネットの普及に伴う購買行動の変化等により一層厳しい状況が続いているが、活性化を図るためには継続した経済支援策が必要と考えている。

6. 実施した監査手続

- ① 事業内容の概要を把握するために担当者にヒアリングを実施した。
- ② 事業に関する関係法令や条例等を把握し、これらに準拠した処理が行われているか検討した。
- ③ 各事業の予算額、決算額の推移をとり、著しい増加・減少があれば、その原因を調査し合理性を確認した。
- ④ 補助金や交付金、委託料等の算定が適切に行われているか検討した。
- ⑤ 委託や指定管理に関し契約内容が適切か確かめるとともに、委託料や指定管理料が

適切に算定されているか確認した。

- ⑥ 支出についてサンプリングより関連法令や条例等に従って適切に処理されているか確認した。
- ⑦ 成果指標が適切に設定され、実績と比較されているか。また、目標と実績の差異の原因分析が行われ PDCA サイクルを通して次期の計画に反映されているか検討した。
- ⑧ 成果指標と実績との比較を通して事業が有効であり、必要なものであるか検討した。
- ⑨ 施設を有する事業においては固定資産の管理、物品の管理が適切に行われているか確認した。

7. 監査の結果及び意見

当該事業にかかる結果および意見は下記のとおりである。

(結果)

上記 6. 監査手続のうち該当する手続を実施した結果、補助金の交付にかかる事務処理は久留米市商品券発行事業費補助金交付要綱等に準拠して実施しており、特段問題となる事項は見受けられない。

【地域商業等活性化出店促進事業費補助】および【商品券発行事業】

(意見 1 1) 定量的評価指標の設定

現状

達成指標を設けていない。

意見

地域商業等活性化出店促進事業および商品券発行事業にかかる評価指標を設けていないことは、事後的に当該事業の必要性および効果を定量的に把握することができず、当該事業の見直しを検討するための判断材料が不足するほか、当該事業の必要性に係る説明責任の観点からも改善する必要がある。

補助事業運営側より提供される事業実績は書面にて入手しているが、事業実績のほか当該事業の利用者側の声といった定性的な情報も入手することで、当該事業の継続要否等を判断できると考える。

(意見 1 2) 補助金終期

現状

終期を設けていない。

意見

久留米市地域商業等活性化出店促進事業費補助金交付要綱および久留米市商品券発行事業費補助金交付要綱において、当該事業の終期を定めている条項は見受けられな

い。現状、当該事業については需要があり、補助の実績があるが上述したとおり当該事業の必要性および効果を検討する仕組みが整備されていない。

終期を設け、機械的に以下のような観点から検討する機会を設ける必要がある。

- ① すでに制度開始時の目的が達成されていないか。
- ② 社会情勢の変化により事業の必要性および公益性が過度に薄れていないか。
- ③ 今後も補助による効果が十分に期待できるか。
- ④ その他の団体や市民との間で公平性は保たれているか。
- ⑤ 補助金でなく、より効果の高い支出方法への変更が必要でないか。

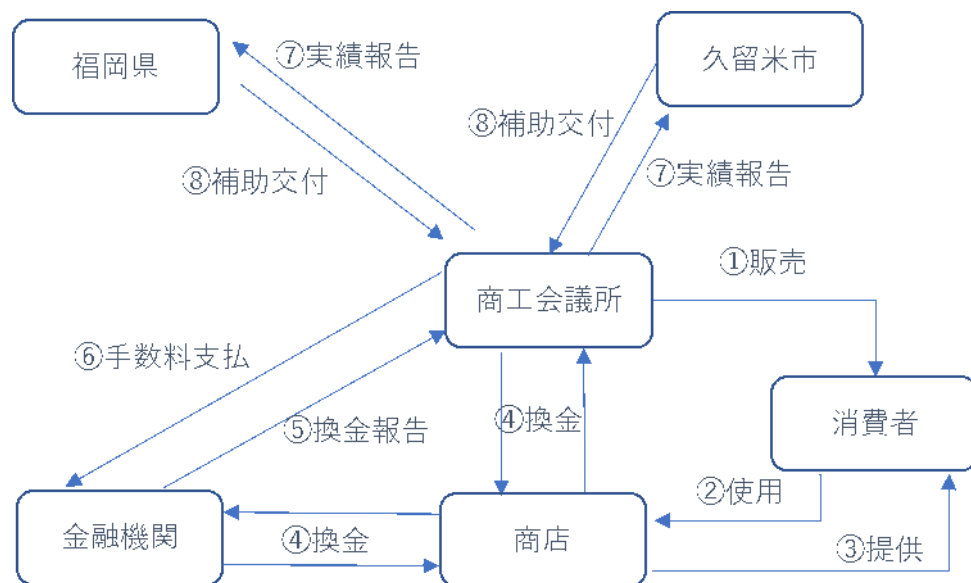
【商品券発行事業】

（意見 1 3）商品券発行の電子化

現状

紙の商品券を利用して商品券発行事業の目的に沿わないプレミアム分の現金化の可能性がある。

意見



現状、商品券について消費者の購入上限は1人10万円までと設定されている。商店側は商品券取扱い店舗として商工会議所へ事前に登録しておく必要がある。また、商品券には当座小切手のように控えは存在せず、記名式でもない。

現状の仕組みから下記に示す例のとおり、商品券発行事業の目的に沿わないプレミアム分の現金化の可能性がある。

消費者は定価10,000円の商品券を購入する。消費者は商店側へ商品券を持ち込み、商店側は消費者へ役務等を提供せず、商品券のみを定価10,000円～12,000円未満で買い取る。商店側は買い取った商品券を商工会議所等で換金してプレミアム分含めて現金化

する。商店側はプレミアム分と買取分の差額利益を得る。

また、2022 年 10 月 21 日付で名古屋市にて架空の名義で大量に申し込み、プレミアム商品券を不正購入していた事例もある。

田主丸町商工会では一部電子での商品券発行を実施しているものの、市における商品券発行業務は紙が主である。実務上、紙での商品券発行業務が慣習となりかつ円滑に業務を遂行できる、紙から電子での発行業務に移行すると労務コストおよび導入コストがかかる等デメリットが生じるという商品券発行者側の意見が推察される。

しかし、上述した商品券発行业の目的に沿わないプレミアム分の現金化を防止する観点、他市での不正購入事例および電子発行であれば 1 円単位で利用できるため利用者側の利便性が高まるという視点等を踏まえて、電子での商品券発行方法へ市側から発行者側へ促進することが望ましい。将来、商品券がマイナンバーカードに紐づけられる仕組みになることも提案する。

4. 中心市街地活性化事業

1. 概要

(1) 主な事業の概要

i) 久留米市一番街多目的ギャラリー	
目的	久留米市一番街多目的ギャラリーを設置することにより、市民に憩いと集いの場を提供し、市民活動の推進及び市民文化の向上に寄与し、もって中心市街地の活性化を図る。
関連諸法令、 条例、規則	・ 地方自治法第 244 条、第 244 条の 2 ・ 久留米市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（以下、「手続等に関する条例」） ・ 久留米市一番街多目的ギャラリー条例（以下、「ギャラリー条例」） ・ 久留米市一番街多目的ギャラリー条例施行規則（以下、「ギャラリー規則」）
事業の形態	指定管理
施設の名称	久留米市一番街多目的ギャラリー
施設の所在地	久留米市東町 26 番地 8 1 階
施設の事業	①ギャラリーの提供に関すること ②その他ギャラリーの設置目的を達成するために必要な事業（ギャラリー条例第 3 条）
施設の開設	平成 21 年 9 月 26 日
施設の構造	鉄筋コンクリート造り
施設の床面積	111.9 m ²

施設内容	展示室（ショーケース含む。） 76.2 m ² 倉庫兼事務室 13.6 m ² ショーケース 6.2 m ² （3.1 m ² ×2ヶ所） その他（受付、トイレ、物入れ）
指定の期間	平成 29 年 4 月 1 日から平成 34 年（令和 4 年）3 月 31 日まで
指定管理業務	①ギャラリー条例第 3 条に規定する事業（施設の事業） ②ギャラリー条例第 9 条に規定する使用の許可、第 12 条に規定する使用の許可の取消し等その他使用の許可に関する業務 ③ギャラリーの維持及び修繕に関連する業務 ④ギャラリーの安全対策に関する業務 ⑤その他、ギャラリーの運営に関して市長が必要と認める業務（ギャラリー条例第 6 条）
施設利用料金	・ 2,090 円/日（営利目的利用は 6,270 円/日） ・ 利用料金制（公の施設の利用にかかる料金を指定管理者の収入として、指定管理者をもって収受させる制度。指定管理者は、施設の利用者が支払う利用料金を市の会計に払い込む必要は無い。）
指定管理者	株式会社ハイマート久留米
指定の手続	市長または教育委員会が、公募により指定管理者の候補者を選定し（指定管理者候補者選定委員会による審議設ける）、議会の議決を経て指定管理者を指定する（手続等に関する条例第 2～5 条）。

ii) 久留米市中心市街地活性化推進イベント事業	
目的	中心市街地の活性化を図るため実施されるイベント等に要する費用に補助金を交付することにより、市の中心市街地の振興を推進し、もって地域経済の発展及び都市機能の増進に寄与する。
関連諸法令、条例、規則	・ 久留米市補助金等交付規則 ・ 久留米市中心市街地活性化推進イベント事業補助金交付要綱
事業の形態	補助金
事業開始年度	平成 15 年度
補助対象者	①まちづくり会社 ②商店街振興組合等 ③民間非営利団体等 ④その他市長が特に必要と認めるもの （要綱第 3 条第 1 項）

補助対象事業	1. 対象事業の種類 ①補助対象者が自ら企画し、かつ実施するイベント等の事業 ②空き店舗活用イベント事業 ③商店街振興組合等が実施する商店街エリアの魅力向上事業 2. 対象事業は、基本計画の趣旨に適合するものであって、次のいずれかに該当する効果が認められ、かつ、公益性を有するものでなければならない。 ①中心市街地への来街が促進され、かつ、賑わいが創出されること。 ②中心市街地のまちづくりに関し、その考え方や意識が広く市民等に共有化されること。 ③その他中心市街地の振興が推進されること。 3. 対象事業は、原則、中心市街地において実施されなければならない。 (要綱第3条第2～4項)			
補助対象経費 及び上限額	区分	補助金交付 対象者	補助金の対象となる経費	補助金の額
	補助金交付 対象者が自 ら企画し、か つ、実施する イベント等	まちづくり 会社	イベント等の実施に要する費用（人件費（イベント等実施に必要なアルバイト雇用代等を除く。）、飲食代（イベント等の実施に必要な会議費、食糧費を除く。）及びまちづくり会社の運営費を除く。）	中心市街地活性化に資する知識・技術等に対する理解を深め習熟するためのセミナー、研修会、勉強会等については左欄に掲げる経費のうち予算の範囲内の額、その他のイベント等は左欄に掲げる費用の 1/2（千円未満切り捨て・限度額 50 万円）
		上記以外	イベント等の実施に要する費用（人件費（イベント等実施に必要なアルバイト雇用代等を除く。）、飲食代（イベント等の実施に必要な会議費、食糧費を除く。）及び補助金交付対象者の運営費を除く。）	左欄に掲げる費用の 1/2（千円未満切り捨て・限度額 50 万円）
	空き店舗活 用イ ベ ン ト	補助対象者	イベント等の実施に要する費用（人件費（イベント	左欄に掲げる経費のうち予算の範囲内の額。

	事業		等実施に必要なアルバイト雇用代等を除く。)、飲食代（イベント等の実施に必要な会議費、食糧費を除く。）及び補助金交付対象者の運営費を除く。)	
	商店街エリアの魅力向上事業	商店街振興組合等	商店街エリアの明るい歩行空間づくりのために要する費用（電気代）	左欄に掲げる経費のうち、夜間の照明電気代で予算の範囲内の額。

iii) 久留米市中心市街地活性化協議会事業	
目的	久留米市中心市街地活性化協議会に係る費用に対して補助することにより、まちづくり三法改正に伴う新久留米市中心市街地活性化基本計画策定に関連し、民間事業者の意見集約や事業管理を行う協議会の設立・運営・取組について支援する。
関連諸法令、条例、規則	・久留米市補助金等交付規則 ・久留米市中心市街地活性化協議会事業費補助金交付要綱
事業の形態	補助金
事業開始年度	平成 18 年度
補助対象者	久留米市中心市街地活性化協議会
補助対象経費	①久留米市中心市街地活性化協議会（以下、「協議会」）の開催に要する経費 ②協議会及び協議会規約第 13 条に定める運営委員会が、協議会運営 ③伴い具体的な調査等を行うために要する経費 ③その他上記目的を達成するために市長が必要と認める経費
上限額	予算の範囲内

（２）事業費の予算と決算の推移等

ア 過去 5 年間の補助金の予算及び決算額

（単位：千円、％）

	平成 29 年	平成 30 年	令和 1 年	令和 2 年	令和 3 年
予算額	21,216	21,732	40,880	19,356	18,058
決算額	18,618	20,063	38,343	16,543	15,236
執行率	87.7	92.3	93.7	85.5	84.4

（出所：商工観光労働部総務提供資料より作成）

なお、令和２年度より、中心部にぎわいづくり事業と、中心市街地再整備事業の一部が中心市街地活性化事業に統合されたため、令和元年度までは、上記２事業の予算・決算額の合計額を記載している。

イ 令和３年度決算額の主な内訳

節	金額（千円）	内容
報酬	50	指定管理者候補者選考委員（３人）
旅費	6	旅費
需用費	70	消耗品費
同上	3	食糧費
同上	2	修繕料
役務費	23	保険料
委託料	396	施設清掃委託料
同上	6,600	一番街多目的ギャラリー指定管理料
使用料及び賃借料	4	会場借上料
同上	1,886	施設借上料
負担金・補助金及び交付金	121	アーケード建設事業等負担金
同上	4,500	中心市街地活性化協議会補助金
同上	1,575	中心市街地活性化推進イベント補助金

（出所：商工観光労働部商工政策課提供資料より作成）

（３）一番街多目的ギャラリー指定管理業務の履行状況

項目	分類		計画	実績	比較比	
事業・業務の履行状況	開館状況	開館日数	307	227	73.9%	
		開館時間	2,763	2,043	73.9%	
	催事開催状況	申込催事回数	37	24	64.9%	
		自主催事回数	15	16	106.7%	
	催事開催事来館者数	申込催事来館者数	13,200	4,538	34.4%	計画比
		自主催事来館者数	4,800	3,024	63.0%	合計
	稼働率	平均	154	114	74.0%	
		平日	191	148	77.5%	
		土・日・祝日	116	79	68.1%	

アンケート回答者数：31人、初めての利用者数：9人、再利用者数：22人（再利用率 71.0%）

【利用者アンケート（満足度調査）】

全体としての満足度	大変満足した	22 名	（構成比 71.0%）
	満足した	8 名	（構成比 25.8%）
	どちらともいえない	1 名	（構成比 3.2%）
	不満足	0 名	（構成比 %）

細部項目

①利用のしやすさ	大変満足した	21 名
	満足した	10 名
	どちらともいえない	0 名
	不満足	0 名

②職員の対応	大変満足した	25 名
	満足した	6 名
	どちらともいえない	0 名
	不満足	0 名

③施設設備の管理状況	大変満足した	17 名
	満足した	13 名
	どちらともいえない	1 名
	不満足	0 名

④イベント催事の実施しやすさ	大変満足した	20 名
	満足した	11 名
	どちらともいえない	0 名
	不満足	0 名

（出所：商工観光労働部商工政策課提供資料より作成）

一番街多目的ギャラリー指定管理業務 収支報告書

	区分	内容	
収入	使用料収入	ギャラリー使用料収入	531,210
	委託費	指定管理委託料	6,600,000
	収入合計（A）		7,131,210
支出	人件費	職員・アルバイト（3人分）	4,841,515
	水道光熱費	電気、上下水道	448,875
	維持管理費	清掃、警備、設備保守管理等	720,500

	修繕費	修理費（大規模除く）	0
	備品購入費	必要備品購入費	42, 140
	広報費	パンフレット、ホームページ費等	73, 700
	事務費	事務費計	94, 043
	通信費	切手代、電話料	171, 392
	その他経費		4, 967
	小計		6, 397, 132
	消費税		639, 708
	支出合計（B）		7, 036, 840
収支（A－B）			94, 370

（出所：商工観光労働部商工政策課提供資料より作成）

（４）補助事業例

ア 久留米市中心市街地活性化推進イベント事業

<補助事業例 1>

(i) 事業報告書

事業実績報告書

1 事業名	西鉄久留米駅東口活性化事業 (西鉄久留米駅東口イルミネーション事業)
2 事業対象期間	令和3年11月19日～令和4年1月10日
3 会場(実施場所)	西鉄久留米駅東口広場 (市道D118号線)
4 来街者数	各日推定4,000人
5 事業の実施概要・効果等	・令和3年11月19日(金)～ 令和4年1月10日(月・祝) ・西鉄久留米駅東口広場に隣接するビルへ クリスマス装飾を19台設置した。 ・光の祭典ほとめきファンタジーと連携する事で、 賑やかなイルミネーションとなった。 ・ビル自体に設置する事で、入館者の増加を 予定したものの新型コロナなどの来場者減の 影響などで、客数の増加は見込めなかった。 ・本年度は新型コロナなどの影響もあり、 イベントの実施も出来ず 動員策が不足する事となった。
6 補助要望額	385,000 円
7 添付書類	収支決算書等
8 その他	図面、状況写真 等

(出所：商工観光労働部商工政策課提供資料)

(ii) 事業収支決算書

事業収支決算書

〔収入の部〕

費 目	金 額	計算基礎（明細）
市補助金 （中心市街地活性化推進イベント事業補助金）	385,000 円	
実施者負担金	385,000 円	
合 計	770,000 円	

〔支出の部〕

費 目	金 額	計算基礎（明細）
イルミネーション装飾費	769,230 円	
雑費	770 円	振込手数料
合 計	770,000 円	

（出所：商工観光労働部商工政策課提供資料）

<補助事業例2>

(i) 事業報告書

事業実績報告書

1 事業名	久留米一番街商店街 イルミネーション
2 事業対象期間	令和3年11月20日～令和4年2月15日
3 会場（実施場所）	久留米一番街商店街アーケード内 等
4 来街者数	300,000 人
5 事業の実施概要・効果等	一番街アーケード内をイルミネーションで装飾することにより、街中の賑わいづくりができた。来街されたお客様には充分楽しんでいただけたと思う。
6 補助要望額	488,000 円
7 添付書類	収支決算書等
8 その他	

(出所：商工観光労働部商工政策課提供資料)

(ii) 事業収支決算書

事業収支決算書

[収入の部]

費 目	金 額	計算基礎 (明細)
市補助金 (中心市街地活性化推進イベント事業補助金)	488,000 円	
実施者負担金	488,800 円	
合 計	976,800 円	

[支出の部]

費 目	金 額	計算基礎 (明細)
イルミネーション取付 イルミネーション撤去 イルミネーション等購入 交換作業費	174,000 円 174,000 円 440,000 円 100,000 円	委 細 請求書添付
消費税(10%)	88,800 円	
合 計	976,800 円	

(出所：商工観光労働部商工政策課提供資料)

<補助事業例3>

(i) 事業報告書

事業実績報告書

1 事業名	クリスマスイルミネーション装飾事業
2 事業対象期間	令和3年11月19日～令和4年 1月15日
3 会場（実施場所）	六ッ門アーケード内 六ッ門あけぼの協同組合側
4 来街者数	<u>のべ50,000</u> 人
5 事業の実施概要・効果等	昨年度に続きコロナ禍の中、11月にイルミネーション点灯式が行われた。商店街では12月にかけて「冬の街あるき」・「100縁商店街」・「むつもん雑貨市」など、実施できるイベントを行った。 コロナウィルス感染を警戒して、集客イベントはすべて中止となったが、そのようななかアーケードのイルミネーションの装飾が商店街に活気を与え、来街者としても元気を与えることができた。 来街者は大幅に減少する状況であったが、コロナ禍の中一定の効果があつたと考えている。 今後は、各店の努力と共に久留米市・ハイマートとも協力してさらに販促活動を進めていきたい。
6 補助要望額	110,000 円
7 添付書類	収支決算書等
8 その他	

(出所：商工観光労働部商工政策課提供資料作成)

(ii) 事業収支決算書

事業収支決算書

〔収入の部〕

費 目	金 額	計算基礎（明細）
補助金	110,000円	久留米市補助金
組合負担金	110,000円	六ッ門あけぼの協同組合販促費
合 計	220,000	

〔支出の部〕

費 目	金 額	計算基礎（明細）
装飾費	220,000円	クリスマスイルミネーション
合 計	220,000円	

領収書等原本と照合し、辻算

（出所：商工観光労働部商工政策課提供資料）

<補助事業例4>

(i) 事業実施報告書

事業実績報告書

1 事業名	六ツ門商店街イルミネーション事業
2 事業対象期間	令和3年11月19日～令和4年1月15日
3 会場（実施場所）	六ツ門商店街アーケード内
4 来街者数	6000人
5 事業の実施概要・効果等	商店街の賑わいづくり、照明効果による 安心感と親近感の醸成。
6 補助要望額	102,000 円
7 添付書類	収支決算書等
8 その他	

（出所：商工観光労働部商工政策課提供資料）

(ii) 事業収支決算書

事業収支決算書

〔収入の部〕

費 目	金 額	計算基礎（明細）
市補助金 （中心市街地活性化推進イ ベント事業補助金）	102,000 円	
実施者負担金	103,000 円	
合 計	205,000 円	

〔支出の部〕

費 目	金 額	計算基礎（明細）
イルミネーション取付工事費	205,000 円	
合 計	205,000 円	

（出所：商工観光労働部商工政策課提供資料）

<補助事業例5>

(i) 事業報告書

事業実績報告書

1 事業名	文化街桜ライトアップ事業
2 事業対象期間	令和4年3月23日～令和4年3月31日
3 会場（実施場所）	三本松公園
4 来街者数	5,400人 ※1hあたり150人を想定
5 事業の実施概要・効果等	○事業の実施概要・効果 地域の元気を取り戻すため、文化街さくら会のメンバーが中心となり「文化街桜ライトアップ」を企画。当企画は集客目的のイベントではなく、明るい未来に向けて新たな一歩を踏み出すため暖かなライトアップシーンを提供することを目的とし開催。 車の中からや公園に来た方はスマートフォンで写真を撮られたり「きれい」といった声も聞かれた。 また、協賛店等で当イベントを周知していたため、三本松公園に観賞した後来店するといった方も多くみられた。 主催：文化街地区発展期成会 運営：文化街さくら会 期間：R4.3.23～R4.3.31（18：00～22：00） 場所：三本松公園 桜9本のライトアップ
6 補助要望額	490,000円
7 添付書類	収支決算書等
8 その他	チラシ

（出所：商工観光労働部商工政策課提供資料）

(ii) 事業収支決算書

事業収支決算書

[収入の部]

費 目	金 額	計算基礎 (明細)
市補助金	490,000 円	@10,000 円×33 件
協賛金	330,000 円	
実施者負担金	161,743 円	
合 計	981,743 円	

[支出の部]

費 目	金 額	計算基礎 (明細)
事業費	／ 770,000 円	ライトアップ設置費用一式
広報費	／ 151,952 円	ポスター制作費 ポスター印刷費 HP リニューアル
公園占用料	／ 42,090 円	公園占有・使用料
雑費	／ 17,701 円	ベニア板、消耗品等
合 計	981,743 円	

(出所：商工観光労働部商工政策課提供資料)

イ 久留米市中心市街地活性化協議会事業

(i) 事業報告概要

調査研究活動

項目	内容					
調査研究活動	1. 認定計画目標指数検証等のための調査					
	・商店街歩行者通行量調査					
	(平日) 11 月 5 日 (金) (休日) 11 月 7 日 (日)					
	調査 10 地点					
	<table><tr><td rowspan="2">令和 3 年 11 月 (前年比)</td><td>平日</td><td>休日</td></tr><tr><td>39,565 人 (110.9%)</td><td>34,431 人 (93.3%)</td></tr></table>	令和 3 年 11 月 (前年比)	平日	休日	39,565 人 (110.9%)	34,431 人 (93.3%)
	令和 3 年 11 月 (前年比)		平日	休日		
		39,565 人 (110.9%)	34,431 人 (93.3%)			
	・商店街空き店舗調査					
	<table><tr><td rowspan="2">令和 3 年度末 (前年度)</td><td>令和 4 年 3 月</td></tr><tr><td>17.6% (13.7%)</td></tr></table>	令和 3 年度末 (前年度)	令和 4 年 3 月	17.6% (13.7%)		
	令和 3 年度末 (前年度)		令和 4 年 3 月			
17.6% (13.7%)						
2. 先進地研究の実施						
・大牟田市からの視察受け入れ						
催事構築及び、感染予防に関する現地確認と意見交換						
・中小企業基盤整備機構九州本部経営支援課との意見交換						
久留米市における中心市街地活性化の成果などに関する意見交換						
・大牟田市「まちゼミ」研究会の視察						
大牟田で行われる商業者が主体的に取り組む「まちゼミ」研修の視察・意見交換						
・商店街活性化セミナーへの参加 (オンライン)						
持続可能な商店街の作り方						
・経済産業省オンラインセミナーへの参加						
地域の社会課題に向き合う商店街						
～商店の集まる街から生活を支える街へ						
・長崎県新大工町商店街振興組合視察受け入れ						
久留米市中心市街地の商業活性化策についての説明、意見交換会						
・(一社) 全国タウンマネージャー協会「まちづくり特別研修会」への参加						
これからの地域に必要とされるまちづくりと人材について等						

地域的価値の向上	1. 久留米市、商工会議所、(株)ハイマート久留米、商店街等の協力、連携により新規店舗の誘致・エリア開発 2. 久留米市中心市街地商店街活性化パートナー出店促進事業の推進 パートナー出店促進事業 0 件
商業活性化ソフト事業の推進	1 オール久留米で盛り上げ隊事業 ・くるめ合衆国まつり ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止 2 久留米まちゼミ事業 3 中心市街地活性化事業 セミナー実施 4 まちあるき事業 これまで開催していた 100 縁商店街をリニューアルし、従来の 100 円商品に加え、各店自慢の期間限定の特別商品やサービスを提供する販促活動を「まちあるき」と銘打ち開催。福岡県内で大人気のパンの販売や人気雑貨販売など注目の商品や出店者を誘致し、中心市街地のにぎわい創出に取り組みました。 5 久留米市中心市街地活性化まちづくり情報誌の作成 目的: 中心部の事業の取組や効果について知ってもらうことで街なかの動きや関心を持ってもらうために作成 冊数: 300 部 配布先: 福岡県、久留米市、中心市街地活性化協議会メンバー、 商店街 (今後、外部視察者等にも配布) 6 繁盛店ネットワーク事業 (個店経営支援) 5 店 7 まちなかコンシェルジュ 13 店舗 8 We Love 久留米協議会支援 事務局会議等 9 あきない通り問屋街支援 ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止
諸会議	第 29 回総会 (書面開催)

(出所: 商工観光労働部商工政策課提供資料より作成)

(ii) 収支決算書

令和3年度久留米市中心市街地活性化協議会収支決算書

【令和3年4月1日～令和4年3月31日】

(収入)

単位：円

費 目	決算額	予算額	比較増減	摘 要
補 助 金	4,500,000	4,500,000	0	久留米市
負 担 金	1,543,850	1,568,000	△ 24,150	久留米商工会議所
合 計	6,043,850	6,068,000	△ 24,150	

(支出)

費 目	決算額	予算額	比較増減	摘 要
タウンマネージャー設置費	5,623,200	5,623,000	200	タウンマネージャー謝金 @21,300×240日×1.1
調査旅費	56,200	30,000	26,200	大牟田まちゼミ参加費 1,420円 まちづくり研修会（沖縄） 54,780円
会 議 費	1,400	25,000	△ 23,600	中小機構会議飲み物 @350×4=1,400円
通信運搬費	4,900	10,000	△ 5,100	総会書面開催切手代
消耗品費	0	16,000	△ 16,000	
調査研究費	341,000	341,000	0	11/5.7 歩行者通行量調査 @15,500×10人×2日×1.1
雑 費	17,150	23,000	△ 5,850	タウンマネージャー業務委嘱契約書印紙代 振込手数料 等
合 計	6,043,850	6,068,000	△ 24,150	

(出所：商工観光労働部商工政策課提供資料)

(5) 事業の効果測定の方法（目標指標）・目標値

本事業は、第2期久留米市中心市街地活性化基本計画で掲げられた基本目標のうち、「来街者の増加と活発な市民活動による賑わいのある街づくり」、及び「心地よく多様なサービスを受けることができる街づくり」を達成するための事業である。

同基本計画では、目標達成までの進捗を把握するため、①歩行者通行量、②空き店舗率、③交流施設の利用者数を目標指標とし、各目標指標についての目標値を次のとおり設定している。(①～③それぞれの詳細は中心部商業活性化事業の「(4) 事業の効果測定の方法（目標指標）・目標値」参照。)

	現況数値 (基準年 H24)	数値目標 (基準年 H30)
歩行者通行料 (平日休日平均)	35,680 人	50,000 人
空き店舗率	19.9%	14.0%
交流施設の利用者数 (施設の年間利用者)	660,095 人	1,000,000 人

(出所：第2期久留米市中心市街地活性化基本計画（久留米市 HP）より作成）

令和3年度も、歩行者通行量及び空き店舗率については上記数値目標を活用しており、交流施設の利用者数については参考指標としている。

(6) 事業の効果測定の結果

(単位：人、%)

	平成 29 年	平成 30 年	令和 1 年	令和 2 年	令和 3 年
歩行者通行量	31,621	34,302	35,004	36,296	36,998
空き店舗率	17.9	16.6	13.4	13.7	14.0
施設利用者数	953,500	943,258	826,525	182,580	224,909

(出所：第2期久留米市中心市街地活性化基本計画（久留米市 HP）、商工観光労働部商工政策課提供資料より作成）

- ・歩行者通行量：令和3年度は、11/5、11/7 に実施。
- ・空き店舗率：令和3年度は、5/31、7/30、9/30、11/30、1/31、3/23 に実施。

2. 実施した監査手続

- ① 事業内容の概要を把握するために担当者にヒアリングを実施し、関連資料を閲覧・取得した。
- ② 事業に関する関係法令や条例等を把握し、これらに準拠した処理が行われているか検討した。
- ③ 補助金の算定及び交付時期が適切か検討した。
- ④ 補助事業の実績報告が適切か検討した。
- ⑤ 指定管理に関し契約手続・内容が適切か確認した。
- ⑥ 成果指標が適切に設定され、実績と比較されているか。また、目標と実績の差異の原因分析が行われ PDCA サイクルをとおして次期の計画に反映されているか検討した。
- ⑦ 成果指標と実績との比較をとおして事業が有効であり、必要なものであるか検討した。

3. 結果

(意見 1 4) 概算払いの理由の文書化

久留米市中心市街地活性化協議会事業費補助金事業において、市は、協議会に対する補助金の概算払いを行っている。

補助金の概算払いについては、久留米市補助金等交付規則第 18 条第 2 項に規定されており、「事業の性質その他特別な事情により補助金等の額の確定前に交付することが適当と認める時」に、概算払いが認められている。

これを本事業についてみると、本事業の補助金交付決定にかかる起案文書中には、「同規則第 18 条第 2 項に基づき、本事業を円滑に実施するため」と記載があるのみで、具体的な事情や、当該事情が「補助金等の額の確定前に交付することが適当と認める時」に当たるかどうかの判断過程が記載されていない。

補助金の性質上、公平性が保たれる必要があることに鑑みると、概算払いが上記規則の要件を満たすと判断した過程は文書上明確に記載することが望ましい。

また、そもそも概算払いのリスクとして、当該事業が行われなかった等による補助金確定額との差額が返還されない場合が考えられるため、概算払いとする際は、そのようなリスクを踏まえた上での概算払いの相当性も考慮する必要がある。

なお、本事業における概算払いの理由について、担当課へのヒアリングによると、「本事業においては、タウンマネージャーへの謝金が発生するため、確定前の交付が適当」という事情を補助事業者から確認したとのことであり、概算払いの必要性という点からはやむを得ないものと思料する。他方で、補助金の額や補助事業の内容、これまでの事業遂行の状況等から、概算払いとしても問題が無い（概算払いの相当性）という点も合わせて検討を行い、上記必要性の判断と併せて文書化することが望ましい。

5. 事業者連携買い物支援事業

1. 概要

●事業の内容
<目的> 買い物環境の維持・向上を図るため、移動販売車で生鮮三品（肉・魚・野菜）を含む生活必需品を販売する事業者に対して、初期費用等を支援する。 <概要> 市と締結する協定に基づき、市内で移動販売事業を行う法人又は個人事業主でスーパーもしくはスーパーと連携する方に対して、以下の要件を充たすことを条件に、移動販売車の購入又は移動販売車の改造等に係る費用の一部を助成する。 日常的な買い物が不便となる地域住民の買い物利便性を向上させる事業者等の取り組みを支援するため、周知にかかる広報費等を助成する。

＜関連諸法令、条例、規則＞

久留米市補助金等交付規則（昭和 50 年久留米市規則第 5 号）

久留米市移動販売事業費補助金交付要綱（令和 2 年 4 月 1 日施行）→久留米市移動スーパー導入事業費補助金交付要綱（令和 4 年 7 月 1 日改正）

久留米市買い物支援連携事業費補助金交付要綱（平成 27 年 10 月 1 日施行）→久留米市買い物支援事業広報宣伝費補助金交付要綱（令和 4 年 7 月 1 日改正）

●事業の形態

【久留米市移動スーパー導入事業費補助金】

（補助対象者）

久留米市内で移動販売事業の新規立ち上げ、事業拡大に取り組む法人または個人事業主でスーパーもしくはスーパーと連携する者

（補助の主な条件）

- ① 食品衛生法その他商品の販売に係る関係法令を遵守していること
- ② 3 年以上継続し、かつ週 4 日以上市内で定期的に移動販売を行おうとすること
- ③ 市と締結した協定事項を遵守できること
- ④ 移動販売車を新規に購入又は既存の自動車（又は移動販売車）を改造・改良すること
- ⑤ 久留米市生活支援サービス情報に登録し、又は登録しようとする事
- ⑥ 市税を滞納していないこと

次のいずれかに該当する場合は補助の対象とならない。

- ・事前注文を受けた商品の配達のみを行うなど、不特定多数の者に販売しない場合
- ・販売品のうち生鮮三品（肉・魚・野菜）を含む食料品が 3 分の 2 に満たない場合

（補助対象経費）

移動販売事業を導入するために必要な①又は②の経費

- ① 移動販売車の購入等に係る経費（車両本体の購入並びにラッピングに係る経費、陳列棚・冷蔵設備など移動販売車の設備に係る経費）
 - ② 移動販売車への改造又は既存の移動販売車の改良に係る経費
- なお、改造又は改良した移動販売車 1 台に対し、1 度限りの適用とする。

（補助率および補助限度額）

補助率：50%

補助上限額：1 台あたり 100 万円 なお、令和 4 年 7 月 1 日より 1 台あたり 150 万円

(補助金交付申請時に必要な書類)

- ① 補助金交付申請書
- ② 事業収支予算書
- ③ 移動販売事業に係る計画書
- ④ 移動販売車の購入又は移動販売車の改造・改良に係る見積書の写し
- ⑤ 改造又は改良に係る車両の改造又は改良前の写真

(注意) 新車の場合は車両のカタログ等の提出が必要。

- ⑥ 申請者の市税滞納なし証明書
- ⑦ 法人の場合、法人の登記事項証明書の写し及び役員名簿 原本必要
- ⑧ 個人の場合、本人が確認できるものの写し 原本必要
- ⑨ その他補助金の交付申請に関し必要と認められるもの

(補助事業完了時に提出が必要な書類)

- ① 実績報告書
- ② 事業収支決算書
- ③ 移動販売車の写真
- ④ 経費を支払ったことを示す書類(領収書等)の写し 原本必要
- ⑤ 自動車車検証の写し 原本必要
- ⑥ 市生活支援サービス情報に登録したことがわかる書類(申請書の控え)

【久留米市買い物支援事業広報宣伝費補助金】

(補助対象者)

市内の商工会や市と協定を締結した民間事業者

(補助の主な条件)

補助金交付の対象となる事業は、買い物支援の情報発信、周知広報等にかかる事業であること

(補助対象経費)

- ① 印刷製本費
- ② 消耗品費
- ③ 通信運搬費
- ④ 広告料
- ⑤ 委託料
- ⑥ その他買い物支援事業の情報発信、周知広報等にかかる費用として市長が必要と認めた経費

(補助率および補助限度額) 補助率：3分の2 補助上限額：40万円 (補助金交付申請時に必要な書類及び補助事業完了時に提出が必要な書類) 久留米市補助金等交付規則に基づく
●実施期間 【久留米市移動スーパー導入事業費補助金】 令和2年4月1日から施行している。 【久留米市買い物支援事業広報宣伝費補助金】 平成27年10月1日から施行している。
●課が考えている課題 移動販売利用者のほぼ大半が高齢者であり、施設入所等の理由から、近年は利用者が減少傾向にある。今後も移動販売事業者が事業を継続していくためには、地域住民やコミュニティと連携して、新規利用者の開拓やリピーターの拡大を図っていくための仕組みを構築する必要がある。

2. 事業費の予算と決算の推移

(1) 予算現額と決算額（財源）の推移

(単位：千円)

年度	予算現額	決算額	財源
令和元年度（※1）	600	314	一般 314
令和2年度	1,300	1,102	一般 1,102
令和3年度	1,300	106	一般 106

(出所：商工観光労働部商工政策課提供資料より作成)

(※1) 買い物弱者対策事業の予算現額ならびに決算額を記載している。

令和2年度と令和3年度の予算現額は1,300千円と同額である。令和2年度の補助実績を踏まえて年間1台の補助対象が発生すると見込んで予算を組成していた。
また、予算の流用、予備費充用は見受けられない。

(2) 令和3年度決算額の主な内訳

上表における106千円の内訳は下表のとおりである。

節	金額（千円）	内容
節18 細節02 再々節01	106	買い物支援連携事業費補助金 (周知用クリアファイル代)

(出所：商工観光労働部商工政策課提供資料より作成)

上表における106千円は久留米市内で事業を営む事業者より、令和3年度における買い物支援移動販売事業の広報に必要な費用として補助金交付を申請している。

3. 支出の検討

上表2(2)における106千円の内訳について、必要な書類等を閲覧した結果、補助金の算定は久留米市買い物支援事業広報宣伝費補助金交付要綱に則り事務処理されて交付している。

4. 成果指標と実績評価及び PDCA サイクルへの反映

事業者連携買い物支援事業における個別具体的な成果指標の設定は見受けられない。

なお、下図のとおり、支援事業者より令和3年度における移動販売実績（売上高、利用人数、客単価）の報告を受けている。

エフコープ移動販売実績

令和3年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月(5)	10月	11月(5)	12月	1月	2月	3月(5)	合計	平均/月
売上額	1,165,442	1,118,358	1,245,529	943,845	871,858	1,321,110	1,048,394	1,198,936	902,447	908,896	1,028,531	1,226,196	12,979,542	1,081,629
利用人数	693	686	762	567	507	729	632	714	525	513	587	706	7,621	635
客単価	1,683	1,643	1,665	1,620	1,710	1,777	1,627	1,662	2,040	1,747	1,768	1,754	1,703	

グリーンコープ移動販売実績

令和3年度	4月(5週)	5月	6月(5週)	7月	8月	9月(5)	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	平均/月
売上額	63,422	50,728	61,618	49,151	36,319	53,482	52,687	51,449	54,551	39,347	67,242	70,683	650,679	54,223
利用人数	48	35	51	37	27	36	35	35	27	21	37	38	427	36
客単価	1,321	1,449	1,208	1,328	1,345	1,486	1,505	1,470	2,020	1,874	1,817	1,860	1,524	

Aコープ(とくし丸久留米あらかき号)移動販売実績

令和3年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	平均/月
売上額	2,016,000	1,857,000	2,025,000	1,777,000	1,816,000	1,871,000	1,782,000	2,030,000	2,209,000	1,669,000	1,991,000	2,214,000	23,257,000	1,938,083
利用人数	1,391	1,244	1,370	1,175	1,174	1,142	1,192	1,281	1,292	1,035	1,168	1,324	14,788	1,232
客単価	1,449	1,493	1,478	1,512	1,547	1,638	1,495	1,585	1,710	1,613	1,705	1,672	1,573	

(出所：商工観光労働部商工政策課提供資料より転記)

5. 事業の必要性

平成29年度に、市は民間事業者からの提案を受け、移動販売に関する事業連携協定を締結し、移動販売がスタートした。

令和2年度には移動販売の初期投資を支援する補助を創設。協定を締結している民間事業者による移動販売は、現在13校区173ヶ所で実施されている。地域の実情や利用者のニーズに応じて移動販売を実施することで、地域における買い物環境の維持向上に寄与していると考えられる。

6. 実施した監査手続

- ① 事業内容の概要を把握するために担当者にヒアリングを実施した。
- ② 事業に関する関係法令や条例等を把握し、これらに準拠した処理が行われているか検討した。
- ③ 各事業の予算額、決算額の推移をとり、著しい増加・減少があれば、その原因を調査し合理性を確認した。
- ④ 補助金や交付金、委託料等の算定が適切に行われているか検討した。
- ⑤ 委託や指定管理に関し契約内容が適切か確かめるとともに、委託料や指定管理料が

適切に算定されているか確認した。

- ⑥ 支出についてサンプリングより関連法令や条例等に従って適切に処理されているか確認した。
- ⑦ 成果指標が適切に設定され、実績と比較されているか。また、目標と実績の差異の原因分析が行われ PDCA サイクルを通して次期の計画に反映されているか検討した。
- ⑧ 成果指標と実績との比較を通して事業が有効であり、必要なものであるか検討した。
- ⑨ 施設を有する事業においては固定資産の管理、物品の管理が適切に行われているか確認した。

7. 監査の結果及び意見

当該事業にかかる結果および意見は下記のとおりである。

(結果)

上記 6. 監査手続のうち該当する手続を実施した結果、補助金の交付にかかる事務処理は久留米市移動販売事業費補助金交付要綱等に準拠して実施しており、特段問題となる事項は見受けられない。

(意見 1 5) 定量的な評価指標の設定

現状

達成指標を設けていない。

意見

事業者連携買い物支援事業にかかる評価指標を設けていないことは、事後的に当該事業の必要性および効果を定量的に把握することができず、当該事業の見直しを検討するための判断材料が不足するほか、当該事業の必要性に係る説明責任の観点からも改善する必要がある。

補助事業運営側より提供される売上高等の事業実績は書面にて入手しているが、事業実績のほか移動販売事業の利用者側の声といった定性的な情報も入手することで、当該事業の継続要否等を判断できると考える。

(意見 1 6) 補助金終期

現状

終期を設けていない。

意見

久留米市移動スーパー導入事業費補助金交付要綱ならびに久留米市買い物支援事業広報宣伝費補助金交付要綱において、当該補助金事業の終期を定めている条項は見受けられない。現状、当該補助金事業については需要があり、補助の実績はあるが上述したとおり当該補助金事業の必要性および効果を検討する仕組みが整備されていない。

終期を設け、機械的に以下のような観点から検討する機会を設ける必要がある。

- ① すでに制度開始時の目的が達成されていないか。
- ② 社会情勢の変化により事業の必要性および公益性が過度に薄れていないか。
- ③ 今後も補助による効果が十分に期待できるか。
- ④ その他の団体や市民との間で公平性は保たれているか。
- ⑤ 補助金でなく、より効果の高い支出方法への変更が必要でないか。

6. まちなか賑わい創造事業

1. 概要

(1) 主な事業の概要

i) まちなか賑わいづくり支援事業	
目的	中心市街地の賑わい創出のため、久留米シティプラザを活用した商店街事業の実施や連携するイベントの企画立案等の支援とあわせて、まちなかにおける各種イベント等の情報発信を関係団体との連携により進めていく。また、イベント開催支援における感染防止対策の徹底、商店街の情報の発信により、まちなかが安心して来街できる魅力あるエリアとして来街者の増加と回遊性の向上に繋げていく。
関連諸法令、 条例、規則	・ 地方自治法 234 条 ・ 地方自治法施行令 167 条の 2 ・ 久留米市指名競争入札及び随意契約事務要領
事業の形態	業務委託
委託期間	令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで
委託業務	商店街団体等が実施する、中心市街地の賑わいづくりを目的としたイベント・事業等の実施支援、経費負担支援、イベント等の創出・定着、商店街活性化に向けた取り組み及び情報収集、情報発信等。
委託料	7,623,000 円（内消費税等の額 693,000 円）
委託先	株式会社ハイマート久留米
委託先選定方法	随意契約
随意契約の理由	本業務の履行にあたっては、中心商店街の商業者やタウンマネージャー、商工会議所、市と一体となって賑わいづくりをマネージメントしながら、イベント主催団体に対して企画立案、資機材等の調達、会場の管理など、各団体の状況に応じた適切な支援を行う必要がある。 (株)ハイマート久留米は、

	・まちづくり会社として、中心市街地活性化協議会の運営委員や中心商店街の事務局を担うとともに、西鉄久留米駅東口周辺の活性化にも参画するなど、種々のイベントを主催してきた実績を有することから、イベントへの協力要請や路上設置物などに関する調整など、イベント会場及びその周辺の関係者との調整を円滑に行うことができる唯一の団体である。 ・旧六角堂広場の運営(平成 15 年度～24 年度)、旧六角堂広場イベント代替業務(平成 25 年度～平成 27 年度)及びくるめシティプラザ六角堂広場の運営(平成 28 年度～)を通してイベントの実施にかかる総合的な支援を行ってきたことから、様々な団体のイベントの内容や実施状況ならびに各団体の実情に精通している。 ・また、中心商店街の事務局として、昨年度の新型コロナウイルス感染症の拡大による新しい生活様式の浸透を踏まえた、まちあるきイベントやテラス営業などの事業を商店街と連携して取り組んでいる。 など、必要なノウハウならびに実績を有することから、業務を効果的かつ円滑に実施するためには、同社に受託させることが必要である。 以上の理由により、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、(株)ハイマート久留米と随意契約するものである。 (商工観光労働部商工政策課提供資料より)
--	--

ii) くるめ光の祭典事業	
目的	中心市街地に賑わいと活力を創出し、もって地域経済の発展及び都市機能の増進に寄与することを目的に実施する、くるめ光の祭典事業に補助金を交付することにより、同事業を円滑かつ効果的に実施するため。
関連諸法令、条例、規則	・久留米市補助金等交付規則 ・久留米市くるめ光の祭典事業費補助金交付要綱
事業の形態	補助金
事業開始年度	平成 17 年度
補助対象者	まちづくり会社（要綱第 3 条）
補助対象経費	①事業に係る材料及び設営撤去費

	②事業に係る電気代 ③事業に係る運搬費及び保管料 ④事業に係る広報費 ⑤事業に係るイベント費 ⑥事業に係る会議費、消耗品、その他事業実行委員会の運営に関する事務的経費 ⑦その他事業に要する経費で市長が認めるもの （要綱第4条）
補助率・上限額	補助対象経費の2分の1、予算の範囲内（要綱第5条）

iii) 久留米市まちなか地域物産店事業			
目的	中心商店街においてまちなか地域物産店事業を実施するまちづくり会社に対して補助金を交付することにより、久留米地域の魅力の発信及び中心市街地の賑わいづくりを図る。		
関連諸法令、 条例、規則	・ 久留米市補助金等交付規則 ・ 久留米市まちなか地域物産展事業補助金交付要綱		
事業の形態	補助金		
事業開始年度	平成 27 年度		
補助対象者	まちづくり会社 (補助対象外) ①暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条 2 号に規定する暴力団 ②暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律代 2 条 6 号に規定する暴力団員 ③暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する団体		
補助対象経費 補助率	補助の対象となる経費	内容	補助の割合
	まちなか地域物産店の 整備に係る経費	・ 設計費 ・ 改装費及び備品購入費	左欄に掲げ る 経 費 の 10 分 の 10 以内
	まちなか地域物産店の 維持管理に係る経費	・ 店舗賃借料 ・ 光熱水費及び下水道使用料 ・ 清掃費及び警備費 ・ 保険料 ・ アーケード維持管理経費	
	その他市長が必要と認める経費		
物産店について	名称	久留米物産館六ツ門店　くるめヨカモン屋	

	運営	平成 28 年 4 月にまちづくり会社である株式会社ハイマート久留米の直営店としてオープン。 平成 30 年 4 月より、同社が公益財団法人久留米地場産業振興センターに運営業務を委託している。
	内容	地場製品の展示・販売 観光・イベント情報の発信

(2) 事業費の予算と決算の推移等

ア 過去 5 年間の補助金の予算及び決算額

(単位：千円、%)

	平成 29 年	平成 30 年	令和 1 年	令和 2 年	令和 3 年
予算額	61,119	37,275	40,799	33,066	27,520
決算額	60,240	34,799	37,870	20,130	19,747
執行率	98.6	93.4	92.8	60.9	71.8

イ 令和 3 年度決算額の主な内訳

節	金額（千円）	内容
役務費	64	通信運搬費
委託料	7,623	まちなか賑わいづくり事業業務委託料
使用料及び賃借料	14	事務用機器借上料
負担金・補助及び交付金	6,000	くるめ光の祭典事業費補助金
同上	6,048	まちなか賑わいづくり支援事業費補助金

(3) 委託業務の履行状況（まちなか賑わいづくり支援事業）

令和 3 年度 まちなか賑わい支援業務実施報告

期間	令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで	
業務委託料	7,623,000 円（うち消費税相当額 693,000 円）	
実施内容	支援対象者	中心市街地の賑わいづくりを目的としてイベント・事業等を実施した商店街団体等 ①久留米ほとめき通り商店街 ②実行委員会 久留米ビールまつり実行委員会、Dr. bunbun 実行委員会、SAKE フェスタ実行委員会、くるめ光の祭典実行委員会

	支援対象事業	支援対象者が実施した中心市街地の賑わいづくりを目的としたイベント・事業等 ①春・夏・秋・冬の「まちあるき」 テラス営業、ほこみち制度 100 縁商店街 ほとめき通り商店街PR大使就任 ②くるめ光の祭典「ほとめきファンタジー」リモート点灯式
	支援内容	I. イベント・事業等の実施支援 ・企画や広報等に関する助言 ①「まちあるき」「100 縁商店街」の新聞折り込み、チラシ等の配布・広報 ②実行委員会および企画会議等への（リモート）参加、メール対応 ・官公署（警察署、市など）への各種許認可手続きサポート ①「まちあるき」イベントおよびテラス営業における市道路占用・使用許可（毎月更新）手続サポート ②くるめ光の祭典点灯式中継機材・スクリーン等の手配サポート ・関係機関（市、商工会議所、商店街など）との調整運営会議、全体会議、タウンマネージャー会議等の準備・調整・参画 ・イベント当日の安全管理に関する助言など 「まちあるき」事業におけるコロナ対策、ソーシャルディスタンスの啓発 II. イベント・事業等の経費負担支援 ・イベント事業等を実施する際に必要な経費（印刷費、装飾など）の一部を負担 ①「まちあるき」イベントの印刷費・新聞折り込み料の一部負担 ②商店街賑わい創出の装飾品経費（フラッグ、のぼり）の一部負担

		③イベント告知ポスター等作成支援経費の一部負担 Ⅲ. イベント・事業等の創出および定着に向けた取り組み及び情報収集 ・賑わいづくりに効果的な情報に関する日常的な収集・整理 Ⅳ. 情報発信 ・まちなかインフォメーションの運営（地域物産館六ツ門店内） ・まちなかイベントカレンダーの作成 ・まちなか情報ボードの設置、運営管理 ・まちなかコンシェルジュ店の情報ラックの活用 ・メディアを活用した情報発信（ドリームスFM放送） ・西鉄久留米駅エリアでの情報発信強化 西鉄観光案内所や2F 自由通路へのチラシ設置 エマックスクルメ事務局との情報共有
--	--	---

（出所：商工観光労働部商工政策課提供資料より作成）

（４）補助事業例

ア くるめ光の祭典事業

（い）事業報告書（実施事業概要）

点灯期間・時間・ 区域	①点灯期間 令和３年１１月１９日（土）～令和４年１月１０日（祝）５３日間。 １７時～２４時 ②区域 天神町・東町・六ツ門町を中心とした久留米市中心市街地一帯 ③事業主体 くるめ光の祭典実行委員会 ④来場者数 約１４１千人（期間中、推計値）
イルミネーション 事業	１）概要 西鉄久留米駅から久留米シティプラザを結ぶ明治通りの街路樹や、久留米カトリック教会のライトアップと連携するためパーゴラ（藤棚）にLED電球等による装飾。また、西鉄久留米駅東口広場の樹木や2F回廊にツリーや動物などの光のオブジェを設置。

	多様な光の演出によって回遊性のある空間を創出するため、地元商店街の取り組み等とも連携し、西鉄久留米駅東口広場から六ツ門地区までの間、明治通り、商店街アーケード、池町川沿線、久留米シティプラザ六ツ門テラス周辺までの区間の連続性を確保し、中心市街地一帯の魅力づくりに取り組んだ。 2) 主な設置箇所 ・西鉄久留米駅東口広場樹木電飾 10 本 (1 万球)、2F 回廊ツリー・光のオブジェ 9 体 ・明治通り日吉町交差点から六ツ門交差点までの街路樹 40 本の LED 電飾や植込内オブジェ 10 体、教会前パーゴラ（藤棚）のカーテンライトなど、合計約 20 万球のイルミネーション装飾を実施 3) 今期事業のポイント ・今期は「Thanks&Re:start」をテーマに『感謝』のブルーと『再出発』のシャンパンゴールドをもとに明治通りや西鉄久留米駅東口広場を装飾 ・西鉄久留米駅東口広場にテーマカラーをモチーフにしたクリスマスツリーの展示 ・子ども達がワークショップで作成したペットボトルフラワーでクリスマスツリーを装飾 ・感染症拡大防止の観点から、東口広場の設置間隔の確保及びリモート点灯式を実施
イベント	1) リモート点灯式 ・期日：令和 3 年 11 月 19 日（金）18 時～19 時 ・内容：ビデオ会議システムを活用し、市民参加型の web 点灯（中継） 2) 関連イベント 新型コロナ感染拡大防止の観点から、集客を伴うイベントは自粛
情報発信	・チラシ（10,000 枚）・ポスター（250 枚）・告知看板（2 台）作成・掲示 ・公式ホームページや携帯サイト、SNS、情報誌等を活用した情報発信 ほか

(ii) 収支決算書

令和3年度

第17回 くるめ光の祭典事業 収支決算書

収入

単位:円

項目	R3収入済額			備考
		内訳		
市補助金	6,000,000		6,000,000	
商工会議所補助金	100,000		100,000	
企業・団体協賛金	3,960,000	106企業・団体	3,960,000	
個人協賛金	1,672,620	バッチ1,679個	1,672,620	
自己資金(繰越金)	978,346		978,346	
雑収入	141,473	募金、クラウドファンディング等	141,473	
計	✓ 12,852,439			

支出

項目	R3支出済額			備考
		内訳		
工事費	✓ 9,493,000	設置工事(中間払)	4,746,500	有限会社井上デザイン
		設置工事(完了払)	4,746,500	有限会社井上デザイン
備品費	✓ 662,750	LED電球等器材購入	662,750	有限会社井上デザイン
光熱費	✓ 25,410	グリーン電力証書	25,410	株式会社九電工
委託費	✓ 314,710	協賛看板等製作設置撤去	160,160	井手広告社
		携帯サイト更新・管理	154,550	久留米・鳥栖広域情報株式会社
広報費	✓ 397,100	チラシ等デザイン一式 チラシ10,000部 ポスター250部	397,100	有限会社ティーズ・デザイン
イベント費	✓ 440,214	リモート点灯式コンテンツ制作	230,770	久留米工業大学工学部 工藤達郎
		抽選応募ハガキ料金後納	✓ 42,854	日本郵便株式会社
		抽選賞品クオカード	150,000	クレスト久留米店
		当選者クオカード郵送料	4,200	日本郵便株式会社
		フォトコンテスト賞品クオカード	9,000	クレスト久留米店
		フォトコンテスト賞品郵送料	3,390	日本郵便株式会社
記念品作成費	✓ 690,319	バッジ・台紙セット作成	687,500	山下株式会社
		缶バッジ作成	2,819	株式会社シー・アール・エム
事務費	✓ 293,861	協賛依頼・請求書用切手	✓ 13,440	日本郵便株式会社
		道路使用許可申請証紙	2,400	久留米交通安全協会
		チラシ郵送料	✓ 18,180	日本郵便株式会社
		公用車駐車場代	400	シティプラザ他
		工事契約書用収入印紙	5,000	日本郵便株式会社
		動産総合保険	139,400	東京海上日動火災保険
		消耗品(プリンターインク等)	✓ 24,585	株式会社山崎文栄堂
		クラウドファンディング返礼品	42,736	NPO法人久留米ブランド研究会他
		事業活動総合保険	40,790	三井住友海上保険
		協賛お礼状用ハガキ	6,930	日本郵便株式会社
単年度事業費(義捐金除く)	✓ 12,317,364			
予備費(余剰金)	535,075	次期繰越金		
合計	✓ 12,852,439			

領収書等原本と照合し、決算書
相違ないことを確認しました

(出所：商工観光労働部商工政策課提供資料)

イ 久留米市まちなか地域物産店事業

事業収支決算書

【収入】

単位：円

項目	変更後
市補助金	6,047,595
合計	6,047,595

【支出】

単位：円

項目	変更後
店舗事業費支援	6,047,595
合計	6,047,595

(出所：商工観光労働部商工政策課提供資料より作成)

まちなか地域物産店事業 経費配分

補助対象経費の区分		補助事業に 要する経費	補助対象と なる経費	補助金 申請額
整備に係る経費		0	0	0
	設 計 費	0	0	0
	改装費及び備品購入費	0	0	0
維持管理に係る 経 費		6,047,595	6,047,595	6,047,595
	店 舗 賃 借 料	4,800,000	4,800,000	4,800,000
	光熱費及び下水道使用料	1,031,595	1,031,595	1,031,595
	清 掃 費 及 び 警 備 費	0	0	0
	保 険 料	0	0	0
	アーケード維持管理経費	216,000	216,000	216,000
その他市長が必 要と認める経費		0	0	0
	そ の 他	0	0	0
	合 計	6,047,595	6,047,595	6,047,595

(出所：商工観光労働部商工政策課提供資料より作成)

※平成30年4月より、くるめヨカモン屋の運営は公益財団法人久留米地域地場産業振興センターに委託され、以降、くるめヨカモン屋は、公益財団法人久留米地域地場産業振興

センターが運営する「久留米物産館六ツ門店」として継続している。上記経緯に伴い、平成30年度以降は、本事業の所管課の担当チーム（商業活性化チーム）が株式会社ハイマート久留米に提出を求める事業報告書の内容は、施設の維持管理に関するものに限定されている。

もともと、久留米物産館六ツ門店の運営にかかる株式会社ハイマート久留米と公益財団法人久留米地域地場産業振興センターは、両者ともに商工政策課が所管しており（地場産業総合振興事業の、公益財団法人久留米地域地場産業振興センター補助金事業を商工政策課中小企業振興チームが所管）、適時、チーム相互間で情報連携や意見交換等を行いながら、店舗売上等の報告を受けており、課全体（チーム双方）として状況を把握している。
（商工観光労働部商工政策課ヒアリングより）

（５）事業の効果測定の方法（目標指標）・目標値

本事業は、第2期久留米市中心市街地活性化基本計画で掲げられた基本目標のうち、「来街者の増加と活発な市民活動による賑わいのある街づくり」、及び「心地よく多様なサービスを受けることができる街づくり」を達成するための事業である。

同基本計画では、目標達成までの進捗を把握するため、①歩行者通行量、②空き店舗率、③交流施設の利用者数を目標指標とし、各目標指標についての目標値を次のとおり設定している。（①～③それぞれの詳細は中心部商業活性化事業の「（４）事業の効果測定の方法（目標指標）・目標値」参照。）

	現況数値 (基準年 H24)	数値目標 (基準年 H30)
歩行者通行料 (平日休日平均)	35,680 人	50,000 人
空き店舗率	19.9%	14.0%
交流施設の利用者数 (施設の年間利用者)	660,095 人	1,000,000 人

（出所：第2期久留米市中心市街地活性化基本計画（久留米市 HP）より作成）

令和3年度も、歩行者通行量及び空き店舗率については上記数値目標を活用しており、交流施設の利用者数については参考指標としている。

(6) 事業の効果測定の結果

(単位：人、%)

	平成 29 年	平成 30 年	令和 1 年	令和 2 年	令和 3 年
歩行者通行量	31,621	34,302	35,004	36,296	36,998
空き店舗率	17.9	16.6	13.4	13.7	14.0
施設利用者数	953,500	943,258	826,525	182,580	224,909

(出所：第2期久留米市中心市街地活性化基本計画（久留米市 HP）、商工観光労働部商工政策課提供資料より作成）

- ・歩行者通行量：令和3年度は、11/5、11/7 に実施。
- ・空き店舗率：令和3年度は、5/31、7/30、9/30、11/30、1/31、3/23 に実施。

2. 実施した監査手続

- ① 事業内容の概要を把握するために担当者にヒアリングを実施し、関連資料を閲覧・取得した。
- ② 事業に関する関係法令や条例等を把握し、これらに準拠した処理が行われているか検討した。
- ③ 補助金の算定及び交付時期が適切か検討した。
- ④ 補助事業の実績報告が適切か検討した。
- ⑤ 委任業務に関し委任者選定手続・契約手続・内容が適切か確認した。
- ⑥ 成果指標が適切に設定され、実績と比較されているか。また、目標と実績の差異の原因分析が行われ PDCA サイクルを通して次期の計画に反映されているか検討した。
- ⑦ 成果指標と実績との比較を通して事業が有効であり、必要なものであるか検討した。

3. 結果

(指摘2) 委託事業における経費負担支援の基準の明確化

まちなか賑わいづくり支援事業は、商店街団体等が実施する、中心市街地の賑わいづくりを目的としたイベント・事業等の支援を行う事業であり、久留米市は、この事業を株式会社ハイマート久留米に委託している。久留米市と株式会社ハイマート久留米との委託契約書及び仕様書によると、委託業務には「経費負担支援」も含まれているが、負担する経費に関しては、仕様書中に、「印刷費、通信費、謝金や感染防止にかかる備品購入費など」が例示されているほかは、「対象事業や対象経費は、市所管課と事前協議のうえ決定」と記載されるのみで、対象事業・対象経費の基準が不明確である。

委託事業は、本来は市の事業であるところ、当該事業の受託者が受託業務の履行として行う経費負担は、受託者が市に変わって補助金交付業務を行うものといえる。

そして、補助金は、公益上の必要があり、公平性が保たれていて、有効でなければならないため、交付の基準は明確に定めておく必要があるが、受託者が行う経費負担も同様に考える。

したがって、委託業務である経費負担支援については、契約書ないし仕様書中に、対象事業や対象経費の基準をあらかじめ定めておくべきである。

（意見 17）概算払いの理由の文書化

くるめ光の祭典事業において、市は、補助事業者に対する補助金の概算払いを行っている。補助金の概算払いについては、久留米市補助金等交付規則第 18 条第 2 項に規定されており、「事業の性質その他特別な事情により補助金等の額の確定前に交付することが適当と認める時」に、概算払いが認められている。

これを本事業についてみると、本事業の補助金交付決定にかかる起案文書中には、「事業の性質を考慮し、補助金交付規則第 18 条第 2 項を適用」と記載があるのみで、具体的な事情や、当該事情が「補助金等の額の確定前に交付することが適当と認める時」に当たるかどうかの判断過程が記載されていない。

補助金の性質上、公平性が保たれる必要があることに鑑みると、概算払いが上記規則の要件を満たすと判断した過程は文書上明確に記載することが望ましい。

また、そもそも概算払いのリスクとして、当該事業が行われなかった等による補助金確定額との差額が返還されない場合が考えられるため、概算払いとする際は、そのようなリスクを踏まえた上での概算払いの相当性も考慮する必要がある。

なお、本事業における概算払いの理由について、担当課へのヒアリングによると、「本事業においては、工事費が発生するため、確定前に交付することが適当」という事情を補助事業者から確認したとのことであり、概算払いの必要性という点からはやむを得ないものと思料する。他方で、補助金の額や補助事業の内容、これまでの事業遂行の状況等から、概算払いとしても問題が無い（概算払いの相当性）という点も合わせて検討を行い、上記必要性の判断と併せて文書化することが望ましい。

（意見 18）概算払いの理由の文書化

久留米市まちなか地域物産店事業において、市は、補助事業者に対する補助金の概算払いを行っている。

補助金の概算払いについては、久留米市補助金等交付規則第 18 条第 2 項に規定されており、「事業の性質その他特別な事情により補助金等の額の確定前に交付することが適当と認める時」に、概算払いが認められている。

これを本事業についてみると、本事業の補助金交付決定にかかる起案文書中には、「同規則第 18 条第 2 項に基づき、本事業を円滑に実施するため」と記載があるのみで、具体

的な事情や、当該事情が「補助金等の額の確定前に交付することが適当と認める時」に当たかどうかの判断過程が記載されていない。

補助金の性質上、公平性が保たれる必要があることに鑑みると、概算払いが上記規則の要件を満たすと判断した過程は文書上明確に記載することが望ましい。

また、そもそも概算払いのリスクとして、当該事業が行われなかった等による補助金確定額との差額が返還されない場合が考えられるため、概算払いとする際は、そのようなリスクを踏まえた上での概算払いの相当性も考慮する必要がある。

なお、本事業における概算払いの理由について、担当課へのヒアリングによると、「本事業においては、毎月の店舗賃借料等が発生するため、確定前に交付することが適当」という事情を補助事業者から確認したとのことであり、概算払いの必要性という点からはやむを得ないものと思料する。他方で、補助金の額や補助事業の内容、これまでの事業遂行の状況等から、概算払いとしても問題が無い（概算払いの相当性）という点も合わせて検討を行い、上記必要性の判断と併せて文書化することが望ましい。

7. 中小企業共同事業促進助成

1. 概要

(1) 主な事業の概要

中小企業共同事業促進助成			
目的	久留米市の中小企業者及び協同組合等が業界や地域の活性化を促進するために実施する共同事業で相当の効果が予測されるものに対し、補助金を交付することで、商工業の振興を図る。		
関連諸法令、 条例、規則	・久留米市中小企業共同事業等促進助成要綱 ・久留米市補助金等交付規則		
事業の形態	補助金		
事業開始年度	平成8年度		
補助対象者	中小企業等協同組合、中小小売商業者、小規模事業者、中小企業者、 商工業団体。 3以上の小規模事業者等で更正される団体。 （構成員の2分の1以上が商工団体の会員であるものに限る。）		
補助対象事業	事業の種類	事業の内容及び要件	その他の要件
	組 織 化 事 業	市内の中小企業者、小規模起業、中小 商売商業者、商工業団体が、関連事業者 との協調による総合的な経営改善事業 等を目的に中小企業等協同組合を設立 した場合。	実施主体の構成員の 日当、備品の購入費、 飲食代等に伴う経費 は補助の対象外とす る。

	商店会振興事業	1. 商店会振興 (1) 中小企業等協同組合若しくは中小商売商業者、小規模事業者又はこれらの者を構成員とする団体で、それぞれ近接する物販業者を主たる構成員とする団体（以下、「商店会」という）又は商工会が販売促進のために実施する 3 日間以上の売出し事業。ただし、商店会が実施する事業にあたっては、単一商店会の物販業者の 2 分の 1 以上が参画して実施するものとし、商工会が実施する事業にあつては、当該商工会の区域全域において実施するものとする。 (2) 商店会が実施する共同広告、スタンプ事業、共同駐車場設置等顧客誘引事業を継続的に実施され、かつ妥当なもの (3) 商店会が実施する視察、講習会、研究会等の事業者啓発事業 (4) 商店会が実施する街路灯、広場、緑地等の環境整備事業で、公益性を有するもの 2. 連携促進 3 以上の中小小売商業者、小規模事業者又は中小企業者で構成する団体が実施するイベント又は共同販促事業であつて、地域店舗の連携が促進されるもの。ただし、当該申請団体の構成員の 2 分の 1 以上が商工団体の会員であるものに限る。	1. 実施主体の構成員の日当、備品の購入費、飲食代等に伴う経費は補助の対象外とする。 2. 中心市街地で実施する事業は、補助対象外とする。
	組合活性化事業	市内の中小企業等協同組合及び商工業団体が実施する販路拡張、構成員啓発等、組合の活性化を目的とした事業	実施主体の構成員の日当、備品の購入費、飲食代等に伴う経費は補助の対象外とする。
	総合研修事業	組合員の技術向上、組織強化、知識取得等を目的とした研修事業	
	地域活性化事業	市内の商工会が主催する地域活性化事業	

補助率、上限額	組 織 化 事 業	経費の 50%以内で最高 50 千円
	商店会振興事業	1. 商店会振興 申請者の実質負担額の 50%以内で最高 350 千円。ただし、商工 会が実施する事業については 500 千円 2. 連携促進 申請者の実質負担額の 50%以内で最高 150 千円。ただし、50 千 円以上のものに限る。
	組合活性化事業	申請者の実質負担額の 50%以内で、最高 270 千円。ただし、全 国菓子博覧会事業については最高 350 千円。
	組合研修事業	経費の 50%以内で最高 50 千円
	地域活性化事業	申請者の実質負担額の 50%以内で 825 千円

(2) 事業費の予算と決算の推移

ア 予算現額と決算額（財源）の推移

(単位：千円、%)

	平成 29 年	平成 30 年	令和 1 年	令和 2 年	令和 3 年
予算額	6,490	7,107	5,622	5,330	6,175
決算額	4,709	4,532	3,265	2,103	1,824
執行率	72.6	63.8	58.1	39.5	29.5

イ 令和 3 年度決算額の主な内訳

節	金額（千円）	内容
負担金・補助及び交付金	1,824	中小企業共同事業等補助金

(出所：商工観光労働部商工政策課提供資料より作成)

(3) 補助事業例

<補助事業例 1>

(i) 事業報告書例

事業名	商店会振興事業
事業対象期間	令和 3 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日
事業の実施概要	加盟店で買物をした際の売上額に応じてスタンプ券を進呈する。消費 者が台紙 1 枚（150 枚）にスタンプ券を貼って加盟店に持って行け ば、200 円分の買物ができる。 また、台紙の枚数に応じて年間イベントに参加することもできる。

	※令和３年度年間イベント ①買物探訪 交換日 7月1日 新台紙 7枚 定員 20名 ②買物探訪 交換日 9月1日 新台紙 7枚 定員 20名 ③買物探訪 交換日 11月1日 新台紙 7枚 定員 20名 ④新春お楽しみ抽選会 抽選日 1月9日 新台紙 1枚 定員 150名 ⑤Wチャンス当選 抽選月 6月・8月・10月・12月 お買い物に使われた台紙の中から抽選毎月 10名 ⑥サガン鳥栖観戦チケット（常時受付イベント） サガン鳥栖（メイン自由席）新台紙 大人 8枚 小・中・高 4枚 定員 15名
事業の効果	事業そのものは新春抽選会を中心に例年通り好評であり、特に地元の中高齢層を中心としてその認知度や人気は高く、地域商店街の活性化の役割を大きく担っている。 会の売上状況は、長引く新型コロナウイルスの影響で加盟店自身の売上と共に厳しいものではあった。しかし普段から加盟店を利用されている得意客との関係は強固であり、このスタンプ事業があることで、地域外、大型店への消費流出が抑えられるとともに、今後の健全な店舗運営のためにも一助を担えるものとする。

（出所：商工観光労働部商工政策課提供資料をもとに作成）

(ii) 事業収支決算書

事業収支決算書

〔収入の部〕

費 目	金 額	計算基礎 (明細)
・実施者負担金	844,177円	対象経費の2分の1
・市補助金 (共同事業等促進助成)	350,000円	
・預り金収入	61,196	
合 計	1,255,373円	

〔支出の部〕

費 目	全体事業費	補助対象経費	計算基礎 (明細)
①イベントチラシ	61,600	✓61,600	チラシ印刷代、折込代
②印刷代	71,500	✓71,500	スタンプ券・台紙印刷代
③買物探訪	90,000	✓90,000	商品券発行費用
④抽選会	97,600	✓97,600	商品券発行費用
⑤Wチャンス当選	78,000	✓78,000	商品券発行費用
⑥観戦チケット	0	0	サガン鳥栖観戦チケット (希望者なし)
⑦事務費	294,673	0	小切手帳代、封筒代他
⑧商品券	562,000	✓562,000	商品券交換費用
⑨会議費	0	0	
⑩渉外費	0	0	
		対象経費計 ✓960,700円	
合 計	✓1,255,373円		

(出所：商工観光労働部商工政策課提供資料)

＜補助事業例 2＞

（i）事業報告書

事業名	商店会振興事業
事業対象期間	令和 3 年 5 月 20 日～令和 4 年 2 月 28 日
事業の実施概要	・ 100 円のお買い物に 1 ポイント進呈 350 ポイント（35,000 円分）集めると満点カードが 1 枚できあがり、加盟店にて 500 円分の買物やイベント参加ができる。 ・ 宝くじ交換イベント 年末ジャンボ宝くじ 10 枚を満点カード 3 枚と交換（30 セット） レインボー宝くじ 10 枚を満点カード 1 枚と交換（100 セット） ・ 通年イベント 久留米市指定ゴミ袋 満点カード 2 枚で 3 袋と交換 図書カード 満点カード 1 枚で 1 枚と交換 温泉入浴券 満点カード 1 枚で 1 枚と交換 タクシー券 満点カード 1 枚で 1 枚と交換
事業の効果	長引くコロナ禍で人が集まるイベントが実施できないため、2 回に増やして実施した宝くじ交換イベントはお客様に大変楽しみにして頂き、ポイントを集めてもらう意欲に繋がったと思われる。

（出所：商工観光労働部商工政策課提供資料をもとに作成）

(ii) 事業収支決算書

事業収支決算書

[収入の部]

費 目	金 額	計算基礎 (明細)
・実施者負担金	981,399円	サンキューシール会
・市補助金 (共同事業等促進助成)	350,000円	対象経費の2分の1
合 計	✓ 1,331,399円	

[支出の部]

費 目	全体事業費	補助対象経費	計算基礎 (明細)
広告宣伝費	344,982	✓ 344,982	折込広告印刷・折込料
イベント経費	254,000	✓ 254,000	宝くじ交換 他
販促資材費	685,414	✓ 685,414	サンキューカード印刷他
消耗品費	47,003	47,003	封筒・コピー用紙・トナー・会計ソフト他
		対象経費計 ✓ 1,331,399円	
合 計	✓ 1,331,399円		領収書等原本と照合し、

(出所：商工観光労働部商工政策課提供資料)

<補助事業例3>

(i) 事業報告書

事業名	商店会振興事業
事業対象期間	令和3年12月17日～令和4年2月28日
事業の実施概要	・「大創業祭」 12/17(金)～12/19(日) 新春「お年玉抽選会」を、新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、3密を避けた要領で開催する年末年始のイベントを予告案内。感染者数拡大の影響もあり、対前年比未達とはなるも、チラシ・イベントの案内効果で相応の実績が維持できた。 ・「新春初売（レシートラリー）」1/2(日)・1/3(月) お年玉抽選会を、3密を避けるため、例年実施している「レシートラリー方式」に変更。お買い物券、各賞全てお客様に行き渡り、喜ばれ活用いただいている。創業祭チラシでの事前案内も効果があった。 ・「第10回 冬 むり絵大会」 これまでで最多の応募があり、各店賞・サザンモール賞それぞれ「賞」を付けて全てを展示。賞状、お買い物券、記念品を送付する。
事業の効果	・対前年比 「大創業祭」3日間合計 売上 92.6% 客数 94.6% 「深秋初売」2日間合計 売上 100.9% 客数 105.3% ・一連の企画と流れで、コロナ禍で伸び悩んでいた客数をカバーでき、通常営業との対比では大きな伸びにつながって山場となった。 ・さらには、安心・信頼できるSCとして、安定した業績を収めている。

(出所：商工観光労働部商工政策課提供資料をもとに作成)

(ii) 事業収支決算書

事業収支決算書

[収入の部]

費 目	金 額	計算基礎 (明細)
・実施者負担金	418,352円	対象経費の2分の1 定額
・市補助金 (共同事業等促進助成)	350,000円	
・中央会補助金 (活力向上事業)	50,000円	
合 計	✓ 818,352円	

[支出の部]

費 目	全体事業費	補助対象経費	計算基礎 (明細)
サザンモール賞 特賞～4等	189,261	189,261 (188,261)	対象：組合負担分 2回分
各店賞 全16店舗	113,282	70,646 ✓	
チラシ代・折込代	474,620	474,620 ✓	
諸経費 画用紙・買物券・ 郵送代	41,189	41,189 (13,000)	
		対象経費計 ✓ 775,716円 (746,527)	
合 計		✓ 818,352円	

(出所：商工観光労働部商工政策課提供資料)

(4) 市が期待する補助金の効果

地域における商業機能・賑わいの確保、商業者の連携促進、各種業界の活性化

(5) 効果測定の方法（目標指標）・目標値

無し

2. 実施した監査手続

- ① 事業内容の概要を把握するために担当者にヒアリングを実施し、関連資料を閲覧・取得した。
- ② 事業に関する関係法令や条例等を把握し、これらに準拠した処理が行われているか検討した。
- ③ 補助金の算定及び交付時期が適切か検討した。
- ④ 補助事業の実績報告が適切か検討した。
- ⑤ 成果指標が適切に設定され、実績と比較されているか。また、目標と実績の差異の原因分析が行われ PDCA サイクルを通して次期の計画に反映されているか検討した。
- ⑥ 成果指標と実績との比較を通して事業が有効であり、必要なものであるか検討した。

3. 監査の結果及び意見

(意見 19) 事業の効果測定の方法

本事業については、補助事業の効果測定のための目標指標・目標値は設定されていない。補助金は、公益上の必要がある場合に交付が認められるものであるから、市として当該事業の必要性についての説明責任を果たす上でも、本事業の効果を客観的に把握することが重要である。

本事業においては、地域における商業機能・賑わいの確保、商業者の連携促進、各種業界の活性化といった効果が期待されるところであるから、例えば、補助事業の参加者を対象に簡単なアンケートを実施してもらい、その結果を事業報告の機会に収集し、事業に対する参加者の満足度を測定する等、事業の効果を客観的に把握できるように、効果測定方法を見直すことが望ましい。

8. 創業支援事業

1. 業務の内容

活力あるベンチャー企業の育成及び新事業の創出、創業の支援及び地域経済の活性化、知的財産を活用した産業の振興を図るため、創業者・企業を対象に、創業に係る資金調達や経営安定化の支援、関係機関と連携したセミナー、アドバイスの実施など多面的な支援を行っている。

2. 実施している主な事業

	令和3年度予算額
○ 創業支援事業費補助	19,246 千円
○ 知的財産普及活用推進事業費補助	5,879 千円
○ 中小企業新規開業資金預託金	98,000 千円

3. 実施した監査手続

- ① 事業内容の概要を把握するために担当者にヒアリングを実施した。
- ② 事業に関する関係法令や条例等を把握し、これらに準拠した処理が行われているか検討した。
- ③ 各事業の予算額、決算額の推移をとり、著しい増加・減少があれば、その原因を調査し合理性を確認した。
- ④ 補助金や交付金、委託料等の算定が適切に行われているか検討した。
- ⑤ 委託や指定管理に関し契約内容が適切か確かめるとともに、委託料や指定管理料が適切に算定されているか確認した。
- ⑥ 支出についてサンプリングより関連法令や条例等に従って適切に処理されているか確認した。
- ⑦ 成果指標が適切に設定され、実績と比較されているか。また、目標と実績の差異の原因分析が行われ PDCA サイクルを通して次期の計画に反映されているか検討した。
- ⑧ 成果指標と実績との比較を通して事業が有効であり、必要なものであるか検討した。
- ⑨ 施設を有する事業においては固定資産の管理、物品の管理が適切に行われているか確認した。

【個別事業の検討】

(1) 久留米市創業支援事業補助金

1. 概要

●事業の内容																				
<目的> 株式会社久留米ビジネスプラザが創業者、創業希望者に対し行う創業支援事業に対し助成することにより、本市における創業の促進を図り、もって地域経済の活性化に寄与することを目的とする。																				
<概要> 令和3年度実績 単位：千円 <table> <tr> <th>区分</th><th>決算額</th><th>内容</th></tr> <tr> <td>久留米市創業支援事業補助金</td><td>17,138</td><td></td></tr> <tr> <td><内訳>創業ロケット資料等</td><td>3,966</td><td>東町ビル賃料等</td></tr> <tr> <td>インキュベートルーム賃料補助</td><td>796</td><td></td></tr> <tr> <td>創業支援ソフト事業</td><td>713</td><td>研究会・セミナー実施</td></tr> <tr> <td>事業運営費</td><td>11,663</td><td>相談員委託料、管理業務委託料、消耗品費、人件費、備品等</td></tr> </table>			区分	決算額	内容	久留米市創業支援事業補助金	17,138		<内訳>創業ロケット資料等	3,966	東町ビル賃料等	インキュベートルーム賃料補助	796		創業支援ソフト事業	713	研究会・セミナー実施	事業運営費	11,663	相談員委託料、管理業務委託料、消耗品費、人件費、備品等
区分	決算額	内容																		
久留米市創業支援事業補助金	17,138																			
<内訳>創業ロケット資料等	3,966	東町ビル賃料等																		
インキュベートルーム賃料補助	796																			
創業支援ソフト事業	713	研究会・セミナー実施																		
事業運営費	11,663	相談員委託料、管理業務委託料、消耗品費、人件費、備品等																		
<関連諸法令、条例、規則> 久留米市創業支援事業費補助金交付要綱																				
●事業の形態																				
補助金																				
●実施期間																				
平成28年4月1日から施行																				
●課が考えている課題																				
・創業による店舗開業などの支援については、一定整ったと認識している。今後は、従来事業を継続しながら、地域が活性化するような、若年層などへの新たな創業支援を行っていく必要がある。具体的には、創業的視点を持った人材育成、人材発掘を行うための大学生向けセミナーなどを展開する必要があると考えている。																				

2. 事業費の予算と決算の推移

単位：千円

年度	予算現額	決算額	財源
令和元年度	18,484	17,626	一般財源
令和2年度	19,741	17,278	一般財源
令和3年度	18,796	17,138	一般財源

3. 支出が適切に処理されているかについて

(株)久留米ビジネスプラザより事業報告書が提出され、事業報告が行われている。

4. 成果指標と実績評価及びPDCAサイクルへの反映について

創業支援事業の成果指標は、久留米市新総合計画「第4次基本計画」(R2～R7)の中で、「創業支援件数」目標値として設定し、年度終了後に実績集計を行い、進捗管理を実施している。

基準値 (H30 実績) : 80 件

	R1	R2	R3
目標値	(累計 320)	82	84
実績値	84	※ 109	92

※コロナ禍により閉店した店舗を活用した新規開業などが多かった影響により、創業件数が増加している。

5. 事業の必要性について

株式会社久留米ビジネスプラザが創業者、創業希望者に対し行う創業支援事業に対し助成することにより、本市における創業の促進を図り、もって地域経済の活性化に寄与するために必要な事業である。

6. 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項は無かった。

(2) 知的財産普及活用推進事業費補助金

1. 概要

●事業の内容														
<目的> 本市における知的財産の普及活動を推進することにより、地域産業の振興及び活性化を目指すもので、久留米知的所有権センターが株式会社久留米ビジネスプラザ内に設置されたことに伴い、株式会社久留米ビジネスプラザが行う推進活動に対し助成を行うものである。 <概要> 令和3年度実績 単位：千円 <table> <tr> <th>区分</th><th>決算額</th><th>内容</th></tr> <tr> <td>知的財産普及活用推進事業費補助金</td><td>5,173</td><td></td></tr> <tr> <td><内訳>普及啓発費</td><td>268</td><td>印刷製本費 116 千円、諸経費 107 千円等</td></tr> <tr> <td>センター運営費</td><td>4,905</td><td>人件費 4,732 千円、需用費 172 千円</td></tr> </table> <関連諸法令、条例、規則> 久留米市知的財産普及活用推進事業費補助金交付要綱			区分	決算額	内容	知的財産普及活用推進事業費補助金	5,173		<内訳>普及啓発費	268	印刷製本費 116 千円、諸経費 107 千円等	センター運営費	4,905	人件費 4,732 千円、需用費 172 千円
区分	決算額	内容												
知的財産普及活用推進事業費補助金	5,173													
<内訳>普及啓発費	268	印刷製本費 116 千円、諸経費 107 千円等												
センター運営費	4,905	人件費 4,732 千円、需用費 172 千円												
●事業の形態														
補助金														
●実施期間														
平成 19 年 4 月 1 日から施行														
●課が考えている課題														
地域企業の知的財産に対する認識には未だ温度差があり、知的財産の流通ではなく、知的財産の普及啓発に立ち戻る必要がある。														

2. 事業費の予算と決算の推移

単位：千円

年度	予算現額	決算額	財源
令和元年度	5,064	5,064	一般財源
令和2年度	6,145	5,358	一般財源
令和3年度	5,879	5,173	一般財源

3. 支出が適切に処理されているかについて

(株) 久留米ビジネスプラザより事業報告書が提出され、事業報告が行われている。

4. 成果指標と実績評価及びPDCA サイクルへの反映について

成果指標としては知財関連相談件数を指標としている。近年の実績は以下のとおりである。

知財関連相談件数 (件)

	R1	R2	R3
実績値	350	445	589

5. 事業の必要性について

本市における知的財産の普及活動を推進することにより、地域産業の振興及び活性化を目指すために必要な事業である。知財センターは、補助交付団体である「㈱久留米ビジネスプラザ」の一室を活用して設置されているため、賃料や光熱費などの費用を当補助金で負担していない。このため、知財相談窓口に関する受付や運営、知財普及に関する啓発事業の企画や実施などに必要な人件費が主な補助対象費用となり、人件費割合が高くなっている。

	決算額 (単位：千円)	比率
普及啓発費	268	5.1%
センター運営費：人件費	4,732	91.4%
センター運営費：需用費	172	3.3%
合計	5,173	100.0%

6. 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項は無かった。

(3) 中小企業新規開業資金預託金

1. 概要

●事業の内容								
<目的> 新規開業者等の資金調達を支援するための制度融資に係る預託金で、年度初めに各金融機関へ預託し、年度末に戻入される制度である。 <概要> 令和3年度実績 単位：千円 <table> <tr> <th>区分</th><th>決算額</th><th>内容</th></tr> <tr> <td>預託金</td><td>87,200</td><td>市内金融機関 12 行</td></tr> </table> <関連諸法令、条例、規則> 久留米市新規開業資金融資制度要綱			区分	決算額	内容	預託金	87,200	市内金融機関 12 行
区分	決算額	内容						
預託金	87,200	市内金融機関 12 行						
●事業の形態								
預託金								
●実施期間								
平成 19 年 4 月 1 日から施行								
●課が考えている課題								
特になし								

2. 事業費の予算と決算の推移

(単位：千円)

年度	予算現額	決算額	財源
令和元年度	98,000	71,900	一般財源
令和2年度	98,000	74,900	一般財源
令和3年度	98,000	87,200	一般財源

3. 支出が適切に処理されているかについて

監査の過程で不適切な処理は発見されなかった。

4. 成果指標と実績評価及び PDCA サイクルへの反映について

新規開業資金融資件数を実績評価指標としている。近年の実績は以下のとおりである。

新規開業資金融資件数

(件)

	R1	R2	R3
実績値	11	15	21

5. 事業の必要性について

新規開業者等の資金調達を支援するための制度融資に係る預託金を預けることにより新規開業者が低利で融資を受けやすくメリットがある。

6. 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項は無かった。

9. 新産業団地整備事業

1. 業務の内容

福岡県・うきは市と連携して推進する「久留米・うきは工業団地」の造成事業は、効果的な産業集積に向けた競争力のある産業団地の整備を図り、企業立地による、雇用の創出、地域経済の振興、税源の涵養を目的としている。

整備主体である福岡県が、工業団地整備並びに道路や水路等の公共施設整備を行い、後に久留米市が管理することとなる市域内の公共施設整備に要する費用を負担することにより、企業立地の受け皿となる工業団地の整備促進を図るものである。

2. 実施している事業

令和3年度予算額

○ 公共施設整備費負担金

94,690 千円

3. 実施した監査手続

- ① 事業内容の概要を把握するために担当者にヒアリングを実施した。
- ② 事業に関する関係法令や条例等を把握し、これらに準拠した処理が行われているか検討した。
- ③ 各事業の予算額、決算額の推移をとり、著しい増加・減少があれば、その原因を調査し合理性を確認した。
- ④ 補助金や交付金、委託料等の算定が適切に行われているか検討した。
- ⑤ 委託や指定管理に関し契約内容が適切か確かめるとともに、委託料や指定管理料が適切に算定されているか確認した。

- ⑥ 支出についてサンプリングより関連法令や条例等に従って適切に処理されているか確認した。
- ⑦ 成果指標が適切に設定され、実績と比較されているか。また、目標と実績の差異の原因分析が行われ PDCA サイクルを通して次期の計画に反映されているか検討した。
- ⑧ 成果指標と実績との比較を通して事業が有効であり、必要なものであるか検討した。
- ⑨ 施設を有する事業においては固定資産の管理、物品の管理が適切に行われているか確認した。

【個別事業の検討】

○ 公共施設整備負担金

1. 概要

●事業の内容

<目的>

久留米市及びうきは市の地域振興に寄与することを目的として福岡県企業局、久留米市及びうきは市が行う、久留米・うきは工業用地の造成事業である。

<概要>

久留米市田主丸町鷹取地区、うきは市吉井町鷹取地区の33ヘクタールに及ぶ工業用地の造成事業である。事業年度は、平成28年度（2016年）～令和5年度（2023年）までの8年間である。久留米市及びうきは市は福岡県企業局に対し費用負担概算額を歳出し、最終年度に精算を行う予定である。当該工業用地にかかる久留米市の費用負担額の総額は、1,474,606千円で、費用負担額の概ね75%は市債で、残り25%は一般財源から調達している。

令和3年度の歳出94,708千円のうち、94,690千円が福岡県企業局への費用負担額で、残りについては、県庁までの旅費等の経費である。

立地決定し、操業を開始した資生堂福岡久留米工場



●事業の形態

施設整備負担金

●実施期間

平成28年度（2016年）～令和5年度（2023年）まで

●課が考えている課題

現在、産業の国内回帰などにより企業の用地ニーズは高まっているが、分譲可能な工業団地がなく、企業の投資意欲に十分に答えられていない状況である。工業団地開発には、都市計画法、農地法等の規制をクリアしなければならず、久留米市内においても、新規の工業団地候補地が少ないのが課題の一つである。

2. 事業費の予算と決算の推移

(1) 予算現額と決算額（財源）の推移

(単位：千円)

年度	予算現額	決算額	財源
平成 28 年度	59,209 千円 (内、負担金 58,959)	59,119 千円 (内、負担金 58,959)	市債 44,200 一般財源 14,919
平成 29 年度	779,057 千円 (内、負担金 778,807)	778,943 千円 (内、負担金 778,807)	市債 580,200 国庫補助 6,050 一般財源 192,693
平成 30 年度	428,140 千円 (内、負担金 418,890)	418,963 千円 (内、負担金 418,890)	市債 299,700 国庫補助 23,750 一般財源 95,513
令和元年度	58,810 千円 (内、負担金 52,260)	56,638 千円 (内、負担金 52,260)	市債 39,100 県費補助 2,101 一般財源 15,437
令和 2 年度	71,022 千円 (内、負担金 71,000)	71,007 千円 (内、負担金 71,000)	市債 35,900 国庫補助 23,450 一般財源 11,657
令和 3 年度	94,708 千円 (内、負担金 94,690)	94,707 千円 (内、負担金 94,690)	市債 71,000 一般財源 23,707
令和 4 年度	0 千円	0 千円	
令和 5 年度	※	※	

※完成時に費用の内訳書をもとに、福岡県企業局、久留米市、うきは市にて精算する。

(2) 令和 3 年度決算額の主な内訳

節	金額（千円）	内容
久留米うきは団地施設整備負担金	94,690	
旅費	17	

3. 支出が適切に処理されているかについて

福岡県企業局への負担金であり適切である。

4. 成果指標と実績評価及び PDCA サイクルへの反映について

無し

5. 事業の必要性について

市内に企業を誘致するための工業団地造成は、企業の生産拠点を国内へ回帰させる動きや、優秀な人材をもとめ地方へ生産拠点等を求める企業のニーズにマッチし、働く場を求める市民の職を創出し、地域は活性化し、ひいては市税の確保につながるので事業の必要性は高いと判断できる。

6. 監査の結果及び意見

特に指摘すべき事項は無かった。

10. 新産業・新技術支援事業

1. 概要

●事業の内容
<目的> 地域企業のイノベーション推進により、競争力を持つ新製品・新技術の創出・育成のため、地域における産学官連携の充実を図りながら、地域企業の成長を促進する。 【産業技術振興事業費補助】 産業支援機関である株式会社久留米リサーチ・パークを通じて、新製品または新技術ものづくり支援事業、オープン・ラボの運営およびテクニカルコーディネータによる企業訪問等により、市内中小企業の技術革新の支援を図る。 【ふるさとものづくり支援事業補助】 企業等の地域資源を活用した新商品開発等に対し市町村が補助を行う場合に、ふるさと財団が当該市町村に対し補助金を交付することで、地域産業の育成・振興に資するよう地域における投資や雇用の創出を促進する。 <関連諸法令、条例、規則> 久留米市補助金等交付規則（昭和 50 年久留米市規則第 5 号） 久留米市産業技術振興事業費補助金交付要綱（平成 25 年 4 月 1 日施行）
●事業の形態
【産業技術振興事業費補助】 （補助対象者） 株式会社久留米リサーチ・パークが中小企業に対して行う産業技術振興事業に対し一部を助成する。

(補助対象事業)

「科学技術交流事業」、「産業技術支援基盤施設の機能強化事業」、「産学官連携による研究開発支援事業」および「成長分野における新産業創出支援事業」と定められている。

(補助対象経費)

補助対象事業の実施に要する経費として、事業実施期間内に発生する下表に掲げる経費であって、市長が必要かつ適当と認める経費とする。

事業区分	補助対象経費	
	経費区分	内容
科学技術交流事業	謝金	講師等謝金
	旅費	講師等旅費 職員旅費
	庁費	会議費 会場借上料 印刷製本費 資料購入費 通信運搬費 消耗品費 雑役務費
	委託料	当該事業の一部を委託する経費
	その他	上記のほか市長が必要かつ適当と認める経費
産業技術支援基盤施設の機能強化事業	事業費	試験研究機器等の整備にかかる購入・改良・据付・借用・保守又は修繕に要する費用 原材料費 副材料費
	人件費	試験研究機器の活用支援人材の設置に要する費用
	その他	上記のほか市長が必要かつ適当と認める経費
産学官連携による研究開発支援事業	委託料	産学共同研究委託料及び地域研究開発促進支援事業委託料
	人件費	テクニカルコーディネータの設置に要する費用
	謝金	講師等謝金
	旅費	講師等旅費 職員旅費 テクニカルコーディネータ旅費

	庁費	会議費 会場借上料 印刷製本費 資料購入費 通信運搬費 消耗品費 雑役務費
	その他	上記のほか市長が必要かつ適当と認める経費
成長分野における 新産業創出支援事業	委託料	新製品・新技術実用化を目的とした機械装置の開発・整備にかかる委託料
	人件費	テクニカルコーディネータの設置に要する費用
	謝金	講師等謝金
	旅費	講師等旅費 職員旅費 テクニカルコーディネータ旅費
	庁費	会議費 会場借上料 印刷製本費 資料購入費 通信運搬費 消耗品費 雑役務費
	その他	上記のほか市長が必要かつ適当と認める経費

(出所：商工観光労働部 新産業創出支援課提供資料)

なお、科学技術交流事業とは、久留米市内中小企業の技術開発又は研究開発を目的して開催されるセミナー、展示会、交流会等に係る取組みを行う事業をいう。

産業技術支援基盤施設の機能強化事業とは、株式会社久留米リサーチ・パークが運営する開放型試験研究施設の強化及び整備並びに試験研究機器の活用支援等に係る取組みを行う事業をいう。

産学官連携による研究開発支援事業とは、久留米市内中小企業の新製品又は新技術開発のための産学共同研究の実施、産学コーディネート、ゴム加工技術者人材育成講座の実施等に係る取組みを行う事業をいう。

成長分野における新産業創出支援事業とは、産学官連携による研究開発支援事業のうち、特に将来性、先進性のある分野について、国の地方創生推進交付金を活用した集中的な取組みを行うことにより、久留米市における新産業の創出を目指す事業をいう。

(補助率)

下表に掲げる割合とし、限度額は久留米市の予算の範囲内とする。

事業区分	補助率
科学技術交流事業	補助対象経費の2分の1以内
産業技術支援基盤施設の機能強化事業	補助対象経費のうち人件費は全額
	人件費を除く補助対象経費については2分の1以内
産学官連携による研究開発支援事業	産学共同研究及び地域資源開発促進支援事業にかかる委託料については全額
	テクニカルコーディネータの人件費は2分の1以内
	テクニカルコーディネータの活動費は全額
	ゴム加工技術者人材育成講座にかかる補助対象経費の2分の1以内
成長分野における新産業創出支援事業	補助対象経費の全額

(出所：商工観光労働部新産業創出支援課提供資料)

下表は交付先より入手している令和3年度における収支決算書である。

収入	久留米市産業技術振興事業費補助金	32,370,457
	当社負担	10,065,927
	会費収入	661,800
	計	43,098,184

支出	I 科学技術交流事業	①テクノ交流会	1,127,867
	II 産業技術支援基盤施設の機能強化事業	②オープン・ラボ機能充実支援	11,915,188
		③地域研究開発促進支援	15,855,416
	III 産学官連携による研究開発支援事業	④産学コーディネート	13,168,527
		⑤ゴム加工技術者人材育成講座	1,031,186
	計		43,098,184

(出所：商工観光労働部新産業創出支援課提供資料)

また、各事業における支出内訳は下表のとおりである。

Ⅰ 科学技術交流事業（テクノ交流会）

（税込）

項目	決算額（円）	備考
講師謝金・旅費	56,090	
印刷製本費	52,645	
通信運搬費	56,653	
消耗品費	21,276	
労務費	450,779	
その他の経費（全体交流会等）	490,424	
計	1,127,867	

Ⅱ 産業技術支援基盤施設の機能強化事業（オープン・ラボ機能充実支援）（税込）

項目	決算額（円）	備考
試験研究機器のメンテナンス	3,317,853	
試験研究機器の活用支援人材の設置	8,597,335	
計	11,915,188	

Ⅲ 産学官連携による研究開発支援事業（地域研究開発促進支援）（税込）

項目	決算額（円）	備考
久留米市ものづくり支援事業 （育成支援型）	5,974,574	
久留米市ものづくり支援事業 （実用化支援型）	9,290,337	
事務費	590,505	
計	15,855,416	

Ⅲ 産学官連携による研究開発支援事業（産学コーディネータ）（税込）

項目	決算額（円）	備考
テクニカルコーディネータ設置費	10,581,642	
研修会講師謝金・旅費	555,300	
印刷製本費	394,337	
通信・運搬費	43,954	
消耗品費	1,130,080	
旅費交通費	227,340	
その他（図書費、諸会費等）	235,874	

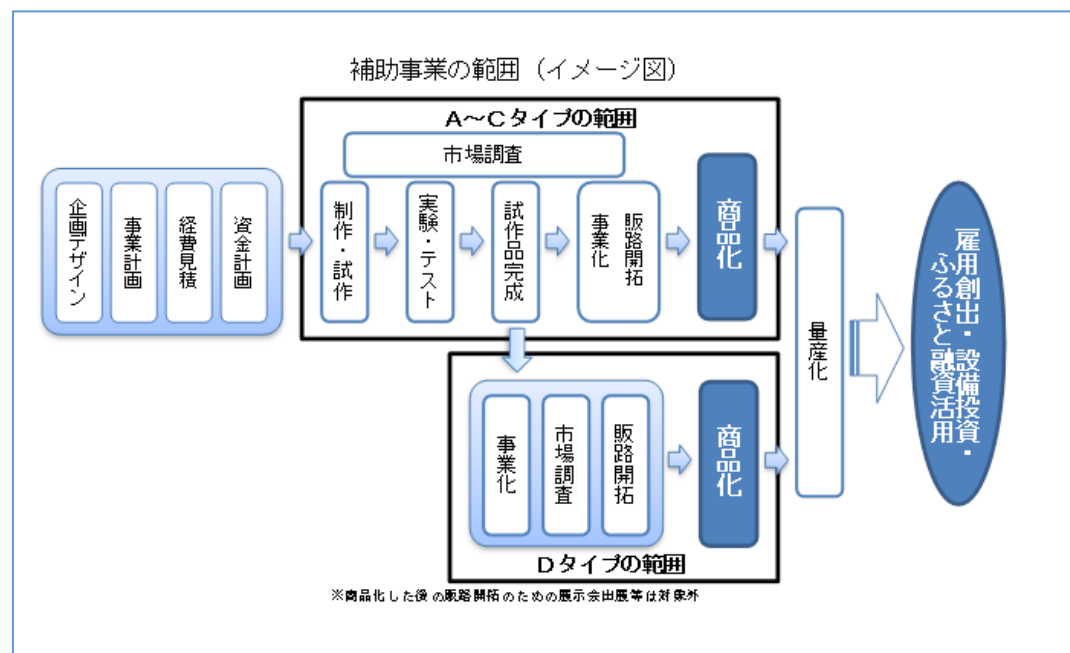
計	13,168,527	
Ⅲ 産学官連携による研究開発支援事業（ゴム加工技術者人材育成講座）（税込）		
項目	決算額（円）	備考
労務費	515,645	
講師謝金・旅費	123,755	
印刷製本費	137,808	
通信運搬費	37,778	
消耗品費	216,200	
計	1,031,186	

（出所：商工観光労働部新産業創出支援課提供資料）

【ふるさとのづくり支援事業補助】

企業等の地域資源を活用した新商品開発等に対し市町村が補助を行う場合に、一般財団法人地域総合整備財団 通称ふるさと財団（以下：ふるさと財団）が当該市町村に対し補助金を交付する。案件の採択については、同財団の審査により決定する。

下図は当該事業のイメージ図である。



（出所：ふるさと財団のホームページより抜粋）

<https://www.furusato-zaidan.or.jp/monodukuri/>

●実施期間

【産業技術振興事業費補助】

平成 25 年 4 月 1 日から施行している。

【ふるさとのづくり支援事業補助】 令和2年9月1日から施行している。
●課が考えている課題 社会情勢の変化に合わせて、効果的な支援内容も変わっていくため、本事業で設置しているテクニカルコーディネータを活用しながら、地域の中小企業の状況やニーズを把握し、的確な事業支援を続けていく必要がある。

2. 事業費の予算と決算の推移

(1) 予算現額と決算額（財源）の推移

(単位：千円)

年度	予算現額	決算額	財源
令和元年度（※1）	101,745	94,526	一財 18,189 国交付金 44,049 基金繰入 10,678 基金利子 10 地方債 21,600
令和2年度（※2）	68,945	53,272	一財 29,098 国交付金 20,764 基金利子 10 地方債 3,400
令和3年度（※3）	45,945	32,674	一財 12,143 国交付金 5,000 基金繰入 15,026 基金利子 5 寄付 500

<決算額の変動と執行残の主な要因>

※1 産業技術振興事業費補助金事業の一環として、平成30年度から令和2年度の3年間で、国の交付金を活用した「地域エネルギー開発支援事業」を実施している。この事業の影響により年度毎の決算額が大きく変動している。

※2 令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大により、セミナーや講座等が中止または縮小、開発支援に関しても採択企業の当初計画より遅延する等の影響が出たため、執行残が増加している。

※3 令和3年度の執行残は「ふるさとのづくり支援事業補助」へ応募した市内企業の案件が、ふるさと財団の審査により不採択となったため。

(2) 令和3年度決算額の主な内訳

上表における 32,674 千円の内訳は下表のとおりである。

節	金額（千円）	内容
旅費	288	職員の旅費
使用料及び賃借料	2	タクシー代
負担金・補助金	32,384	株式会社久留米リサーチ・パークへの補助金:32,371 ちくぎん経済研究所負担金:13

3. 支出が適切に処理されているかについて

上表2(2)における 32,674 千円の内訳について、必要な書類等を閲覧した結果、補助金の算定は交付要綱に則り事務処理されて交付している。

なお、久留米市産業技術振興事業費補助金は、人件費に加え市内製造業への概算払での研究開発助成を行っており、事業終了後の支払いが困難であるため、概算払いとしている。

令和3年度においては、7月に15,000,000円、12月に10,000,000円、1月に6,000,000円、3月に2,000,000円の合計33,000,000円を概算払いしている。

年度末にて32,370,457円で補助金額が確定したため、株式会社久留米リサーチ・パークより629,543円が戻入されている。

4. 成果指標と実績評価及びPDCAサイクルへの反映について

当該事業の成果指標として、新製品新技術開発件数を指標として設定している。

新製品・新技術開発件数（累計）：令和元年度 17 件 令和3年度 25 件

実際に製品化されて販売開始した時点を実績件数として集計している。

新製品・新技術事業として支援してから販売に至るまでには、1年から1年半程度かかるケースが多い。

支援製品の売上状況などの経営成績については、毎年モニタリング調査（経営状況の質問、損益状況の確認等）を実施している。

5. 事業の必要性について

本事業は、株式会社久留米リサーチ・パークの研究開発支援基盤を最大限に活用し、地域性のある分野や素材を中心に、競争力がある新製品・新技術の創出を促進し、地域のモノづくり企業の成長を支援する事を目的としている。これまでの成果として、オープン・ラボやテクニカルコーディネータを多くの企業に利用いただいているだけでなく、支援した企業が新製品を開発し、売上の増加に繋がる等具体的効果が表れている事業であるため、地域産業の支援として、引き続き実施していく事が必要と認識している。

6. 実施した監査手続

- ① 事業内容の概要を把握するために担当者にヒアリングを実施した。
- ② 事業に関する関係法令や条例等を把握し、これらに準拠した処理が行われているか検討した。
- ③ 各事業の予算額、決算額の推移をとり、著しい増加・減少があれば、その原因を調査し合理性を確認した。
- ④ 補助金や交付金、委託料等の算定が適切に行われているか検討した。
- ⑤ 委託や指定管理に関し契約内容が適切か確かめるとともに、委託料や指定管理料が適切に算定されているか確認した。
- ⑥ 支出についてサンプリングより関連法令や条例等に従って適切に処理されているか確認した。
- ⑦ 成果指標が適切に設定され、実績と比較されているか。また、目標と実績の差異の原因分析が行われ PDCA サイクルを通して次期の計画に反映されているか検討した。
- ⑧ 成果指標と実績との比較を通して事業が有効であり、必要なものであるか検討した。
- ⑨ 施設を有する事業においては固定資産の管理、物品の管理が適切に行われているか確認した。

7. 監査の結果及び意見

(意見 20) 補助金終期

現状

終期を設けていない。

意見

久留米市産業技術振興事業費補助金交付要綱において、当該事業の終期を定めている条項は見受けられない。現状、当該事業については需要があり、補助の実績があり成果指標を設定して市における新産業の振興および新技術の開発に寄与している。

以下のような観点を考慮して、当該事業の補助について検討すること並びに検討した結果を記録しておくことが望ましい。

- ① すでに制度開始時の目的が達成されていないか。
- ② 社会情勢の変化により事業の必要性および公益性が過度に薄れていないか。
- ③ 今後も補助による効果が十分に期待できるか。
- ④ その他の団体や市民との間で公平性は保たれているか。
- ⑤ 補助金でなく、より効果の高い支出方法への変更が必要でないか。

11. バイオ産業振興事業

1. 概要

(1) 主な事業の概要

バイオ産業振興事業費補助金	
目的	久留米市におけるバイオ産業の拠点化および集積（クラスター）の形成を促進することにより、地域産業の活性化を図るため、株式会社久留米リサーチ・パークが行う、福岡バイオ産業拠点化構想に基づく事業に対し一部を助成する。
関連諸法令、 条例、規則等	・久留米市補助金等交付規則 ・久留米市バイオ産業振興事業費補助金交付要綱
事業の形態	補助金
事業開始年度	平成13年度
補助対象者	株式会社久留米リサーチ・パーク
補助対象事業	久留米市 バイオ産業振興事業（※） （※）産学官が連携して、有望なバイオ技術を持つ企業の成長を支援し、バイオ関連企業の集積を図り、日本有数のバイオ拠点化を目指す「福岡バイオバレープロジェクト」を、久留米市と福岡県が協働で実施している。これまでの取組が認められ、令和3年には、国がバイオ戦略に基づき指摘する「地域バイオコミュニティ」に認定（全国4地域）されている。あわせて、令和3年度より5年間、地方創生推進交付金の対象事業となっている。
補助対象経費	①福岡県バイオ産業拠点推進会議の運営 ②セミナー開催およびその他運営 ③福岡バイオインキュベーションセンター、福岡バイオファクトリーを拠点としたバイオベンチャー企業の誘致促進事業 ④バイオ分野への取組支援によるバイオクラスター形成の裾野拡大を推進する事業 ⑤その他、バイオ産業振興に市長が必要と認める事業
補助率、上限額	予算の範囲内

(2) 事業費の予算と決算の推移等

ア 過去5年間の補助金の予算額(補正後)及び決算額

(単位: 千円、%)

	平成29年	平成30年	令和1年	令和2年	令和3年
予算額	118,154	116,416	115,124	514,280※	132,106
決算額	118,154	116,349	115,037	462,619	130,465
執行率	100.0	99.9	99.9	89.9	98.8

※令和1年度→令和2年度繰越予算 398,362 千円

〈バイオイノベーションセンター建設費用、国の令和1年補正予算活用のため〉

(出所: 商工観光労働部新産業創出支援課提供資料より作成)

イ 令和3年度決算額の主な内訳

節	金額(千円)	内容
旅費	1,177	職員の福岡、東京などへのバイオ関連出張
使用料及び賃借料	15	有料道路通行料
負担金・補助金及び交付金	129,273	バイオ産業振興事業費補助金

(出所: 商工観光労働部新産業創出支援課提供資料より作成)

(3) 補助事業の内容

ア 事業報告の概要

項目	内容
1. バイオ産業拠点 推進会議の運営	県と久留米市の協力のもと、大学等の研究シーズを中心に、地域の特性を活かしたバイオベンチャー企業の創出と集積を図るため、産学官連携による総合的な戦略の企画・立案を行う。 1. 総会の開催 開催日：2021 年 9 月 1 日（水） 方 式：Zoom ウェビナー 参 加：130 名 2. 企画運営委員会 開催日：2021 年 7 月 27 日（火） 会 場：福岡県中小企業振興センター301 会議室 議事内容：本年度の総会について 2020 年度事業報告、2021 年度事業計画について 3. バイオ研究・ビジネス最前線等の開催 ・ 9 回開催。バイオの特定課題についての最新の研究情報とビジネス情報を会員企業に提供した。 ・ 機能性食品表示届出のためのガイドラインを理解する人材の育成支援を目的に「機能性表示食品届出に向けた研究会」を実施。（前後期各 5 回） 4. その他 ・ メールマガジンの発行 ・ 視察対応
2. 医薬など先端分野における研究開発の推進	国際展示会 BioJapan2021 への出展 （展示会における商談・情報収集） 会 場：パシフィコ横浜 会 期：2021 年 10 月 13 日（水）～15 日（金） 主 催：BioJapan 組織委員会、(株) J T B コミュニケーションデザイン 内 容：BioJapan は 1986 年以来開催されている我が国で最も歴史のある国際バイオ総合イベントであり、今回は 23 回目にあたる。国内外からの参加が多く展示会・セミナーとマッチングシステムを通じてバイオ産業のオープンイノベーションを加速させることができる展示会である。 福岡県バイオ産業拠点推進会議出展小間数 2 小間 出展企業：4 社

3. バイオベンチャー育成事業	福岡バイオイノベーションセンターが4月にオープンし、新規入居者の推進を積極的に行った。 1. 会員の事業化支援 F-BIC、F-BF 及び福岡バイオイノベーションセンターの入居企業を中心にビジネスプランの作成や業務提携先の発掘などをサポートし、さらなる入居促進を図るとともに、製品開発を促すための支援を行った。 2. バイオインキュベーション施設の運営 F-BIC では、2 企業退去したが、新たに 2 企業の入居希望があり、来年度には入居率 100%となる見込み。F-BF では、2020 年 1 月より入居率 100%である。 4 月にオープンしたバイオイノベーションセンターは、12 室中現在 8 室入居しており、2 機関の入居予定がある。
4. 新製品・新技術創出研究開発支援	大学、公設試及び実用化、販売を担う企業も共同開発チームに対して、可能性試験から実用化研究まで切れ目のない支援を行った。 ・実用化支援型 2 件実施 ・育成支援型 1 件実施 ・可能性試験 2 件実施
5. 食品産業など地場企業による製品開発・販売促進支援	1. 福岡県製品開発プロジェクト研究会 食品・化粧品などのバイオテクノロジー関連分野で、売れる製品開発を目指す県内のバイオ関連の中小・ベンチャー企業に対し、5 研究会を支援。 2. 食品開発展への出展 名 称：食品開発展 2021 (Hi/FiT/S-tec/LLi) テーマ：食品の機能性と美味しさと安全性情報を一堂に！ 会 期：2021 年 10 月 6 日（水）～8 日（金） 会 場：東京ビックサイト（東京国際展示場） 3. 食品コーディネーターの設置 食品コーディネーターを設置し、食品、バイオ分野の地域企業を訪問し、相談対応、シーズ・ニーズの掘り起こし、研究開発事業への提案支援を行った。 4. 機能性食品開発支援事業 ・専門家による相談窓口実施：47 件 ・機能性食品制度目利き調査（九州大学へ委託）：33 件 ・機能性食品表示届出支援：0 件（継続案件：3 件）

	・支援事業利用後の届出：13 件 ・研究レビュー作成支援：3 件 2021 年度に届出受理されたもの 13 製品 5. 展示・商談会の開催 「ふくおか発 機能性食品・ヘルスケア商品展示商談会」 開催日：2021 年 11 月 10 日（水）～11 日（木） 場 所：マリンメッセ福岡 来場者：14,924 人 商談件数：387 件 名刺交換数：1,418 枚 出展企業：26 社
6. 産学官共同研究 開発リーディング プロジェクト	医薬品や機能性表示食品等のバイオ分野を核とするリーディングプロジェクト（大学・企業等が行う共同研究）を推進。 1. 研究委託 17 テーマ 2. 中間報告会の実施 開催日：2021 年 12 月 15 日（水）、20 日（月）、22 日（水） 場 所：久留米リサーチセンタービル 3. 成果報告会の実施 開催日：2022 年 3 月 9 日（水）、3 月 10 日（木） 場 所：久留米リサーチセンタービル 4. 地域バイオコミュニティ認定 キックオフイベントの開催 開催日：2021 年 11 月 26 日（金） 場 所：JP タワー ホール&カンファレンス
7. 革新的バイオ産 業創出の推進	1. バイオ技術研究開発環境整備事業 バイオ技術の高度化及びバイオ産業拠点化を目指し、バイオ分野での実用化が期待される技術を有する入居事業者等の研究開発環境を整備するため、研究開発施設の賃料及び機器使用料を補助するとともに、研究開発を支援した。 2. 遺伝子組換え実験安全委員会を設立
8. 新興感染症に対 応する次世代創薬 開発支援	連絡協議会の開催 開催日：2021 年 9 月 8 日（水） 場 所：福岡県中小企業振興センター 内 容：新興感染症治療薬等の開発等に係る研究開発体制（コンソーシアム）構築について

イ 補助事業収支決算書

(1) 収入

項目	決算額 (円)	備考
久留米市補助金	129, 272, 522	バイオ産業振興事業費補助金
その他	198, 241, 706	福岡県補助金ほか
計	327, 514, 228	

(出所：商工観光労働部新産業創出課提供資料より作成)

(2) 支出

事業名	決算額 (円)	うち市補助金	その他
バイオ産業振興事業	327, 514, 228	129, 272, 522	198, 241, 706

(出所：商工観光労働部新産業創出課提供資料より作成)

ウ 補助事業支出明細

項目	決算額 (円)	市補助金(円)	その他(円)	備考
①バイオ産業拠点推進会議の運営	43, 463, 819	30, 475, 101	12, 988, 718	①産学官 633 会員程度で組織する「福岡県バイオ産業拠点推進会議」の総会、企画運営委員会、セミナー・交流会等開催のため
②医薬など先端分野における研究開発の推進	18, 346, 036	9, 173, 018	9, 173, 018	②医薬など先端分野における研究開発の推進に必要な人材雇用・活動経費・展示会出展費
③バイオベンチャー育成事業	5, 734, 337	2, 867, 168	2, 867, 169	③バイオインキュベーションマネージャー雇用・活動経費
④新製品・新技術創出研究開発支援	21, 521, 378	7, 173, 792	14, 347, 586	④先端的バイオベンチャー創出・育成及び地域企業が保有するバイオ関連技術の製品化、実用化並びに新規事業展開のための研究開発委託費及び運営費
⑤食品産業など地場企業による製品開発・販売促進支援	22, 649, 644	12, 823, 175	9, 826, 469	⑤製品開発プロジェクト研究会の運営費、展示会出展費、展示・商談会開催費、機能的食品等開発支援のための窓口設置費、委託費、食品 CD 雇用・活動費等

⑥産学官共同研究開発リーディングプロジェクト	200,652,733	60,652,223	140,000,510	⑥機能性食品や医薬品等のバイオ分野を核とするリーディングプロジェクトを行う経費 報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需要費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金
⑦革新的バイオ産業創出の推進	7,541,494	3,573,116	3,968,378	⑦スマートセルの実用化にかかる研究開発費及び運営費、遺伝子組換え実験安全委員会の運営 報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需要費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金
⑧新興感染症に対応する次世代創薬開発支援	7,604,787	2,534,929	5,069,858	⑧連絡協議委員会の開催や運営に係る経費 報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需要費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金
計	327,514,228	129,272,522	198,241,706	

(出所：商工観光労働部新産業創出課提出資料)

エ 概算払いの必要性

バイオ産業新興事業費補助金は、補助事業対象経費に人件費を含んでいることに加え、ベンチャー企業に対して、概算払いでの研究開発助成を行なっている。そのため、当補助金においても、事業終了後の支払いが困難であることから、概算払いとされた。(補助金交付決定にかかる起案書に添付)

(4) 事業の KPI 及び過去 5 年間の実績

ア 本事業は、バイオ関連産業の集積を進めることで地域経済の活性化を図ることを目的としている。

第2期久留米地方創生総合戦略（R2策定）では、基本目標の「安定した雇用を創出する」を実現するための事業として位置づけられており、事業の進捗状況を検証するため、次のKPIが設定されている。

市内バイオ関連企業数（総数）	
基準値	目標値
H30	R6
35社	43社

イ 久留米市では、本事業の効果を市内バイオ関連企業数によって測定している。

過去5年間の市内バイオ関連企業数は次のとおりである。

年度	H29	H30	R1	R2	R3
企業数（総数）	35社	35社	37社	48社	55社

（出所：商工観光労働部新産業創出課提出資料より作成）

2. 実施した監査手続

- ① 事業内容の概要を把握するために担当者にヒアリングを実施し、関連資料を取得した。
- ② 事業に関する関係法令や条例等を把握し、これらに準拠した処理が行われているか確認した。
- ③ 補助金の算定及び交付時期が適切か確認した。
- ④ 補助事業の実績報告が適切か確認した。
- ⑤ 成果指標が適切に設定され、実績と比較されているか。また、目標と実績の差異の原因分析が行われPDCAサイクルを通して次期の計画に反映されているか検討した。
- ⑥ 成果指標と実績との比較を通して事業が有効であり、必要なものであるか検討した。

3. 結果

（意見21）成果指標の見直し

本事業は、市内バイオ関連企業数をKPIとして効果測定を行っている。

第2期久留米地方創生総合戦略が掲げる目標値43社（令和6年度）と比べると、市内バイオ関連企業数は、令和2年度には既に目標値に達している（令和3年度は55社）ことからすると、本事業は目標達成に向けた効果が見られるといえる。

他方で、本事業は今後継続する事業であり今後も引き続き効果検証は必要であるから、既に達成した上記目標指標を見直し、市内バイオ関連企業における雇用者数、本事業によって創出された新製品・新技術による売上げ乃至件数等といった、本事業の基本目標や事業の性質に応じた妥当なアウトカム指標の設定も併せて検討することが望ましい。

12. 企業立地促進資金利子等補給金

1. 業務の内容

久留米市産業立地促進条例に基づき、市内で事業所の新設、増設及び移転をする者が必要とする資金の融資のあっせん及び利子等補給金の交付を行う業務である。

2. 実施している事業

令和3年度予算額

○ 企業立地促進資金利子等補給金

853 千円

3. 実施した監査手続

- ① 事業内容の概要を把握するために担当者にヒアリングを実施した。
- ② 事業に関する関係法令や条例等を把握し、これらに準拠した処理が行われているか検討した。
- ③ 各事業の予算額、決算額の推移をとり、著しい増加・減少があれば、その原因を調査し合理性を確認した。
- ④ 補助金や交付金、委託料等の算定が適切に行われているか検討した。
- ⑤ 委託や指定管理に関し契約内容が適切か確かめるとともに、委託料や指定管理料が適切に算定されているか確認した。
- ⑥ 支出についてサンプリングより関連法令や条例等に従って適切に処理されているか確認した。
- ⑦ 成果指標が適切に設定され、実績と比較されているか。また、目標と実績の差異の原因分析が行われ PDCA サイクルを通して次期の計画に反映されているか検討した。
- ⑧ 成果指標と実績との比較を通して事業が有効であり、必要なものであるか検討した。
- ⑨ 施設を有する事業においては固定資産の管理、物品の管理が適切に行われているか確認した。

【個別事業の検討】

○ 企業立地促進資金利子等補給金

1. 概要

●事業の内容
<目的> 市内で事業所の新設、増設及び移転をする者が必要とする資金の融資のあっせん及び利子等補給金の交付を行うことで企業の集積促進をはかるものである。 <概要> 産業団地等（特定地域）に事業所を、または工業地域に工場等を設置する場合、投下固定資産総額 2 億円（中小企業等 5 千万円）以上の事業所を設置する者、または、常時従業者数 20 人（中小企業等は 5 人）以上の事業所を設置する者に対し融資または利子・保証料補給を実施する。融資または利子・保証料補給の内容は以下のとおり。 【融資】 ○融資利率：長期プライムレート適用（固定金利） ○償還期間 12 年（据置期間 2 年含） ○融資限度額 2 億円 【利子・保証料補給】 ○利子補給金 支払利子×40%を 7 年間 ○保証料補給金 支払保証料×30% <関連諸法令、条例、規則> 久留米市産業立地促進条例 久留米市企業立地促進資金融資制度要綱
●事業の形態
融資及び利子・保証料補給
●実施期間
平成 9 年 4 月 1 日から制度施行
●課が考えている課題
低金利が長年続き、当該制度を利用する事業者が減少しており、令和 3 年度の実績は新規の制度利用者はなく、利子補給を受けている 2 事業者のみが利用する制度となっている。 産業団地等（特定地域）に事業所または工業地域に工場等を設置する場合という要件があるため、新規参入できる産業団地が存在しない状況で新たにこの制度を利用できる事業者が少ない状況でもある。

2. 事業費の予算と決算の推移

(1) 予算現額と決算額（財源）の推移

(単位：千円)

年度	予算現額	決算額	財源
令和元年度	2,307	2,307	全額一般財源
令和2年度	1,729	1,729	全額一般財源
令和3年度	853	746	全額一般財源

(2) 令和3年度決算額の主な内訳

節	金額（千円）	内容
負担金・補助及び交付金	746	

3. 支出が適切に処理されているかについて

全額利子補給金であり適切であった。

4. 成果指標と実績評価及びPDCAサイクルへの反映について

評価指標は企業誘致件数となるが、「企業誘致推進事業」にて包括的に設定しており、進捗管理についても同事業にて実施している。

5. 事業の必要性について

令和3年度の新規の適用事業者は無い状況であった。

期末現在にこの制度を利用している事業者は、令和元年度末 7 事業者（年度中に 1 事業者終了）、令和2年度末 6 事業者（年度中に 2 事業者終了）、令和3年度末 4 事業者（年度中に 2 事業者終了）、令和4年度末 2 事業者（年度中に 2 事業者終了）という状況である。

6. 監査の結果及び意見

(意見22) 当該制度の在り方の検討

現状

期末現在にこの制度を利用している事業者は、令和元年度末 7 事業者（年度中に 1 事業者終了）、令和2年度末 6 事業者（年度中に 2 事業者終了）、令和3年度末 4 事業者（年度中に 2 事業者終了）、令和4年度末 2 事業者（年度中に 2 事業者終了）という状況で、当該制度を利用する事業者が非常に少ない状況で、新規での利用者はここ数年現れていない。

原因は、長期化する低金利時代の中で、当該融資制度の優位性が低下していることに

加え、市内の工業用地ストックは既にほとんどなく、制度を利用できる要件（①特定地域において公害の発生するおそれのない事業所を設置する者、②都市計画法第 15 条に基づき久留米市が都市計画において定めた工業地域において公害の発生するおそれのない工場等を設置する者）を満たす企業が、物理的に出現できない点にある。

意見

長期間継続する低金利の状況、久留米市内の産業団地在庫が減少した状況において当該制度が新規での活用事例がないことを考えると、本制度設置時の目的は達成され、その役割は終えたものとも考えられるが、制度は残しつつ予算措置は行わない、制度そのものを廃止するなど当該制度の在り方を検討しなおす時期であると考え。

1 3. 産業振興奨励金

1. 業務の内容

固定資産税及び事業所税や設備投資等に対する補助金により、企業誘致を推進し、雇用の創出及び産業の振興を図り、都市機能が集積している中心部等へのオフィス系事業者の立地を促進し、新たな雇用の場の確保と地域産業の活性化を図る。

2. 実施した監査手続

- ① 事業内容の概要を把握するために担当者にヒアリングを実施した。
- ② 事業に関する関係法令や条例等を把握し、これらに準拠した処理が行われているか検討した。
- ③ 各事業の予算額、決算額の推移をとり、著しい増加・減少があれば、その原因を調査し合理性を確認した。
- ④ 補助金や交付金、委託料等の算定が適切に行われているか検討した。
- ⑤ 委託や指定管理に関し契約内容が適切か確かめるとともに、委託料や指定管理料が適切に算定されているか確認した。
- ⑥ 支出についてサンプリングより関連法令や条例等に従って適切に処理されているか確認した。
- ⑦ 成果指標が適切に設定され、実績と比較されているか。また、目標と実績の差異の原因分析が行われ PDCA サイクルを通して次期の計画に反映されているか検討した。
- ⑧ 成果指標と実績との比較を通して事業が有効であり、必要なものであるか検討した。
- ⑨ 施設を有する事業においては固定資産の管理、物品の管理が適切に行われているか確認した。

【個別事業の検討】

○ 産業振興奨励金

1. 概要

●事業の内容																				
<目的> 固定資産税及び事業所税や設備投資等に対する補助金により、企業誘致を推進し、雇用の創出及び産業の振興を図る。また、都市機能が集積している中心部等へのオフィス系事業者の立地を促進し、新たな雇用の場の確保と地域産業の活性化を図る。 <概要> 久留米市は、①産業団地等へ立地する場合（久留米市産業振興奨励金【補助金】、久留米市グリーンアジア国際戦略総合特区交付金【補助金】）、②コールセンター・バックオフィスを設置する場合（久留米市産業振興奨励金【補助金】）、③中心市街地等へオフィスを設置する場合（久留米市産業振興奨励金【補助金】）、④本社機能の移転・拡充を行う場合（久留米市産業振興奨励金【補助金】）を設けて、企業立地を優遇する制度を設けている。 令和3年度の区分ごとの補助額は、下表のとおりである。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>件数</th><th>金額(千円)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>産業系</td><td>10</td><td>70,800</td></tr> <tr> <td>コールセンター</td><td>3</td><td>46,090</td></tr> <tr> <td>オフィス</td><td>1</td><td>555</td></tr> <tr> <td>本社機能</td><td>1</td><td>1,826</td></tr> <tr> <td>計</td><td>15</td><td>119,271</td></tr> </tbody> </table> ①産業計企業分 70,800 千円、②コールセンター・バックオフィス分 46,090 千円、③中心市街地等へオフィス分 555 千円、④本社機能移転分 1,826 千円の補助額となっている。 <関連諸法令、条例、規則> 久留米市産業振興奨励金交付要綱、久留米市補助金等交付規則			区分	件数	金額(千円)	産業系	10	70,800	コールセンター	3	46,090	オフィス	1	555	本社機能	1	1,826	計	15	119,271
区分	件数	金額(千円)																		
産業系	10	70,800																		
コールセンター	3	46,090																		
オフィス	1	555																		
本社機能	1	1,826																		
計	15	119,271																		
●事業の形態																				
補助金																				
●実施期間																				
平成23年4月1日～現在																				
●課が考えている課題																				
久留米市への企業進出の動きは活発であるにもかかわらず、市内産業団地は完売の状況であるので、産業団地を早期に造成し、進出企業を取り込みたい。																				

2. 事業費の予算と決算の推移

(1) 予算現額と決算額（財源）の推移

(単位：千円)

年度	予算現額	決算額	財源
令和元年度	289,179	211,817	一般財源 211,817
令和2年度	296,952	165,430	一般財源 65,430 その他 100,000
令和3年度	203,610	119,271	一般財源 9,271 その他 110,000

※令和3年度の当初予算額は203,610千円であったのに対し、決算額は119,271千円と実施率は58.5%と期待するほど実績が伸びていないように見えるが、これは、進出企業の事業計画に基づいて当初予算を設けるが、企業の投資の進捗状況、雇用の状況によって実績が計画を下回ったからである。

(2) 令和3年度決算額の主な内訳

節	金額（千円）	内容
負担金・補助及び交付金	70,800	産業系（10件）
	46,090	コールセンター（3件）
	555	オフィス（1件）
	1,826	本社機能（1件）

3. 支出が適切に処理されているかについて

不適切な事案は発見しなかった。

4. 成果指標と実績評価及びPDCAサイクルへの反映について

評価指標は企業誘致件数となるが、「企業誘致推進事業」にて包括的に設定しており、進捗管理についても同事業にて実施している。

5. 事業の必要性について

企業誘致の取り組みは、企業（特に工場など）を呼び込むことで、「工場建設のための設備投資が生まれる」「地域での新たな雇用の方が生まれる」「工場稼働による二次的な経済波及効果が生じる」など、様々なメリットがあるほか、地方自治体にとっては税収の増加など直接的な利点もある。ひいては、地域経済の活性化と持続的発展につながる重要な施策の1つであることから、事業の必要性は高い。

「産業振興奨励金」制度は、企業誘致の目的を達成するため、条例で定める「必要な奨励措置」の1つであり、企業誘致の取り組みそのものと一体的なものとして、その必要性は高い。

6. 監査の結果及び意見

(指摘3) 財産の処分制限

現状

久留米市産業振興奨励金交付要綱には、財産の処分の制限を規定する条項の定めは無い。その上位規定に位置する、久留米市補助金等交付規則（昭和50年3月31日）に、「(事業者の義務) 第11条 補助事業者は、この規則その他関係法令、補助金等の交付決定の内容及びこれに付された条件に従って当該事業を行わなければならない。

2 補助事業者は、補助金等を他の用途に使用し、又はその目的に反した行為を行い、若しくはその目的の行為を行わない等善良な管理者の義務に反してはならない。3 補助事業者は、事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備しておかなければならない。」

とあるだけで、補助金等で補助を受けた財産について財産の処分を具体的に規定する条項は設けられていない。

指摘

補助事業者は、一定期間、補助事業により取得等を行った財産について、市長の許可なしに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

上記に反し、財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供したときは、補助金の全部もしくはその一部について返還する必要がある旨、定める必要性は高いと考えられる。

例えば、令和3年度の補助金では、設備機器等の中に含まれるA社複合機655千円、B社PC2台 計590千円、C社ベンチ、椅子、ワークテーブル919千円の動産については譲渡、貸付等が可能であることから、補助後の資産の管理について明確に規定する必要性は高い。

1 4. 企業誘致推進事業

1. 概要

●事業の内容 <目的> 久留米市における企業立地推進のため、情報収集やPR機能の強化を図るとともに、戦略誘致産業を中心に重点的および積極的な誘致活動を展開する。 <概要> 具体的には、各種情報の収集や個別企業への訪問活動のほか、久留米市企業立地セミナーの開催（実行委員会への補助）、ものづくり企業の相互連携・人材育成促進の取り組み（久留米地域ものづくり産業振興会への補助）、久留米広域連携中枢都市圏の枠組みによる展示会共同出展（企業立地フェア）、オフィス誘致促進のための取り組み（コールセンター/CRM デモ&コンファレンス出展）、企業への進出意向アンケートの実施などに取り組んでいる。 <関連諸法令、条例、規則> 久留米市補助金等交付規則（昭和 50 年久留米市規則第 5 号） 久留米市企業立地セミナー実行委員会補助金交付要綱（平成 13 年 5 月 23 日施行） 久留米地域ものづくり産業振興会補助金交付要綱（平成 29 年 4 月 1 日施行）
●事業の形態 【久留米市企業立地セミナー実行委員会への補助】 久留米市企業立地セミナー実行委員会の事務局は企業誘致推進課が担っている。 （補助対象経費） ① 企業立地セミナー及び交流会にかかる費用 ② 久留米市内産業団地に関心を示す企業・団体等を対象として行う現地視察会にかかる費用 （補助割合） 対象経費の 10 分の 10 以下とし、補助額は予算の範囲内とする。 （交付の申請） 交付申請書に必要事項を記入のうえ、事業計画書、収支計算書およびその他市長が特に必要と認める書類を添えて事業実施前までに申請しなければならない。 （交付の決定） 補助金の交付を決定したときは補助金等交付決定通知書により通知し、速やかに補助金を交付する。

(実績報告) 補助金実績報告書に必要事項を記入のうえ、成果報告書、収支決算書およびその他市長が特に必要と認める書類を添えて速やかに事業の実績を報告しなければならない。 【久留米地域ものづくり産業振興会への補助】 事務局は久留米市商工観光労働部内に置き、事務局長は企業誘致推進課長が担っている。 (目的) 久留米地域ものづくり産業振興会が行う会員相互の連携、ビジネスマッチング、研究開発や人材育成等の事業に対して、予算の範囲内で経費の一部を補助することにより、久留米地域をはじめとする県南地域のものづくり産業の振興を図ることを目的としている。 (補助対象経費) (1) 会員相互の連携の促進に関する費用 (2) ビジネスマッチングの促進に関する費用 (3) 会員の研究開発の促進に関する費用 (4) 人材の確保や育成に関する費用 (5) その他前条の目的を達成するために必要な事業 なお、補助割合にかかる条項は見受けられない。
●実施期間 【久留米市企業立地セミナー実行委員会への補助】 平成 13 年 5 月 23 日から施行している。 【久留米地域ものづくり産業振興会への補助】 平成 29 年 4 月 1 日から施行している。
●課が考えている課題 久留米市の企業誘致は、「製造業を中心とした製造拠点（工場）の誘致」と「中心市街地へのオフィス誘致（コールセンター等）」との大きく 2 つに大別でき、九州のクロスポイントという優れたロケーションを背景に、製造拠点・オフィスともに多くの企業から、立地の可能性について問い合わせ等を受けている。 一方で、市内唯一の分譲中工業用地であった「久留米・うきは工業団地」が、令和 3 年度をもって完売し、企業誘致の受け皿となる工業用地のストックが全くない状況となり、現時点の企業進出意向を、タイムリーに工場立地につなげられないことが、大きな課題となっている。

2. 事業費の予算と決算の推移

(1) 予算現額と決算額（財源）の推移

(単位：千円)

年度	予算現額	決算額	財源
令和元年度	9,604	7,655	一般 7,353 その他 302
令和2年度	7,752	3,818	一般 3,005 国庫 813
令和3年度	7,977	5,890	一般 4,713 国庫 874 その他 303

令和3年度予算現額と比較して決算額が下回った主な要因は、コロナ禍において企業訪問などの誘致活動が思うようにできなかったこと（旅費等の未執行）に加え、東京都内で開催された久留米市企業立地セミナーの規模を縮小したこと（セミナー後の交流会を中止）、久留米地域ものづくり産業振興会において企業参加型のイベントを実施できなかったことなどである。

なお、予算の流用、予備費の充用は見受けられない。

(2) 令和3年度決算額の主な内訳

上表における5,890千円の内訳は下表のとおりである。

令和3年度決算内訳 企業誘致推進事業

細節名称	決算額（千円）
報酬	600
報償費	96
費用弁償	75
旅費	1,887
消耗品費	88
印刷製本費	129
手数料	16
委託料（費用）	263
使用料及び賃借料	1,873
負担金	126
補助金	737
合計	5,890

(出所：商工観光労働部企業誘致推進課作成)

報酬：600 千円

企業誘致のアドバイザーの参与へ支払っている報酬代年間 600 千円。

当該参与は民間企業の経験者であり、市の OB ではない。

その他、市長の諮問に応じ意見を答申する市の附属機関である企業立地促進委員会が開催された場合、委員への報酬を支払っている（一人あたり 5,300 円/日）。なお、令和 3 年度は調査・審議する事項がなかったため委員会は開催されず、委員への支払いは発生していない。

報償費：96 千円

企業訪問時の手土産代または企業展示会のノベルティ代（生タイプの即席久留米ラーメン）である。ラーメンの在庫は期末時点で保有しないよう管理している。

費用弁償：75 千円

参与の旅費交通費実費額である。

旅費：1,887 千円

企業誘致推進課の担当者にかかる旅費交通費を旅費規程に則り支給している。

消耗品費：88 千円

企業誘致推進課で使用する事務用品および新聞代である。

食糧費：発生なし

企業が来庁された際の飲料代であり、令和 3 年度は発生なし。

印刷製本費：129 千円

ターゲットとなる業種の企業等に対して進出意向アンケート等を実施しており、そのための発送用封筒及び返信用封筒の印刷代である。

手数料：16 千円

信用調査会社より企業詳細情報を入手するための手数料である。

委託料：263 千円

吉本工業団地付近の水位計を更新するため業者へ支払う委託料である。なお、業者とは随意契約するため、複数の業者より見積書を入手して委託料が最も安い業者を選定している。

使用料及び賃借料：1,873 千円

信用調査会社から提供された企業情報ファイルの借り上げ料 545 千円を支払っている。

企業立地フェアへの出展費用 695 千円を支払っている。

有料道路通行料、駐車場使用料 14 千円を支払っている。

コールセンター/CRM デモ&コンファレンス出展料 620 千円を支払っている。

負担金：126 千円

日本立地センターに対する負担金（年会費）を支払っている。

補助金：737 千円

久留米市企業立地セミナー委員会への補助金。なお、久留米地域ものづくり産業振興会への補助は交付されたが、コロナ禍による事業費の減により、全額返還されている。それは、久留米地域ものづくり産業振興会における令和2年度からの繰越金が 621,566 円あり、当該繰越金の範囲内で令和3年度の事業にかかる費用を賄うことができたためである。

3. 支出の検討

上表2（2）における 5,890 千円の金額について、必要な書類等を閲覧および質問した結果、合理的に事務処理されている。

4. 成果指標と実績評価及びPDCA サイクルへの反映について

企業誘致推進事業における数値目標は下図のとおり設定されている。

■ 久留米市新総合計画第4次基本計画における数値目標について（企業誘致関係）

1. 久留米市新総合計画第4次基本計画（数値目標）

（1）計画期間： 令和2年度（2020年度）から令和7年度（2025年度）までの6年間

（2）数値目標： 前期事業計画（令和2年度から令和4年度までの3年間）にて、
下記のとおり設定

事業名	事業概要	R4 数値目標
企業誘致推進事業 【戦略】	将来にわたり新たな力を生み出す産業基盤を構築し、地域の雇用の創出及び確保を図るため、民間企業と連携し、地域への経済波及効果の高い重点産業分野の企業やオフィス・コールセンターなどの誘致に取り組みます。	産業団地への立地件数及びオフィス誘致件数(累計):8件

2. 実績

・ 令和3年度末時点： 14 件 ※令和2年度から令和3年度までの累計

（①産業団地への立地件数：3件・②オフィス誘致件数：11件）

また、企業誘致推進事業における過去3か年の目標と実績の推移は下表のとおりである。

年度	目標（累計）	実績（累計）
令和元年度	（基準年）	4 件
令和2年度	3 件	9 件
令和3年度	5 件	14 件

（出所：商工観光労働部 企業誘致推進課作成）

令和元年度の件数が基準となり、令和2年度以降の目標件数と設定している。令和2年度は実績累計9件と目標累計3件を上回っている。令和3年度においては実績累計14件と目標累計5件を上回る成果を挙げている。

5. 事業の必要性について

企業誘致の取り組みは、企業（特に工場など）を呼び込むことで、「工場建設のための設備投資が生まれる」「地域での新たな雇用の場が生まれる」「工場稼働による二次的な経済波及効果が生じる」など、様々なメリットがあるほか、地方自治体にとっては税収

の増加など直接的な利点もある。ひいては、地域経済の活性化と持続的発展につながる重要な施策の1つであることから、当該事業の必要性は高い。

6. 実施した監査手続

- ① 事業内容の概要を把握するために担当者にヒアリングを実施した。
- ② 事業に関する関係法令や条例等を把握し、これらに準拠した処理が行われているか検討した。
- ③ 各事業の予算額、決算額の推移をとり、著しい増加・減少があれば、その原因を調査し合理性を確認した。
- ④ 補助金や交付金、委託料等の算定が適切に行われているか検討した。
- ⑤ 委託や指定管理に関し契約内容が適切か確かめるとともに、委託料や指定管理料が適切に算定されているか確認した。
- ⑥ 支出についてサンプリングより関連法令や条例等に従って適切に処理されているか確認した。
- ⑦ 成果指標が適切に設定され、実績と比較されているか。また、目標と実績の差異の原因分析が行われPDCAサイクルを通して次期の計画に反映されているか検討した。
- ⑧ 成果指標と実績との比較を通して事業が有効であり、必要なものであるか検討した。
- ⑨ 施設を有する事業においては固定資産の管理、物品の管理が適切に行われているか確認した。

7. 監査の結果及び意見

当該事業にかかる結果および意見は下記のとおりである。

(結果)

上記6. 監査手続のうち該当する手続を実施した結果、補助金の交付にかかる事務処理は久留米市企業立地セミナー実行委員会補助金交付要綱等に準拠して実施しており、特段問題となる事項は見受けられない。

(意見23) 補助金終期

現状

終期を設けていない。

意見

久留米市企業立地セミナー実行委員会補助金交付要綱等において、当該事業の終期を定めている条項は見受けられない。現状、当該事業については需要があり、補助の実績があるが上述したとおり当該事業の必要性および効果を検討する仕組みが整備されていない。

終期を設け、機械的に以下のような観点から検討する機会を設ける必要がある。

- ① すでに制度開始時の目的が達成されていないか。
- ② 社会情勢の変化により事業の必要性および公益性が過度に薄れていないか。
- ③ 今後も補助による効果が十分に期待できるか。
- ④ その他の団体や市民との間で公平性は保たれているか。
- ⑤ 補助金でなく、より効果の高い支出方法への変更が必要でないか。

(意見 2 4) 久留米地域ものづくり産業振興会補助金交付要綱の内容について
現状

補助割合の内容または要綱へ掲載したほうが良い内容が見受けられない。

意見

久留米地域ものづくり産業振興会補助金交付要綱には、久留米市企業立地セミナー実行委員会補助金交付要綱に定められているような補助割合の条文が見受けられない。また、久留米地域ものづくり産業振興会補助金交付要綱で明記されていない基本的な内容（補助金返還に関する取り決めなど）が、庁内の内規で定められている。

実務の内容と要綱の内容を照合して要綱の内容を見直すことが必要である。

1 5. 地域企業育成事業

(1) 久留米市中小企業DX促進補助金

1. 概要

(1) 主な事業の概要

久留米市中小企業DX促進補助金	
目的	久留米市の中小企業者が実施する販路開拓や生産性向上につながるデジタル技術を活用した新たな取組みに係る経費の一部を補助することで、ウィズコロナ・ポストコロナの社会経済環境におけるビジネス環境の変化に対応する事業者を支援する。
関連諸法令、 条例、規則等	・ 久留米市補助金等交付規則 ・ 久留米市中小企業DX促進補助金交付要綱
事業の形態	補助金
事業開始年度	令和3年度（令和2年度補正繰越事業）
補助対象者	市内に事業所を有する中小企業者で、市税を滞納していない者 〈補助対象外〉 ①宗教法人法第4条第2項に規定する宗教法人 ②政治資金規正法第3条1項に規定する政治団体 ③風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する「性風俗関連特殊営業」及び当該営業に係る「接客業務受託営業」を営む者

	④暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下、「暴力団」） ⑤暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」） ⑥暴力団または暴力団員と密接な関係を有する者 ⑦その他、本補助金の目的及び趣旨から市長が適切でないと判断する者 （要綱第 4 条）				
補助対象事業	補助対象者が、デジタル技術を活用し、販路開拓や生産性向上に新たに取り組む事業（要綱第 5 条）				
補助対象経費、 補助率、上限額 （要綱第 6 条）	補助対象経費	補助率	経費別の 補助上限額	補助 上限額	内容
	ソフトウェア 等利用料	2/3	なし	20 万円	専ら補助事業のために使用 される 特定業務用ソフトウ ェア、情報システムを購入す る経費 専ら補助事業のために使用 されるクラウドサービス等 の月額料金（導入初年度が対 象）
	委託費（外注 費）		なし		・ 予約サイトやデジタルコン テンツ（動画等）の作成費 ・ システムや機器の設置・設 定のための業者への委託 費 等
	機器購入費		10 万		デジタル技術活用に必要な 機器等（各種センサー類、カ メラ、入力端末等）
	オンライン展 示会出展費		なし		オンライン展示会への出展 経費（参加費）
①補助対象事業に必要なかつ適当と認められるものであって、原則として別に定める日までに支払いが確認できる経費に限る。 ②国や地方公共団体から助成を受ける補助対象経費がある場合は、その補助対象経費のうち重複するものは対象外とする。 ③①の期日までに事業が完了しないことについて、真にやむを得ない					

	事情があると認められるときは、別途期限を定める。 ④申請者自身の製品・サービス等による対象経費は、対象外。 ⑤対象経費は、消費税及び地方消費税を含まない。 ⑥上記表に基づき算出された補助金の合計額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。
--	---

(2) 久留米市が期待する本事業によって得られる効果

市内中小企業のデジタル化・D X化の推進が図られ、デジタル技術を活用した取組みにより、販路拡大や生産性向上が期待できる。

(3) 効果測定方法（目標指標）・目標値

デジタル技術活用に取り組む事業者の増加

数値目標：令和 5 年度までに 120 件

(4) 令和 3 年度の実績（効果）

158 件の事業者が本補助金を活用し、D Xのファーストステップに踏み出すことができた。

ア 予算額・決算額及び補助金支援件数

	予算額	決算額	補助件数	金額/件
令和 3 年度	30,000 千円	23,518 千円	158 件	148.8 千円

※予算額は令和 2 年度補正予算を全額繰越

イ 業種別の内訳、主な取り組み内容

	件数	割合
サービス業	74	46.8%
小売業	23	14.6%
建設業	12	7.6%
製造業	9	5.7%
卸売業	9	5.7%
運輸業	2	1.3%
その他	29	18.4%
合計	158	

主な申請内容	件数
動画コンテンツ作成	30
オンライン会議システムの導入等	26
E Cサイトの構築、E Cサービスの利用	21
キャッシュレス決済システムの導入	19
自社H Pの立ち上げ	12
会計ソフトの導入	7
テレワーク環境の整備	5
クラウドシステム・サービスの利用	5

ウ 取組事例

業態	取組内容	取組の効果
印刷業	スキャナ検査システムの導入による校正作業の効率化	人の目では発見しにくい不良個所の検査。検査精度の向上、労働時間の短縮。
設計事務所	RPAによる設計書図面情報・計算書チェック作業の自動化	RPA導入により、アプリの壁を越えた自動化が可能に。システム修正も自社社員で行えるため、複数の単純作業の効率化が実現。
タクシー会社	顧客情報管理をクラウド化	地図を見ながら配車対応ができるため、顧客の正確な位置の把握や案内等が可能に。配車対応時のサービス向上・効率化が実現。
総務経理業務受託	RPAによる勤怠・労務管理事務の自動化	3時間かかる作業を4-5分に短縮。定型業務を自動化・効率化し、業務負荷をかけずにグループの事業拡大へ対応可能に。
自動車学校	オンライン学科教習システムの導入	24時間どの教程でも在宅での受講が可能になり、教習期間の短縮・学科担当指導員の負担削減に効果が期待できる。
建設業	電子請求書発行システムの導入	帳票作成・印刷・封入・郵送の一連の帳票発行業務が自動化。事務コストの大幅な削減。
税理士事務所	ミーティングボード導入によるWEB会議環境の整備	PC画面の即時共有が可能であり、スムーズなWEB会議が容易に実施できる。多人数での参加でもストレスがなく、セミナー・研修等もオンライン実施で効率化できた。
いちご農園	クラウド型受注管理システムの導入	受注・出荷管理がシステム化され、伝票作成・メール送信までが自動化でき、大幅な事務コストの削減が可能。経営指標（売上等）を即時確認することもできる。

2. 実施した監査手続

- ① 事業内容の概要を把握するために担当者にヒアリングを実施し、関連資料を閲覧・取得した。
- ② 事業に関する関係法令や条例等を把握し、これらに準拠した処理が行われているか確認した。
- ③ 補助金の算定及び交付時期が適切か検討した。
- ④ 補助事業の実績報告が適切か検討した。
- ⑤ 成果指標が適切に設定され、実績と比較されているか。また、目標と実績の差異の原因分析が行われPDCAサイクルを通して次期の計画に反映されているか検討した。
- ⑥ 成果指標と実績との比較を通して事業が有効であり、必要なものであるか検討した。

3. 結果

(意見25) 補助金の利用状況の調査について

当補助金は、事業者がデジタル技術を活用して販路開拓や生産性向上に新たに取り組む事業を支援する目的で交付されるものであるが、補助対象経費の中には、PCやiPad等、汎用性の高い機器の購入費も含まれていることから、事業者は、当補助金で導入したシステム・機器等を当補助金の趣旨に添って適切に利用させる体制が必要である。

この点、当補助金の申請において、機器購入費を経費として申請する場合は、同時に当該機器に新たなシステムを導入することが必須とされている。

また、補助事業者は、実績報告時に経費の内容に応じて以下の書類の提出が求められており、これら実績報告により、販路開拓・生産性向上につながるシステム・機器等の導入が適正になされていることの確認ができる体制となっている。

経費内容	他に提出が必要な書類
ソフトウェア等の利用	導入・利用がわかる書類（画面やメールの写し等）
システムや機器等の委託（外注）費	業務報告書等、委託した成果物の内容が分かるもの
機器の導入費	機器の設置写真
オンライン展示会への出展経費	取引実績等、出展がわかるもの

（出所：商工観光労働部商工政策課提供資料より作成）

もっとも、補助事業例の中には、テレワーク環境整備を目的として、オンライン会議システム（Zoom）導入のためのPC購入費の補助金申請するケースが複数あったが、Zoomアプリは基本的には無料で誰でも簡単に取得できるため、Zoom導入画面の写真だけでは、必ずしも当補助金の趣旨に添った利用がなされているかどうかの確認ができない。

したがって、久留米市においては、実績報告書だけでは利用状況の確認が困難な事例に関しては、補助金確定後も、機器等の利用状況の調査を行う必要がある。

また、補助金が公金であることに鑑みて、補助金確定の段階で、財産取得手続・経理処理等の正当性だけでなく、機器等の適切な利用状況も確認することは重要である。したがって、実績報告の際に、導入した新たなシステムを実際に事業に利用していることがわかる報告書（利用の写真等）の提出も要件とすることが望ましい。

(2) 久留米市オンライン商談開催委託

1. 概要

(1) 主な事業の概要

久留米市オンライン商談開催委託	
目的	新型コロナウイルス感染症の影響により、営業活動の自粛、展示会・商談会の相次ぐ中止など、企業活動が大幅に制約されている中、市内事業者の受注機会の確保や非対面型の営業活動の促進を図ることを目的に、市内事業者のオンライン商談の取り組みを支援する。
関連諸法令、 条例、規則	地方自治法 234 条 地方自治法施行令 167 条の 2 久留米市契約事務規則 久留米市指名競争入札及び随意契約事務要領
事業の形態	業務委託
事業開始年度	令和 2 年度
委託業務の内容	オンライン商談の開催業務 ①実施内容 市内事業者がオンライン商談に臨めるように以下のことを行う。 ・商談相手の選定、日時、事前準備を含めた商談コーディネート ・オンライン商談に必要な ICT 機器等の準備（貸出を含む）及び操作指導など ・オンライン商談の進め方（シナリオ）の提示、資料作成等に関する事前指導 ・商談当日に商談が円滑に進行するためのサポート ・参加事業者への事後アンケートを実施 ②対象者 久留米市内に事業所がある中小製造業者を対象に 30 社以上を想定する。
業務の履行期間	令和 3 年 7 月 26 日（契約締結日）～令和 4 年 3 月 31 日
委託料	995,263 円（うち消費税及び地方消費税の額 90,478 円）
委託先	公益財団法人福岡県中小企業振興センター
委託先選定方法	随意契約
随意契約の理由	1. 公益財団法人福岡県中小企業振興センター（以下、「当該機関」）は、福岡県の外郭団体として設立され、取引の円滑化を促進し、中小企業の振興を図るため、都道府県に設立された下請企業振興協会である。

	2. 当該機関は、下請企業振興事業及び小規模企業設備資金事業を円滑に実施していることから、下請取引斡旋の方法を熟知しており、参加企業情報の管理等についても十分な実績がある。また、公益性が高い機関であるため、垣根無く参加企業の呼びかけができ、さらに他都道府県の外郭団体を通じて、同様に県外企業への呼びかけができるのは、当該機関以外にはない。 3. 当該機関は、発注企業との個別面談による九州合同商談会を年1回開催している他、北九州市・福岡市等の依頼により、各々の地域において商談会を開催するなど、知識・経験・実績を豊富に有している。また、新しい生活様式に対応した非接触型の経済振興施策として、オンライン商談会「製造技術マッチング WEEK」に取り組むなど、積極的にオンライン商談を支援している。 4. 平成18年度から令和元年度までの久留米広域商談会開催事業、令和2年度の久留米市オンライン商談開催業務の受託実績があり、十分な成果を残していることから、本事業を最も円滑かつ効果的に実施できることが期待される。 (地方自治法施行令第167条の2第2号)
--	--

(2) オンライン商談開催委託業務の履行状況

実施内容	第1回：オンライン工場訪問 第2回：オンライン商談
開催日程	第1回：令和3年10月12日（火）～22日（金）9日間 第2回：令和4年1月17日（月）～21日（金）5日間
概要及び実施方法等	【第1回オンライン工場訪問】 参加発注企業：6社、参加受注企業：5社 訪問実施回数：8回 (実施方法) オンライン会議アプリ（Zoom）を活用し、発注企業と受注企業がオンライン上で面談を行い、工場内をiPhoneで撮影しながら各所の説明を実施。（必要な機材一式については福岡県中小企業振興センターより貸与） 【第2回オンライン商談】 参加発注企業：13社（うち1社辞退） 参加受注企業：15社 総面談数：30面談

	(実施方法) オンライン会議アプリ（Zoom）を活用し、発注企業と受注企業の商談をオンライン上で実施。 ※通信環境、機材等に問題がある市内企業に対しては福岡県中小企業振興センターより Wi-Fi ルーター・PC 等貸与。 【実施後アンケート】 第 1 回オンライン工場訪問後に、発注企業・受注企業それぞれにアンケート実施 第 2 回オンライン商談直後と後日、発注企業・受注企業それぞれにアンケート実施
--	--

(出所：商工観光労働部商工政策課提供資料より作成)

(3) 久留米市が期待する本事業によって得られる効果

コロナ禍での市内事業者の営業機会・受注機会の確保が期待できる。また、当商談会での商談・成約だけでなく、オンライン会議システムを活用した商談会への参加を通じて、市内中小製造業者の営業活動におけるデジタル技術の活用が促されることを期待する。

(4) 効果測定方法（目標指標）・目標値

参加企業数、商談数、参加企業アンケート結果等から事業効果を判断している。

(5) 実績（効果）

項目	令和 2 年度	令和 3 年度
参加受注企業	14 社	20 社
商談総数	28	38

(出所：商工観光労働部商工政策課提供資料より作成)

なお、本事業は、コロナ禍における移動自粛などを受けての営業支援として令和 2 年度と 3 年度での実施となる。

2. 実施した監査手続

- ① 事業内容の概要を把握するために担当者にヒアリングを実施し、関連資料を閲覧・取得した。
- ② 事業に関する関係法令や条例等を把握し、これらに準拠した処理が行われているか確認した。
- ③ 委託先の選定方法、委託契約の手続・内容が適法か検討した。

- ④ 委託事業の履行状況が適切か検討した。
- ⑤ 成果指標が適切に設定され、実績と比較されているか。また、目標と実績の差異の原因分析が行われ PDCA サイクルを通して次期の計画に反映されているか検討した。
- ⑥ 成果指標と実績との比較を通して事業が有効であり、必要なものであるか検討した。

3. 結果

(意見 2 6) 定量的な評価指標の設定

本事業の目的及び期待される効果は、コロナ禍での市内事業者の営業機会・受注機会の確保、ひいては市今後の内中小製造業者の営業活動におけるデジタル技術の活用の促進である。

市では、受託者である(公財)福岡県中小企業振興センターより入手した、参加企業数、商談数、参加企業アンケート結果から、本事業の効果測定を行なっている。

当該アンケートには、オンライン工場訪問・オンライン商談の利用しやすさ、改善すべき点、販路拡大への効果、商談後の取引見込み、取引が見込めない場合の理由等についての回答もあり、本事業の効果を定量的に評価することができる。

他方で、本事業の必要性を説明するためには、上記効果を定量的に測定することも重要であり、市内の参加受注企業・オンラインによる商談総数はそのための指標といえるため、それらの数値目標の設定も検討することが望ましい。

(3) 商工相談窓口体制強化委託

1. 概要

(1) 主な事業の概要

商工相談窓口体制強化委託	
目的	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた市内事業所が、国の緊急事態宣言に伴う一時金や福岡県感染拡大防止協力金などの新型コロナ支援策等の申請を行う際、申請手続きにおける事業者負担を軽減することを目的に、商工相談窓口に行行政書士を配置し、申請に至る過程の支援を行う。
関連諸法令、 条例、規則等	・ 地方自治法 234 条 ・ 地方自治法施行令 167 条の 2 ・ 久留米市契約事務規則 ・ 久留米市指名競争入札及び随意契約事務要領
事業の形態	業務委託
事業開始年度	令和 3 年度
委託業務の内容	1. 国・県・市の新型コロナウイルス感染症に関する事業者支援策の

	申請方法の案内、相談、申請サポートを行う。なお、申請手続きの代行はしないものとする。 2. 国の緊急事態宣言等に伴う一時金の登録確認機関として、事前確認の実施を行う。
業務期間	令和3年4月7日～令和4年3月31日
委託料	1 相談窓口 1 時間あたり 8,470 円（うち消費税及び地方消費税の額 770 円） 令和3年度委託料：6,403,320 円（消費税及び地方消費税額 582,120 円を含む）
委託先	福岡県行政書士会
委託先選定方法	随意契約
随意契約の理由	1. 行政書士は、行書書士法に基づき、官公署に提出する書類を作成することを専門としており、国・県・市への助成金申請において、事業者に必要な支援を行うことができる。 2. 行政書士は、行政書士法に基づき都道府県の行政書士会に登録しなければならないが、福岡県では、福岡県行政書士会が行政書士法に基づく組織である。

（2）久留米市が期待する本事業によって得られる効果

商工団体や金融機関、組合、顧問の士業など、支援機関との繋がりが薄く、相談先等がなく困られている事業者の相談窓口として、新型コロナ支援策等の申請手続きなどをサポートし事業者の負担軽減を図り、申請を促すことで、事業者の事業継続に繋がることを期待している。

（3）効果測定方法（目標指標）・目標値

相談先がなく困られている事業者からの相談希望に対して、相談予約業務を円滑に実施することで、相談希望者全員の面談実現を目指した。

（4）令和3年度実績（効果）

令和3年度は、相談希望者全員に対し断ることなく対応ができ、703 件の相談面談を実施することができた。利用された事業者等からは、「申請することができ、助かりました」など感謝の声を頂いている。

また、国支援金について、事業者は、国支援金サポートセンター（福岡市）まで出向くことなく市相談窓口で申請支援を受けることが出来たので、事業者負担の軽減に繋がったと考える。

2. 実施した監査手続

- ① 事業内容の概要を把握するために担当者にヒアリングを実施し、関連資料を閲覧・取得した。
- ② 事業に関する関係法令や条例等を把握し、これらに準拠した処理が行われているか確認した。
- ③ 委託先の選定方法、委託契約の手続・内容が適法か検討した。
- ④ 委託事業の履行状況が適切か検討した。
- ⑤ 成果指標が適切に設定され、実績と比較されているか。また、目標と実績の差異の原因分析が行われ PDCA サイクルを通して次期の計画に反映されているか検討した。
- ⑥ 成果指標と実績との比較を通して事業が有効であり、必要なものであるか検討した。

3. 結果

（意見 27）事業の効果の定性的な評価

委託先である福岡県行政書士会は、ひと月毎に実施報告書を、業務期間終了後に業務完了報告書を市に提出することとなっている。実施報告書には、その月に配置された行政書士と相談対応時間、業務完了報告書には履行期間と相談対応時間に応じた委託料が記載される様式となっている。

本事業の目的及び期待される効果は、「新型コロナウイルス支援策等の申請手続きにおける事業者負担を軽減し、申請を促すことで、事業者の事業継続に寄与する」であるところ、本事業の効果を測定するためには、相談対応時間（相談件数）だけではなく、委託先において相談者に対するアンケート調査を実施してもらい、回答を業務完了報告書と共に入手することで、相談実施の効果（手続の負担減の程度等）も把握することが望ましい。

（4）中小企業経営改善支援事業費補助金

1. 概要

（1）主な事業の概要

中小企業経営改善支援事業費補助金	
目的	市内の中小企業者の経営の安定及び改善を図るために久留米商工会議所が行う、中小企業者への専門的知識を有する者の派遣事業を支援する。
関連諸法令、条例、規則等	・久留米市補助金等交付規則 ・久留米市中小企業経営改善支援事業費補助金交付要綱
事業の形態	補助金
事業開始年度	平成 25 年度

補助対象者	久留米商工会議所（要綱第 3 条）
補助対象事業	久留米商工会議所が久留米市内の中小企業者の経営の安定及び改善を図るため、専門家を派遣する事業 （要綱第 4 条）
補助対象経費	①専門家謝金 ②専門家旅費 ③その他市長が必要かつ適当と認める経費 （要綱第 5 条） ※専門家とは ア．各種の技術、技能等（以下「技能等」）に関する実務に 10 年以上の経験を有する者。 イ．技術等に関する公的資格を有し、かつ、実務に 5 年以上の経験を有する者。 ウ．技能等に関する指導、教育機関に所属し、指導、教育、研究等に 5 年以上の経験を有する者。 エ．上記までに規定する者と同等以上の技能及び経験等を有すると認められる者。 （要綱第 2 条第 3 号）

（２）事業費の予算と決算の推移等

過去 5 年間の補助金の予算額（補正後）及び決算額

（単位：千円、％）

	平成 29 年	平成 30 年	令和 1 年	令和 2 年	令和 3 年
予算額	3,585	3,585	3,585	16,840	9,800
決算額	2,629	3,585	3,585	8,336	8,068
執行率	73.3	100	100	49.5	82.3

（出所：商工観光労働部商工政策課提供資料より作成）

新型コロナウイルス対応のため、令和 2 年度より予算を増額した。

(3) 補助事業実施状況

中小企業経営改善支援事業(専門家派遣)実績表

		令和元年度		令和2年度		令和3年度		計	
		件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
相談項目	経営革新計画	25	15.2%	79	21.5%	33	9.0%	137	15.3%
	創業	56	33.9%	55	15.0%	67	18.3%	178	19.8%
	経営改善計画	13	7.9%	11	3.0%	12	3.3%	36	4.0%
	業務改善	2	1.2%	6	1.6%	5	1.4%	13	1.5%
	事業計画	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	その他	69	41.8%	216	58.9%	249	68.0%	534	59.5%
	合 計	165	100.0%	367	100.0%	366	100.0%	898	100.0%
専門家の職種	中小企業診断士	149	90.3%	325	88.6%	330	90.2%	804	89.5%
	経営コンサルタント	14	8.5%	1	0.3%	0	0.0%	15	1.7%
	社会保険労務士	0	0.0%	12	3.3%	7	1.9%	19	2.1%
	弁護士	0	0.0%	2	0.5%	5	1.4%	7	0.8%
	弁理士	0	0.0%	0	0.0%	1	0.3%	1	0.1%
	税理士	2	1.2%	0	0.0%	2	0.6%	4	0.5%
	POPクリエイター	0	0.0%	0	0.0%	1	0.3%	1	0.1%
	デザイナー	0	0.0%	2	0.5%	5	1.4%	7	0.8%
	ITコーディネーター	0	0.0%	22	6.0%	0	0.0%	22	2.5%
	その他	0	0.0%	3	0.8%	15	4.1%	18	2.0%
	合 計	165	100.0%	367	100.0%	366	100.0%	898	100.0%

(出所：商工観光労働部商工政策課提供資料)

実績表相談項目その他の内訳

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
持続化補助金	21	110	37
事業再構築補助金	0	0	148
ものづくり補助	21	32	8
その他補助金申請・活用	0	13	3
雇用関係助成金	0	12	5
IT活用	1	11	2
HP活用・更新	0	9	5
事業計画策定	2	9	0
販売促進	4	5	2
経営力向上計画	1	4	1
新商品開発	0	3	4
スポーツ活動継続サポート補助金	0	2	0
集客戦略	0	2	0
販路開拓	0	2	2
会社設立	0	1	0
伝統工芸品産業支援補助金	0	1	0
プロモーション、情報発信	4	0	4
トラブル対応	0	0	2
事業承継(補助金)	3	0	4
就業規則・勤怠、労務	1	0	3
業務改善	0	0	2
ブランディング	0	0	1
経営全般	0	0	2
商標権	0	0	2
収用に伴う補償額	0	0	1
振興組合の解散	0	0	1
税務	0	0	2
販促デザイン	0	0	2
法律相談	0	0	1
創業後支援	2	0	0
法人成り	1	0	0
チャレンジ応援補助金	3	0	0
事業再生	0	0	3
資金繰り	5	0	2
	69	216	249

(出所：商工観光労働部商工政策課提供資料)

上記の他、久留米商工会議所は、相談者へのアンケート調査による回答を入手している。

(4) 久留米市が期待する本事業によって得られる効果

商工団体の職員では対応が難しい専門性が高い相談への対応が可能となり、もって、中小企業への経営安定・経営改善が期待できる。

(5) 効果測定方法（目標指標）・目標値

利用事業者からのアンケート結果、商工団体からの報告を確認している。

(6) 実績（効果）

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 1 年度	令和 2 年度	令和 3 年度
相談件数	124 件	161 件	165 件	367 件	366 件

（出所：商工観光労働部商工政策課提供資料より作成）

- ・ 利用事業者からは、専門家との相談を通じて「方向性が見えた」、「計画策定ができた」等の評価の声を頂いている。
- ・ 令和 3 年度は、国の事業再構築補助金に関する相談が最も多く、事業者の事業転換等につながっているものとする。

2. 実施した監査手続

- ① 事業内容の概要を把握するために担当者にヒアリングを実施し、関連資料を閲覧・取得した。
- ② 事業に関する関係法令や条例等を把握し、これらに準拠した処理が行われているか確認した。
- ③ 補助金の算定及び交付時期が適切か検討した。
- ④ 補助事業の実績報告が適切か検討した。
- ⑤ 成果指標が適切に設定され、実績と比較されているか。また、目標と実績の差異の原因分析が行われ PDCA サイクルを通して次期の計画に反映されているか検討した。
- ⑥ 成果指標と実績との比較を通して事業が有効であり、必要なものであるか検討した。

3. 結果

指摘・意見共に無し。

(5) 久留米市販路開拓促進事業費補助金

久留米市販路開拓促進事業費補助金	
目的	久留米市の中小企業者に対して、自社製品や自社技術、自社が取り扱う製品等を国内外の見本市又は展示会等に出展する場合に必要な経費の一部を補助し、当該中小企業者の販路開拓を支援することにより、市内企業の取引の促進や国際化、地域経済の活性化を図る。
関連諸法令、 条例、規則等	・ 久留米市補助金等交付規則 ・ 久留米市販路開拓促進事業費補助金交付要綱
事業の形態	補助金
事業開始年度	平成 24 年度（海外）、平成 28 年度に国内を対象に追加
補助対象者	次の要件を全て満たす中小企業者 ①市内に事務所又は事業所を有し、当該事務所又は事業所が主体的に事業を実施すること。 ②市税を滞納していないこと。 ③大企業が補助金の交付を受けようとする中小企業者の発行済株式の 2 分の 1 を超えて保有していないこと。 ＜補助対象外＞ ①暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 項に規定する暴力団（以下、「暴力団」） ②暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」） ③暴力団または暴力団員と密接な関係を有する者 （要綱 4 条）
補助対象事業	①補助対象者が、海外又は国内（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県の各県以外で開催されて、かつ見本市等の規模が、募集小間数が 100 以上、又は出展予定企業が 100 社以上）の見本市等へ出展を行う事業（販売活動を主な目的としたものを除く）。 ②出展する製品は、市内で自社が生産、製造若しくは開発した産品、製品若しくは技術又は自社が取り扱う製品等。 ③この要綱以外の制度に基づく補助金の交付を受け、又は受けることが決定している事業は対象外。 （要綱 5 条）

補助対象経費 (要項 6 条)	①出展（小間）料及び展示装飾費 ②出展物輸送費 ③通訳経費（海外のみ） ④資料作成費（海外のみ）	
	⑤旅費 (海外 のみ)	A：中華人民共和国、香港、マカオ、台湾、大韓民国、モンゴル国、インドネシア共和国、カンボジア王国、シンガポール共和国、タイ王国、フィリピン共和国、ブルネイ・ダルサラーム国、ベトナム社会主義共和国、マレーシア、ミャンマー連邦共和国、ラオス人民民主共和国、東ティモール民主共和国
		B：A 以外の全ての地域
	⑥その他市長が特に認める経費	
補助金交付回数	通算 2 回まで。当該年度内の交付回数は 1 回。 (要綱 7 条)	
補助率・上限額	①補助金の額は、補助対象経費の 2 分の 1 以内であって、かつ国内の見本市等は 20 万円、海外の見本市等は 30 万円をそれぞれ限度とし、予算の範囲内で交付。 ②事業者が当該年度より前に補助金を 1 回受給している場合の補助の額は、海外の見本市等については、補助対象経費の 3 分の 1 以内であって、かつ 20 万円を限度とする。国内の見本市等については、補助対象経費の 3 分の 1 以内であって、かつ 10 万円を限度とする。 ③補助金額に 1000 円未満の端数が生じたときは切り捨てる。 (要綱 8 条)	

(2) 事業費の予算と決算の推移等

ア 過去5年間の補助金の予算額（補正後）及び決算額

(千円)

		予算額	決算額	前年度繰越予算	前年度繰越決算
H29	国内	2,000	1,914	0	0
	海外	1,500	1,239	0	0
H30	国内	2,000	500	0	0
	海外	1,500	1,029	0	0
R1	国内	2,000	449	500	333
	海外	1,700	323	0	0
R2	国内	1,500	300	200	89
	海外	1,000	0	0	0
R3	国内	1,000	100	0	0
	海外		0	200	167

※H29～R2（海外）：海外ビジネス展開促進事業（海外見本市等出展補助金）
→R3以降は、地域企業育成事業（現・地域企業経営力強化促進事業）に統合

(出所：商工観光労働部商工政策課提供資料)

イ 補助金支援件数

	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度
国内	10 件	5 件	6 件	3 件	1 件
海外	6 件	5 件	2 件	0 件	1 件

令和2～3年度は新型コロナウイルス感染症の影響による展示会等の中止・延期が相次ぎ、実績が少なくなっているものの、令和4年度に入り国内展示会の動きは戻っている。 ※令和4年度（10月末時点） 国内 11 件

(出所：商工観光労働部商工政策課提供資料より作成)

(3) 久留米市が期待する本事業により得られる効果

市内事業者の営業機会・受注機会の確保が期待できる。

(4) 効果測定方法（目標指標）・目標値

実績報告時の成果報告書により、商談件数、成約件数、出展効果等を確認している。

(5) 令和3年度の実績（効果）

商談件数：（開催期間中）102 件、（終了後）7 件

成約（見込み）件数：2 件

その他、事業の効果を補助事業者からの成果報告書により入手している。

2. 実施した監査手続

- ① 事業内容の概要を把握するために担当者にヒアリングを実施し、関連資料を閲覧・取得した。
- ② 事業に関する関係法令や条例等を把握し、これらに準拠した処理が行われているか確認した。
- ③ 補助金の算定及び交付時期が適切か検討した。
- ④ 補助事業の実績報告が適切か検討した。
- ⑤ 成果指標が適切に設定され、実績と比較されているか。また、目標と実績の差異の原因分析が行われ PDCA サイクルを通して次期の計画に反映されているか検討した。
- ⑥ 成果指標と実績との比較を通して事業が有効であり、必要なものであるか検討した。

3. 結果

指摘・意見共に無し。

(6) 中小企業止水板等設置事業費補助金

1. 概要

(1) 主な事業の概要

中小企業止水板等設置事業費補助金	
目的	浸水対策の取組を強化しようとする市内の中小事業者に対し、久留米市中小企業止水板等設置事業費補助金を交付することにより、大雨等による浸水被害の防止又は軽減を図る。
関連諸法令、条例、規則等	・久留米市補助金等交付規則 ・久留米市中小企業止水板等設置事業費補助金交付要綱
事業の形態	補助金
事業開始年度	令和3年度
補助対象者	次の要件を全て満たす中小企業 ①平成30年以降に浸水被害を受けた市内の建物等において事業（農業、林業及び漁業を除く。）を営んでいること ②事業継続力強化計画(※1)又は連携事業継続力強化計画(※2)の認定(※3)を受けており、計画中に浸水対策に係る記載があること ③市税を滞納していないこと ※1 事業継続力強化計画：中小企業が自社の災害リスクを認識し、防災・減災対策の第一歩として取り組むために必要な項目を盛り込んだもので、将来的に行う災害対策等を記載するもの。

	※2 連携事業継続力強化計画：複数事業者が連携して策定する事業継続力強化計画。 ※3 認定：作成した計画は国へ申請を行い、経済産業大臣の認定を受ける必要がある。 ＜補助対象外＞ ①暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 6 号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者 ②政治・経済・文化団体 ③宗教上の組織又は団体 ④前各号に掲げる者のほか、補助金の趣旨・目的に照らして交付することが適当でないと市長が認める者 （要綱第 3 条）			
補助対象事業	補助対象者が実施する浸水被害の防止又は軽減に資する止水板の設置工事等であって、次の要件を全て満たすもの。 ①補助金交付決定後に補助対象事業に着手したもの ②久留米市住宅リフォーム助成事業（防災力向上支援）補助金の交付を受けていないもの （要綱第 4 条）			
補助対象経費 補助率 上限額 （要綱第 5 条）	止水板の設置 工事及び附帯 工事	1/2	30 万円	止水板は、金属等の材質であり、止水板として十分な止水性、耐水性を備えるものであって、設置において工事を伴うものであること。附帯工事とは、止水板の設置に必要な工事、又は止水効果を高めるために行う工事をいう。
	浸水被害の防 止又は軽減に 資する関連工 事			排水設備の逆流防止措置、設備のかさ上げ、移設工事、外構（止水壁）の工事等
①補助対象経費は、補助対象事業に必要なかつ適当と認められるものであって、原則として別に定める日までに支払が確認できる経費に限る。 ②国や地方公共団体から助成を受ける補助対象経費がある場合は、その補助対象経費のうち重複するものは対象外とする。 ③①の期日までに事業が完了しないことについて、やむを得ない事情があると認められるときは、別途期限を定める。 ④補助金の交付は、1 中小事業者につき 1 回限りとする。				

	⑤申請者自身の製品・サービス等による経費は対象外。 ⑥対象経費は、消費税及び地方消費税を含まない。 ⑦補助金の合計額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。
--	--

(2) 久留米市が期待する本事業によって得られる効果

止水板等の設置により、大雨等による浸水被害の防止又は軽減されることが期待できる。また、国の事業継続力強化計画の認定を補助の要件としており、当事業を通じて、市内事業者の防災・減災意識の向上、事前対策の促進を期待している。

(3) 効果測定方法（目標指標）・目標値

設置した止水板等の効果により、事業者の浸水被害は軽減される。今後、大雨等による災害が発生した際は、被災事業者や補助事業者に対し訪問等によるヒアリングを行い効果の確認を行う。

(4) 実績（効果）

項目	令和 3 年度
補助金交付件数	1 件

※令和 4 年度は、10 月末時点で 20 件。

（出所：商工観光労働部商工政策課提供資料より作成）

2. 実施した監査手続

- ① 事業内容の概要を把握するために担当者にヒアリングを実施し、関連資料を閲覧・取得した。
- ② 事業に関する関係法令や条例等を把握し、これらに準拠した処理が行われているか確認した。
- ③ 補助金の算定及び交付時期が適切か検討した。
- ④ 補助事業の実績報告が適切か検討した。
- ⑤ 成果指標が適切に設定され、実績と比較されているか。また、目標と実績の差異の原因分析が行われ PDCA サイクルを通して次期の計画に反映されているか検討した。
- ⑥ 成果指標と実績との比較を通して事業が有効であり、必要なものであるか検討した。

3. 結果

（意見 28）定量的な評価指標の設定

本事業の目的及び期待される効果は、大雨等による浸水被害の防止又は軽減が図られる

ことにより事業者の浸水被害を軽減することである。

また、当補助金は、国の事業継続力強化計画の認定を補助の要件としており、当事業を通じて、市内事業者の防災・減災意識の向上、事前対策の促進も期待できるとのことである。（なお、事業継続力強化計画は、事業者の経営改善等に関する支援策の一部であり、その認定件数は、経営革新計画、事業承継計画等の他の計画認定件数とあわせて総数として目標設定を行っているとのことであった。）

本事業自体の直接の効果は、災害発生時に確認することになるが、定量的な数値目標が設定されて実績と比較されることにより、本事業の効果を客観的に把握することができるのであるから、数値目標の設定は必要である。

したがって、止水板等（その他浸水防止工事）設置率等の数値目標の設定を検討することが望ましい。

16. 地場産業総合振興事業

1. 概要

（1）主な事業の概要

i) 公益財団法人久留米地域地場産業振興センター補助金	
目的	地域文化・伝統継承の担い手である地場産業の振興に寄与する事業を行う公益財団法人久留米地域地場産業振興センターに対して、補助金を交付することにより、魅力ある就業機会の創出及び地場産業の振興を図り、もって本市産業の活性化を図る。
関連諸法令、 条例、規則等	・久留米市補助金等交付規則 ・公益財団法人久留米地域地場産業振興センター補助金交付要綱
事業の形態	補助金
事業開始年度	令和13年度
補助対象者	公益財団法人久留米地域地場産業振興センター
補助対象経費、 補助率、上限額	①総合振興事業（※）に要する経費から、国・県補助金、サイクルコミュニティセンター事業費、岡基金を除いたもの ②高度化償還金総額から県補助金を除いたもの ③法人市民税均等割額及び固定資産税 ③久留米絣の振興に要する経費 ④久留米市職員給与条例の規定に基づいて算出した出向職員の人件費 ⑤その他市長が特に必要と認める経費 ※総合振興事業とは 地場産業振興センターが行う事業のうち次のもの ア. 商品開発能力育成事業

	イ．需要開拓事業 ウ．人材養成事業 エ．情報収集提供事業 オ．その他地場産業振興に関する事業
--	---

ii) 久留米絃振興事業費補助金		
目的	伝統的工芸品久留米絃の振興や需要開拓等のため、久留米絃協同組合及び藍・愛・で逢いフェスティバル実行委員会が行う、久留米市内での誘客イベントを支援することにより、久留米絃の魅力発信を行い絃需要の喚起並びに産地の活性化に繋げる。	
関連諸法令、 条例、規則等	・久留米市補助金等交付規則 ・久留米絃振興事業費補助金交付要綱	
事業の形態	補助金	
事業開始年度	平成 15 年度	
補助対象者	久留米絃協同組合 藍・愛・で逢いフェスティバル実行委員会	
補助対象経費	企画会議費	委員謝金、委員旅費、専門家謝金、会場費、会議費
	展示会開催等 事前準備費	マーケティング調査費、事務打ち合わせ旅費、通信連絡費、印刷・広報費、アルバイト賃金、映像資料等作成費、翻訳費
	展示会開催等 事業費	会場費、設営・装飾費、出品物梱包及び運送費、通訳・翻訳費、アルバイト賃金、保険料、外注費、展示会場内において実演等を行う場合の実演等謝金、実演等旅費、原材料費、シャトルバス運行費、警備委託費、消耗品費
	展示会等成果 検討費	検討委員謝金、検討委員旅費、会場費、会議費、成果アンケート調査用紙、印刷費、アンケート調査集計アルバイト賃金、検討用資料印刷費、報告書作成費
	その他	その他、市長が特に必要と認める経費
上限額	予算の範囲内	

(2) 事業費の予算と決算の推移等

ア 過去5年間の補助金の予算及び決算額

(単位：千円)

	平成 29 年	平成 30 年	令和 1 年	令和 2 年	令和 3 年
予算額	29,836	30,606	32,690	33,350	26,648
決算額	29,756	29,600	30,350	30,749	26,347

(出所：商工観光労働部商工政策課提供資料より作成)

イ 令和3年度決算額の主な内訳

節	金額（千円）	内容
使用料及び賃借料	242	JR 久留米駅店借上料
負担金・補助金及び交付金	24,485	(公財)久留米地域地場産業振興センター補助金
同上	1,620	久留米絣振興事業費補助金

(出所：商工観光労働部商工政策課提供資料より作成)

(3) 補助事業実施状況

ア i) (公財) 久留米地域地場産業振興センター補助金明細

令和3年度 久留米地域地場産業振興センター補助金明細書								(単位:円)
区 分	番号	事 業 名	事業費 決算額	負担内訳			補助対象 事業費	補助交付額
				県	事業者 負担	自己 負担		
(1)総合振興事業			7,432,828	728,117	674,311	6,030,400	6,030,400	5,854,073
新商品開 発事業	①	地場産品を活用した新商品開発	319,440	0	0	319,440	319,440	
	②	インターナショナルギフトショーへの 出展支援	2,098,605	728,117	674,311	696,177	696,177	
	③	かすりすとプロジェクト	168,446	0	0	168,446	168,446	
	④	筑後の酒の振興	701,073	0	0	701,073	701,073	
	⑤	いい日地場産の日の開催	634,237	0	0	634,237	634,237	
	⑥	地場産のPR	671,451	0	0	671,451	671,451	
	⑦	各種物産展への出展	1,017,278	0	0	1,017,278	1,017,278	
	⑧	市庁舎内への展示	9,442	0	0	9,442	9,442	
	⑨	ECモールの活用	215,842	0	0	215,842	215,842	
人材養成 事業	⑩	新春講演会の開催	154,935	0	0	154,935	154,935	
情報収集 整理提供 事業	⑪	インターネットの活用	320,741	0	0	320,741	320,741	
	⑫	情報の収集及び整理	390,410	0	0	390,410	390,410	
久留米耕 振興事業	⑬	資料館の活用	654	0	0	654	654	
	⑭	藍・愛・で違いフェスティバルとのタ イアップ事業の実施	545,274	0	0	545,274	545,274	
	⑮	久留米耕振興事業	185,000	0	0	185,000	185,000	
(2)連携中核都市圏事業			2,400,134	0	0	2,400,134	2,400,134	2,400,000
連携中核都 市圏事業	⑯	物産展の開催及び物産展への出展	2,400,134	0	0	2,400,134	2,400,134	
(3)人件費			15,823,101	0	0	15,823,101	15,823,101	15,749,000
一般管理 費	⑰	人件費	15,823,101	0	0	15,823,101	15,823,101	
(4)租税公課支出			481,500	0	0	481,500	481,500	481,500
租税公課 支出	⑱	市税(固定資産税)、県税等	481,500	0	0	481,500	481,500	
総合計額((1)+(2)+(3)+(4))			26,137,563	728,117	674,311	24,735,135	24,735,135	24,484,573

(出所：商工観光労働部商工政策課提供資料)

イ (公財) 久留米地域地場産業振興センター販売実績 (単位：日、円、%)

		H30年度	R 1 年度	R 2 年度	R3年度
物産館	売上累計 A	170,509,894	168,173,010	109,523,710	127,293,534
	粗利益累計 ロ	40,327,712	39,816,831	26,367,519	30,747,321
	利益率	23.67	23.68	24.07	24.15
外商	売上累計 B	25,648,394	23,491,728	26,380,577	22,631,344
	粗利益累計 ハ	6,102,868	7,367,562	7,761,328	5,586,409
	利益率	23.02	31.36	29.42	24.68
合計	売上累計(A+B)	196,158,288	191,664,738	135,904,287	149,924,878
	粗利益累計(ロ+ハ)	46,340,580	47,184,393	34,128,847	36,333,730

(出所：商工観光労働部商工政策課提供資料より作成)

ウ ii) 久留米絣振興事業費補助金 (単位：人、千円)

項目	H29 年度	H30 年度	R 1 年度	R2 年度	R3 年度
来場者数	27,500	25,000	中止	1,246	3,723
販売実績額	15,081	14,115		11,138	21,660

- ・令和3年度は、年2回(11月と3月)イベントが開催されている
- ・令和2年度よりコロナ感染拡大防止のための入場者受付名簿から集計するように変更されている

(出所：商工観光労働部商工政策課提供資料より作成)

(4) 久留米市が期待する本事業によって得られる効果

(公財) 久留米地域地場産業振興センターが実施する事業や伝統的工芸品久留米絣の魅力発信等を通じて、伝統的工芸品や地場産品の域内外からの新しい需要を喚起し、伝統産業や地場産業の振興が期待できる。

(5) 効果測定方法(目標指標)・目標値

(公財) 久留米地域地場産業振興センターの事業や久留米絣振興事業による伝統産業や地場産業の振興を目的としていることから、地場産物産館での購買者数で測定している。

数値目標：令和3年度 120,000人

(6) 実績（効果）

項目	令和 1 年度	令和 2 年度	令和 3 年度
購買者数	112,438 人	69,901 人	77,475 人

令和 1 年度より集計。令和 2 年度、令和 3 年度は、新型コロナウイルスによる人流抑制の影響があり、目標値を下回っている。

（出所：商工観光労働部商工政策課提供資料より作成）

2. 実施した監査手続

- ① 事業内容の概要を把握するために担当者にヒアリングを実施し、関連資料を閲覧・取得した。
- ② 事業に関する関係法令や条例等を把握し、これらに準拠した処理が行われているか確認した。
- ③ 補助金の算定及び交付時期が適切か検討した。
- ④ 補助事業の実績報告が適切か検討した。
- ⑤ 成果指標が適切に設定され、実績と比較されているか。また、目標と実績の差異の原因分析が行われ PDCA サイクルを通して次期の計画に反映されているか検討した。
- ⑥ 成果指標と実績との比較を通して事業が有効であり、必要なものであるか検討した。

3. 結果

（意見 2 9）久留米絣振興事業費補助事業の定量的な評価指標の設定

本事業の目的及び期待される効果は、伝統的工芸品久留米絣の魅力発信、絣需要の喚起による産地の活性化・久留米絣の振興である。

市では、地場産業総合振興事業全体の効果測定のための目標値として、地場産物産館での購買者数を設定している。

地場産物産館での購買者の中には、久留米絣振興事業のイベントをきっかけに久留米絣に興味を持った客もいるとのことであり、上記数値目標は、当事業の効果をある程度は測ることができると思う。

しかしながら、久留米絣振興事業にかかる補助金の直接的な効果を客観的に把握する上では不十分と言わざるを得ないため、例えば久留米絣イベントにおける来場者数や、地場産物産館の購買者数の中から当該イベントがきっかけとなった者の人数等をもとに、当事業自体の数値目標の設定を検討することが望ましい。

17. 産業団地整備事業特別会計繰出金

1. 業務の内容

産業団地整備事業特別会計への繰出金

2. 実施した監査手続

- ① 事業内容の概要を把握するために担当者にヒアリングを実施した。
- ② 事業に関する関係法令や条例等を把握し、これらに準拠した処理が行われているか検討した。
- ③ 各事業の予算額、決算額の推移をとり、著しい増加・減少があれば、その原因を調査し合理性を確認した。
- ④ 補助金や交付金、委託料等の算定が適切に行われているか検討した。
- ⑤ 委託や指定管理に関し契約内容が適切か確かめるとともに、委託料や指定管理料が適切に算定されているか確認した。
- ⑥ 支出についてサンプリングより関連法令や条例等に従って適切に処理されているか確認した。
- ⑦ 成果指標が適切に設定され、実績と比較されているか。また、目標と実績の差異の原因分析が行われ PDCA サイクルを通して次期の計画に反映されているか検討した。
- ⑧ 成果指標と実績との比較を通して事業が有効であり、必要なものであるか検討した。
- ⑨ 施設を有する事業においては固定資産の管理、物品の管理が適切に行われているか確認した。

【個別事業の検討】

○ 産業団地整備事業特別会計への繰出金

1. 概要

●事業の内容
<目的> 市内の産業団地は全て完売している状況で、活発な企業進出の受け皿となる新たな産業団地を整備するための「産業団地整備事業」（特別会計）が円滑に実施できるよう、繰出金を拠出するものである。 <概要> 平成30年度に、新たな産業団地候補地として「久留米市企業立地促進委員会」から答申のあった、（仮称）藤光東部産業団地の開発のため、一般会計から産業団地整備事業特別会計へ繰出金を拠出するものである。産業団地整備事業特別会計は、当該繰出金を事業の財源に充てるものである。 <関連諸法令、条例、規則> 久留米市特別会計設置条例
●事業の形態
産業団地整備事業特別会計
●実施期間
令和3年度～令和12年度
●課が考えている課題
久留米市への企業進出の動きは活発であるにもかかわらず、市内産業団地は完売の状況であるので、産業団地を早期に造成し、進出企業を取り込みたい。

2. 事業費の予算と決算の推移

（1）予算現額と決算額（財源）の推移

（単位：千円）

年度	予算現額	決算額	財源
令和3年度	2,000	20	繰出金 20

（2）令和3年度決算額の主な内訳

節	金額（千円）	内容
繰出金	20	一般会計から産業団地整備事業特別会計への繰出金

3. 支出が適切に処理されているかについて

予算は2,000千円であったが、決算額は調整財源（産業団地整備事業（特別会計）の決算額のうち、起債が充当できない10万円未満の端数への充当）としての20千円のみであった。

4. 成果指標と実績評価及びPDCAサイクルへの反映について

無し

5. 事業の必要性について

企業進出の動きは活発であるので、産業団地を早期に造成し、進出企業を取り込みたい。

6. 監査の結果及び意見

指摘事項は発見しなかった。

18. 商工業振興費

1. 業務の内容

事業課で負担する諸経費(部内で任用する会計年度任用職員の人件費・所属団体の負担金等)

2. 実施している事業

令和3年度決算額

○ 商工労働ニュース関係費	3,803千円
○ メールマガジン委託費	136千円
○ 会計年度任用職員等の人件費	3,171千円
○ 所属団体の負担金	1,379千円

3. 実施した監査手続

- ① 事業内容の概要を把握するために担当者にヒアリングを実施した。
- ② 事業に関する関係法令や条例等を把握し、これらに準拠した処理が行われているか検討した。
- ③ 各事業の予算額、決算額の推移をとり、著しい増加・減少があれば、その原因を調査し合理性を確認した。
- ④ 補助金や交付金、委託料等の算定が適切に行われているか検討した。
- ⑤ 委託や指定管理に関し契約内容が適切か確かめるとともに、委託料や指定管理料が適切に算定されているか確認した。

- ⑥ 支出についてサンプリングより関連法令や条例等に従って適切に処理されているか確認した。
- ⑦ 成果指標が適切に設定され、実績と比較されているか。また、目標と実績の差異の原因分析が行われ PDCA サイクルを通して次期の計画に反映されているか検討した。
- ⑧ 成果指標と実績との比較を通して事業が有効であり、必要なものであるか検討した。
- ⑨ 施設を有する事業においては固定資産の管理、物品の管理が適切に行われているか確認した。

【個別事業の検討】

○ 商工労働ニュース

1. 概要

●事業の内容
<目的> 中小企業に対し情報提供を行う <概要> 3 か月に 1 度季刊誌を作成し、郵送を行う <関連諸法令、条例、規則> 特になし
●事業の形態
市職員による季刊誌の作成、
●実施期間
平成 18 年に前身の「産業の窓」と労政課発行の「わーくパル」が合体し、商工労働ニュースが創刊。以来 3 か月に 1 度発行。
●課が考えている課題
商工労働ニュースの発行数の伸び悩み、紙媒体での情報提供から電子媒体への変更の可否など。

2. 事業費の予算と決算の推移

(1) 予算現額と決算額（財源）の推移

(単位：千円)

年度	予算現額	決算額	財源
令和元年度	2, 146	1, 809	一般財源
令和 2 年度	2, 172	1, 786	一般財源
令和 3 年度	2, 078	1, 763	一般財源

※別途、通信費が生じている。

(2) 令和 3 年度決算額の主な内訳

節	金額（千円）	内容
12 節	405	印刷製本費
12 節	1, 358	委託料

3. 支出が適切に処理されているかについて

監査を実施した範囲では不適切な処理は発見しなかった。

4. 成果指標と実績評価及びPDCA サイクルへの反映について

成果指標、実績評価指標は無い

5. 事業の必要性について

以下は商工労働ニュースの発行状況及び関連経費の状況である。

令和3年度 商工労働ニュース発行状況及び関連経費の状況

	春	夏	秋	冬	計
発行部数（部）	8,800	8,800	8,800	8,800	35,200
郵送件数（件）	5,982	6,162	6,128	6,036	24,308
郵送部数（部）	7,151	7,363	7,392	7,205	29,111
経費（円）					
印刷製本費 封筒代	101,250	101,250	101,250	101,250	405,000
通信運搬費	510,000	510,000	510,000	510,000	2,040,000
委託料	339,625	339,625	339,625	339,625	1,358,500
計	950,875	950,875	950,875	950,875	3,803,500
発行1冊あたり経費	108	108	108	108	108

※ 郵送件数、部数には行政便分も含む

※ 通信運搬費は、財産管理課より送付しているため郵送料は参考値である。

※ 委託料1,358,000円のうち商工部負担分は折半額の679,250円である。

6. 監査の結果及び意見

（意見30）商工労働ニュースの発行

現状

商工労働ニュースについては、4月に開催した商工労働ニュースの受託事業者を選定する選定委員会（部内職員で構成）で見直しをするように意見が出されていたため、現在あり方の検討に入っており、年度内に方向性をまとめる予定とのことである。

主な検討内容は、SNSが普及している中、紙ベースの発信は効果的か、発行時期や回数などは適切か、事業者や労働者が求める内容をタイムリーに発信できているか、商工労働ニュース以外で情報提供できる方法はないかなどである。

意見

部内の検討で自主的に既存の業務を見直していることは非常に望ましいことではあるが、社会情勢の変化により事業の必要性・公益性が過度に薄れていないか、当初の目的は達成されたかなどの視点で機械的に検討を行うため、制度開始当初より終期を設けるなどの工夫が必要と考える。

19. 浸水被災事業者支援事業

1. 業務の内容

新型コロナウイルスの影響が長期化する中、令和3年8月の大雨による浸水被害を受けた中小企業者に支援金を支給。法人30万円、個人事業者15万円。当初予算には計上されていなかったが、災害の甚大性に鑑み補正予算により当該事業が実施された。

2. 実施している事業

	<u>令和3年度予算額</u>
○ 浸水被災事業者支援事業	85,057千円（補正予算）

3. 実施した監査手続

- ① 事業内容の概要を把握するために担当者にヒアリングを実施した。
- ② 事業に関する関係法令や条例等を把握し、これらに準拠した処理が行われているか検討した。
- ③ 各事業の予算額、決算額の推移をとり、著しい増加・減少があれば、その原因を調査し合理性を確認した。
- ④ 補助金や交付金、委託料等の算定が適切に行われているか検討した。
- ⑤ 支出についてサンプリングより関連法令や条例等に従って適切に処理されているか確認した。
- ⑥ 成果指標と実績との比較を通して事業が有効であり、必要なものであるか検討した。

【個別事業の検討】

○ 浸水被災事業者支援事業

1. 概要

●事業の内容 <目的> 新型コロナウイルスの影響が長期化する中、令和3年8月の大雨による浸水被害を受けた市内の中小企業者に対し、久留米市浸水被災事業者支援金を予算の範囲内で交付する。 <概要> (支援金の交付対象者) 次の要件を全て満たす中小事業者とする。 (1)令和3年8月の大雨によって浸水被害を受けたものであること (2)当該被害に係る被災証明書又は災証明書の発行を市から受けたものであること (3)必要な許認可等を取得し、当該被害を受けた所在地の物件にて事業（農業、林業及び漁業を除く）を営んでいること 但し、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、支援金を交付しない。 (1)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又はこれらと密接に関係を有する者 (2)政治・経済・文化団体 (3)宗教上の組織又は団体 (4)前各号に掲げる者のほか、支援金の趣旨・目的に照らして交付することが適当でないと市長が認めるもの (支援金の額) 支援金の額は、1中小企業あたり30万円（個人事業者にあっては15万円）とする。 <関連諸法令、条例、規則> 久留米市浸水事業者支援金交付要綱 久留米市補助金等交付規則
●事業の形態 支援金の交付
●実施期間 令和3年10月1日施行令和4年3月31日終了
●課が考えている課題 臨時的な制度であり、特になし

2. 事業費の予算と決算の推移

(1) 予算現額と決算額（財源）の推移

(単位：千円)

年度	予算現額	決算額	財源
令和元年度	—	—	
令和2年度	—	—	
令和3年度	85,057（補正予算）	61,200	全額一般財源

(2) 令和3年度決算額の主な内訳

節	金額（千円）	内容
負担金・補助金及び交付金	61,200	補助金

3. 支出が適切に処理されているかについて

不適切な処理は発見していない。

4. 成果指標と実績評価及びPDCAサイクルへの反映について

令和3年8月の大雨による浸水被害に対応する臨時的事業であり、継続事業でないため成果指標、実績評価は行っていない。

5. 事業の必要性について

久留米市浸水被災事業者支援金交付状況は以下のとおりであった。

支援額	(円)		
	個人	法人	総計
1事業者あたり支援額	@15万円	@30万円	
合計	18,900,000	42,300,000	61,200,000

地域別交付状況	(件)		
	個人	法人	総計
城島町	39	34	73
梅満町	16	44	60
長門石	22	14	36
津福本町	7	14	21
東合川	11	7	18
三瀦町	3	6	9
東櫛原町	5	4	9
安武町	3	4	7
中央町	5	1	6
東町	3	1	4
白山町	1	3	4
北野町	3	1	4
大石町	1	2	3
東合川新町	2	1	3
新合川	1	1	2
宮ノ陣町	1		1
御井町	1		1
荒木町		1	1
国分町		1	1
西町		1	1
大善寺町	1		1
長門石町	1		1
六ツ門町		1	1
総計	126	141	267

6. 監査の結果及び意見

指摘すべき事項は発見しなかった。

第5章 観光・国際課

1. 業務の内容

久留米市商工観光労働部観光・国際課の業務内容は以下のとおりである。

1. 観光事業の振興及び観光諸団体の育成指導に関すること
2. 観光宣伝及び観光客の誘致に関すること
3. 観光資源の開発及び観光施設の整備に関すること
4. 観光案内所に関すること
5. 草野歴史資料館に関すること
6. 山辺道文化館に関すること
7. 世界のつばき館に関すること
8. 国際交流及び地域国際化の推進に関すること
9. 総合支所産業振興課が分掌する課の主管に属する施設の管理運営に係る事務の指導及び調整に関すること

2. 人員

管理職 2 名 監督職 3 名 正規一般職 4 名 その他職員 5 名 計 14 名

3. 実施している事業

	令和3年度予算額
○ 山辺道文化館費	9,438 千円
○ 草野歴史資料館費	10,461 千円
○ 世界のつばき館等活用事業	20,481 千円
○ 田主丸ふるさと会館費	15,125 千円
○ 広域観光事業	1,125 千円
○ 伝統的町並み保存事業	4,725 千円
○ 観光施設整備管理事業	31,682 千円
○ 観光案内サイン整備管理事業	13,867 千円
○ 九州オルレ推進事業	1,620 千円
○ 四季のイベント振興事業	89,970 千円
◎ 観光プロモーション推進事業	26,069 千円
◎ インバウンド推進事業	3,804 千円
◎ 地域資源観光活用事業	13,367 千円
◎ MICE 誘致推進事業	26,071 千円
◎ 観光コンベンション振興事業	134,854 千円

◎は公益財団法人久留米観光コンベンション国際交流協会に一部補助金を交付し、事業を実施している。

以下、個別の事業ごとに検討を行っている。

4. 実施した監査手続

- ① 事業内容の概要を把握するために担当者にヒアリングを実施した。
- ② 事業に関する関係法令や条例等を把握し、これらに準拠した処理が行われているか検討した。
- ③ 各事業の予算額、決算額の推移をとり、著しい増加・減少があれば、その原因を調査し合理性を確認した。
- ④ 補助金や交付金、委託料等の算定が適切に行われているか検討した。
- ⑤ 委託や指定管理に関し契約内容が適切か確かめるとともに、委託料や指定管理料が適切に算定されているか確認した。
- ⑥ 支出についてサンプリングにより関連法令や条例等に従って適切に処理されているか確認した。
- ⑦ 成果指標が適切に設定され、実績と比較されているか。また、目標と実績の差異の原因分析が行われ PDCA サイクルを通して次期の計画に反映されているか検討した。
- ⑧ 成果指標と実績との比較を通して事業が有効であり、必要なものであるか検討した。
- ⑨ 施設を有する事業においては固定資産の管理、物品の管理が適切に行われているか確認した。
- ⑩ その他必要と認められた手続きを実施した。

1. 山辺道文化館費

1. 概要

●事業の内容	
<目的> 山辺道及び草野地域の伝統文化と町並みに関する資料の収集、保存及び展示を行うとともに、地域の観光情報と交流の場を提供し、地域文化と観光の振興に寄与する。 <概要> 大正 3 年にこの地に移築された旧中野病院を活用し、平成 10 年に開設。貸室の運営を行うとともに、企画展などを実施している。 平成 29 年度から山辺道文化館・草野歴史資料館・世界のつばき館の 3 施設を一括して指定管理を行っている。一括して指定管理にすることで、近接する施設間相互の連携による魅力向上や効率的な運営を行っている。 貸室としての利用は、プリザーブドフラワー教室、絵手紙教室、水彩画教室、ヨガ教室、トールペイント教室、パッチワーク教室など、多彩な文化活動の場として機能している。 (施設概要) 住所 福岡県久留米市草野町草野 487-1 開館時間 午前 10 時～午後 5 時 休館日 毎週月曜日（祝祭日の場合は除く）、祝祭日の翌日（土日、祝祭日除く）、年末年始（12 月 28 日～1 月 4 日） 入館料 無料 建物由来 旧中野病院（久留米市花畑に建設中の病院本館部分を 1914 年に移築し完成したもの） 職員配置 通常時は 2 名体制、行事開催時は 3 名以上の勤務体制 <関連諸法令、条例、規則> 山辺道文化館条例、山辺道文化館条例施行規則	
●事業の形態	
指定管理にて事業実施	
指定管理者：公益財団法人久留米観光コンベンション国際交流協会	
●実施期間	
平成 29 年度から山辺道文化館・草野歴史資料館・世界のつばき館の 3 施設を一括して指定管理を行っている。	

●課が考えている課題

施設の老朽化による維持管理負担の増大
施設間相互のより緊密な連携による魅力の向上と効率的な運営を図っていく必要がある。

2. 事業費の予算と決算の推移

(1) 予算現額と決算額（財源）の推移

(単位：千円)

年度	予算現額	決算額	財源
令和元年度	11,469	11,895	地方債 340 一般財源 11,555
令和2年度	9,495	9,493	一般財源
令和3年度	9,438	9,436	一般財源

(2) 令和3年度決算額の主な内訳

節	金額（千円）	内容
委託料	9,436	指定管理料等

ここで、指定管理者である公益財団法人久留米観光コンベンション国際交流協会の計算書類を閲覧してみると、事業費総額7,330千円の主な内訳は、給与手当が約1,215千円、臨時雇賃金が約2,796千円、福利厚生費が約190千円と人件費の割合が高かった。また委託費は867千円であり、機械警備料、消防設備点検料、浄化槽保守点検・清掃業務料として支出している。

3. 指定管理契約について

前述したとおり、平成29年度から山辺道文化館・草野歴史資料館・世界のつばき館の3施設を一括して指定管理を行っている。現在の指定管理者は、公益財団法人久留米観光コンベンション国際交流協会である。指定管理契約に至る過程は、以下のとおりである。

平成28年6月20日	選定委員会の設置
平成28年7月8日	第1回選定委員会開催
平成28年7月15日	公募
平成28年8月10日	現地説明会
平成28年9月14日	申請締め切り
平成28年9月20日	第2回選定委員会開催（書類審査）
平成28年10月13日	第3回選定委員会開催（面接）
平成28年10月28日	指定管理者の決定

平成 28 年 11 月 1 日 ホームページにて結果報告

平成 28 年 11 月 24 日 仮基本協定書の締結

この手続きの過程は、久留米市商工観光労働部の保管する稟議書にて確認することができた。

4. 来館者について

＜来館者数＞

R3:4,659 人、R2:4,869 人、R1:10,333 人、H30:12,452、H29:11,828 人（年度）

令和元年度までは、年間約 10,000 人の来館者数であったが、令和 2 年度からは新型コロナウイルスの影響もあり半減している状態である。

5. 監査の結果及び意見

（指摘 4）備品管理について

備品の管理は、管理台帳を作成し数年に一度、現物の実査を行っている。令和 2 年に実査を行った際、現地担当者は存在しない備品が 34 個あることを把握しその旨を久留米市に書面で報告した。ところが久留米市から送られてきた備品処分票には、そのうち 6 個だけが廃棄の対象になっていたため、実際に現場の備品台帳で除却処理を行ったのは 6 個のみであった。よって残りの 28 個は、実際には存在しないにも関わらず備品台帳に記載されたままになっていた。

この原因を久留米市に確認したところ、市の備品管理システムでは 34 個の備品のうち 28 個は、令和 2 年の実査時には既にシステムから削除されていたため、残りの 6 個のみを備品管理システムから削除し、その旨を備品処分票に記載したとの事であった。したがって、久留米市の備品管理システムの登録状況は、実査した内容と一致していたが、これらの経緯が正確に久留米市と現場担当者間で共有されていなかった。

実際の備品管理は、現場担当者が作成した備品台帳を使って行うのであるから、久留米市の備品管理システムと現場の備品台帳を一致させ、適切に備品管理を行う必要があると考える。

2. 草野歴史資料館費

1. 概要

●事業の内容	
<目的> 草野氏及びその周辺の歴史に関する資料の保存と活用を図ると同時に、地域の観光情報と交流の場を提供し、地域文化と観光の振興に寄与する。 <概要> 明治 43 年、株式会社草野銀行本店として建てられ、平成 11 年国登録文化財に指定。昭和 59 年、草野歴史資料館として開館し、草野地域の豪族草野氏ゆかりの絵縁起や古文書などが展示されている。 平成 29 年度から山辺道文化館・草野歴史資料館・世界のつばき館の 3 施設を一括して指定管理を行い、近接する施設間相互の連携による魅力向上や効率的な運営を行っている。 来館者は、資料館の職員から草野町及び草野氏が支配していた当時の歴史を聞く事ができる。	
住所	福岡県久留米市草野町 411-1
開館時間	午前 10 時～午後 5 時
休刊日	毎週月曜日（祝祭日の場合は除く）、祝祭日の翌日（土日、祝祭日を除く）、年末年始（12 月 28 日～1 月 4 日）
入館料	無料
建物由来	旧株式会社草野銀行本店（明治 43 年 7 月着工、明治 44 年 4 月竣工）
収蔵資料	576 点
職員配置	通常時は 2 名勤務体制。行事開催時は 3 名以上の勤務体制。
<関連諸法令、条例、規則> 久留米市立草野歴史資料館条例、久留米市立草野歴史資料館条例施行規則	
●事業の形態	
指定管理にて事業実施 指定管理者：公益財団法人久留米観光コンベンション国際交流協会	



●実施期間
昭和 59 年に歴史資料館として開設。 平成 29 年度から山辺道文化館・草野歴史資料館・世界のつばき館の 3 施設を一括して指定管理を行っている
●課が考えている課題
施設の老朽化による維持管理負担の増大 施設間相互のより緊密な連携による魅力の向上と効率的な運営を図っていく必要がある。

2. 事業費の予算と決算の推移

(1) 予算現額と決算額（財源）の推移

(単位：千円)

年度	予算現額	決算額	財源
令和元年度	11,621	11,408	地方債 300 一般財源 11,108
令和2年度	10,461	10,317	一般財源
令和3年度	10,461	10,239	一般財源

(2) 令和3年度決算額の主な内訳

節	金額（千円）	内容
委託料	9,724	指定管理料
使用料及び賃借料	360	施設駐車場賃貸借料
修繕料	122	施設修繕料
報酬	33	委員報酬

ここで、指定管理者である公益財団法人久留米観光コンベンション国際交流協会の計算書類を閲覧してみると、事業費総額 8,543 千円の主な内訳は、給与手当が約 1,217 千円、臨時雇賃金が約 3,497 千円、福利厚生費が約 202 千円と人件費の割合が高い事がうかがえる。また委託費は 1,702 千円であり、機械警備料、消防設備点検料、し尿汲取料として支出しているほか、久留米市役所 0B である学芸員と業務委託契約を結び、月 110 千円（年 1,320 千円）支出している。

3. 指定管理契約について

前述したとおり、平成 29 年度から山辺道文化館・草野歴史資料館・世界のつばき館の 3 施設を一括して指定管理を行っている。現在の指定管理者は、公益財団法人久留米観光コンベンション国際交流協会である。指定管理契約に至る過程は、以下のとおりである。

平成 28 年 6 月 20 日	選定委員会の設置
平成 28 年 7 月 8 日	第 1 回選定委員会開催
平成 28 年 7 月 15 日	公募
平成 28 年 8 月 10 日	現地説明会
平成 28 年 9 月 14 日	申請締め切り
平成 28 年 9 月 20 日	第 2 回選定委員会開催（書類審査）
平成 28 年 10 月 13 日	第 3 回選定委員会開催（面接）
平成 28 年 10 月 28 日	指定管理者の決定
平成 28 年 11 月 1 日	ホームページにて結果報告
平成 28 年 11 月 24 日	仮基本協定書の締結

この手続きの過程は、久留米市商工観光労働部の保管する稟議書にて確認することができた。

4. 入館者について

＜入館者数＞

R3:1,273 人、R2:1,251 人、R1:2,477 人、H30:3,282、H29:2,984 人（年度）

平成 30 年度以前の入館者は約 3,000 人であったが、令和 3 年度においては新型コロナウイルスの影響で休館をよぎなくされた事もあり 1,273 人に留まっている。このうち、JR九州ウォークというイベントで訪れた人数が、令和 3 年 11 月 27 日（土）178 人であるから、これを除いたところの人数が、通常時における入館者数であるといえる。

5. 監査の結果及び意見

（指摘 5）備品の管理について

備品の管理状況を確認するため、備品台帳と現物との突合を行った。ここで備品管理番号 92585 の電話機（シャープ UX-MF40CL、平成 21 年 7 月 1 日取得、29,800 円）については、すでに処分していたが、令和 2 年の備品実査の際に除却の処理を行っておらず備品台帳に記載されたままになっていた。これについては、速やかに除却処理を行い、備品台帳と現物備品とを一致させる必要があると考える。

（意見 3 1）入館者数について

日々入館者数の記録を閲覧したところ、1 日 10 名以上の日は数えるぐらいしかなく、入館者をいかに獲得するかが課題となっているように思える。草野町の歴史を伝承するという機能を果たす重要な建物や歴史資料であるから、新型コロナウイルス対策を十分

にした上で、例えば市内の小中学校の社会科見学のコースに申し出る、歴史観光ツアーを企画する等、入館者を増やす施策を今まで以上に積極的に行う必要があると考える。

3. 世界のつばき館等活用事業

1. 概要

●事業の内容

<目的>

ツバキの起源である原種ツバキをはじめ、世界のツバキを収集展示し、広く観覧の用に供するとともに、地域の観光情報と交流の場を提供し、地域文化と観光の振興に寄与する。

<概要>

企画展や体験交流事業、イベント等を開催するほか、地域に数多く点在する地域資源等の情報発信を行い、来訪者の周遊を促す。

●情報交流施設 207 m²

- ①エリアの回遊性を高めるインフォメーション
- ②ツバキの資料展示
- ③地域の特色を活かした体験交流事業の実施
- ④特産品展示・販売



●ツバキ展示施設 324 m²

原種ツバキ約 100 種以上を展示し、日本最大の品種数を誇るガラスハウス

住所	福岡県久留米市草野町 490-2
開館時間	午前 9 時～午後 5 時
休館日	毎月第 3 木曜日（祝祭日の場合は除く）、 年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）
入館料	無料
開設	平成 26 年 3 月 15 日
総公費	約 216,000 千円
職員配置	通常時は常勤 1 名、パート 1～2 名勤務体制。

平成 29 年度から山辺道文化館・草野歴史資料館・世界のつばき館の 3 施設を一括して指定管理を行っている。一括して指定管理にすることで、近接する施設間相互の連携による魅力向上や効率的な運営を行っている。
<関連諸法令、条例、規則> 久留米市世界のつばき館条例、久留米市世界のつばき館条例施行規則
●事業の形態
指定管理にて事業実施 指定管理者：公益財団法人久留米観光コンベンション国際交流協会
●実施期間
平成 29 年度から山辺道文化館・草野歴史資料館・世界のつばき館の 3 施設を一括して指定管理を行っている
●課が考えている課題
施設間相互のより緊密な連携による魅力の向上と効率的な運営を図っていく必要がある。

2. 事業費の予算と決算の推移

(1) 予算現額と決算額（財源）の推移

(単位：千円)

年度	予算現額	決算額	財源
令和元年度	20,713	20,887	一般財源
令和2年度	20,899	20,003	ふるさと久留米応援基金繰入金
令和3年度	20,481	20,395	ふるさと久留米応援基金繰入金 20,000 一般財源 395

(2) 令和3年度決算額の主な内訳

節	金額（千円）	内容
委託料	20,008	指定管理料

ここで、指定管理者である公益財団法人久留米観光コンベンション国際交流協会の計算書類を閲覧してみると、事業費約 15,336 千円の主な内訳は、給与手当と福利厚生費は 0 千円であるが、臨時雇賃金が約 5,219 千円であり、人件費が約 3 分の 1 を占めている。また委託費は 6,937 千円であり、機械警備料、消防用設備点検料、空調機器保守点検料、清掃消毒等業務料などの他、草野校区まちづくり振興会に樹木選定管理料として 3,300 千円、NPO 法人元気の里耳納の恵みに対して館内花展示及び集客イベント企画業務料として 998 千円支出している。

3. 指定管理契約について

前述したとおり、平成 29 年度から山辺道文化館・草野歴史資料館・世界のつばき館の 3 施設を一括して指定管理を行っている。現在の指定管理者は、公益財団法人久留米観光コンベンション国際交流協会である。指定管理契約に至る過程は、以下のとおりである。

平成 28 年 6 月 20 日	選定委員会の設置
平成 28 年 7 月 8 日	第 1 回選定委員会開催
平成 28 年 7 月 15 日	公募
平成 28 年 8 月 10 日	現地説明会
平成 28 年 9 月 14 日	申請締め切り
平成 28 年 9 月 20 日	第 2 回選定委員会開催（書類審査）
平成 28 年 10 月 13 日	第 3 回選定委員会開催（面接）
平成 28 年 10 月 28 日	指定管理者の決定
平成 28 年 11 月 1 日	ホームページにて結果報告
平成 28 年 11 月 24 日	仮基本協定書の締結

この手続きの過程は、久留米市商工観光労働部の保管する稟議書にて確認することができた。

4. 来館者数について

＜来館者数＞

R3:15,820 人、R2:13,508 人、R1:37,799 人、H30:52,212、H29:54,328 人（年度）

来館者数は、平成 30 年度以前は 50,000 人を超えていたが、新型コロナウイルスの影響もあり令和 3 年度は 15,820 人となっている。このうち JR 九州ウォークというイベントによる来館者が、令和 3 年 4 月 10 日（土）401 人、令和 3 年 11 月 27 日（土）400 人であるから、通常業務における来館者数はこれを除いた数になる。

5. 備品管理について

備品管理は、備品台帳を整備して購入と処分の報告を久留米市に行っている。

金額の大きい備品をサンプルとして抽出し、備品台帳の記載との突合を実施したが、実施した範囲において備品管理に問題となる事項は無かった。

6. 監査の結果及び意見

（意見 3 2）入館者数の減少について

世界のつばき館の指定管理料は 20,395 千円であり、一括して指定管理を依頼している草野歴史資料館や山辺道文化館の指定管理料の 2 倍以上の金額となっている。これは、つばきの樹木管理や清掃消毒等業務に費用がかかることが要因になっていると考えられる。それだけの費用をかけて運営するのであれば、新型コロナウイルスの対策を講じた上で、入館者数を増加させる施策を、より積極的に講じる必要があると考える。

また、指定管理者である公益財団法人久留米観光コンベンション国際交流協会は、館内

花展示及び集客イベント企画業務として NPO 法人元気の里耳納の恵みに対して 998 千円支出しているが、その集客イベントの効果測定も実施する必要があると考える。

(意見 3 3) 久留米市世界のつばき館と久留米つばき園

久留米市世界のつばき館（商工観光労働部観光・国際課/久留米市草野町矢作 490 番地 2）、久留米つばき園（農政部農業の魅力促進課/久留米市草野町草野 546-1）の両施設は距離にして 500 メートルくらい、徒歩 10 分、車で 2, 3 分である。管理は、久留米市世界のつばき館は指定管理で公益財団法人久留米観光コンベンション国際交流協会、久留米つばき園は久留米市農政部が行っている。市民目線では、同じような施設が近くにあってその必要性は何だろう、当然管理は 1 箇所です率的にやっているのだろうと思うのであるが、実際は担当部や管理は異なるのであるから、市としては異なる理由を説明する必要がある。

4. 田主丸ふるさと会館費

1. 概要

●事業の内容
<目的> 観光振興及び市民文化の拠点として、地域団体や事業所等との協力体制を図る。 <概要> 平成 4 年に開館。平成 18 年度からは指定管理者制度を導入。 平成 30 年には大規模な改修を行い、観光案内機能の強化や地域の魅力を発信するカフェを整備するなど、観光の拠点として活用している。 ・観光案内所 ・交流スペース ・カフェ、物販スペース 等 住所 福岡県久留米市田主丸町田主丸 1015 番地 2 (JR 田主丸駅内) <関連諸法令、条例、規則> 久留米市田主丸ふるさと会館条例、久留米市田主丸ふるさと会館条例施行規則



●事業の形態
(補助金や指定管理など) 指定管理にて事業実施 指定管理者：公益財団法人久留米観光コンベンション国際交流協会
●実施期間
指定管理 平成 18 年度～（第 1 期から第 4 期） 第 5 期 平成 31 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日
●課が考えている課題
観光の拠点性向上及び耳納北麓エリアへの誘客と周遊性向上を目指し、指定管理者との連携による取り組みを強化する必要がある。

2. 事業費の予算と決算の推移

(1) 予算現額と決算額（財源）の推移

(単位：千円)

年度	予算現額	決算額	財源
平成 30 年度	4,101	4,037	一般財源
令和元年度	15,567	15,540	一般財源
令和 2 年度	15,695	14,641	一般財源
令和 3 年度	15,125	13,637	ふるさと久留米応援基金繰入金

ここで、平成 30 年度における指定管理料が 4,037 千円であったのに対し、令和元年度は 15,540 千円と約 10,000 千円増加している。これは平成 30 年度の大規模改修を受けて、カフェ運営及び情報発信委託料として約 6,000 千円、職員人件費等として約 5,000 千円の増加があったためである。

(2) 令和 3 年度決算額の主な内訳

節	金額（千円）	内容
委託料	13,637	指定管理料

ここで、指定管理者である公益財団法人久留米観光コンベンション国際交流協会の計算書類を閲覧してみると、事業費総額 14,472 千円の主な内訳は、人件費は給与手当が約 2,758 千円、臨時雇賃金が約 17 千円、福利厚生費が約 427 千円であった。また委託費は 8,869 千円であり、機械警備料、消防設備点検料、田主丸ふるさと会館トイレ全体清掃料などの他、田主丸駅管理組合に田主丸駅業務委託料及び簡易委託発売手数料として 3,781 千円、久留米DMOに対して観光振興業務手数料として 4,274 千円支出している。

3. 指定管理契約について

前述したとおり、平成18年度から指定管理制度を導入している。現在の指定管理者は、公益財団法人久留米観光コンベンション国際交流協会である。指定管理契約に至る過程は、以下のとおりである。

平成30年6月29日	選定委員会の設置
平成30年7月12日	第1回選定委員会開催
平成30年7月17日	公募
平成30年8月10日	現地説明会
平成30年9月18日	申請締め切り(今回の申し込みは1法人のみであった。)
平成30年9月21日	第2回選定委員会開催(書類審査)
平成30年10月4日	第3回選定委員会開催(面接)
平成30年10月30日	指定管理者の決定
平成30年11月2日	ホームページにて結果報告
平成30年11月22日	仮基本協定書の締結

この手続きの過程は、久留米市商工観光労働部の保管する稟議書にて確認することができた。

4. 田主丸ふるさと会館の運営について

田主丸ふるさと会館のカフェやワークショップなどの企画・運営は、指定管理者である公益財団法人久留米観光コンベンション国際交流協会から、久留米DMOという団体に外部委託されている。令和3年度の委託料は4,274千円であった。ここで久留米DMOは、久留米市東部の観光振興に携わる団体であり、JR田主丸駅構内カフェKAPATERIAの運営、観光プランの企画運営、地域のブランド力を高める為の企画立案などを行っている。

新型コロナウイルスの影響から、令和2年度及び令和3年度においては、久留米DMOによる田主丸ふるさと会館のワークショップ事業は実施されなかった。よって監査対象年度である令和3年度においては、カフェの営業と物販のみがなされる状態であった。

令和3年度におけるカフェ及び物販の収支は以下のとおりである。

- ・収入合計 2,220 千円（内訳、カフェ売上 1,934 千円、物販売上 286 千円）
- ・支出合計 6,005 千円（内訳、パート人件費 4,645 千円、カフェ仕入 827 千円、物販仕入 369 千円、消耗品等 162 千円）
- ・収支差額△3,784 千円

よって、令和3年度においてはカフェと物販事業の△3,784千円の赤字を、久留米DMOに対する委託料4,274千円で補填する形となっている。

5. 監査の結果及び意見

(意見34) カフェ及び物販施設の営業について

令和3年度は、ワークショップが開催されずカフェと物販施設の営業のみがなされる状態であった。令和3年度の収支は△3,784千円の赤字であり、久留米DMOへの委託費4,274千円は、結果としてそれを補填するための支出となってしまった。

ただし久留米DMOは、新型コロナウイルスの流行前の令和元年度においては、ロビーミュージック事業（ピアノレッスン、ロビーコンサート）、櫨のワークショップ（櫨石鹸、櫨キャンドル、櫨クリーム）、新鮮フルーツパフェづくり事業、小さな展覧会事業（花樽展示、河童の絵、浮羽工業高校作品展示）、絵本読み聞かせ事業、地酒飲み比べ事業、河童のオリジナル折り紙事業などを実施しており、次年度以降はこれらの事業が再開される事が期待されている面もある。

よって、今後のワークショップの開催日数なども考慮しながら、収支バランスを改善する必要があると考える。

5. 広域観光事業

1. 概要

●事業の内容
<目的> 広域的な観光連携を行い、様々な観光資源の組み合わせによる相乗的魅力創出や回遊性の向上、人・モノ・情報の交流機会の拡大などを図る。 <概要> 観光振興に資する様々な目的や必要性に応じ、九州エリア、福岡県エリア、筑後地区エリアなど広域での連携等を行い、広域観光を推進する。
●事業の形態
協議会等への負担金 ① （公社）福岡県観光連盟 ② 福岡県観光推進協議会 ③ 筑後地区観光協議会 ④ 新幹線活用久大本線活性化協議会 ⑤ グランドクロス広域連携協議会 観光部会 ⑥ JR 沿線筑後観光連絡協議会
●実施期間
特に定められていない。

●課が考えている課題

協議会の設立から長期間経過しているものもある。効果的なプロモーションに注力するためにも、協議会毎の特色を活かした事業の展開、協議会の整理に関する検討が必要。

2. 事業費の予算と決算の推移

(1) 予算現額と決算額（財源）の推移

(単位：千円)

年度	予算現額	決算額	財源
令和元年度	1,266	1,117	一般財源
令和2年度	1,139	695	一般財源
令和3年度	1,125	662	一般財源

(2) 令和3年度決算額の主な内訳

節	金額（千円）	内容
負担金	661	協議会等への負担金
旅費	1	職員旅費

3. 支出が適切に処理されているかについて

<負担金実績>

	予算	決算
① (公社)福岡県観光連盟	200 千円	200 千円
② 福岡県観光推進協議会	266 千円	266 千円
③ 筑後地区観光協議会	196 千円	196 千円
④ 新幹線活用久大本線活性化協議会	250 千円	—
⑤ グランドクロス広域連携協議会 観光部会	56 千円	—
⑥ J R 沿線ちくご観光連絡協議会	72 千円	—

4. 成果指標について

特に無し。

5. 監査の結果及び意見

特に問題は無かった。

6. 伝統的町並み保存事業

1. 概要

●事業の内容	
<目的> 豊後街道の宿駅を中心として栄えた草野町において、久留米市伝統的町並み保存条例に基づき、草野・紅桃林（ことばやし）地区、矢作（やはぎ）地区の伝統的町並みを保存・活用することで、市民の文化的資質を高め、郷土愛の高揚に資すると共に、観光資源としての価値を高め、地域の活性化を図る。 令和3年度末における指定物件は102件である。 <概要> ・保存地区内の建造物等の修理・修景に対する補助を行う。 ・久留米市伝統的町並み保存審議会で、町並み保存に関する重要事項の審議を行う。 ・町並みの修理・修景において、久留米市伝統的町並み保存会と連携し、助言指導を行う。 ・町並み保存地区住民に対し、保存事業の啓発を図る。 <関連諸法令、条例、規則> 久留米市伝統的町並み保存条例、 久留米市伝統的町並み保存条例施行規則	
	
●事業の形態	
保存地区内の建造物等の修理・修景に対する補助金を交付	
補助率：4/10～6/10，限度額：500千円～2,600千円（設計補助を除く）	
●実施期間	
条例制定（昭和61年）から実施	
●課が考えている課題	
久留米市伝統的町並み制度施行から30年以上が経過し、町並み保存事業を取り巻く環境や住民意識も変化している。保存物件の減少が続いており、指定物件の見直しなど制度のあり方を検討していく必要がある。	

2. 事業費の予算と決算の推移

(1) 予算現額と決算額（財源）の推移

(単位：千円)

年度	予算現額	決算額	財源
令和元年度	4,733	2,113	観光施設等整備事業費補助金 924 一般財源 1,189
令和2年度	4,725	163	観光施設等整備事業費補助金 48 一般財源 115
令和3年度	4,725	245	一般財源

(2) 令和3年度決算額の主な内訳

節	金額（千円）	内容
委託料	129	図面作成
費用弁償	72	審議会委員費用弁償
報酬	44	審議会委員報酬

3. 制度の利用状況について

制度施行から30年以上が経過し、保存地区住民の世代交代の進行や所有者の高齢化、空き家の増加などの現状があり、景観を維持していくことが難しいという問題がある。指定物件、記念物は年々減少傾向にあり、令和3年度末時点で現存102件である。世代交代により制度自体を知らない世帯も出てきており、届出がないままの取壊しも相次いでいる。

前年度に引き続き令和3年度も、保存地区内の建物等の修理・修景に対する補助金の交付はなく、審議委員会の開催の他は図面が作成されるだけであった。

4. 監査の結果及び意見

(意見35) 保存地区内の修理・修景補助上限等

保存地区内の建物等の修理・修景にかかる費用の全額が補助されるわけではなく、その内容により補助率は4/10～6/10、かつ限度額は500千円～2,600千円（設計補助を除く）という上限が定められている。よって建物等の所有者も経済的な負担がかかるため、町並みを保存する目的で積極的に修理・修景を行うことに及び腰になっている面もあるように見受けられる。

令和3年度は新型コロナウイルスの影響で中止されたものの、保存地区ではこれまで古民家の特別開放を行う草野まちかど博物館、草野ひな祭り、地元ボランティアガイドによる散策プログラムなどを実施してきており、観光の拠点となるポテンシャルを秘めている面もある。

久留米市が、当該地区の伝統的町並みを保存していく意図を持ち続けるのであれば、保存地区であることの建物所有者に対する周知を徹底するとともに、補助率や限度額の上限、条例違反に対する対応、さらには条例の改正など、制度の在り方を再検討する必要があると考える。

7. 観光施設整備管理事業

1. 概要

●事業の内容
<目的> 久留米市の資源と特性を活かした魅力ある観光施設及び観光拠点を整備するとともに、それらを適正に維持管理することにより、観光振興を図る。 <概要> 観光スポットにおいて、観光客の利便性を図り、さらなる観光振興につなげるため、施設等の各種維持管理を行う。また、地域が主体となり行う観光地整備の取組みを支援し、観光のまちづくりや地域の活性化を図る。
●事業の形態
(補助金や指定管理など) ・市が所管する観光施設の修繕や維持管理委託 ・地域が主体となる観光地整備に要する経費の補助 補助率：1/2、補助上限：1,000 千円
●課が考えている課題
(低コストで効果的な維持管理方法の検討) 整備を行うにあたっては、その後の維持管理に係る経常経費の増大が想定されるため、市民、他部局、他事業との連携を図り、低コストで効果的な方法を検討する必要がある。コロナ禍で利用が減る中、新しい生活様式に対応した維持管理の在り方の検討が求められる。

2. 事業費の予算と決算の推移

(1) 予算現額と決算額（財源）の推移

(単位：千円)

年度	予算現額	決算額	財源
令和元年度	14,374	11,295	地方債 90 一般財源 11,205
令和2年度	34,923	13,507	地方債 1,700 一般財源 11,807
令和3年度	31,682	26,574	ふるさと久留米応援基金繰入金 16,000 一般財源 10,574

(2) 令和3年度決算額の主な内訳

節	金額（千円）	内容
修繕料	18,108	各施設の維持管理にかかる費用
補助金	3,716	史跡の周辺整備等にかかる補助
委託料（費用）	3,483	各施設の維持管理にかかる費用
使用料及び賃借料	753	各施設の賃借や下水道使用にかかる費用

3. 主な事業（令和3年度決算）

- ①からくり太鼓時計：オーバーホール 16,720 千円
- ②からくり太鼓時計：修繕料・保守点検委託料合計 1,778 千円
- ③久留米城址濠：排水機電気料 63 千円
- ④草野町観光会館：維持管理費等合計 1,101 千円
- ⑤草野街並み広場：管理委託料等：149 千円
- ⑥御井町バス停トイレ：維持管理費等 41 千円
- ⑦ハゼ並木トイレ：維持管理費等 139 千円
- ⑧浅井の一本桜：維持管理費等 66 千円
- ⑨自然歩道整備：草刈等維持管理費 700 千円
- ⑩田主丸駅観光案内所：借上料 413 千円
- ⑪お地蔵さんのトイレ：維持管理費等 33 千円
- ⑫山苞の駅：維持管理費等 748 千円
- ⑬高山彦九郎史蹟：顕彰会補助金 3,716 千円
- ⑭草野3館など修繕：修繕費 905 千円
- ⑮その他

4. 監査の結果及び意見

(意見 3 6) コロナ禍における施設維持費の削減

令和 3 年度においては、からくり太鼓時計のオーバーホールを実施で 16,720 千円、修繕・保守点検委託料合計 1,778 千円の支出があった。また高山彦九郎史蹟の庭園とトイレの管理費用として 3,716 千円計上されている。コロナ禍で利用が減少している状況を踏まえ、低コストで効果的な維持管理方法の検討が求められる。

8. 観光案内サイン整備管理事業

1. 概要

●事業の内容
<目的> 久留米市内の各観光資源・施設の説明、観光案内、道路標識のサインシステム等の整備を行い、各観光施設を有機的に結び、観光客への利便を高めるとともに、サイン等に外国語を併記し、外国人受入の推進を図る。 <概要> 久留米市に点在する、観光案内サインの内容修正等の維持管理や老朽化による修繕、サイン土地使用に関する契約等を行っている。必要に応じて、サインの新設も行う。
●事業の形態
市内のサインの新設・修繕、道路系サインの定期点検等については、市から業者への業務委託により実施している。
●課が考えている課題
設置して年数の経過したサインは、汚損や文字が消えかかっているものも多くある。また、施設等の表記が古いまま残っているものもある。限られた予算の中で優先順位を立てながら、修繕・修正・撤去を進める。

2. 事業費の予算と決算の推移

(1) 予算現額と決算額（財源）の推移

(単位：千円)

年度	予算現額	決算額	財源
令和元年度	987	2,413	地方債 1,470 一般財源 943
令和 2 年度	4,491	1,454	一般財源
令和 3 年度	13,867	5,109	サイクルツーリズム走行環境整備事業 補助金 4,118

			一般財源991
--	--	--	---------

(2) 令和3年度決算額の主な内訳

節	金額（千円）	内容
修繕料	563	サイン修繕（寺町・鳥類センター）
委託料	487	道路系サイン定期点検委託
使用料及び賃貸料	214	土地賃借料
工事請負費(資産)	4,118	県サイクルツーリズム走行環境整備事業

3. 監査の結果及び意見

(意見37) 観光案内サインの整備・補修

他県や外国からも観光客を呼び込むことを考えると、分かりやすい観光案内サインは非常に重要なものである。本年度のように一般財源だけでなく補助金も活用しながら整備を進め、汚損や文字が消えかかっているもの、施設表記が古いままになっているもの等は補修を行っていく必要があると考える。

9. 九州オルレ推進事業

1. 概要

●事業の内容
<目的> 平成 27 年 10 月に認定を受けた九州オルレ「久留米・高良山コース」を活用し、国内外からの誘客に努め、地域の経済活性化を目的とする。 <概要> 九州オルレは、韓国済州島発祥のトレッキングコースの総称。その姉妹版である九州オルレは、九州に 18 コース、福岡県内 6 コースある（令和 4 年 8 月時点）。済州オルレのブランド力を活用して、国内だけでなく韓国などからの誘客（インバウンド）を図る。「久留米・高良山コース」を磨き上げ、オルレをきっかけに久留米市の魅力を発信し、韓国市場や国内市場にアピールする。 
●事業の形態
年 1 回イベント（オルレフェア・11 月）を実施。また、令和 3 年度から小規模イベント（オルレガイドツアー）を実施しており、令和 4 年度は 4 回開催予定。 イベントの開催やプロモーション等については、市と地元団体、ボランティア団体で構成する『九州オルレ「久留米・高良山コース」推進協議会』に市から補助金を支出し、実施している。
●実施期間
平成 27 年事業開始。 令和 2 年度～オルレフェア 年 2 回→1 回に見直し
●課が考えている課題
オルレコースは、高良山を中心としたトレッキングコースであり、コース中に買い物をしたり食事をしたりする場所が少なく、いかに地元への経済効果を高めるかが課題である。近隣の飲食店や宿泊施設等をコースパンフレットに掲載する等の取り組みを行っているが、より効果的な施策が必要と考えている。

2. 事業費の予算と決算の推移

(1) 予算現額と決算額（財源）の推移

(単位：千円)

年度	予算現額	決算額	財源
令和元年度	2,350	2,228	地方創生推進交付金 1,046 一般財源 1,182
令和2年度	1,706	1,190	地方創生推進交付金 440 一般財源 750
令和3年度	1,620	1,011	地方創生推進交付金 288 一般財源 723

(2) 令和3年度決算額の主な内訳

節	金額（千円）	内容
委託料	481	コース管理委託
負担金	400	九州オルレ認定地域協議会負担金
補助金	95	九州オルレ「久留米・高良山コース」推進協議会補助金

3. 支出が適切に処理されているかについて

令和3年度は新型コロナウイルスの蔓延によりオルレフェアは中止となった。少人数のオルレガイドツアーを3月に実施したのみとなっている。

実績報告書によると収入合計816千円から支出合計130千円を差し引いた金額685千円のうち560千円を久留米市に返還し、125千円を令和4年度に繰越す処理をしている。

4. 成果指標について

＜コース来訪者実績＞

R3:5,608人、R2:4,572人、R1:4,913人、H30:5,118人、H29:4,611人

5. 監査の結果及び意見

特に問題はなかった。

10. 四季のイベント振興事業

1. 概要

●事業の内容
<目的> 市内の祭・イベントを振興し、市の観光をPRすることで、交流人口を増加させ、地域経済の活性化を図る。 <概要> 市内の祭・イベントの主催者に対し、補助金を交付 ○水の祭典・久留米まつり ○筑後川花火大会 ○久留米つつじマーチ ○田主丸耳納の市 ○コスモフェスティバル ○城島まつり ○酒蔵びらき ○エツ感謝祭 ○ふるさとみづま祭
●事業の形態
補助金にて事業実施 久留米つつじマーチ補助金、久留米南部観光物産振興会補助金、筑後川花火大会補助金、久留米まつり補助金、観光活性化推進事業費補助金
●実施期間
久留米つつじマーチ：平成10年～ 水の祭典久留米まつり：昭和47年～ 旧4町の祭りについては、平成30年度より「観光活性化事業費補助金」と名称変更
●課が考えている課題
市の財政が非常に厳しい状況の中、祭・イベントなどの実施運営については、実施内容の充実を図りつつ、経費削減等による効率的な運営が求められる。また、効果や集客人数等を整理した上で、ポストコロナ社会における祭・イベントの在り方及び催行内容を検討していく必要がある。

2. 事業費の予算と決算の推移

(1) 予算現額と決算額（財源）の推移

(単位：千円)

年度	予算現額	決算額	財源
令和元年度	93,112	92,853	振興基金繰入金 40,000 ふるさと久留米応援基金繰入金 30,000 一般財源 22,853
令和2年度	95,513	9,245	ふるさと久留米応援基金繰入金 9,209 一般財源 36
令和3年度	89,970	5,397	ふるさと久留米応援基金繰入金 2,603 一般財源 2,794

(2) 令和3年度決算額の主な内訳

節	金額（千円）	内容
委託料	36	倉庫ねずみ駆除
補助金	5,361	イベント開催補助 ・水の祭典久留米まつり 2,490 千円 ・コスモスフェスティバル 2,242 千円 ・エツ感謝祭 229 千円 ・酒蔵びらき 400 千円

3. 事業別補助金予算・決算の推移

(単位：千円)

イベント名	令和3年度		令和2年度		令和元年度	
	予算	決算	予算	決算	予算	決算
水の祭典・久留米まつり	18,200	2,490	18,200	1,000	18,208	18,208
筑後川花火大会	31,000	0	31,000	0	31,365	31,365
久留米つつじマーチ	3,047	0	4,500	3,029	4,900	4,900
田主丸耳納の市	5,649	0	5,649	0	5,649	5,649
コスモスフェスティバル	7,548	2,616	7,548	3,400	7,548	7,548
城島まつり	6,879	0	6,879	0	6,879	6,879
酒蔵びらき	10,280	400	10,280	1,600	10,180	10,180
エツ感謝祭	280	229	280	180	281	281
ふるさとみづま祭	7,000	0	7,000	0	7,000	7,000

令和２年度、令和３年度は新型コロナウイルスが感染拡大したため、イベントが中止されたか規模を縮小して開催されたために予算に対して決算額は大幅に減少している。

令和３年度の他、令和元年度、令和２年度についても実績報告書をもとに支出の妥当性を検討した。

４．各イベントの参加者数の推移

(単位：人)

イベント名	R3	R2	R1	H30	H29	H28
水の祭典・久留米まつり	中止※1	中止	468,500	489,000	486,500	407,000
筑後川花火大会	中止	中止	400,000	450,000	450,000	450,000
久留米つつじマーチ	中止	中止	14,751	14,522	18,007	中止※5
田主丸耳納の市	中止	中止	37,000	35,000	40,000	35,000
コスモスフェスティバル	中止※2	中止	53,000	51,000	中止※4	37,000
城島まつり	中止	中止	35,000	35,000	中止※4	600※5
酒蔵びらき	中止※3	中止※3	90,000	120,000	115,000	100,000
エツ感謝祭	中止	中止	100	100	100	100
ふるさとみづま祭	中止	中止	65,000	62,000	65,000	65,000

令和２年度、３年度は新型コロナウイルス感染拡大のため開催中止されたものが多い。

※1 メモリアルイベントのみ実施

※2 コスモス街道育成、コスモスフォトコンテストを実施

※3 ドライブスルー形式で実施

※4 台風により中止

※5 悪天候により前夜祭のみの実施

５．成果指標について

イベントの参加者数は天候や諸条件に左右されるものであり、具体的な成果指標は設定されていない。

６．監査の結果及び意見

特に問題はなかった。

1 1. 観光プロモーション推進事業

1. 概要

●事業の内容
<目的> 久留米市の知名度アップと交流人口の拡大を図る。 <概要> 公益財団法人久留米観光コンベンション国際交流協会への補助を通じて、地域資源を活かした魅力的な観光商品の造成、戦略的な観光プロモーション活動、筑後地域全体での周遊促進等を推進する。
●事業の形態
久留米市が委託及び公益財団法人久留米観光コンベンション国際交流協会への補助金にて事業実施
●実施期間
特に定められていない。
●課が考えている課題
情報発信とデータ分析、観光資源を活用した商品造成、滞在時間の延長

2. 事業費の予算と決算の推移

(1) 予算現額と決算額（財源）の推移

(単位：千円)

年度	予算現額	決算額	財源
令和元年度	31,201	29,935	連携中枢都市圏事業負担金 663 一般財源 21,137
令和2年度	25,564	14,373	地方創生推進交付金 4,420 連携中枢都市圏事業負担金 221 一般財源 9,732
令和3年度	26,069	23,852	地方創生推進交付金 10,209 宿泊税 3,594 連携中枢都市圏事業負担金 199 ふるさと久留米応援基金繰入金 9,850

(2) 令和3年度決算額の主な内訳

節	金額 (千円)	内容
旅費	62	プロモーション旅費
委託料	3,473	業務委託料 ・ 広域観光連携・滞在時間延長促進業務委託料 ・ 自衛隊関連観光商品造成業務委託料 計 2,973 千円 ・ 西鉄観光列車連携業務委託料 500 千円
補助金	20,317	コンベンション補助 ・ プロモーション推進事業 6,343 千円 ・ 観光商品づくり推進事業(まち旅) 7,956 千円 ・ 観光パンフレット作成 840 千円 ・ よかところマップ増刷 300 千円 ・ 久留米 DMO 運営費(人件費) 4,877 千円

3. 支出が適切に処理されているかについて

委託料について業務委託契約書と照合し適切に計上されていることを確認した。

補助金については令和4年3月18日付で事業未執行分の精算として実績報告書とともに補助金交付申請額の変更と既交付の補助金の返還額2,084千円についての承認申請書が提出されている。内容について適切であることを確認した。

4. 成果指標について

<久留米まち旅博覧会 満足度—参加者アンケートによる>

基準値 (2013 年) : 90.0%

目標値 (2019 年) : 90.0%

実績値 (2019 年) : 99.8%人 (達成率 110.9%)

との調査が行われている。

5. 監査の結果及び意見

特に問題は無かった。

12. インバウンド推進事業

1. 概要

●事業の内容
<目的> 九州の玄関口・福岡という地の利と、九州各地へのアクセスの良さという高利便性を活かし、多くの外国人旅行客を呼び込む。また、海外からの交流人口の増加、さらには地域経済の活性化につなげていく。 <概要> インバウンド促進のため、観光情報の発信強化や外国人旅行客の受入環境整備等を行う。
●事業の形態
・観光情報PR（SNS 情報発信、海外プロモーション、商談会出展等）・・・公益財団法人久留米観光コンベンション国際交流協会に補助金を交付し事業を実施 ・外国人受入環境整備・・・市から事業者への補助（インバウンド推進事業費補助金）
●実施期間
<外国人受入環境整備> ・インバウンド推進事業費補助金（R2～） ・外国人旅行客受入環境整備補助金（H28～R1）
●課が考えている課題
・新型コロナウイルスの影響により、インバウンドは停止している状況であり、令和2年度以降事業の一部を停止している。入国制限が緩和されるなど、少しずつインバウンド需要も回復していくと思われるが、見通しを立てにくい状況にある。 需要回復に向け、戦略的に取組みを進めていく必要がある。

2. 事業費の予算と決算の推移

（1）予算現額と決算額（財源）の推移

（単位：千円）

年度	予算現額	決算額	財源
令和元年度	21,239	16,824	地方創生推進交付金 7,303 一般財源 9,521
令和2年度	22,143	117	宿泊税
令和3年度	3,804	2,998	地方創生推進交付金 999 宿泊税 900 一般財源 1,099

(2) 令和3年度決算額の主な内訳

節	金額（千円）	内容
補助金	2,998	(公財)久留米観光コンベンション国際交流協会補助金 (SNS 情報発信事業) 2,098 千円 インバウンド推進事業費補助金 900 千円
旅費	1	職員旅費

3. 支出が適切に処理されているかについて

当初の補助金申請額は2,745千円であり全額を補助金として交付したが、新型コロナウイルスの感染拡大のため商談会等が中止となり、実績報告書では支出額が2,098千円と報告されている。すでに交付された補助金との差額647千円が返還されている。

4. 成果指標について

<外国人来訪客数>

基準値（2013年）：16,812人

目標値（2019年）：21,856人

実績値（2019年）：20,681人（達成率94.6%）

外国人来訪客の実態把握及び分析を令和2年度に実施する予定としていたが、新型コロナウイルスの感染拡大のため実施不能となった。

5. 監査の結果及び意見

特に問題はなかった。

1 3. 地域資源観光活用事業

1. 概要

●事業の内容
<目的> 地域と協働して、各エリアの地域資源を生かした地域活性化を図る。各エリアに対して魅力の掘り起こしや商品開発等を支援することで、地域主体の観光地域づくりを推進する。 <概要> 各エリアが実施する観光推進事業への支援や地域おこし協力隊を活用した観光振興、地域資源を活用したイベントなどを行う。また、観光案内マップを整備し、来訪者の周遊を促進する。
●事業の形態
<補助事業> ・エリア観光推進事業（田主丸・北野・城島・三瀨） ・サイクルツーリズム推進 ・筑後川活用観光開発支援 <業務委託> ・観光案内機能強化（観光案内マップの活用）
●実施期間
平成 24 年度～（旧名称：地域密着観光事業） 平成年度～観光案内マップ
●課が考えている課題
観光案内マップの利用者が伸び悩んでおり、コンテンツの強化及び PR の強化が必要

2. 事業費の予算と決算の推移

（1）予算現額と決算額（財源）の推移

（単位：千円）

年度	予算現額	決算額	財源
令和元年度	23,633	16,956	地方創生推進交付金 4,607 一般財源 12,349
令和2年度	23,542	9,299	地方創生推進交付金 856 宿泊税 5,299 一般財源 3,144
令和3年度	13,367	8,875	ふるさと久留米応援基金繰入金 1,884 地方創生推進交付金 1,252

			宿泊税 2,685
			一般財源 3,054

(2) 令和3年度決算額の主な内訳

節	金額(千円)	内容
報酬、期末手当、 共済費、賃借料等	2,933	地域おこし協力隊活動費
委託料	1,000	観光案内機能強化事業(観光案内マップ)
補助金	4,910	・エリア観光補助金 (田主丸) 1,849 千円 (北野) 100 千円 (城島) 0 千円 (三渚) 237 千円 ・観光コンテンツ創出補助金(城島花畑) 2,000 千円 ・観光コンベンション補助金(西鉄連携) 360 千円 ・サイクルツーリズム推進 276 千円 ・筑後川活用観光開発事業 88 千円

3. 観光案内機能強化(観光案内マップの活用)について

スマートフォンやタブレットで利用できるウェブ上の観光案内マップを整備し、久留米市を訪れる国内外からの観光客へ観光情報を提供すること等を目的としている。

スマートフォンなどのモバイル端末からアクセスできるWEB版案内マップ(くるめ観光案内マップ)を制作し、平成30年度から運用している。モバイル上で観光スポットや施設、食事処の説明が取得できるほか、地図アプリケーションと連動することにより現在地からの案内を可能としている。また、日本語のほか、英語、韓国語、繁体字、簡体字にも対応しており、外国人旅行者への多言語案内機能としての役割も担っている。

4. 監査の結果及び意見

(意見38) WEB版観光案内マップ利用の伸び悩み

令和3年度において、WEB版観光案内マップのPRを実施したが、アクセス数は、令和元年度2,200件/月、令和2年度2,221件/月、令和3年度2,256件/月と伸び悩んでいる状態である。WEB版観光案内マップの存在を広くPRし、利用促進を図る事を検討していく必要があると考える。

1 4. MICE 誘致推進事業

1. 概要

●事業の内容
＜目的＞ 地域に幅広い経済波及効果や社会的効果をもたらす MICE の積極的かつ戦略的な誘致を行うことで、地域経済の活性化を図る。 (MICE) 企業等の会議 (Meeting)、企業等の行う報奨・研修旅行 (Incentive Travel)、国際機関・団体、学会等が行う国際会議 (Convention)、展示会・見本市、イベント (Exhibition/Event) の頭文字をとった造語でこれらのビジネスイベントの総称。 ＜概要＞ ・久留米市の特徴を活かした医療系や工学系の学会、スポーツコンベンションなどの積極的な誘致。 ・久留米市の魅力を活かしたアフターコンベンションを提案。 ・コンベンションの開催支援  (会場となる久留米シティプラザ) ・アフターコンベンション商品造成事業 既に観光資源として広く認知されている各素材に加え、久留米まち旅博覧会や地域密着観光事業の取り組み等により培われた「久留米ならではの」食や体験、土産品といった素材をチケットメニュー化することで、久留米を初めて訪れる人でも安心して久留米の魅力を体験できる仕組みを構築するもの。MICE 等で来訪した人の滞在時間の延長・消費拡大につなげることを目的としている。
●事業の形態
(補助金や指定管理など) 公益財団法人久留米観光コンベンション国際交流協会への補助金
●実施期間
平成 27 年度～
●課が考えている課題
周辺自治体への新たな施設整備等による優位性の懸念 アフターコンベンション商品の周知及び販売強化

2. 事業費の予算と決算の推移

(1) 予算現額と決算額（財源）の推移

(単位：千円)

年度	予算現額	決算額	財源
令和元年度	73,140	223,111 (うち、 前年度繰越額 150,000)	地方創生推進交付金 2,368 一般財源 220,743 (うち、前年度繰越額 150,000)
令和2年度	74,259	47,794	地方創生推進交付金 1,850 宿泊税 39,770 一般財源 6,174
令和3年度	97,671	46,795	新型コロナウイルス感染症対 応地方創生臨時交付金 3,800 地方創生推進交付金 2,955 宿泊税 35,577 一般財源 4,463

(2) 令和3年度決算額の主な内訳

節	金額（千円）	内容
補助金	46,795	◎公益財団法人久留米観光コンベンション国際交流協会への 補助金 ・市外キーパーソン交流会 212 千円 ・誘致旅費等 512 千円 ・開催支援金 0 千円 ・コンベンションPR 費 0 千円 ・アフターコンベンション商品助成 3,700 千円 ・大会誘致奨励金 0 千円 ・ハイブリッド開催補助金 600 千円 ◎「新しい生活様式」施設整備等支援補助金 1,611 千円 ◎久留米市大規模観光関連施設等支援金 40,160 千円

3. 支出が適切に処理されているかについて

「新しい生活様式」施設整備等支援補助金と久留米市大規模観光関連施設等支援金は新型コロナウイルス関係補助金であり別項目で検討した。

公益財団法人久留米観光コンベンション国際交流協会への補助金は当初の申請額が17,071 千円であったが新型コロナウイルスの感染拡大によって予定した事業の縮小や中止

があり執行分が 5,023 千円となり、未執行分が 12,047 千円生じたために実績報告書が添付され同額が返還されている。

4. 成果指標について

MICE 開催支援件数

2017 年度 (H29)	2018 年度 (H30)	2019 年度 (H31)	2020 年度 (R2)	2021 年度 (R3)
目標 80 件 実績 66 件	目標 90 件 実績 63 件	目標 100 件 実績 64 件	目標 100 件 実績 8 件	目標 100 件 実績 23 件

令和 2 年度は新型コロナウイルスの流行により大幅に開催支援件数が減少したが、令和 3 年度はスポーツコンベンションとオンラインによるハイブリッド開催により若干、増加した。

5. 監査の結果及び意見

特に問題は無かった。

15. 観光コンベンション振興事業

1. 概要

●事業の内容
<目的> 久留米市の観光・コンベンションの振興、発展を目的とする。 <概要> 公益財団法人久留米観光コンベンション国際交流協会に対し運営補助を行う。 【公益財団法人久留米観光コンベンション国際交流協会の実施している事業】 - ○誘致宣伝事業 ○コンベンション支援事業 ○施設運営事業 ○観光イベント事業 ○サイクルスポーツ事業 ○国際交流事業
●事業の形態
補助金にて事業実施 交付先：公益財団法人久留米観光コンベンション国際交流協会
●実施期間
H2. 12. 1 久留米市観光コンベンション協会設立 H18. 4. 1 くるめ国際交流協会と統合 H24. 6. 1 公益財団法人へ移行
●課が考えている課題
・ 安定的運営のための財源確保 ・ 協会の有するノウハウ、人的資源を活かし、効率・効果的な観光事業の展開を推進する。

2. 事業費の予算と決算の推移

(1) 予算現額と決算額（財源）の推移

(単位：千円)

年度	予算現額	決算額	財源
令和元年度	146,608	121,148	ふるさと久留米応援基金繰入金 8,000 一般財源 113,148
令和2年度	138,903	106,582	一般財源
令和3年度	134,854	112,157	一般財源

令和３年度決算の公益財団法人久留米観光コンベンション国際交流協会の収益は久留米市からの補助金が147,238千円（うち商工観光労働部の商工費分は112,157千円支出）である。その他の主な収益源はサイクルスポーツ事業収益、指定管理施設事業収益、競輪場サービスセンター事業収益などの自主事業による事業収益が89,471千円計上されている。

令和３年度の観光・コンベンション事業の補助金要求額（予算）134,854千円は人件費分が96,666千円、助成金分が10,762千円、運営費分が38,188千円と人件費分が約７割を占めている。

（２）令和３年度決算額の主な内訳

節	金額（千円）	内容
補助金	112,157	コンベンション補助 ・人件費 81,749千円 ・助成金 6,091千円 ・運営費 24,317千円

令和３年度の補助金実績額は新型コロナウイルスの影響により事業の未実施や縮小に伴い執行残額が22,696千円生じており、補助金の未請求分1,100千円を差し引いた21,596千円が返還されている。

（返還額内訳）

・つつじマーチ旅費	744千円
・観光案内所	2,065
・伝統的祭事中止に伴う返還（助成金）	4,671
・人件費精算分	14,916
・負担金	300
	22,696千円
市補助金未請求分	1,100
補助金返還額	21,596千円

３．支出が適切に処理されているかについて

別途、公益財団法人久留米観光コンベンション国際交流協会の項目で検討した。

４．監査の結果及び意見

別途、公益財団法人久留米観光コンベンション国際交流協会の項目で検討した。

16. 公益財団法人久留米観光コンベンション国際交流協会

1. 概要

(1) 役員

代表理事 森 望（非常勤）
理事 21 名（常勤 1 名、非常勤 20 名）
評議員 27 名（非常勤 27 名）
監事 2 名（非常勤 2 名）

(2) 所在地 福岡県久留米市六ツ門町 3 番 11 号

(3) 設立登記日 平成 24 年 6 月 1 日

※旧民法に基づき設立された日は平成 2 年 12 月 1 日であり、上記は新制度（公益法人）への移行登記をした日付である。

(4) 法人の目的

久留米市の有する歴史、文化、産業その他の特性を活かし、久留米市における観光及びコンベンションの振興を図るとともに、市民の国際理解及び市民による交流を推進し、もって地域経済及び地域社会の活性化に寄与する。

(5) 市からの出資の状況

基本財産 1 億 2,000 万円

基本財産はすべて出捐によるものであり、久留米市は 40%にあたる 4,800 万円を出捐している。

(6) 主な事業内容

① 誘致宣伝事業

- ・国内外からの観光客・修学旅行などの誘致
- ・スポーツコンベンションの誘致
- ・観光キャンペーンの実施

② コンベンション支援事業

- ・コンベンション開催に関する相談受付
- ・会場・宿泊施設、その他の関連業者の紹介
- ・大会主催者に対する開催補助金の交付
- ・コンベンションに関する後援

③ 施設運営事業

[管理運営]

- ・ 観光案内所
- ・ 草野歴史資料館、山辺道文化館、久留米市世界のつばき館、田主丸ふるさと会館

[受託事業]

競輪場サービス事業等

④ 観光イベント事業

[各種事務機能]

- ・ 久留米つつじマーチ、水の祭典久留米まつり、筑後川花火大会

[各種助成]

- ・ 伝統的観光行事、観光地維持整備

⑤ サイクルススポーツ事業

- ・ サイクルファミリーパークの管理運営（イベントの実施）
- ・ 耳納北麓レンタサイクルの管理運営

⑥ 国際交流事業

- ・ 友好姉妹都市
- ・ 在住外国人支援
- ・ 民間国際交流団体との連携強化

(7) 職員数

(単位：人)

	R3	R2	R1	H30
正規職員	7	7	8	7
嘱託職員	12	13	13	12
民間出向職員	1	1	1	1
市派遣職員	3	3	3	3
市職員の併任	2	2	2	2
小 計	25	26	27	25
パート	21	25	21	25
合 計	46	51	48	50

2. 公益財団法人とは

公益財団法人とは、平成20年12月に施行された「公益社団法人及び公益財団法人の設定等に関する法律」に基づき設立された法人である。

公益財団法人の設立には、一般財団法人を設立後に公益性の審査を経て、内閣府または都道府県の行政庁の公益認定を受けることで「公益財団」となり税制上の優遇を受けられることになる。

公益法人制度は社会のニーズの多様化に対処するために、社会が求める多様な活動を民間非営利部門が自発的に行うことができる仕組みとして制度化されたものである。公益財団法人はあくまで民間の組織であり、職員は国や自治体に所属する「公務員」ではない。

- 公益法人のメリット -

< 税制上の優遇措置が受けられる >

- ・法人税について、税法上の収益事業課税となっている。
- ・税法上の収益事業であっても、認定法上の公益目的事業なら非課税となる。
- ・収益事業から公益目的事業に支出した金額は「みなし寄附」とされ損金算入できる。
- ・個人や、法人が公益法人に寄付した場合に優遇が受けられる。

- 公益法人のデメリット -

< 監督官庁の監督を受ける >

公益法人が自ら適切な情報開示を行い、セルフガバナンスを確立することが、公益法人制度の基本であり、行政庁による監督は認定法などにより明確に定められた要件が守られているかを確認するために行われる。認定法に違反する疑いがある場合には、勧告や命令により法人に是正を求め、場合によっては公益認定が取り消されることもある。

監督官庁の監督は主に「公益性」が保たれているかを確認することであり、中でも以下の3つの項目が中心になると思われる。

○公益目的事業を行うことを主としていること

公益目的事業とは、学術、技芸、事前その他の公益に関する認定法別表各号に掲げる種類の事業であって、不特定多数の者の利益の増進に寄与するものをいう。公益法人は、公益目的事業を行うことを主たる目的とし、公益目的事業比率が50%以上であることが必要（認定法5条第1号、8号）。

○収支相償であると見込まれること

公益法人は、公益目的事業に係る収入の額が、その事業に必要な適正な費用を償う額を超えてはならない（認定法5条第6号）。

○一定以上に財産をためこんでいないこと（遊休財産規制）

遊休財産とは、法人の純資産に計上された額のうち、具体的な使途の定まっていない財産の額をいう。この遊休財産は、1年分の公益目的事業費相当額を超えてはならない（認定法第5条第9号）。

3. 公益財団法人久留米観光コンベンション国際交流協会の損益状況と財務内容

（1） 経常収益、経常費用、当期経常増減額の推移

（単位：千円）

事業会計区分		R 3 年度	R 2 年度	R 元年度	H30 年度	H29 年度
公益事業	経常収益	176,945	157,107	232,520	251,464	281,436
	経常費用	207,650	204,673	258,346	269,985	308,379
	当期経常増減	△30,705	△47,566	△25,826	△18,522	△26,943
収益事業	経常収益	75,309	77,349	77,739	68,599	70,031
	経常費用	53,610	56,299	65,692	57,424	56,618
	当期経常増減	21,699	21,050	12,046	11,175	13,412
法人会計	経常収益	10,355	8,971	12,559	10,891	10,781
	経常費用	10,551	10,906	12,474	10,892	10,391
	当期経常増減	△196	△1,935	85	△1	390
総合計	経常収益	262,609	243,427	322,818	330,954	364,998
	経常費用	271,811	271,878	336,512	338,302	375,389
	当期経常増減	△9,202	△28,451	△13,695	△7,348	△13,141

公益事業経常費用に含まれる減価償却費	18,449	19,057	19,057	19,783	23,734
--------------------	--------	--------	--------	--------	--------

（正味財産増減計算書より）

《公益目的事業》

- ・観光コンベンション事業
- ・国際交流事業
- ・都市魅力向上事業
- ・指定管理施設

《収益事業》

- ・指定管理施設運営事業
- ・サービスセンター事業
- ・賛助会員事業

令和2年度と令和3年度は新型コロナウイルスの影響で中止又は規模が縮小された事業があったため経常収益、経常費用とも大幅に減少している。

当期経常増減は每期マイナスとなっているが、資金が流出しない費用の減価償却費を加味すれば、令和2年度を除いて資金がマイナスにはなっていない。令和2年度は新型コロナウイルスの影響が大きかったと思われる。

(2) 財務内容の推移

(単位：千円)

項目	R 3 年度	R 2 年度	R 元年度	H30 年度	H29 年度
流動資産	118,269	132,647	113,043	117,766	73,572
固定資産	633,555	649,111	676,042	691,422	714,002
資産合計	751,824	781,758	789,085	809,188	787,574
流動負債	57,240	79,211	59,929	69,380	39,461
固定負債	27,910	25,623	23,782	20,739	21,512
負債合計	85,150	104,834	83,711	90,119	60,973
正味財産	666,674	676,924	705,374	719,069	726,601
負債及び正味財産合計	751,824	781,758	789,085	809,188	787,574

4. 公益目的事業に対する久留米市からの補助金と経常費用に計上されている主な支出との対応について

項目	R 3 年度	R 2 年度	R 元年度	H30 年度	H29 年度
＜収益＞					
久留米市補助金	154,901	140,028	211,084	224,515	245,433
＜費用＞主なもの					
給料手当	64,594	63,972	64,428	60,929	71,938
臨時雇賃金	22,461	23,362	21,437	22,511	23,961
支払助成金	28,845	33,353	49,498	60,152	56,747
委託費	19,770	13,128	40,065	38,422	43,775

5. 令和3年度の支出内容の検討

(1) 人件費

観光コンベンション振興事業に従事する職員の給与に対する補助金の交付額予算、実績は以下のとおりである。

＜予算額＞

プロパー職員 (7 人)	53,110 千円
嘱託職員 (9 人)	36,148
パート職員 (3 人)	7,408
合計	96,666 千円

＜実績額＞ 81,749 千円

＜補助金返還額＞ 14,917 千円

新型コロナウイルスによる影響により一部事業が中止になったり、規模が縮小されたりしたことによりパートの採用や手当の支給が不要となり実績額が減少したことから補助金の返還が 14,917 千円生じている。

令和 3 年度の観光コンベンション振興事業全体の補助金予算額 134,854 千円のうち人件費の補助金予算額 96,666 千円は約 72%を占めている。公益財団法人久留米観光コンベンション国際交流協会の給与体系は久留米市職員の給与規程を参考にしており、等級表や給料表は同じものがつかわれている。手当についても基本的なものは同じ扱いになっている。

(2) 支払助成金

助成金は観光、コンベンション、国際交流などに関する種々の助成金が交付要綱、交付規則に基づいて団体や個人に支給されている。

＜予算額＞	10,762 千円
＜実績額＞	<u>6,091 千円</u>
＜補助金返還額＞	4,671 千円

令和 3 年度の予算と実績の内訳は以下のとおりである。

区分	予算		実績	
	件数	金額（千円）	件数	金額（千円）
観光地維持整備	9	3,800	5	2,900
伝統的観光事業	13	3,632	7	1,610
その他	3	2,061	2	1,065
田主丸事務所分	8	1,269	3	516
合 計	33	10,762	17	6,091

実績は新型コロナの蔓延による影響により行事が中止になったものが多く、申請書の未提出や、取下申請が出されたものがあつたため減少している。

実績のあつたものについて全件、申請書、交付決定書、実績報告書、確定通知書が適切に提出され承認されており、交付要綱や交付規則に適合していることを確かめた。

(3) 委託費

委託費は運営費の中に含まれ補助金が申請され使用されなかった分は返還されている。運営費の補助金返還額は 3,109 千円となっている。

公益目的事業の委託費が令和２年度に大きく減少しているのは、新型コロナウイルスが流行し始めたことにより事業の中止が多く発生したためである。令和３年度は少し回復したが令和元年度より前に比べると大幅に減少している。

業者の選定は相見積もりを原則としているが、選定基準について定めたものは無い。

10万円以上の委託費について伺い書、業務委託契約書もしくは請書と照合し、適切に処理されていることを確かめた。問題無く処理されていた。

6. 監査の結果及び意見

(意見３９) 人件費について

公益財団法人久留米観光コンベンション国際交流協会の給与規程は久留米市職員の給与規程に準じたものとなっており、等級表や給料表は同じものを用いている。手当についても差は無いものになっている。

実際の運用面においては昇級に制限を設けるなど差をつけているとのことであるが、このような久留米市の給与規程に準ずる規定となった原因は、それぞれの外郭団体設立当初における人事評価制度構築についての困難さによるものであったであろうことは容易に理解できる。しかしながら、いかなる団体にあっても、その特性は事業目的や組織の規模によって異なることになり、したがって、人事制度や給与規程についても事業目的や組織の規模によって異なっていてしかるべきである。今一度、現在の給与規程について公益財団法人としての事業目的や規模に沿った給与規程となっているかどうかについてご検討いただきたい。

(意見４０) 業者選定の基準について

委託費は新型コロナウイルスが流行する前の年度は約４千万円程度が計上されており重要である。業者選定方法について明確な定めは無く、金額の重要なものについて相見積もりをとっている。内容によっては指名競争入札やプロポーザルによる選定方法が採用されており適切であった。ケースごとに、その都度選定方法を検討すると恣意的な判断が入る余地があるので選定方法について内容、金額に応じた明確な選定基準を設けることが望ましい。

(意見４１) 収支相償について

公益法人の「公益性」を担保するために公益目的事業に係る収入の額が、その事業に必要な適正な費用を償う額を超えてはならない（認定法第５条第６号）とされている。法人全体では赤字が継続することは存続ができないので収益事業会計や法人会計で黒字にする必要があり、当該法人においても指定管理施設運営事業などの収益事業で１

千万円から2千万円の利益を確保しており、また公益目的事業の費用の中には資金流出を伴わない減価償却費が含まれているので単年度の資金がマイナスになることはない。

収支相償の目的は公益事業で得た収益はすべて公益事業のために使ってくださいという趣旨であるが、費用として使い切るためにコスト削減の意識が薄れる懸念もあると考える。公益法人は監督官庁の監督を受けており定期的に立ち入り検査を受けているがこのようなコスト削減の観点からの検査ではない。当該法人の支出状況について検証を行ったが、無駄な支出や冗費に当たるようなものは無かった。補助金を交付している観光・国際課としてはこのような観点からの定期的な検査を行うことが望ましい。

第6章 コロナ対策費

1. 業務の内容

新型コロナウイルス関連 支援金、補助金

2. 実施している事業

令和3年度予算額

(事業者支援プロジェクト)

- 中小企業事業継続緊急支援金（令和2年度から継続）1,313,000 千円
1期～4期
- 感染症拡大防止対策強化補助金（令和3年度のみ） 490,000 千円
- 中小企業金融対策事業（令和2年度から継続） 6,187,100 千円
- 中小企業融資利子・保証料補給金（同上） 55,458 千円
- 休業要請協力支援金（令和2年度のみ） 120,000 千円
- 事業継続給付金（同上） 405,000 千円
- 新規創業者事業継続給付金（同上） 19,500 千円
- 新しい生活様式対応事業者応援金（同上） 360,000 千円

(観光・国際課)

- 大規模観光関連施設等支援金（令和3年度のみ） 71,600 千円
- テレワーク等環境整備補助金（令和3年度のみ） 9,000 千円

3. 実施した監査手続

- ① 事業内容の概要を把握するために担当者にヒアリングを実施した。
- ② 事業に関する関係法令や条例等を把握し、これらに準拠した処理が行われているか検討した。
- ③ 各事業の予算額、決算額の推移をとり、著しい増加・減少があれば、その原因を調査し合理性を確認した。
- ④ 補助金や交付金の算定が適切に行われているか検討した。
- ⑤ 支出についてサンプリングより関連法令や条例等に従って適切に処理されているか確認した。
- ⑥ 成果指標が適切に設定され、実績と比較されているか。また、目標と実績の差異の原因分析が行われPDCAサイクルを通して次期の計画に反映されているか検討した。
- ⑦ 成果指標と実績との比較を通して事業が有効であり、必要なものであるか検討した。

1. コロナ関連事業についての総合意見

1. 交付金にかかる事業の実施及びその効果についての公表について

上記の新型コロナウイルス関連の支援金、補助金については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を元に交付されているものがある。内閣府地方創生推進室は、令和2年5月1日付け事務連絡において、「各地方公共団体において、事業終了後に、交付金を活用して実施した事業の実施状況及びその効果について公表するようお願いします。」と各自治体に連絡し、同年6月24日付け事務連絡において改めて「事業目的・事業内容に応じて、アンケート調査その他の適切な方法により効果を測定し、結果を公表していただくようお願いします。」と連絡している。

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第3条1項では、「各省各庁の長は、その所掌の補助金等に係る予算の執行に当っては、補助金等が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに特に留意し、補助金等が法令及び予算で定めるところに従って公正かつ効率的に使用されるように努めなければならない。」と規定している。補助金の効率的な使用のためにも、その効果の測定及び公表は非常に重要であって、上記事務連絡には、誠実に対応することが各自治体には求められているものと考ええる。

上記事務連絡を踏まえて、各自治体が交付金を活用して実施した事業の実施状況及びその効果を公表している。公表状況を内閣府地方創生推進室が令和4年9月に調査しその結果をまとめた。

各自治体は、それぞれその自治体ごとの工夫を凝らして実施状況及びその結果について公表していた。調査結果では、その具体例として以下の自治体の対応が掲載された。

自治体名	事業の評価・公表の方法
群馬県 伊勢崎市	① 事業種別ごとに事業数、交付金充当額割合をグラフ化するなどして、全体像が簡潔に見えるように工夫した。 ② 有識者や委員会等の外部主体による評価を掲載した。 ③ 事業の対象者にアンケートを実施して効果を確認した。 ④ 事業の効果について、定性的な効果の評価と支給率・支給事業所数を掲載
山梨県 山梨市	① 有識者や委員会等の外部主体による4段階の評価 ② 各事業ごとの定量的実績、成果・効果・評価（課題等）の掲載
愛知県 愛西市	① 有識者や委員会等の外部主体による評価 ② 必要性、有効性、効率性、達成度についてチェック項目を作成し自動的に点数で算出する評価方式
青森県 野辺地町	① 事業別に事業実施前に評価指標及び目標値を設定し、事業完了後に実績値を計測することで定量的に事業成果を検証

	② 一部事業において、事業者・住民等から新型コロナウイルス感染症拡大の影響を聴き取り、公課の最大化に向けた今後の取組を検討
福島県 会津若松市	① 市の対策を分野別の事業数・交付対象経費の割合を表等を用いてわかりやすく公表 ② 事業者支援において指標を月次推移のグラフで表示 ③ 事業別の実施状況・経過、成果はもとより過大・方向性を整理し、中間段階でも検証
沖縄県	① 事業別に概要、スキーム、実績・効果等を整理・公表 ② 中長期的な効果の最大化を目指すため、今後の課題・改善余地も掲載

2. 監査の結果及び意見

(意見42) 久留米市の実施状況及びその結果の公表について

久留米市においては、事業の実施状況及びその結果について、令和2年度予算分実施事業についてその一覧を公表している。一覧においては、事業名、総事業費、交付金充当経費、事業内容、実績が掲載されている。令和2年度から継続している事業について令和3年度予算額が高額な事業から3つをピックアップし、その事業内容と実績を以下に転載する。

事業名	事業内容	実績
中小企業事業継続緊急支援金	緊急事態宣言等の影響を受け、売上げが減少した事業者への支援金	支給件数：6,991件 (令和3年度実施分を含む延べ件数)
中小企業金融対策事業	新たに低金利・据置期間を長く設定した「新型コロナウイルス感染症特別枠」を創設し、中小・小規模事業者の資金繰りを支援	令和2年度融資件数：2,014件
新しい生活様式対応事業者応援金	来店型の店舗等において「新しい生活様式」に対応する環境整備に取り組む事業者に対する給付金 【金額】50千円(中小法人)・40千円(個人事業者) ※2店舗以上は、100千円(中小法人)・80千円(個人事業者)	○申請期間：令和2年7月6日～令和2年10月30日 ○交付件数：4,367件・200,960千円 (法人1,167件、個人事業者3,200件)

久留米市の公表した効果測定については、単に支給件数や支給金額を載せたものに過ぎない。事業の評価・公表の方法には、各自治体ならではの工夫があつてしかるべきではあるが、久留米市の事業の評価・公表方法は不十分であり、効果測定や公表の方法を工夫する必要があつたものと考えられる。

【個別事業の検討】

2. 中小企業事業継続緊急支援金

1. 概要

●事業の内容 緊急事態措置等に伴う地方公共団体による要請の対象地域で、要請に伴う協力金等の支払対象となっている飲食店と直接・間接の取引があること、又は要請地域における不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けたことにより、売上げが減少した中小法人又は個人事業者に支援金を交付する。 【第1期】 売上減少：期間内に前年又は前々年同月比 30%以上 50%未満減少している月があること 支給上限額：中小法人 30 万円、個人事業者 15 万円 【第2期以降】 売上減少：前年又は前々年同月比 30%以上減少していること 支給上限額：中小法人 20 万円/月、個人事業者 10 万円/月 ※酒類の提供を停止する飲食店と取引がある酒類販売等事業者を対象に、減少率に応じた加算がある。 市の酒類販売等事業者加算対象について 第2期：売上減少 30%以上 50%未満（50%以上は県の加算対象） 第3期、第4期：売上減少 30%以上 50%未満又は2か月連続売上減少 15%以上 ＜関連諸法令・条例・規則＞久留米市補助金等交付規則・久留米市事業継続緊急支援金交付要綱・緊急事態宣言等の影響緩和に係る一時支援金等給付規程
●事業の形態 第1期においては、福岡県の中小企業等一時支援金との併給は可としているが、国の一時支援金の対象となる者を対象外として併用を認めていない。第2期～第4期においては、国の月次支援金との併給を認めている。また、2021 年新規開業特例や第2期以降の酒類販売等事業者加算においては、久留米市独自の措置を講じている。

市独自の 2021 年新規開業特例について

第 1 期：2021 年 3 月 1 日までの開業を対象（国一時支援金では 2021 年開業は対象外）

第 2 期以降：対象月の 1 日までの開業を対象（国月次支援金では 2021 年 4 月以降の開業は対象外）

として新規開業者を広く対象として支援している。

●実施期間

【第 1 期】

対象期間：2021 年 1 月～3 月

【第 2 期～第 4 期】

対象期間：2021 年 5 月、6 月、7 月（以上第 2 期）、8 月、9 月（以上第 3 期）、10 月（第 4 期）

●課が考えている課題

国や県が実施する一時支援金及び月次支援金の事業内容を踏まえ、コロナの影響の長期化による売り上げ減少などで経営が厳しい市内事業者の事業継続を図ること

2. 事業の補足

(1) 福岡県を対象とした緊急事態措置等

緊急事態措置等に伴う飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等による影響緩和を図るため、国、県、市から支援金が支給された。

福岡県に発令、決定された緊急事態措置及びまん延防止等重点措置は、以下のとおりである。

期間	措置
2021 年 1 月 13 日～3 月 1 日	緊急事態措置
2021 年 5 月 12 日～6 月 20 日	緊急事態措置
2021 年 6 月 21 日～7 月 11 日	まん延防止等重点措置
2021 年 8 月 2 日～8 月 19 日	まん延防止等重点措置
2021 年 8 月 20 日～9 月 30 日	緊急事態措置

(2) 国、県、市の支援金概要

国、県、市からの支援金の概要は以下のとおりである。

※酒類販売等事業者加算は省略している。

対象月	売上減少率【申請先】	支給上限額
1 月、2 月、3 月	50%以上【国】	法人：60 万円 個人：30 万円
	30%以上 50%未満【県・市】	法人：15 万円（県）＋30 万円（市） 個人：10 万円（県）＋15 万円（市）
5 月、6 月、7 月、 8 月、9 月、10 月	50%以上【国・市】	法人：20 万円（国）＋20 万円（市） 個人：10 万円（国）＋10 万円（市）
	30%以上 50%未満【県・市】	法人：10 万円（県）＋20 万円（市） 個人：5 万円（県）＋10 万円（市）

3. 事業費の予算と決算の推移

(1) 予算現額と決算額（支給件数）の推移

(単位：千円)

予算現額	決算額	支給件数
1,313,000	1,297,079	6,991

4. 支出が公平に処理されているかについて

第1期～第4期の支援金申請書類についてサンプル監査を行ったが、審査記録なども含めて適正に処理されていることを確認した。

5. 事業の必要性について

緊急事態宣言に関する支援策として、国・県・市が一体となって新型コロナウイルス感染症に対する支援策としては中小企業者に対する影響緩和を考慮したことから必要であったと認められる。

6. 監査の結果及び意見

第1期～第4期の支援金申請書類についてサンプル監査を行ったが、審査記録なども含めて適正に処理されていることを確認した。特に新規開業者に関しては国の基準より拡充した措置を講じた点に関しては評価できる。

(意見43) 暴力団排除要件の明確性

久留米市事業継続緊急支援金交付要綱第4条第7項、第8項及び第9項（第2期以降の要綱においては、第4条第6項、第7項、及び第8項）によれば、暴力団、暴力団員及び暴

力団又は暴力団員と密接な関係を有する者に対して支援金を交付しないと規定されている。

更に、申請時に提出する宣誓・同意書では、「代表者、役員又は使用者その他の従業員若しくは構成員等が、・・・暴力団又は・・・暴力団員等に該当し」ないことを宣誓させている。

これらの要綱は市の規則を基に作成しており、宣誓・同意書は、緊急事態宣言等の影響緩和に係る一時金支援金等給付規定を参考にして作成されたものである。

市の担当者によれば、市の指針（久留米市の事務事業から暴力団を排除するための基本指針）において、「密接な関係」を定義しているとのことであった。しかし、要綱の当該規定における「密接な関係」において当該指針を引用しておらず、要綱と指針の関連性が明らかでない上、当該指針は、インターネットで検索が不可能であり、第三者からその関連性を確認することが困難である。要綱外の指針で用語の意味を定義づけるのであれば、外部からその定義付けを知り得る状況においておくべきである。

宣誓・同意書においては、暴力団員「等」に該当しないことを誓約させており、この「等」の中に、「密接な関係」を含める趣旨とも考えられる。しかし、宣誓・同意書を提出した一般的な申請者は、「等」の中に「密接な関係」の意味を含めると判断できるはずはない。申請者が理解できるように宣誓・同意書に、明確に「密接な関係」の具体的内容について明確に記載するのが相当である。

（意見４４）支援金の返還等を求められる不正受給等の説明の省略

申請時に提出する宣誓・同意書では、不正受給等があった場合に、支援金の返還等を遅滞なく行う義務があることに同意する旨の記載がある。

不正受給という言葉は、その概念が明確ではなく、申請者に宣誓・同意書という形で法的義務を負わせるのであれば、その意味を明示する必要があったものと考えられる。当該宣誓・同意書に宣誓させたとしても、申請者の認識が久留米市の認識と齟齬があることにより、久留米市が意図したように申請者に法的義務を課することができない。その意味を確定させるために、説明を省略せずに記載することが必要である。

市の担当者によれば、市が支給要件を確認していることから、「無資格受給」が発生する可能性はなく、「等」に「無資格受給」を含める意図はなかったと回答された。しかし、確認をしたとしても、「無資格受給」が発生してしまう可能性は存在する上、不正受給のみを対象とするのであれば、「等」と対象者に不正受給以外の者がいるかのような記載をするべきではなかった。

加えて、無資格受給についても返還義務を負わせる旨の規定を備えるべきであるし、それを明確に規定する必要があったものとする。

【個別事業の検討】

3. 感染症拡大防止対策強化補助金

1. 概要

●事業の内容
コロナ禍において、市内の店舗等（不特定多数が来客する施設等）で、感染拡大防止対策の強化に取り組む中小法人・個人事業者を支援する。補助額は補助対象経費の3分の2で60万円上限。ただし、物品購入のみで申請する場合は、20万円上限となる。 〈関連諸法令・条例・規則〉 久留米市補助金等交付規則・久留米市感染症拡大防止強化補助金交付要綱
●事業の形態
各業界団体が感染防止対策をまとめた業種別ガイドラインの趣旨に沿って実施する ① 感染症対策強化にかかる工事経費 換気機能付エアコン、自動水栓への改修、テイクアウト対応カウンター設置など ② 感染症対策強化にかかる物品購入経費 空気洗浄機（ウイルス捕集機能搭載等）、アクリルパーテーション、サーマルカメラが補助対象。 対象者：不特定多数が来客する施設等 小売業：食料品店、衣料品店、靴屋、雑貨屋、寝具屋、酒屋など 飲食業：居酒屋、喫茶店、バー、スナックなどの各種飲食店（持ち帰りを含む） 生活関連：クリーニング店、理容店、美容室、浴場など この他、来客型の店舗又は施設等に類するものと認められるもの
●実施期間
対象期間：2021年4月1日から2022年1月末までに行う対策強化を目的とした工事又は物品購入
●課が考えている課題
感染防止対策と経済活動の両立に向けた事業者の取り組みを推進

2. 事業費の予算と決算の推移

予算額と決算額の推移

（単位：千円）

年度	予算額	決算額	支援件数
3年度	490,000	455,939	1,223

3. 事業の補足

対象となる工事・物品の購入の期間について

申請期間は、令和3年7月1日から令和3年11月30日までである。一方で、工事・物品の購入の期間は、令和3年4月1日から対象としているため、申請日時点で、既に工事・物品の購入が済んでいるものについても補助の対象となっている。

感染対策を促進することが目的であれば、既に工事・物品の購入が済んでいるものに対して補助金を支給しても、補助の効果として感染対策が促進されることはないと考える。

早期に感染対策を実施した事業者を補助の対象にすることは、平等の観点からは補助の対象とする合理性がある。また、早期対策者を補助の対象から外してしまえば、補助制度ができるまでコロナ感染対策をしない方がよいというような間違ったメッセージになりかねないことからすると、結局は、補助の対象とした方が感染対策促進の目的からも合理的であると考ええる。

そのため、本制度について、遡って早期対策者を補助の対象としたことによって感染対策の促進に寄与したと考えることが可能である。

4. 支出が公平に処理されているかについて

公平に処理されていることを確認した。

5. 事業の必要性について

制度開始後の当該制度申込が想定を上回ったことから、感染拡大防止対策の強化が求められた事業者のニーズを捉えた事業であった。

6. 監査の結果及び意見

(意見45) 予算の十分性

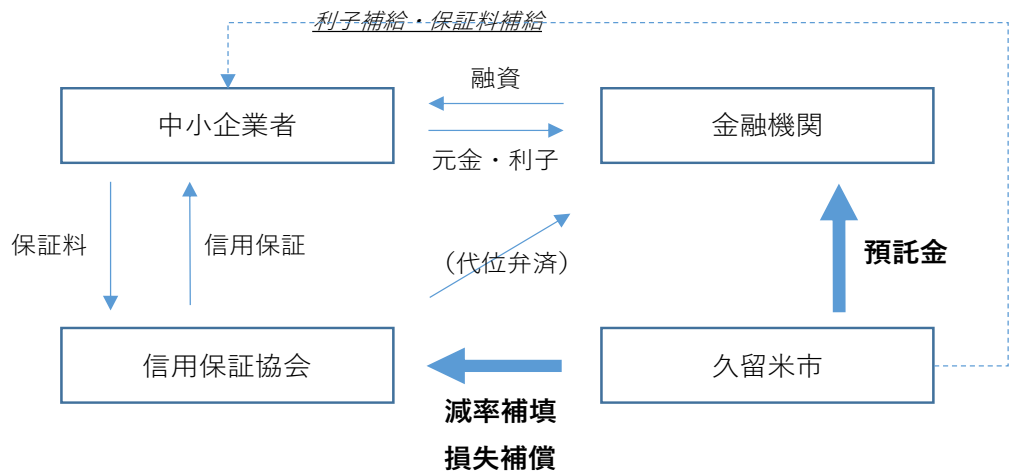
当初の申請期間が令和3年11月末までだったにもかかわらず、予算額の都合上、令和3年9月末に受付を終了している。これは当初予算の策定における検討が十分であったとはいえない。

4. 中小企業金融対策事業

1. 概要

●事業の内容
市内中小企業者が金融機関から事業資金を調達したい場合に、市が信用保証協会の保証付き制度融資を低利で設けることにより、その資金調達を容易にし、中小企業者の経営の安定を図る。また、市が信用保証協会に対して、損失補償金及び保証料の一部を負担することにより、中小企業者の負担軽減及び経営の安定等を図る。 〈関連諸法令・条例・規則〉 久留米市中小商工業融資委員会規則、久留米市中小企業融資制度要綱、久留米市新型コロナウイルス感染症対策利子補給金等基金条例、久留米市新事業展開支援資金融資制度要綱、久留米市都心部・地域商業賑わい創出支援資金融資制度要綱
●事業の形態
「1. 久留米市中小企業融資の仕組み」の図参照 預託金：市内の指定金融機関が市内事業者に融資を行うため必要な原資の一部として、市が金融機関に預け入れるもの。 減率補填金：利用者の保証料負担を軽減するために、保証協会へ保証料率の一定割合分を補填する目的で支払うもの。 損失補償：保証協会が代位弁済した際に発生した損失の一部を市が補償するもの。なお、保証協会が事業者に対し求償権を行使し資金を回収した場合は、保証協会から市に対し回収納付金が支払われる。 積立金：新型コロナウイルス感染症対策利子補給金等基金積立金。地方創生臨時交付金を活用し、コロナ枠の後年度5年間分の減率補填金と利子補給金を基金として積むもの。 【新型コロナウイルス感染症特別枠の内容】 対象者：市内の事業者でセーフティネット保証4号、危機関連保証認定を受けている方 優遇措置内容：最大500万円まで貸付、利子率0.8%、保証料0%、5年間実質無利子、貸付期間10年うち据え置き期間5年
●実施期間
緊急経営支援資金（新型コロナウイルス感染症特別枠）は、令和2年5月から実施
●課が考えている課題
コロナ関連融資の元金返済が始まる中、原油・物価高騰などの影響も加わり、返済に不安を持つ事業者も増えてくると考える。

1. 久留米市中小企業融資の仕組み



2. 事業費の予算と決算の推移

(1) 予算現額と決算額の推移

(単位：千円)

年度	予算現額	決算額
令和2年度	5,839,036	4,502,038
令和3年度	6,187,100	6,120,843

※予算現額、決算額は、中小企業金融対策事業全体の額。

3. 支出が公平に処理されているかについて

金融機関と市が契約により預託して運用を任せているので公平に処理されているものと推察される。

4. 事業の必要性について（下図、融資実績と倒産状況参照）

緊急経営支援資金（新型コロナウイルス感染症特別枠）は、新型コロナウイルス感染症により中小・小規模事業者を取り巻く環境が極めて厳しくなる中、特に経営基盤が弱い小規模事業者の事業継続を強力に支援することを目的に令和2年5月末に新設された。

融資実績も多く、各種支援策の効果もあり、厳しい状況下に関わらず倒産件数の増加がみられないことから、本事業は必要性があったと考える。

久留米市制度融資貸付実績											
制度名		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
		件数	融資額（千円）	件数	融資額（千円）	件数	融資額（千円）	件数	融資額（千円）	件数	融資額（千円）
総数		706	2,412,788	829	3,351,475	761	2,820,699	2,297	6,719,539	877	3,049,960
長期事業資金		119	630,170	60	552,450	42	331,098	7	101,169	4	20,500
経営安定資金	小口資金	118	408,426	134	558,001	141	609,190	14	51,600	34	178,810
	小規模企業者振興資金 （旧 小口零細企業資金）	415	1,116,762	545	1,703,420	503	1,564,341	98	280,170	119	361,839
	短期安定資金	14	60,500	23	83,500	31	119,800	8	28,900	14	45,400
緊急経営支援資金		25	102,630	61	427,810	33	134,200	2,157	6,203,800	685	2,335,234
（うち新型コロナウイルス 感染症特別枠）								2,014	5,743,350	666	2,245,304
新規開業資金		15	94,300	6	26,294	11	62,070	13	53,900	21	108,177
都心部・地域商業賑わい 創出支援資金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中小企業団体育成強化資金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(出所：商工観光労働部商工政策課提供資料)

久留米市内企業倒産状況 (H29～R3) (負債総額1,000万円以上)

(単位:万円)

	平成29年度		平成30年度		平成31年度		令和2年度		令和3年度	
	件数	負債額	件数	負債額	件数	負債額	件数	負債額	件数	負債額
4月	0	0	0	0	1	1,000	2	7,000	2	21,900
5月	3	69,600	2	2,000	3	9,300	1	1,000	1	10,000
6月	2	2,900	2	2,100	1	3,500	0	0	1	1,000
7月	2	5,000	1	1,000	1	1,000	0	0	1	3,400
8月	4	23,200	1	1,000	1	1,000	1	116,500	2	3,900
9月	1	1,000	3	9,500	1	2,000	2	2,500	0	0
10月	1	3,400	1	15,400	2	2,000	4	99,500	0	0
11月	1	1,000	0	0	1	3,000	1	3,200	1	2,000
12月	1	2,700	0	0	2	26,700	0	0	1	13,600
1月	1	1,000	2	2,000	0	0	3	48,700	2	2,000
2月	0	0	1	1,000	1	5,500	1	2,100	1	26,700
3月	1	1,000	0	0	4	19,700	1	66,000	2	35,000
合計	17	110,800	13	34,000	18	74,700	16	346,500	14	119,500
前年比	70.8%	35.1%	76.5%	30.7%	105.9%	67.4%	94.1%	312.7%	82.4%	107.9%

(出所：株式会社帝国データバンクの集計をもとに商工観光労働部商工政策課作成)

5. 監査の結果及び意見

市内の指定金融機関と契約を結び中小企業への融資を促進するための原資として預託制度を使っているのも特に運用上問題はないとして特に指摘すべき事項はない。

5. 中小企業融資利子・保証料補給金

1. 概要

●事業の内容 中小企業者に対して、市が信用保証料や支払い利子を助成し、負担を軽減することで、経営の安定を図る。以下の二つの保証料補給事業と利子補給事業がある。 保証料補給：長期事業資金、経営安定資金、緊急経営支援資金の一般枠、経済対策特別枠、危機関連枠、都心部・地域商業賑わい創出支援資金の融資金額 350 万円以内の融資を対象、経営安定資金については、補給上限額（借入期間を 5 年とした場合の保証料額）を設けている。それ以外の資金は上限額はなし。新型コロナウイルス感染症特別枠は保証料 0% で事業者負担がないため保証料補給なし。 利子補給：緊急経営支援資金、新事業展開支援資金（一部）、都心部・地域商業賑わい創出支援資金の借入れ後 1 年間の支払利子の全額（延滞利子分は除く）を補給。ただし、緊急経営支援資金のうち、新型コロナウイルス感染症特別枠は借入れ後 5 年間の支払い利子の全額（延滞利子分は除く）を補給。 〈関連諸法令・条例・規則〉 久留米市中小商工業融資委員会規則、久留米市中小企業資金保証料補給規則、久留米市中小企業緊急経営支援資金利子補給金交付要綱、久留米市新事業展開支援資金利子補給金交付要綱、久留米市都心部・地域商業賑わい創出支援資金利子補給金交付要綱
●事業の形態 事業目的：経済情勢の急激な変化などにより、事業活動に支障を生じた中小企業者に対する久留米市中小企業緊急経営支援資金にかかる利子の一部を補給することにより、中小企業者の経営の安定に資することを目的とする。 対象者：融資実行日が平成 14 年 4 月 1 日以降の者
●実施期間 継続事業。新型コロナウイルス感染症特別枠については融資実施後 5 年間の支払い利子の全額（延滞利子分は除く）を補給しており、当該融資枠は令和 2 年度から開始されていることから利子補給は令和 3 年度から開始している。
●課が考えている課題 新型コロナウイルス感染症特別枠の利子補給が 5 年であり、件数も多いことから、事務処理を効率的に実施していく必要がある。

2. 事業費の予算と決算の推移

(1) 予算額と決算額の推移

(単位：千円)

年度	予算額	決算額
令和3年度	55,458	44,459

※予算額、決算額は、中小企業融資利子・保証料補給金全体の額。

※利子補給額 39,307 千円（うち新型コロナウイルス感染症特別枠 35,721 千円）

※利子補給件数 1,802 件（うち新型コロナウイルス感染症特別枠 1,658 件）

3. 支出が公平に処理されているかについて

利子補給についてサンプル監査したが、公平に処理されていた。

4. 事業の必要性について

経済情勢の急激な変化などにより、事業活動に支障を生じた中小企業者に対する久留米市中小企業緊急経営支援資金にかかる利子の一部を補給することにより、中小企業者の経営の安定に資することを目的とするものであり、当該融資制度に伴う取組みとして必要がある。

5. 監査の結果及び意見

(意見46) 申請書確認手続の不備

利子補給金について、利子額の銀行照会回答文書と、「利子補給金交付申請書兼誓約同意書（第1号様式）」、「役員等調書及び照会承諾書（第2号様式）」等の申請書類と突合し、令和2年7月と8月の利子補給手続きの妥当性についてチェックをしたところ、管理番号の二重附番による不整合が4か所あった。照会後に修正がなされており実際の支払いが二重であったというわけではないが、より内部管理の徹底が望まれる。

令和3年度末 融資制度預託金元金・利子額																				
銀行名	預金種別	預託日	元 金 (千円)								利 子 (円)								返還額 (円)	
			長期事業 資金	経営安定 資金	緊急経営 支援資金	新規開業 資金	新事業展開 支援資金	個人・団・地域連携費(F1) 拠出支援資金	団体育成 強化資金	合計	預託利率 (年利)	長期事業 資金	経営安定 資金	緊急経営 支援資金	新規開業 資金	新事業展開 支援資金	個人・団・地域連携費(F1) 拠出支援資金	団体育成 強化資金		合計
A銀行	決済	4月1日	38,300	111,100	638,700	12,200	7,000	6,200	-	813,500	0.0000%	-	-	-	-	-	-	-	-	813,500,000
	決済	10月1日				4,600			-	4,600	0.0000%	-	-	-	-	-	-	-	-	4,600,000
B銀行	定期	4月1日	51,100	211,900	286,900	15,000	6,900	8,400	-	580,200	0.0020%	1,021	4,226	5,722	299	137	167	-	11,572	580,211,572
	決済	4月1日			904,000				-	904,000	0.0000%	-	-	-	-	-	-	-	-	904,000,000
	決済	10月1日				4,600			-	4,600	0.0000%	-	-	-	-	-	-	-	-	4,600,000
C銀行	定期	4月1日	4,400	12,600	117,000	2,100		-	-	136,100	0.0020%	89	251	2,333	41	-	-	-	2,714	136,102,714
D銀行	決済	4月1日	800	3,000	60,400	500	-	-	-	64,700	0.0000%	-	-	-	-	-	-	-	-	64,700,000
E銀行	決済	4月1日	25,000	44,200	343,200	3,000		8,000	-	423,400	0.0000%	-	-	-	-	-	-	-	-	423,400,000
	定期	10月1日	-	-		2,000	-	-	-	2,000	0.0020%	-	-	-	19	-	-	-	19	2,000,019
F銀行	決済	4月1日	20,300	48,700	140,300	500		-	-	209,800	0.0000%	-	-	-	-	-	-	-	-	209,800,000
G銀行	決済	4月1日	500	11,200	82,200	500		-	-	94,400	0.0000%	-	-	-	-	-	-	-	-	94,400,000
H銀行	定期	4月1日	41,000	204,100	701,300	34,200	7,000	6,200	-	993,800	0.0020%	820	4,070	13,987	682	139	123	-	19,821	993,819,821
	決済	4月1日			534,000				-	534,000	0.0000%	-	-	-	-	-	-	-	-	534,000,000
	決済	10月1日	-	-		1,100	-	-	-	1,100	0.0000%	-	-	-	-	-	-	-	-	1,100,000
I銀行	定期	4月1日	1,800	29,200	258,400	500			-	289,900	0.0020%	35	582	5,153	9	-	-	-	5,782	289,905,782
	決済	4月1日			38,000				-	38,000	0.0000%	-	-	-	-	-	-	-	-	38,000,000
	決済	10月1日	-	-		900	-	-	-	900	0.0000%	-	-	-	-	-	-	-	-	900,000
J銀行	定期	4月1日	30,000	45,400	772,400	1,400	-	-	-	849,200	0.0100%	2,993	4,527	77,028	139	-	-	-	84,687	849,284,687
	定期	10月1日	-	-		3,100	-	-	-	3,100	0.0100%	-	-	-	153	-	-	-	153	3,100,153
K銀行	決済	4月1日	500	1,000	7,000	500	-	-	1,000	10,000	0.0000%	-	-	-	-	-	-	-	-	10,000,000
L銀行	決済	4月1日	2,000	700	61,900	500	-	-	-	65,100	0.0000%	-	-	-	-	-	-	-	-	65,100,000
計	定期	4月1日	128,300	503,200	2,136,000	53,200	13,900	14,600	-	2,849,200		4,958	13,656	104,223	1,170	276	290	-	124,576	2,849,324,576
	決済	4月1日	87,400	219,900	2,809,700	17,700	7,000	14,200	1,000	3,156,900		-	-	-	-	-	-	-	-	3,156,900,000
	定期	10月1日	-	-	-	5,100	-	-	-	5,100		-	-	-	172	-	-	-	172	5,100,172
	決済	10月1日	-	-	-	11,200	-	-	-	11,200		-	-	-	-	-	-	-	-	11,200,000
	定期		-	-	-	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	-	-	-	0
合 計			215,700	723,100	4,945,700	87,200	20,900	28,800	1,000	6,022,400		4,958	13,656	104,223	1,342	276	290	-	124,748	6,022,524,748

6. 休業要請協力支援金

1. 概要

●事業の内容
新型コロナウイルス感染拡大防止のため、福岡県が行った施設の使用停止及び営業時間の短縮の協力要請に応じて休業等を実施した久留米市内の施設を運営する事業者に対し、支援金を交付する。 支援額は1対象施設の場合は10万円、2以上の対象施設がある場合は20万円。 〈関連諸法令・条例・規則〉 久留米市補助金等交付規則、久留米市休業要請協力支援金交付要綱
●事業の形態
福岡県が休止を要請した施設または営業時間の短縮を要請した施設が対象。
●実施期間
(休業等対象期間) 2020年4月14日～2020年5月31日の間で2週間以上 (申請受付期間) 2020年6月1日～2020年7月31日
●課が考えている課題
県の要請に従い休業等を実施することで、売上が激減する事業者の影響軽減を図る

2. 事業費の予算と決算の推移

(1) 予算額と決算額(財源)の推移

(単位：千円)

年度	予算額	決算額	支援件数
令和2年度	120,000	136,500	1,276

3. 支出が公平に処理されているかについて

下記監査結果と意見参照

4. 事業の必要性について

予算・決算額を比較して決算がオーバーしていることからその必要性が推察される。

5. 監査の結果及び意見

(意見47) 客観的な資料の必要性

時短営業(17時から20時まで)や休業等の状況が客観的に確認できないケースがあった。時短要請解除後に受付を開始したため、店頭の貼紙、チラシ、DMなどがなく、休業期間の確認を事業者本人の売上台帳や本人自筆の宣誓書などの資料で判断しているケースも見受けられ、エステサロンで2週間以上の時短営業が要求されているにも関わらず、ホームページにより2週間以内であったことが判明した事例があったことから客観的に休業等が確認でき

る資料を必要とすべきだったと思われる。

7. 事業継続給付金・新規創業者事業継続給付金

1. 概要

●事業の内容
新型コロナウイルス感染症の影響により特に大きな影響を受けている中小法人又は個人事業者に対し、事業継続を支援するため給付金を交付する。 給付金額は、両制度とも中小法人 30 万円、個人事業者 15 万円とする。 〈関連諸法令・条例・規則〉 久留米市補助金等交付規則、久留米市事業継続給付金交付要綱、久留米市新規創業者事業継続給付金交付要綱
●事業の形態
事業継続給付金は、 ① 令和 2 年 4 月または 5 月の売上高が前年同月比 70%以上減少していること ② ・市のセーフティネット保証等の認定を受け、市又は県の融資制度を活用し 100 万円以上の借入があること 又は ・小規模事業者持続化補助金など国等の補助事業を申請されたこと のいずれも満たす中小法人または個人事業者が対象 新規創業者事業継続給付金は、令和 2 年 1 月 1 日から 4 月 6 日までに創業し、 ① 令和 2 年 4 月または 5 月の売上高が計画比で 50%以上減少していること ② ・金融機関から 100 万円以上借入れていること 又は ・小規模事業者持続化補助金など国等の補助事業を申請されたこと のいずれも満たす中小法人または個人事業者が対象
●実施期間
(対象期間) 2020 年 4 月または 5 月 (申請受付期間) 2020 年 6 月 1 日～2020 年 7 月 31 日
●課が考えている課題
コロナの影響を受け、経営状況が特に厳しい事業者の事業継続

2. 事業費の予算と決算の推移

予算額と決算額の推移

(単位：千円)

年度	予算額	決算額	支援件数
令和2年度（事業継続給付金）	405,000	225,450	1,095
令和2年度（新規創業者事業継続給付金）	19,500	6,900	37

3. 支出が公平に処理されているかについて

対象要件が厳しかったためか支援件数が少なかった。

4. 事業の必要性について

コロナの影響を受け、経営状況が特に厳しい事業者の事業継続のために必要であった。

5. 監査の結果及び意見

適正に処理されて問題はなかった。

8. 新しい生活様式対応事業者応援金

1. 概要

●事業の内容 久留米市内の多数の人が集まる来客型の店舗などにおいて、新型コロナウイルスの感染防止対策や非対面の営業形態の導入など「新しい生活様式」に対応する環境整備を講じた中小法人・個人事業者に対し、応援金を交付する。 応援金の上限額は、1つの施設等を有する中小法人5万円、個人事業者4万円とし、2つ以上の施設等を有する中小法人は10万円、個人事業者は8万円 〈関連諸法令・条例・規則〉 久留米市補助金等交付規則、久留米市新しい生活様式対応事業者応援金交付要綱
●事業の形態 感染防止対策としては、消毒液や間仕切りの設置、従事者のフェイスシールドやマスクの着用などを対象としており、小売業や飲食サービス業などを対象業種としている。（ホテル・旅館、タクシー、観光バスなどは「新しい生活様式対応観光・MICE 支援金」の対象となるため除外）
●申請期間 2020年7月6日～2020年8月31日（期間を10月30日まで延長）
●課が考えている課題 コロナの影響により売り上げが減少している中、感染対策の取り組みという新たな負担を強いられる事業者への支援

2. 事業費の予算と決算の推移

予算額と決算額の推移

(単位：千円)

年度	予算額	決算額	支援件数
令和2年度	360,000	200,960	4,367

3. 支出が公平に処理されているかについて

適正に処理されていることを確認した。

4. 事業の必要性について

コロナによる売り上げ減に加え、感染対策の取り組みへの負担増となる事業者のために必要であった。

5. 監査の結果及び意見

特に問題はなかった。

9. 大規模観光関連施設支援金

1. 概要

●事業の内容 国からの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金と宿泊税を活用して新型コロナウイルス感染症拡大の長期化により影響を受けている、観光・MICE 振興の基盤である大規模な観光関連施設等を運営する事業者支援を行い、今後の事業継続と観光需要の回復期への備えを後押しする。 〈関連諸法令・条例・規則〉 久留米市大規模観光関連施設等支援金交付要綱
●事業の形態 交付要件：コロナの影響により比較年（2020 年 1 月から 2021 年 3 月までの間の連続した 12 か月の月間事業収入の合計）が基準年（2018 年 1 月から 2019 年 12 月までの間の、比較年と同じ月の 12 か月の月間事業収入の合計）より年間事業収入が 30%以上減少していること及び申請時点で事業を行っており継続する意思があること 対象期間：令和 3 年 7 月 1 日～令和 4 年 1 月 31 日 対象者：①宿泊事業者、②観光・MICE 関連施設運営者、③観光関連交通事業者、④旅行 支援内容：①大規模宴会・会議場がある施設 100 万円、①その他 1 室あたり 2 万円、②100 万円、③観光バス 5 万円/1 台、タクシー2 万円/1 台、④店舗年間売上 5000 万円以上 25 万円/1 店舗、店舗年間売上 1 億円以上 50 万円/1 店舗、 新型コロナウイルス感染症対策に関連する給付金や協力金等との併用も可能
●申請受付期間 2021 年 7 月 1 日～2022 年 1 月 31 日
●課が考えている課題 特になし

2. 事業費の予算と決算の推移

予算額と決算額

	予算額（千円）	実績	
		決算額（千円）	交付決定数
大宴会場付宿泊施設 ※1	27,000	5,000	4
その他宿泊施設		6,640	13
大規模宴会・会議場 ※2	31,000	6,000	6
酒ツーリズム等関連施設（酒蔵）		6,000	6
旅行事業者※3		4,750	9
観光関連交通事業者	13,600	11,770	97
合計	71,600	40,160	135

※1 令和2年度に福岡県の県税事務所に宿泊税の申告・納入を行っている施設に限る

※2 大規模宴会・会議場とは、大規模の集会（式典、学会、展示会、セミナー、懇親会等）が開催できる会場（1室200㎡以上）を有する、延床面積が1,000㎡以上の施設

※3 来店型店舗に限る

3. 支出が公平に処理されているかについて

申請者に対しては、公平に処理されていることを確認した。ただし、事業者（ホテル連合会や酒蔵等）の中には、売上減少が15%しか減少していないので30%以上減少という支給要件に合致していないことで不適用となるのでもっと要件を緩和してほしいとの要望があったが、他事業における国の基準の趣旨に照らし対応せざるを得なかった。

4. 事業の必要性について

営業の継続事態に不安があったが、支援金によって事業継続の心の支えになったという意見があった。

5. 監査の結果及び意見

交付決定のすべての申請書、誓約・同意書、直近2年間の確定申告書、市内で対象となる施設であることの確認が取れる書類、支援金額の算定に必要な書類、振込み通帳、代表者本人確認の書類、履歴事項全部証明書、役員名簿を調査したが、特に指摘すべき事項はなかった。

10. 宿泊施設テレワーク等環境整備補助金

1. 概要

●事業の内容
宿泊施設のテレワークスペースへの改修やサテライトオフィスの整備などの事業多角化に取り組む市内宿泊事業者を支援することで、宿泊施設の稼働率向上を図り、将来の観光需要や地域経済の回復に資することを目的とする 〈関連諸法令・条例・規則〉久留米市補助金等交付規則、久留米市宿泊施設テレワーク等環境整備補助金交付要綱
●事業の形態
対象者：ホテル、民泊等宿泊施設 対象事業：市内の宿泊施設において、テレワーク又はサテライトオフィス等が行える環境を整備する目的で行う下記のいずれかに該当する事業 ・客室等におけるインターネット環境の整備 ・客室等におけるテレビ会議システムの整備 ・サテライトオフィス及びテレワーク勤務に供するためのワークスペース及び会議室の整備 支給限度額：150万円（ホテル等）15万円（民泊） 補助対象経費：※経年劣化等による修繕や設備・備品の更新に係る費用は除く ・設備等導入費：設備等の導入（購入、設置、レンタル費用等）に係る経費 ・工事費：宿泊施設の改修工事に係る経費（設計費用を含む。） 補助率：3/4
●申請受付期間
2021年5月31日～2021年10月29日（令和3年度）
●課が考えている課題
予算要求時期と、予算執行時期にタイムラグがあるため、移り変わる事業者のニーズに適応できない場合がある。

2. 事業費の予算と決算の推移

予算額と決算額の推移

（単位：千円）

年度	予算額	決算額	支援件数
令和3年度	9,000	1,611	2

3. 支出が公平に処理されているかについて

ホテル連合会には周知徹底した。2か月に1回の会合やホームページチラシなど。簡易宿所にもチラシを配布した。その他、事業者向けの支援等周知チラシに掲載し周知を図った。

4. 成果指標と実績評価及び PDCA サイクルへの反映について

6 件で予算 900 万円だったが、実際利用者は 2 件のみであった。

5. 事業の必要性について

本来は、改修やベッドの入れ替えなどを事業経費の対象とすべきとの要望があったが、経営の中での対応であるべきとの基本理念が国や県、市にはあった。特に申請前に工事を行ってしまった場合には補助金対象外となったが、それは予算策定が遅かったか広報が的確でなかったか定かではないが、タイミングのずれとの認識に過ぎないともいえる。テレワークへの様子見という認識だったのか。基本、WiFi に関しては、今後もお客様への満足度の向上にはつながるといえる。

事実 2 件のうち 1 件は、申請要件の一つの延滞なしの証明書の発行ができなかったため、地方税徴収猶予制度を便宜的に使い、徴収猶予決定通知書で納期分の確認を行うことによる申請であった。固定資産税や事業税を併せて 9 百万円以上の未納があるにもかかわらず、200 万円を超える WiFi 設備環境改善支出により補助金 150 万円を受けている。これは経営上の根本問題があるかもしれないが、補助金制度を使って事業を継続させることにつながっているといえるかもしれない。

6. 監査の結果及び意見

(意見 4 8) 地方税徴収猶予制度利用者を滞納なしと扱うことについて

本事業の申請者 2 名のうち 1 名については、市税の滞納があった。本補助金の交付要綱第 4 条第 2 項第 1 号には、「市税の滞納がある者」については、補助事業者から除外すると規定されている。

しかし、当該事業者が地方税徴収猶予制度により徴収猶予決定を受けており、申請月までの分割金を納付していることを確認した上で、「市税の滞納がある者」としては扱わずに補助金を交付した。

この扱いについては、要綱等に根拠はないものの、徴収猶予決定を受けている以上は、直ちに納めるべき市税は存在しないということになるため、市税の滞納がある者として扱わないことには一定の合理性がある。担当課に確認したところ、本補助金に限らず、一般的に同様の扱いをしているということであり、この点については、平等性についても問題はない。

但し、当該扱いについては、要綱等明示の規定には記載がされていないため、当該扱いを知っている事業者や偶然徴収猶予決定を受けている市税の滞納がある事業者については、適用を受けることができるという利益を受けられる一方、当該扱いを知らないで、滞納があるために申請を諦めてしまう事業者も存在するはずである。この点については、市が要綱等で公表していない取扱いであって、不平等が生じていると考える。

例えば、交付要綱に、「市税の滞納がある者（但し、徴収猶予決定を受けた者を除く）」などと記載しておけば、申請者に対して、知る機会を与えられるものと考ええる。